

令和3年2月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(2月24日)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
委員会	
《関係部局所管事項説明》	

(2月25日 (経済対策補正審査))

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、経過	
分科会	
産業労働部長予算議案説明	4
産業政策課長補足説明	5
企業振興課長補足説明	6
経営支援課長補足説明	7
水産部長予算議案説明	7
水産加工流通課長補足説明	7
水産部参事監補足説明	8
農林部長予算議案説明	10
農村整備課長補足説明	11
林政課長補足説明	12
森林整備室長補足説明	12
予算議案に対する質疑	13
予算議案に対する討論	30
委員会	
審査内容等に関する委員会討議 (協議)	

(第1日目)

1、開催日時・場所	32
2、出席者	32
3、審査事件	32
4、付託事件	33
5、経過	
(産業労働部)	
分科会	
産業労働部長予算議案説明	34
経営支援課長補足説明	37
雇用労働政策課長補足説明	38
決議に基づく提出資料の説明	38
予算議案に対する質疑	38
予算議案に対する討論	77
委員会	
産業労働部長総括説明	78

産業政策課長補足説明	8 1
議案に対する質疑	8 3
議案に対する討論	8 5
陳 情 審 査	8 6
議案外所管事項に対する質問	8 6

(第2日目)

1、開催日時・場所	1 0 4
2、出 席 者	1 0 4
3、経 過	

(水産部)

分科会

水産部長予算議案説明	1 0 4
漁港漁場課長補足説明	1 0 7
決議に基づく提出資料の説明	1 0 8
予算議案に対する質疑	1 0 8
予算議案に対する討論	1 3 1

委員会

水産部長総括事項説明	1 3 1
水産加工流通課長補足説明	1 3 4
漁港漁場課長補足説明	1 3 4
水産部参事監補足説明	1 3 5
議案に対する質疑	1 3 8
議案に対する討論	1 4 7
陳 情 審 査	1 4 7
議案外所管事項に対する質問	1 4 8

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 6 2
2、出 席 者	1 6 2
3、経 過	

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明	1 6 2
農政課長補足説明	1 6 5
農業経営課長補足説明	1 6 5
決議に基づく提出資料の説明	1 6 6
予算議案に対する質疑	1 6 6
予算議案に対する討論	2 0 1

委員会

農林部長総括事項説明	2 0 1
議案に対する質疑	2 0 3
議案に対する討論	2 0 3
陳 情 審 査	2 0 3
議案外所管事項に対する質問	2 0 4

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・産業労働部）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・農林部）
- ・分科会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：産業労働部）
- ・分科会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：農林部）

2 月 24 日

(關係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月24日

自 午後 2時 0分
至 午後 5時 7分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	久保田将誠	君
副委員長（副会長）	山口 経正	君
委 員	溝口芙美雄	君
”	坂本 智徳	君
”	外間 雅弘	君
”	西川 克己	君
”	山口 初實	君
”	川崎 祥司	君
”	吉村 洋	君
”	山本 由夫	君
”	堤 典子	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	廣田 義美	君
水産部長	斎藤 晃	君
農林部長	綾香 直芳	君

6、審査事件の件名

予算議案

第75号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）

（関係分）

第76号議案

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算

（第2号）

事件議案

第64号議案

直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担
についての一部変更について

7、審査の経過次のとおり

午後 2時00分 開会

【久保田委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり、決定いたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会になりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、農水経済委員会の委員長を仰せつかりました久保田将誠でございます。

山口経正副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本委員会は、本県の主要産業である農林水産業及び産業振興の分野を所管しており、農林水産業の担い手の減少や高齢化に向けての対応、農水産物の流通や加工の推進、農村や森林及び漁港漁場の整備、成長産業の誘致、新産業の創出・育成、地場中小企業の支援、雇用対策など、県政の重要課題を担っております。

また、県民所得の向上を図るため、力強い産業を育て、県民の皆様働く場を創出し、成長につながる付加価値の高い産業群を構築し、若

者の県内定着率を高めていく上でも、本委員会の役割は、ますます重要性を増してきておりますが、本県の厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な事業執行の検証が求められているところでございます。

このように、山積する課題の解決に向けて、山口経正副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、積極的に論議を深めていただきますとともに、円滑な委員会の運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

微力ながら本県の農水経済委員会所管行政の進展に取り組んでまいりますので、委員及び理事者の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひいたしまして、簡単であります、私のご挨拶といたします。

（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側の挨拶及び紹介を受けたいと思います。

【廣田産業労働部長】産業労働部長の廣田義美でございます。

農水経済委員会の開会にあたり、関係部局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私ども、本委員会所管の各部におきましては、商工業・農林水産業の振興、雇用の促進など、本県の経済活性化にかかる各種施策を展開しております。

しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響から、本県の景気は、「緩やかに持ち直しているが、足もとでは新型コロナウ

イルス感染症の再拡大の影響がみられている」とされており、「感染拡大防止」と「経済活動の回復・拡大」の両立を図ることが大きな課題であります。

去る、1月臨時会において、県からの飲食店等に対する営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対する、一店舗あたり76万円の協力金の支給について、ご承認いただいたところでありますが、これら飲食店等との取引がある県内事業者を対象に、売上が減少したことに対する支援につきましても、本定例会においてご提案しているところであります。

これまで、県議会でご承認をいただきました各種施策を中心とし、さまざまな施策を講じてまいりましたが、今後とも新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響と経済活動の動向を注視し、県議会のご意見をお伺いしながら、引き続き、必要な対策を実施してまいります。

このような状況の中、令和3年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」及び、その個別計画である「ながさき産業振興プラン2025」、「長崎県水産業振興基本計画」及び「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき新たな取組をスタートする年となります。

産業労働分野においては、感染症の影響を開する事業継続の支援、若者の県内定着促進や産業人材の育成、成長分野の新産業創出など

水産業においては、水産資源の変動や社会情勢等の変化に強い経営体づくり、水産業の成長産業化、漁村の賑わいや活力創出など

農林業においては、スマート農林業による生産性向上、ハウス・牛舎・農地などの生産基盤整備や規模拡大、加工・流通・販売対策の強化などを中心に、力強い産業を創造する長崎県を目指し、さまざまな施策に取り組むこととして

おり、国の施策を積極的に活用しながら、県内の産業、経済の活性化に全力を注いでまいります。

久保田委員長、山口経正副委員長をはじめ、各委員の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、県政推進に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。甚だ簡単ではございますが、重ねて温かいご指導をお願いいたしまして、ご挨拶といたします。

それでは、本日出席しております幹部職員を紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山本委員、堤委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

今回の議題は、「農水経済行政所管事務について」及び第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分ほか2件並びに令和3年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

お手元に配付しております審査順序のとおり、本日は委員会を協議会に切り替えて、産業労働部、水産部、農林部の所管事務の概要について説明を受け、明日は国の経済対策に関する議案について一括して分科会審査を行い、審査終了後、「令和3年2月定例会の審査内容（案）」についての委員間協議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、所管事務の概要説明についてのご質問等につきましては、今回は特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会の中で行うことにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 5時 6分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

本日の会議はこれにてとどめ、明日は午前10時より再開し、経済対策補正予算についての審査を行い、審査終了後、「令和3年2月定例会の審査内容（案）」についての委員間協議を行います。本日はこれをもって散会いたします。

おつかれさまでした。

午後 5時 7分 散会

2 月 25 日

(経済対策補正予算審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月25日

自 午前10時 0分
至 午後 零時 9分
於 委員会室 4

水産部次長 川口 和宏 君
水産部参事監 内田 智 君
水産加工流通課長 吉田 誠 君
水産加工流通課企画監 齋藤周二朗 君
漁港漁場課長 橋本 康史 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 久保田将誠 君
副委員長（副会長） 山口 経正 君
委 員 溝口芙美雄 君
" 坂本 智徳 君
" 外間 雅弘 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 川崎 祥司 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 堤 典子 君

農 林 部 長 綾香 直芳 君
農 林 部 次 長 吉田 弘毅 君
農 林 部 次 長 渋谷 隆秀 君
農 林 部 参 事 監
(農村整備事業・諫早湾干拓担当) 山根 伸司 君
林政課長(参事監) 内田 陽二 君
農 村 整 備 課 長 土井 幸寿 君
森 林 整 備 室 長 永田 明広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君
産業労働部次長 村田 誠 君
産業政策課長 松尾 義行 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
経営支援課長 吉田 憲司 君

水産部長 齋藤 晃 君
水産部次長 西 貴史 君

7、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【久保田分科会長】 おはようございます。

委員会を再開します。

これより、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分ほか2件について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議案を議題といたします。

産業労働部長より議案の説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料（経済対策補正）産業労働部」をご覧くださいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第13号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は記載のとおりでありまして、内容についてご説明いたします。

産業政策課。

中小企業振興費について。

長崎県の要請に基づく飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した県内事業者への支援に要する経費として、長崎県事業継続支援給付金事業費16億156万5,000円の増を計上いたしております。

企業振興課。

工鉱業振興費について。

地域経済や雇用の下支え及び今後の成長産業の礎を強化するための県内製造業企業に対する支援に要する経費として、地場企業総合支援事業費6億円の増を計上いたしております。

経営支援課。

商業振興費について。

新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るため、新分野展開による経営多角化や事業・業種転換等の先進的な取組を進める県内サービス産業事業者への支援に要する経費として、サービス産業活性化事業費5,000万円の増を計上いたしております。

繰越明許費について。

繰越明許費についてご説明をいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業において、年度内に適正な事業実施期間が確保できないことなどから、サービス産業活性化事業費5,000万円の増、長崎県事業継続支援給付金事業費16億156万5,000円の増、地場企業総合支援事業費6億円の増、合計22億5,156万5,000円の増について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

なお、補足説明資料といたしまして、「令和3年2月定例会県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【2月補正（経済対策）】（産業労働部）」を配付いたしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。

次に、補足説明をお願いいたします。

【松尾産業政策課長】 資料は、「令和3年2月定例会県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【2月補正（経済対策）】（産業労働部）」をご覧ください。

私からは、資料の1ページ、長崎県事業継続支援給付金事業費についてご説明いたします。

予算額といたしましては、16億156万5,000円を計上しております。

事業目的でございますが、長崎県の要請に基づく飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した県内の事業者に対して支援を行うものであり、県内市町と連携して実施するものであります。

事業内容でございますが、長崎県事業継続支援給付金給付事業補助金15億2,530万円でございます。

これは、1、時短営業を実施した県内の飲食

店と直接・間接の取引があること、2、県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと、3、長崎市において、協力金の対象となる飲食店、遊興施設以外で時短営業の依頼に協力したことのいずれかに該当し、今年の1月または2月の売上高が、対前年または対前々年比50%以上減少している事業者に対し、1事業者当たり20万円を県と市町が折半で支給するものであります。

事業者からの申請の受付、支給事務については市町に実施していただき、県の負担分を、1事業者当たり10万円となりますが、市町に対して補助金として支給するものでございます。

併せて市町への事務費補助金として7,626万5,000円を計上しております。これは、申請の受付、支給事務を市町が行いますので、その事務費について県から補助を行うものでございます。

以上で私からの説明を終わります。

【宮地企業振興課長】 続きまして、2ページをお開きください。

長崎県成長産業ネクストステージ投資促進事業についてご説明いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化により厳しい状況にある地域の経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎を強化するため、半導体やロボットなどの産業用機械、造船・プラント、航空機及び医療関連分野を加えた成長分野において、県内製造業企業の取組を支援するもので、昨年9月の補正予算として計上し、10月から11月にかけて募集いたしました事業のいわゆる第2弾となります。

昨年募集いたしました同事業においては、18億2,000万円の予算額に対し約31億6,000万円の応募があるなど、県内経済の実態を踏まえた事業として、県工業連合会をはじめ企業側から

評価の声と多くのご応募をいただきました。

今回については、前回の応募状況や引き続きコロナ禍にある本県経済の状況変化、さらには国の予算とも重複しないような制度設計としており、具体的には資料下段に表を掲載しておりますが、2つのメニューを構えております。

左側の事業再構築促進型につきましては、研究開発や設備投資、生産効率化経費などをご支援するもので、補助率は3分の2、補助上限は100万円となっております。

次に、右側の県内調達拡大プロジェクト型につきましては、本県製造業の次の礎となる設備投資を支援し、県内へ域外需要、いわゆる仕事の取り込みを図るもので、中小企業の場合は補助率3分の2、大企業の場合は2分の1としており、補助上限額は1億円となっております。

なお、県内調達拡大プロジェクト型につきましては、コロナ禍にあって国内回帰などサプライチェーンの変化に対応する取組であることや、県内企業から一定以上の部品調達を行って製造する取組であることなど、県内での波及効果が高い取組であることを認定要件としております。

以上で私からのご説明を終わります。

【吉田経営支援課長】 資料の3ページをお願いいたします。

サービス産業事業再構築支援事業費、予算額5,000万円でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で消費者が外出を控えるようになったこと等から、小売業や宿泊業等の売上低迷が続いており、今後、倒産や廃業が増加することも懸念されております。

このような中、社会や消費者ニーズの変化に対応するため、新たな分野への展開による経営の多角化や業種、業態の転換など事業の再構築に向けた先進的な取組を行う県内サービス産業

事業者に対し、取組に必要な経費の補助を行おうとするものでございます。

申請に当たっては、中小企業診断士や税理士などの専門家の支援を受けて事業計画を策定することとし、その計画において付加価値の向上を要件とすることを考えております。

補助対象者及び補助対象経費は記載のとおりでございます。補助率は3分の2以内、補助金の上限額は100万円、下限額を30万円とし、幅広く支援を行いたいというふうに考えております。

以上でご説明を終わります。

【久保田分科会長】続いて、水産部長より議案の説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】 それでは、水産部関係の議案についてご説明させていただきます。

お手元にお配りしております「令和3年2月定例会県議会予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料（経済対策補正）水産部」1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、予算議案第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、事件議案第64号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について」であります。

はじめに、第75号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳入は合計31億3,656万円の増、歳出は合計47

億6,613万5,000円の増となっております。

2ページをお開きください。

補正予算の内容についてご説明いたします。

県産水産物販売促進緊急対策事業費について。国の緊急事態宣言により都市部向けの天然魚等の荷動きが悪化していることから、県内量販店等での販売促進キャンペーンの展開による消費拡大の取組などを支援するための経費として、県産水産物販売促進緊急対策事業費1億円の増を計上いたしております。

水産基盤整備について。

漁場水産基盤整備費で、国直轄特定漁港漁場整備事業負担金4,812万5,000円の増のほか、記載のとおり計上いたしております。

3ページをお開きください。

繰越明許費については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、記載のとおり設定しようとするものであります。

次に、第64号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について」は、昨年2月定例会において議決いただいた、国が対馬海峡地区で実施している直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について、このたびの経済対策補正予算により、国が追加事業を実施するため、県負担限度額の増額変更に同意しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 次に、補足説明をお願いいたします。

【吉田水産加工流通課長】お手元に配付しております資料1、「令和3年2月定例会県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2

年度2月補正予算（案）について」ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

県産水産物販売促進緊急対策事業費についてご説明いたします。

この事業では、国の緊急事態宣言により都市部向けの天然魚等の荷動きが悪化していることから、県産水産物の流通促進を図るため、県内外の量販店などでの販売促進キャンペーンの展開による消費拡大に取り組む経費への支援として、1億円を計上いたしております。

水産物流通の現状につきまして、年末までは相場が回復傾向でありましたが、再度の緊急事態宣言により安値傾向に一転しております。

右のグラフをご覧ください。

長崎魚市場における本年1月のひらめ単価はキロ1,100円、あまだいはキロ2,100円であり、昨年4月の緊急事態宣言時まで下がっております。こうした傾向は、飲食店などの需要先を販路とする天然の中・高級魚で顕著となっております。

養殖魚につきましては、国の1次補正による量販店などでの販促キャンペーンにより滞留の解消が一定図られましたが、天然魚は当初対象品目から外れていましたので、取組があまり進まず、商流の確保がまだ不足しております。

国の3次補正につきましても、販売促進キャンペーンの支援はありますが、1次補正により商流が確保された既存取引先との取組は原則対象外となっております。

そこで、今回の補正予算におきましては、これまでの養殖魚などの取組により流通が確保された取引先を活用し、天然魚の商流を緊急的に確保する取組を実施しようとするものであり、具体的には、量販店などにおける販売促進キャ

ンペーンの実施にかかる調達費等の2分の1を県で支援しようとするものでございます。

事業主体は、生産者から水産物などを調達し量販店に納入する、いわゆる産直流通を行う県漁連及び漁協とし、事業内容といたしましては、フロー図で示すとおり、県漁連などは生産者から通常の浜値で買い取り、量販店は本事業を活用して消費者が求めやすい価格で取引し、その場合の1の浜値と2の量販店との取引額との差額を県で支援する仕組みを考えております。

ご参考までに、国が3次補正で予算措置した販売促進キャンペーンに係る対象事業の概要を右側に記載しております。

1次補正からの変更点についてはアンダーラインの箇所であり、県事業において既存商流との取引拡大を図りつつ、養殖魚を含む新規販路の開拓については、国の3次補正の積極的な活用により本県水産物の販売促進を図ってまいりたいと考えております。

私からの補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【内田水産部参事監】 それでは、私の方から、漁港漁場整備関係の補正予算の内容について補足させていただきます。

お手元に配付しております資料2、「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年度2月補正予算（案）について」をご覧ください。こちらの1ページをお開きください。

今回の補正は、近年激甚化する台風、低気圧災害に備えた防災・減災対策やTPP等関連政策大綱に基づく水産物輸出促進対策事業の効果を早期に発現させることを目的に、予算措置したいというものでございます。

表に記載のとおり、県営漁港22か所、市町営漁港15か所、県営漁場5か所の整備と国の直轄

漁場整備1か所の負担金として、合計43か所に県予算ベースで46億6,613万5,000円を計上しております。

2ページ、3ページは補正予算の事業箇所となっております。2ページが公共事業によるもの、3ページは非公共事業となっております。

防災・減災に資する防波堤など主要施設の機能強化や水産物輸出促進に向けた陸揚げや生産機能の充実を図るため、表に記載の箇所で事業を実施する予定としております。

4ページ以降にその事業内容を記載しておりますが、このうち代表的な3か所についてご説明いたします。

まず4ページをご覧ください。

水産物の輸出促進対策として、長崎漁港の事例をご説明いたします。長崎漁港におきまして、水産物の高品質化による産地間競争力の強化及び輸出促進を図るため、高度衛生管理に対応した荷捌所の整備、大規模災害時においても水産物流通の早期回復が可能となる岸壁の耐震化等を実施することとしており、合計で16億1,400万円を計上しています。

続きまして5ページをご覧ください。

防災・減災対策として、小値賀町にごさいます小値賀漁港の事例をご説明いたします。こちらは、大型台風による被災を未然に防ぐことで漁業活動の継続と防災拠点漁港としての役割を果たすため防波堤の改良を行うものであり、2億円を計上しております。

続きまして6ページをご覧ください。

漁場整備については、輸出に向けられるあじやさば等の魚種を対象に、漁獲量の増大等に資する魚礁や増殖場を整備してまいります。

右の整備位置図をご覧ください。

対馬や県北など5地区で魚礁を7か所、増殖場

を1か所、国直轄によるマウンド礁1か所を整備する計画としております。

7ページから16ページまでは、その他の事業箇所の概要を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

最後に17ページをご覧ください。

繰越明許費についてご説明いたします。

この2月補正予算につきましては、年度内の工期が十分に確保できないため繰越の手続が必要になることから、全額を繰越額に計上させていただきます。

続きまして、国の直轄マウンド礁整備について県の負担金が発生しますので、そちらについてのご説明をいたします。

資料3、「農水経済分科会補足説明資料【第64号議案 直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について】」をご覧ください。

本議案は、令和2年2月定例会で可決された第73号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」について、国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費が変更されたことにより、県負担限度額を改め、県が負担することを同意するにあたり漁港漁場整備法第20条第3項の規定により議会の議決をお諮りするものでございます。

この1ページをご覧ください。

本事業の内容は、国が対馬東方沖の排他的経済水域にまあじ、まさば、まいわしの増殖を図るための湧昇流漁場を整備するものでございます。

事業費は全体で42億円、施設の規模は高さ約20メートル、長さ170メートル、幅約80メートルを計画しております。平成29年度より事業が開始されており、早期の完成を目指して現在、

工事の進捗が図られているところでございます。

漁場の整備箇所は、図に 印で示している位置であり、ここは対馬市の美津島町黒島灯台から東約14キロメートルの地点でございます。

2ページをご覧ください。

マウンド礁の造成は、令和元年度までに石材の投入が完了し、令和2年度はブロック製作を行っております。令和3年度はブロックの製作・投入が引き続き行われる予定となっております。

3ページをご覧ください。

令和2年度は、製作したマウンド礁のブロックを前倒して投入するため、対象事業費が5億5,891万5,000円から9億891万5,000円に増額となりましたことから、この金額に法令に基づく県負担金の基準13.75%を乗じて算出した県負担限度額は、7,685万812円から1億2,497万5,812円に変更となります。

負担金の基準につきましては、漁港漁場整備法の規定に基づき、事業に要する経費の25%となっておりますが、後進地域の開発に関する公共事業にかかる国の負担割合の特例に関する法律の適用によって、本県における令和2年度の負担金の基準は13.75%に低減されております。また、本県の負担分については地方債を充当することになり、その一部は後年度に交付税として措置されますので、実質的な負担はさらに軽減されます。

この費用負担に係る根拠法令につきましては4ページに規定をお示ししております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

【久保田分科会長】続いて農林部長より議案の説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】農林部関係の議案についてご

説明いたします。

資料がちょっとたくさんございますが、縦長の「関係議案説明資料（経済対策補正）農林部」という資料でございます。4枚つづりのものです。よろしいでしょうか。

【久保田分科会長】どうぞ、説明を。

【綾香農林部長】1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、第76号議案「令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」であり、その内容についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、まず第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入総額は46億4,487万6,000円の増、歳出総額は69億9,775万円の増となっております。

以降、計上事業等について記載をしておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

中段の債務負担行為の内容につきましては、山地治山費（工事国債）、地すべり防止費（工事国債）における工事請負契約にかかる支払額であり、内容につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について年度内に適正な工期が確保できないことから、それぞれ4ページの上段

に記載のとおり設定するものでございます。

次に、第76号議案「令和2年度長崎県営林特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入・歳出総額は2億1,188万5,000円の増となっております。

事業内容につきましては、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について年度内に適正な工期が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜わりますようお願い申し上げます。

【久保田分科会長】次に、補足説明をお願いいたします。

【土井農村整備課長】私から、お配りしております「令和3年2月定例県議会 予算決算委員会 農水経済分科会補足説明資料（経済対策）農林部」に基づいて補足説明いたします。

説明資料の1ページから7ページに農村整備課分の事業及び地区の一覧を掲載しておりますが、国の経済対策として予算措置されている補正予算のうち、農業農村整備事業関係予算では、国の総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策や、防災・減災国土強靱化のさらなる推進のための補正予算が本県に配分されております。今回、担い手育成畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業、ため池整備事業、地すべり防止対策事業等により59地区、7ページの欄外に記載されておりますが、合計51億5,200万円を計上するものであります。

主な事業内容についてご説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。雲仙地区の愛津原地区の写真です。

担い手育成畑地帯総合整備事業は、畑地帯における農業経営の体質強化のため、区画整理、畑地かんがい施設、農道などを総合的に整備するものでございます。

今回の補正予算では、雲仙市の愛津原地区ほか12地区の計13地区において、畑の区画整理58ヘクタール、畑地かんがい施設整備20ヘクタールなどを実施するために29億9,650万円を計上しております。

続いて資料の9ページをご覧ください。諫早市の有喜南部地区の写真です。

経営体育成基盤整備事業は、経営体の育成を図るため、高生産性農業の取組を可能とするよう、区画整理や暗渠排水などの生産基盤を整備するものでございます。

今回の補正予算では、諫早市の有喜南部地区ほか4地区の計5地区において、水田の区画整理13ヘクタール、畑地かんがい施設整備9ヘクタールなどを実施するために9億5,100万円を計上しております。

続いて、資料の10ページをご覧ください。壱岐市の芦辺地区の写真であります。

ため池整備事業は、老朽化した農業用のため池において、豪雨等による災害を未然に防止するため、堤体から基準値以上の漏水が見られるものや、洪水吐けの断面が不足し洪水を安全に流下させることのできないため池の整備を行うものです。

今回の補正予算では、壱岐市の芦辺地区ほか34地区の計35地区において、老朽化により災害発生のおそれがあるため池の整備などを実施するために8億5,698万9,000円を計上しております。

続いて11ページをご覧ください。南島原市の座木地区の写真です。

地すべり防止対策事業は、地すべりが発生している地域において、地すべりによる災害を未然に防止するため、地下水排除工、アンカー工等の対策工事を行うものです。今回の補正予算では、南島原市の座木地区ほか1地区の計2地区において、地すべり防止のための対策工事を実施するために5,090万円を計上しております。

なお、ご説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより事業の年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

【内田林政課長】 同じく説明資料の12ページをお開きください。

下段の特別会計県営林事業費、これが第76号議案「令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」です。

これは、国の補正予算を活用して県営林において適正な森林整備及び健全な経営を行うため、搬出間伐を310ヘクタール、森林作業道を4万6,500メートル整備するものでございます。これに要する経費といたしまして2億1,188万5,000円を計上いたしております。

なお、この事業につきましては、国の交付決定の遅れにより事業の年度内完了が困難なことから、事業費と同額の繰越明許費を設定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜われますようお願い申し上げます。

【永田森林整備室長】 私の方から、同説明資料の12ページ及び15～17ページでご説明をいたします。資料記載分が、今回補正予算で計上し

ております森林整備分の事業及び一覧でございます。

まず、13ページをご覧ください。

合板・製材生産性強化対策事業費です。これは、総合的なT P P等関連政策大綱に即し、製材工場等へ原木を安定的に供給するために、路網の整備及び高性能林業機械の導入を一体的に実施するものです。

左下の図が路網の整備のイメージです。大型車両が通行可能な林業専用道及び、その支線として森林作業道を開設し、高性能林業機械により木材を生産いたします。

今回の補正予算により林業専用道の整備400メートル、森林作業道の整備2,000メートル、高性能林業機械の導入1台を計画しております。これに要する経費として2,440万6,000円を計上しております。

次に造林事業費です。18ページをご覧ください。

育成林整備造林事業費です。これは、右の写真のとおり、森林経営計画区域において路網の整備と搬出間伐を実施し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるとともに、製材工場等に低コストで安定的に原木を供給するものです。

今回の補正予算により搬出間伐902ヘクタールを計画しております。これに要する経費として6億4,744万4,000円を計上しております。

次に、治山事業費です。19ページをご覧ください。復旧治山費、予防治山費です。

写真は、大村市荒瀬町荒瀬地区です。国道444号線沿いの寺院直上の山腹斜面において、昨年7月の豪雨により崩壊が発生し、今後の豪雨等によって拡大崩壊等により山腹直下の保全対象に被害を及ぼす危険性が高いことから、固定工、落石防護柵工を実施し、地域住民の安全・安心

の確保を図ります。

復旧治山費で6か所2億9,190万円、予防治山費で11か所、4億6,725万円を計上しております。

20ページをご覧ください。

水源地域整備費です。写真は、諫早市高来町平田地区です。1級河川本明川水系の小江川上流の渓流が、豪雨等により荒廃が進んでおります。今後の豪雨等により下流域へ不安定土砂等の流出の危険性が高いことから、治山ダムを施工し渓流を安定させ、地域住民の安心・安全の確保を図ります。

水源地域整備費は、1か所で1,785万円を計上しております。

水源地域整備費は、1か所で1,785万円を計上しております。

次に21ページをご覧ください。

地すべり防止費です。写真は西九州自動車道今福インター上流に位置する松浦市今福町坂野地区です。石積み擁壁の孕みとずれ、道路への押出しによる水路の破壊等、地すべりの被害が発生している状況です。被害の拡大を防止するためアンカー工を実施し、地域住民の安全・安心の確保を図ります。

地すべり防止費は、このほかにも4か所、合計で5か所、3億9,690万円を計上しております。

以上、治山費で合計23か所11億7,390万円を計上しております。

なお、ご説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより事業の年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定しております。

続きまして、説明資料22ページをご覧ください。これ以降が債務負担行為の資料となります。

債務負担行為とは、事業効果の早期発現を図るため、令和3年度計画箇所を今年度中に前倒

して工事契約を行いますが、国庫からの補助は次年度となるため、その債務を負担する行為です。

23ページをご覧ください。復旧治山費です。

写真は、大村市溝陸地区です。集中豪雨により、諫早市と大村市をつなぐ県道37号線沿いの山腹斜面において、住宅地及び県道直上に落石が発生いたしました。また、現地は急崖斜面であり、広範囲にわたり荒廃が進んでいるため、今後の豪雨等により拡大崩壊による山腹直下の保全対象に被害を及ぼす危険性が高いことから、地山補強土工や法枠工を施工し、地域住民の安全・安心の確保を図ります。

復旧治山費は1か所で8,400万円を計上しております。

24ページをご覧ください。

地すべり防止費です。写真は松浦市今福町石倉地区です。当該地区は、平成2年に大規模な地すべりが発生し、平成9年に対策事業を概成しておりましたが、平成30年7月の豪雨等により地下水が上昇し地すべり被害が発生いたしました。近年、被害が顕著化しており、写真左上ですが、既設集水井が変形、破壊している状況となっています。被害拡大防止のため新たに集水井を施工し、地域住民の安全・安心の確保を図ります。

地すべり防止地区はほかにも1か所、合計で2か所、9,450万円を計上しております。債務負担行為として合計で3か所、1億7,850万円を計上しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜わりますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【川崎委員】おはようございます。

長崎県事業継続支援給付金事業費についてお尋ねをいたします。

長崎市の緊急事態宣言、あるいは、それ以外のところの特別警戒警報、こういった時期において感染が多く確認をされたという飲食店の皆様へ時短要請をして協力金の給付をやったわけですが、それ以外の納入業者の皆様からは不公平感の声があったのは事実でございまして、このような取組をつくっていただいたことについては感謝を申し上げたいと思います。

具体的にどのような皆様に届けていただけるのかという確認でございしますが、支給要件のところ、本年1月または2月の売上が対前年または対前々年比50%以上の減少ということでありましたが、50%という根拠についてお尋ねをいたします。

【松尾産業政策課長】今回、市町と連携して、10万円ずつの折半で最低限20万円の支給ということで、売上が50%以上減ということにさせていただきます。これにつきましては、現在、国の方でも緊急事態宣言が発令されております地域におきまして一事支援金ということを検討されております。これに準じた形でマイナス50%としたところでございます。

【川崎委員】国の基準という説明ですが、国の基準が50%というところはつかんでおられますか、なぜ50%なのか。

【松尾産業政策課長】国がなぜ50%かというところの根拠につきましては、申し訳ございません、把握をしておりません。

ただ、今回、市町と連携することによりまして、全てが公表はされておられませんけれども、多くは20%減から適用するといった状況でござ

いますので、そうしたところを市町と連携することによりまして、少しでも申請される方々に有利に働くようにという考えではあります。

【川崎委員】市町との連携は後ほど伺おうかと思いましたが、県で50%以上減の企業の皆様、それよりも少ないところは市町でカバーすると。そういったところを全体的に長崎県として市町と連携して取り組んでいるんですよということについては、強く情報発信をしてもいいのかなというふうに思っております。ぜひ市町の支援についてはご調査をいただいて、一覧をお届けいただければと思います。

それ以外の要件のところ、以下のいずれかに該当ということで資料には3点ほど挙げられていますが、正直、線引きが明確にできるのかということはあると思います。数字の50%、これはもう明確ですが、それ以外のところはなかなか線引きしづらいなというふうに思っていて、これ、何か業種を絞ったりとかということが可能なんですか。

【松尾産業政策課長】今回の想定としましては、飲食店と直接・間接の取引がある事業者といったところでいきますと、飲食料品店、おしぼりなどのサービス業といったところがございします。それから、不要不急の外出自粛要請等に影響を受けているところでは、例えばタクシーとか代行運転とか、そういったところが対象となつてまいります。

今回は、これもまた国の事例でいきますと、この要件に合っていれば、今のところは業種を限定するというのではなくて、全業種ということで考えております。

【川崎委員】非常にわかりやすい答弁でありまして、つまり制限はないよと。あるとすると、対前年比、あるいは対前々年比50%減という

ころが明確な基準であるというふうに認識をいたしました。

対前年と対前々年比の件ですが、起業をして1年未満の事業者もあられると思うんです。当然のことながらあおりを受けているわけです。国の持続化給付金は対象になっていると思いますが、そう考えていきますと1年未満の企業の方たちはどのようにお考えでしょうか。

【松尾産業政策課長】委員ご指摘のとおり、この間に創業された方もたくさんいらっしゃると思います。令和2年12月末までに創業した事業者につきましては、要請が1月ですので、12月までに創業した事業者の方であれば対象として、期間としては前年の1月、2月というのは難しいですけれども、算定可能な期間で算定をして対象としていきたいと考えております。

【川崎委員】幅広にカバーをしていただいて感謝を申し上げます。

じゃあ、それは要件をしっかりと皆様に公表していただくことと併せて、いつその手続が始まっていくのかという具体的な話になっていくわけですが、説明では市町が窓口を担うということでありました。ぜひ迅速な給付を目指していただきたいと思います。

具体の開始時期、そして申請から給付までの期間について、今想定されているところをご説明いただきたいと思います。

【松尾産業政策課長】この開始時期については、委員ご指摘のとおり、今回市町で実施をするということで、各市町の議会での説明も時期的にまちまちのところもございますし、また、今回、我々が50%減で20万円というのをご提案する前から、もう既に何らかの支援措置をやるうとしていたところもございますので、あるところではそれが終わってからこちらを実施しようと

いうところもございます。

そうしたところで、一番早いところでは、今回この予算の可決をいただいた後に2月末から始めるところが一番早いスケジュールでございまして、あとは大体3月中、多少遅いと4月からということもございます。できるだけ早く支給ができるように、市町にも働きかけをしていきたいと考えております。

申請から給付までの期間でございしますが、どれぐらいかかるかと明確に言えるところがまだございませんけど、前回の時短要請協力金につきましては、2月8日から受付を開始しまして、2月19日現在で申請数の6割が支給されておりますので、かなり早いペース、10日ぐらいで6割は支給しておりますので、そういった形で、できるだけ今回の事業継続の支援金につきましても早急に支出ができるようお願いをしていきたいと思っております。

【川崎委員】10日ぐらいという実績をお話しされましたが、対象の事業者がどのくらいになるのかということと、おそらく飲食の対象の件数からすると比べものにならないぐらい多くなるんじゃないかなと思いますが、十分な審査体制がとれるのか。10日と言い切ってしまうと、そこを目指して皆さん頑張ってもらわないといけませんから、いま一度確認をさせていただければと思います。

まず、対象がどのくらいの事業数を想定されているのか。

【松尾産業政策課長】今回、統計、経済センサス等を用いて、特に落ち込みが激しいであろうと考えております卸小売とか生活関連サービス、運輸、そういった事業種ごとに県内の事業者の約3割ないし5割といったところで算定をしておりまして、トータルでは約1万5,000者という

数値でございます。

協力金については10日で支払いということですが、まだ全部済んではいませんので、必ず10日が出るということではございませんが、できるだけ早くということで市町と連携をしていきたいと考えております。

【川崎委員】資金的に脆弱な企業はたくさんあるんです。やっぱり1日でも早くと皆さん求めておられます。迅速にという言葉になってしまうのかもわかりませんが、とにかく早く給付できるような体制、皆さんの努力を期待したいと思います。

そこで、私たちも、昨年の一律10万円の給付から始まって、さまざまな支援施策をやっていたのですが、いつそれは返事があるんですかと、これをたくさんいただいたんです。ぜひ、見える化というもの。どのようなところまで私たちのものが進捗しているのかということについて、見える化をしていただきたいと思うんですが、可能でしょうか。

【松尾産業政策課長】確かに昨年5月の協力金、その後の10万円の新しい生活様式補助金につきましても、ちょっと時間がかかり過ぎまして、事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたということでございます。

問い合わせで多いのは、今どこに書類があって、どうなっているのかというようなお問い合わせもたくさんいただいておりますので、受け付けました後、その途中でどう報告、連絡していくかというところはあるかと思いますけれども、まずは受け付けましたというところから実施したいと考えております。

今回新しい生活様式補助金の10万円につきましても、受け付けましたというような通知もしていない状況だったものですから、一体どこ

にあるんだろうということでもかなりご不安を与えたかと思っておりますので、連絡できるところはこまめに連絡をしていくようなことを考えていきたいと思っております。

【川崎委員】これは希望であります。持続化給付金は、問い合わせをするとネットで答えられるようなサービスもされていたようですので、ぜひ工夫をしていただきたいと思っております。

次に、長崎県成長産業ネクストステージ投資促進事業についてお尋ねいたします。

これも非常にありがたい取組だと評価をしておりますが、とりわけ半導体、ロボット、造船・プラント、航空機、ここまでは長崎県としてイメージできるんですが、医療関連について、需要はあるのでしょうか。

私は前回、文教厚生委員会に所属させていただいて、介護ロボットを導入するに当たって、どこから購入されているんですか、どこで製造されているんですかと。ほぼ県外、しかも大手と、こういう話だったんです。

非常に高い技術を求められるのかなというふうに思っているんですが、需要があると言われる医療関連、ぜひチャレンジをして、地元で医療、あるいは介護、そういったもののロボット系の製造を企業に頑張ってもらいたいと思うんです。そういったところで実際にチャレンジされている企業があるのか。なければ、どう後押しをしていくのか、そういった点についてお尋ねいたします。

【宮地企業振興課長】ただいま川崎委員からお尋ねがございました今回の成長分野につきまして、まず我々が何を考えているのかということからですが、ご案内のとおり、造船業が世界的な環境で非常に厳しくなっていて、県内企業に対しまして、その影が大きく

影響している。

その中で我々は何ができるかということで、造船業で培った金属加工の技術を使って、いろいろと成長分野に出るところを定めようということで、先に申し上げておりましたのはロボットとか航空機とか、そういう視点でまず分野を定めております。いずれも、現在は足元コロナではございますが、回復後は成長していきなうということで成長分野と我々は考えております。

今回、新しく医療関連分野を、昨年のネクストステージ第一弾を決めた時から、我々としては意識をして追加してまいりました。

1点は、市場の状況としましては国内回帰。コロナで調達が難しくなるので、生活をしていく上で欠かせないものは国内に欲しいと、半導体であるとか医療関連は国内に呼び戻すということで、現在、企業の投資が国内で活発になっております。

その分野については投資が活発になっておりますので、もっぱら我々としては中小企業を対象に見ておりますが、中小企業に対してもいろいろな仕事が出てくるであろうというふうに期待をしてご支援をしているところでございます。

現状を申し上げますと、委員がおっしゃいました介護ロボットとかの組立てが終わった製品として出るところについては、県内の製造メーカーが最終的な製品を作って出荷しているのは少ないかと、ほとんどないかと思えます。

一方、例えばロボットでいいますと安川電機、北九州にあります日本を代表するロボットメーカーですが、そういうところに、例えば佐世保・県北地区の企業はいろいろ部品を提供しておられます。

我々としては、いわゆる製造をできるような

会社というのはどうしても、現状を考えますと企業誘致に頼らざるを得ないと思いますが、企業誘致が晴れてうまくできた時に、それが県内のサプライチェーンになるように中小企業を十分に育てておくといえますか、ご支援をしておくことが必要と思ひまして、今、医療関連を追加しているところでございます。

【川崎委員】ぜひ、そのシナリオで、県内の事業者の活性化を具現化していただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

次に、水産環境整備事業の湧昇流漁場、国の直轄のことについてお尋ねします。

これは素晴らしいお取り組みだと思ひますのでよしいんですが、まず、このエリアに平成29年から事業をスタートされていますが、ここに場所を決めて、実際に工事をやってすばらしい優良な漁場をつくり上げていくと、その前段の調査。どういった形でここまで事業を進めていくのか、事業の決定までの部分をお知らせいただきたいと思ひます。

【内田水産部参事監】もともとこの制度は、平成19年に国の方で、排他的経済水域で漁場整備をしようということで事業が始まったものでございます。

本県につきましても排他的経済水域で沖合漁場の整備をしたいというニーズがそれぞれあって、特に対馬の方から、ぜひ沖合で湧昇流漁場の整備をしてほしいという地元の要望がございました。

要望があったから、そのままそこにといいわけでもありませんので、まず国の方で、マウンド礁を置いた時に、低層に栄養塩が存在して、十分な潮流があつて、そこに構造物を設けると湧昇流が発生するかどうかと、その適地などを検討し、その結果として現在の位置が決まった

と。

地元の要望があるとか、そういうような海象状況などから適切であるとか、操業の実態とか、こういったものを勘案して、国の方で平成29年度から事業を立ち上げた。もちろんその過程では我々にも相談があり、我々の方からも地元の声などをつないで、平成29年度から事業が実施されているということでございます。

【川崎委員】 そうしますと、こういった要望が県内において既にお届けされているところは具体にあるんでしょうか。他のエリアで希望されているところがあるんでしょうか。

【内田水産部参事監】 現在は対馬で国の方で実施しておりますけど、その前に五島の方で、やはり国の直轄マウンド礁の整備をしていただいております。

現在の工事が実施されておりますので、これをしっかり早期に完成させていただきたいと思っておりますし、そのほかの海域でも排他的経済水域、領海の外になりますけど、そういった漁場を整備してほしいという声があれば国の方につないでいきたいと思っております。

【久保田分科会長】 ほかにございませんか。

【堤委員】 堤です。よろしく願いいたします。

今、川崎委員がいろいろ質問されたので質問することが少し減ったんですけど、産業政策課の事業継続支援給付金事業についてお尋ねをします。

支給要件の2番目に、不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこととあるわけですが、コロナ禍でいろんなイベントがなくなったり集まる機会が減って、たくさんの事業者が影響を受けていると思います。例えば成人式も中止や延期になりましたから、その関連の業者とか、いろんな小売店も客足が減って収入

減になっています。

そういう中で、先ほどの答弁でタクシーや運転代行業者も当てはまると言われましたので、交通関係は別かなと思っていましたら、そこではっきりしましたので、それはよかったですと思います。

1月補正で76万円の時短要請協力金がありました。その時に、県で行わないで市町で申請や手続などを受け付けることになりました。

そのこのところ、2月7日まででしたか、まだ終わっていない状態ですから、よくわからないと思いますが、去年、県でした時にものすごく時間がかかって、問い合わせもたくさんいただいて、遅くなったという声もたくさん聞いたんですが、市町に振り分けることによってこういったプラス面が出てきているのか、お尋ねします。

【松尾産業政策課長】 先ほども少し触れましたけれども、昨年、私どもは県直営で5月から休業要請協力金の支給を始めたんですけども、その時は受付から1か月後ぐらいで2割ぐらいしか払えていなかったという状況で、ボリューム的な問題で、かなり時間がかかったということもございました。

その後、市町と連携してやることによって迅速化につながるのではないかと、より身近なところで受け付けることで、窓口が近いと事業者にとってもいいことではないかということで、前回の協力金と今回の一時支援金につきましては市町と共同で事業を行うと、そういう形をとったところがございます。

【堤委員】 そうしますと、今回も市町で申請書類などを準備されて、それぞれでホームページにアップされたりと、そういう手続になるわけですか。

【松尾産業政策課長】 各市町におきましても、

昨年の4月、5月ごろには独自で支援金というのをやっていますので、それぞれにもちろんノウハウは持っております。

今回も、この間の協力金につきましても、一定こちらの方で共通したひな形といったものは示し、向こうがアレンジをしながらやりやすいようにやっていただくという形で、県が丸投げで市町で全てやってくださいということではなくて、一定共通した要領であったり要綱であったり、そういったものも示しながら、なおかつ市町の方でやりやすいような形でやっていただくというような方法をとっております。

【堤委員】基礎自治体によっては、長崎、佐世保などの人口の多いところは作業も大変になるかと思しますので、県からのサポートもよろしくお願ひしたいと思ひます。

自治体によっては、申請の書類などの要綱が決まる前から、こういう書類が必要になるからということで事業者に投げかけをしていたりですね、1月の協力金の時は。それから佐世保市などは、以前に送った事業者に申請書を送るといふようなこともされていたようです。

さまざまなそれぞれの自治体のノウハウを共有する場というか、そういうものはされているのでしょうか。

【松尾産業政策課長】前回の協力金におきましても、今回の一時金につきましても、担当レベルでの連携会議は持ちながらやっております。

それで、私どもが作りました要領、要綱、様式等につきましても各自治体に流して、いろんな意見をもらいながら変更したり、そういった連携をとりながらやっておりますし、委員がおっしゃいましたとおり、佐世保市などは事業者に様式を送付したと聞いております。周知という点ではそういうやり方が一番いいのかなと

いうところはあるので、そういったところも共有できればいいかなとは思っております。

【堤委員】該当する事業者は多いと思うんですが、もしかして、この予算で申請がたくさん来た場合に、新たに追加補正を組まれるというようなことはあるのでしょうか。

【松尾産業政策課長】私どもの算定に当たっては経済センサス等統計資料を使っておりますけれども、実際にどれだけの方々が50%の売上減なのか、そういったところは明確に把握できる状況にはございませんので、各市町の状況も見ながら、場合によっては、また議会にご相談させていただくこともあるかとは思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

【堤委員】支給が速やかに行われて、必要なところに届くようにお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、サービス産業事業再構築支援事業費のところでお尋ねしますが、サービス産業といひますと非常にすそ野が広いといふか、たくさん事業が含まれると思ひます。

その中で、事業や業種転換などの新分野展開による経営多角化と言われてはいますが、これはサービス産業と限らない、ほかの業種に参入することについてもオーケーという理解でよろしいのでしょうか。

【吉田経営支援課長】今回ご支援しようと思ひますのは、コロナ禍で非常に影響を受けたサービス産業事業者ということですので、サービス産業事業者が業種を転換する、あるいはほかの分野に出ていくということであれば、その分野がサービス産業ではない例えは農業であったとしても一定認めるべきと思ひます。

その詳細について、まだ決定はしてありませんけれども、あくまで取組の主体であるサー

ビス産業事業者を支援するという考えであります。

【堤委員】 サービス産業が主体であって、それに追加をして、ほかの事業にも参入をしていく、広げていくということですね。

今回のコロナの中で、皆さんにお話を聞いてみると、一つのことではやっている皆さんは本当に困っていらっしゃるって、例えば貸切バス業者が別の工場のいろんな重機などを使う事業をやっているとか、飲食店でも新聞販売をやっているとか、そういうことで何とかつないできたと言われているので、本当に多角的な経営という視点は大事かなと思っています。

その補助対象経費の中で研修費などが含まれています。経営を多角化する、業種転換するために新たなスキルを獲得するための研修などはいいかと思うんですが、そのほかに、この研修にはどういうものが含まれるのでしょうか。

【吉田経営支援課長】 もともと想定しておりますのは、今委員がおっしゃった、新しい分野に参入するに当たって、そこに必要な知識を研修で習得するというところでございます。その内容としまして、いろんな研修であったり講座の受講、そういったものも含まれてこようかと思っております。基本的には、その分野に進出するに当たって必要な知識習得を図るものと考えております。

【堤委員】 サービス産業を継続していくために、県からの支援を使って本当に頑張っていたいただきたいと思っていますので、しっかり支援をしていただくようお願いをしたいと思います。以上です。

【山本(由)委員】 私も事業継続支援給付金ということで、繰り返しになるかもしれないんですけども、

いろんな業種、団体の方からのご要望を受けて、いい事業を組んでいただいたと思うんです。県と市町が連携をして、県がこういう事業をしますよと、市も一緒にやりましょうと、条件面の同じところでやりましょうと。それに各市町が上乘せをするのは、各市町の独自性でいいですよという形で進んでいけばよかったんですけども、実際には先行していた市町があったということで、それに最大公約数みたいな感じで合わせていったのかなというふうに今は理解をしているんです。

支給要件のところ、県が10万円出す、21市町は県と同じか、もしくは県以上の幅広い対象を拾おうとしているというふうに理解をしているんですが、ということは、県の条件を満たせば、21市町全て20万円支給されるという理解でよろしいのでしょうか。

【松尾産業政策課長】 売上50%減というところで、私どもが提案した10万円と市町負担分の10万円で、連携して20万円と、そこが最低限のベースということになってまいります。

【山本(由)委員】 支給対象、対象期間、減少幅がどうなのかという話で、減少幅のところは50%とはっきりしているんですが、先ほど川崎委員のご質問にあったように対象事業者というんですかね。県が今出しているQ&Aを見たときに、どんな業種が対象になりますかという、基本的にはほとんどなりますよということではあるんですが、「別途市町で基準を設ける場合があります」とあったものですから、ということは、県は出すけれども、市町はこれは出しませんよみたいなことがあるのかなと思ったんですが、そういうことはないというふうに理解をしているのでしょうか。

【松尾産業政策課長】 21市町、おおむね同じ

ようにと賛同はしていただいているんですけど、やはり一部に、この業種は外していいかといったようなお問い合わせはあっておりますので、そこはできるだけ幅広くということで調整を図っている状況はあります。

【山本(由)委員】市町の方から言わせると、市はこれとは別に、目に見えたプレミアム商品券とか、そういうものをやっている。県は県はとよく言われるわけです。今回、県がこういうふうな形でしていただくのは非常にいいことなんですけれども、やっぱり県もちゃんとしているんですよということを県民の方に理解をしていただきたいと思いますし、一緒にやっていると言いながら、20万円と言っているわけだから、条件を満たしていれば20万円出るべきだろうと思いますので、そののところで、県は出すけど市が出さないというふうな形にならないようお願いをしたいということが1点。

それから、今のに関連してちょっと細かいんですけど、県の方は前年比に加えて前々年比と入れているんですけども、一部市町を見た時に前年比というのが出てくるんです。そうすると、県は前年比はだめだったけど前々年比でクリアしましたと、市の方は前年比だからクリアしませんよというふうなことがあるのかなとちょっと思ったんですけども、そのこのところの調整はどうなっていますか。

【松尾産業政策課長】それにつきましても一部の市町から、前年だけではだめなのかというような話もございましたので、そうしたところにつきましても、できるだけ事業者の方に選んでいただけるように前々年比までお願いしたいということで調整をして、前々年比まで入れていただけるようになったところもございますので、引き続き調整してまいりたいと思います。

【山本(由)委員】わかりました。繰り返しのなりますけれども、せっかくの事業ですから、各市町もしてくれました、県もしてくれましたというような形で事業者に伝わるようにしていただきたいと思います。

それから、雲仙市ですかね、売上の減少幅によって金額を変える、従業員数によって変える、いわゆる傾斜配分というようなことがなされているようです。これについて、今回の休業とか時短要請に関して全国的に非常に意見が出ているわけです。不公平というんでしょうか。

こういった傾斜配分について、今回の事業の時に県として検討されたのか、今後、検討される予定があるのか、その考え方をお聞きしたいです。

【松尾産業政策課長】委員ご指摘のとおり、全国的にも、先日の時短要請協力金につきましても事業規模によってすべきじゃないかというふうなお話があることは存じております。

今回にしまして私どもとしましては、やはり九州各県等も参考にしながら、また市町の財政状況、県の財政状況も考えながらということと、もう一つやはり考えましたのが迅速化ということなんです。どうしても審査が複雑になる、申請書類も多岐にわたるといったところもございまして、今回、そういったところを勘案して一律20万円ということにさせていただいたところなんです。

【山本(由)委員】税務署のデータであったり、基本的にはデータは全部あるはずなんです。それが横にリンクしていないから、なかなか把握しづらいという部分があるんだと思いますけれども、これは多分今後進んでいくんだろうと思いますので、ぜひ検討の準備をしておっていただければと思います。

それから、市町から、事務負担が非常に重いという声を聞いています。これにつきましては、市に申請すれば県の申請も兼ねていますというように形に多分なっていると思うんです。市用に申請書を出して、また県用に申請書を出してということがないようにしていただきたいと、これは申請される事業者の方にとっても二重の手間になりますので、そこは負担が少ない形でやっていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【吉村委員】もう何人も出るので、重なるところも出てくるのかなと思いますが、私も、ある意味関係者でもあるので、給付金事業の16億円の中身についてお伺いをしたいんですが。

今回は、前回、前々回と、これまでの経験の中での反省を込めて、やはり市町で窓口を一本化するのが事務的にも迅速に進むし理解しやすいということで、この動きとしては評価が高いというふうに考えているところです。

先ほどもあったように、21市町の中には財政的に余裕があるところもあるし、いろいろ違うわけです。我々が願うところは、21市町が押しなべて平準化された制度でサービスを受けるといのが望みなんですけれども、既に先発で、山本(由)委員も言われたように、雲仙とか大村とかが単独で始めてあるわけです。そこら辺のすり合わせを上手にやらんといかんのじゃろうと思います。今回、窓口を市町に一本化してあるので、そこら辺の工夫は市町の職員と一緒に作り込んでいかないといかんのじゃないかと思うんですが、そこら辺の進捗。

それから、21市町の事務方の職員の意識といえますか、今回のこの給付金事業、足並みがそろっているのか、そこら辺の状況をお知らせい

ただければと思います。

【松尾産業政策課長】先ほども申し上げましたが、事業の進捗といえますか、共通する部分はできるだけ共有していきたいということで、こちらの方で要領、要綱をお示しして、各市町から、ここはこうした方がいいんじゃないかといった意見をいただきながら要領も変えていって、それを共有する形でやっていっております。

事務方の意識というところでいいますと、もちろんかなりの事業ボリュームになりますので、全てが最初からもろ手を挙げてというわけではなくて、事務負担がそれぞれ増えますし、年度末にもかかるということで、抵抗といえますか、そういったことがあったといえばありましたけれども、最終的には賛同いただきまして一緒にやっていくことになったところがございます。

【吉村委員】先般、いろんな声が聞こえてきて、基礎自治体の職員さんたちは、今課長が言ったように、年度末ではあるし、仕事が錯綜する中でここまでやれんぞというような声をちょくちょくお聞きしよったんですが、最終的に皆さんの努力もあって。

これが願いなんですよ、県下全域に均一なサービスを行うというのが。そういうことで最終的には意識の統一が図られているという今の答弁を聞いて安心をするわけです。

この中で市町への事務費補助金7,600万円とあるわけですが、これの詳細とは言わないですが、中身についてどのような積み上げをされているのか、お知らせをいただければと思います。

【松尾産業政策課長】事務費の算定につきましては、私どもも昨年、協力金であったり、新しい生活様式の10万円の補助金であったりの実績がございます。その際に県で直営でやった時に委託を入れておりますので、例えばコールセ

ンターの費用であったり一次審査の費用であったり、そうしたところの積算資料を見ながら実績や、私どもが直営で実施する通信料とか送料、それから振り込む際に銀行の口座の確認のための手数料をお支払いしますので、そういったところの実績から、今回は大体1件当たり約1万円で、それを折半で、県からは1件当たり5,000円の補助金を出すということで考えております。

【吉村委員】最後に、事務手数料が1件当たり1万円と、これも2分の1ずつで折半して県は5,000円出すと。

21市町の、ちょっと知った事務方の人に話を聞いたんですが、よけいもらえる分は有難いとなるわけですね。その前の金額からすると大分増えたから、まあよかったなということですけど、そこら辺の考え方をきちっとしっかりしてやっておくと、今後こういうことがあっていろいろ動きよると、それが不信になったり事務の遅延につながったりせんとも限らるので、今回はこれを了とするわけです。

それと、年度末というところで、市町が窓口で一本化でやるわけですけども、事業者ですよ。私なども商工事業者の一員でもあるわけで、小規模事業者の方々が役所に真っすぐ行くと、それが郵送で送ってくるとかとかわかればいいんですけども、これまでのこういった制度の時に、例えば商工会とか商工会議所に行って尋ねると、そこには専門家もいるわけですから、流れの中でそういうこともあります。

それを、いやいや、そういうことは全部役場に行ってください、市役所に行ってくださいと言うわけにもいかんですから、商工会とか商工会議所も積極的にその申請のお手伝いはやらんといかんのじゃろうと思います。そういったところにも事務的な配慮をしていただければと思

うんですが、そこら辺、お考えはいかがでしょうか。

【松尾産業政策課長】 去年の補正事業の中で、そういう相談体制の強化ということで、商工会議所と全商工会で47名ほど配置させていただいたところでございます。

その期限が2月ということで、私どもとしましても、その先にこういったことが何回あるかというようなことも想定しましたので、引き続きということで要求はしたところですけども、ちょっと今回は難しいというような状況で、予算措置ができなかったところです。

そういうことで、前裁きがあった方が早くなるということは重々承知しておりますので、今後またこういった補助金、協力金等がある時には、そういったことも再度検討していきたいと考えております。

【吉村委員】今、課長から出ましたが、四十数名の職員を臨時で雇い上げて非常に助かっているわけで、これの延長もお願いをしたいと、このコロナ禍の影響で事務が輻輳していると、そういうことで現状を申し上げると、1人増やしていただいても商工会の中もまだばたばたと。

ですから、そこら辺の人件費の延長とか、事務手数料の考え方の中にそういう団体も入れ込めないかと検討していただきたいと思うわけですが、部長、どうですか、そこら辺の考え方として。

【廣田産業労働部長】 今回の支援金の支給は、1月の時短要請によって影響を受けた事業者の方に支援をとということで制度を設けたわけでございます。

これは経過がございまして、時短要請を1月にいたしました、その時は知事と各市町の長、市町長会議を開きまして、その中で時短要請を

行くと、それに対しては協力金を出そうと。そしてまた、それについては市町と連携をして対応しようというお話し合いがあって、結果的に協力金を市町連携のもとに支給をしたところでございます。

その流れの中で各事業団体の方から、飲食店以外でも影響は大きいんだというご指摘を受けまして、その流れがございましたので、各市町とお話し合いをする中で、また同じように市町連携でやろうと。

その市町連携でやろうと申しましたのが、春先の時に各市町独自で持続化給付金的なものをやられておりました。今回も同様な趣旨の内容でございましたので、県と市が別々にやるよりも一体となってやった方がいいだろうということがございました。

そして、あとはどの程度にするかということですが、やはりこれは財源がございません。特に今回は、ほとんどの市町が地方創生臨時交付金を財源として充てておりますが、それにも限りがあるという中で種々の検討をいたしまして、県と市の連携でやる分については一律20万円という額を設定したところでございます。

それで、先ほどからずっと出ておりますが、各市町にはそれぞれの産業構造の違いとか事情の違いがございましたので、上乘せをしたいというお話がございまして、そこについてはもう市町の判断と私は考えておまして、一応そこについてはもう市町のご判断で結構だということにしております。ですからコアの部分、いわゆる20万円の部分については一律で取り扱いをしていただきたいということで調整を進めているところでございます。

そしてまた、申請に当たりまして市町の方に

は、決算期でもございますし、市町でもさまざまな事業を実施されておりますので、大変ご苦労をかけるということは私どもも十分承知をいたしております。そういったことから、統一の要綱とか県全体の調整といったものについては私ども県の方で行うと。

県の相談窓口を協力金の時に設けており、現在も引き続き総合窓口を設けておりますので、県下統一の何か問い合わせがございましたら私どもで対応していきたいと思っております。

そしてまた、申請に当たって、その事業者の方への支援ということでご指摘がございました。今年度当初からいろんな支援金、補助金、そういう支援制度を活用するに当たって、事業者の方がなかなかわかりにくいというご指摘を承りました。そのようなことから私どもは、中小企業の診断士協会に委託をしまして、そういったご相談にのる形をとっております。

そしてまた、先ほど課長からご説明しましたけれども、商工会、商工会議所の方に一定の職員を臨時的に配置することで対応をしていただいているところでございます。来年度につきましては、今のところは予算措置等の問題があって、どのような対応ができるか、まだ検討しないといけないところでございますが、今後のコロナ関係の感染状況等の動向も見極めまして、必要などころについては検討を進めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】部長から答弁をいただいて、大体わかったんですが、いつもこの関係は、時間がない中で制度をつくったり施策を打っていくわけで、時間がないからというところが言い訳になってはいかんと思うわけですよ。

だからこれも、先ほどからあるように10万円、10万円の20万円という定額だけど、一部の市町

は格差配分をすると。それは事務が輻輳するから大変だと言うけど、小規模事業者、中小企業、大企業と企業分類もあるわけで、2つか3つに分けて、少なくとも2つにでも分ければ、例えば従業員5人以上か5人未満かぐらいをチェックして、そこから進むと15万円ですよとか、こっちから進むと20万円ですよというぐらいだったら、そう事務的に大変になることもないので、そういう頭をいつも持っておくというのが大事だろうと思いますので、今後とも、これがあと何回あるかわかりませんが、こういう国の交付金事業でできる時には。

それと、市町と連携してとようやくできて、個人的には大変喜んでるんですけど、市町と知事のスクラムミーティングも年に何回かされているわけですから、そういう場を活用して、統一した見解で統一した事業をやるのが最終的には県民のためになるんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ネクストステージの6億円ですけど、素人目で見ると、給付金事業は16億156万5,000円と5,000円までつくわけですね。事務費とかを計算したらこうなるのかなと思うけど、ネクストステージは6億円とぼっきりになる。この中身のつくり込みはどういうふうにして6億円と出されたか、まずお尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】今、吉村委員からお尋ねがございましたが、端数が出ないのは、事務費を取っていないということで、全て企業様への補助金ベースということで丸まった数字になっております。

6億円のうち、資料の中で事業再構築促進型、小さい100万円までの企業様をご支援する分と、1億円を上限としてご支援する右側の県内調達

拡大プロジェクト型と、大きく2つのメニューを構えております。

左側の100万円までのものにつきましては、上限までお使いいただくとして100万円を100者で1億円。

右側は、事業内容のところは成長分野5分野をお書きしておりますが、1分野に1つは認定をしたいということで、上限額1億円で5分野で5億円というふうな全体のつくり込みをいたしております。

【吉村委員】ざっくりだけど、100万円を100者、補助上限が100万円。これで上の補助対象経費を見ると研究開発、設備投資、生産効率と営業経費まで含まれておりますが、どのくらいのレベルのことができるのかなど。

例えば設備投資となると、3分の2で100万円ですから150万円ですね。ここら辺がどうなのかなど、この100万円という金額の設定の仕方がね。そこら辺は、これを今回予算化するに当たって何か考えられたことがあるのか、お知らせいただきたい。

【宮地企業振興課長】今、吉村委員からお尋ねがございました、今回なぜ100万円か、なぜ1億円かというところでございます。

まず一つとしまして、今年度、企業振興課で製造業支援を、これも合わせて5事業、補助金額にしまして28億円、今まで補正予算を計上してきております。

昨年5月、第1波が来た時に緊急的にご支援した事業としまして、感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業をやりました。小さい企業がスピード感をもって取り組むような、今回と同じような事業内容で上限が150万円を設定いたしました。実績としましては、その時は食料品製造業も含んで191者のご支援ができて、

平均で120万円程度の支援金額でございました。

その時にお伺いしたのは、少額の設備投資、中古も含めていろいろスピード感をもってやるには、営業経費も含めて助かったというふうなお話を頂戴しておりまして、一定小規模であってもご支援する予算は大事だろうと、その時に考えたところでございます。

今回、まず国の方で事業再構築補助金という大型の、3次補正で全国で1.1兆円出ておりまして、これは製造業に限らずサービス業も活用できます。そのメニューが幾つかあるんですが、メインのところは補助金額で100万円から6,000万円まで大きく出ております。

私どものネクストステージにつきましては、それから漏れてしまうところを、企業目線でシームレスなご支援をしたいということで、100万円以下のところと、6,000万円以上から1億円と上限を定めたところでございます。

1億円の根拠につきましては、前回はコロナ交付金の状況もありまして上限3億円でやらせていただいたんですが、やはりサービス業中心に非常に影響が広がっておりまして、財政状況を考えると、製造業に対しては6億円がいっぱいいっぱいというところで、今回は6億円のご提案をしているところでございます。

【久保田分科会長】 分科会長を交代します。

【山口(経)副会長】 吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 今の課長の答弁で大体、この再構築促進型というのは、ある程度これまでの実績に基づいて構築をしたんだということが理解できました。

拡大プロジェクト型が5億円、5分野1億円ずつと、何か具体的なめどがあって組まれているのか。最後は予算も限界があるから、これだけしか組めなかったということですけど、必要性

があれば、どがんかして絞り出さんねと私たちは言いたくなるわけよ。それで、ここら辺のめどについて、何かあればお知らせいただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】 前回のネクストステージ、同様なものをやらせていただいた時に、今回と同様な大きな規模拡大をご支援するところが、件数ベースで申し上げますと採択の倍率が3.2倍でございました。3件に1件しか採択できなかったということ、ご活用希望の企業はたくさんいらっしゃるという状況がでございます。

あと、吉村委員がおっしゃっていただきましたように、今回の補正で足らざる部分、またコロナの影響が引き続くというような状況になってまいれば、財政状況はあるかと思いますが、担当課としては躊躇なく予算の要求をしていきたいと思っているところでございます。

【吉村委員】 3.2倍ね。うかうかして、私もその数字を捉えておらんやったから、びっくりしたけど。補助で1億円だから、事業費でいくと1.5億円とかということで、そうそうおるのかなと思っておったら3.2倍と。その実績を後で資料を出してもらえれば、参考にさせていただきたいと思います。

これを言ったのは、この前から長崎県の、特に佐世保市の大きな3本柱の大きな一つとも言えるようなSSKが新造船を廃止、休止するというニュースを見てびっくりした。これで佐世保市はどうなるかと。長崎にも三菱造船がある。長崎県の基幹産業の大きな一つが造船ですよ。ここにテコ入れをしていかんと。

知事のインタビューなどでも、SSKは250人の離職者を募集すると、その再就職先を見つけてやらんばいかんと、ちょっと消極的で。それも手当てとして当然必要だろうけど、この事

業自体を存続させないかんわけよね。そういうことで、こういうところにこういう補助事業とかというメニューが入っていかんのかなと。

SSKは新造船をやめて護衛艦の修繕に特化してやると。売上なんて、新造船から比べたら微々たるものになるんだけど、そこにそれだけの域内技術があるとやろうかと心配も出てくるわけ。だから、そういうところにネクストステージ投資とかがぱんとはまるのかなと思ったりするんだけど、そこら辺についてはどうですか。

【山口(経)副会長】 分科会長を交代します。

【久保田分科会長】 企業振興課長、どうぞ。

【宮地企業振興課長】 ただいま吉村委員からお尋ねがございましたSSKに関するところでございますが、我々として、SSKの今回の件につきましては大きく2つに分けて考えております。1つはSSK本体のお話と、あとは県内の協力会社の皆様の話。

SSKの本体につきましては、造船の市場環境は、世界的に日本が残念ながら今は競り負けていると。韓国、中国が、国の支援もあって、ほとんどの需要を安い単価で取っていると。これはSSKに限らず国内造船はいずれも、三菱もそうですが、厳しい状況にあると。

市場環境の改善については国の方で、国内の船舶会社が国内の造船会社に発注すると固定資産税を免除するとか、いろいろそういう動きがございますので、その辺については国の方をお願いをしたいと思います。

もっぱら我々として、協力会社の皆さんを見ておかないといけないと思っただけで、まさに今回のネクストステージの左側の事業再構築促進型は、どんどん活用していただきたいと思っています。実際に新しい仕事を取ろうとする時には、試作品をつくって何度も足を運ぶ

とか、そういうことが必要でありますので、その支援にどんどん使っていただいて、ご支援になればと思っています。これはSSKの協力会社の皆様方に限らず、長崎の三菱の方も含めてご活用いただければと思っているところでございます。

【吉村委員】 最後にしますが、ここに県としてできることとできないことがあるんだけど、それと国がやらんばこと、国に働きかけを県がやらんばことと、いろんな柱があるわけです。

長崎新聞を見ると、これは企業努力にもよるんだと思うけど、今治造船が世界で4位、ジャパンマリンが8位、大島造船11位、名村造船14位、三菱は16位なんですね。SSKは箸にも棒にもかからないところでね。

SSKの売上は、新造船をしょった2020年3月期で320億円、これが修繕だけになると30億円から70億円と下がるわけよね。だから、やっぱりこれはもうゆゆしき事態なので、地域の経済が崩れていくような事態になるんじゃないかなと思うかと、あまり心配し過ぎかもしれないけど。

コロナの影響も受けているし、それ以外の影響もあるんだけど、産業労働部として長崎県の産業を育成して県民所得を上げるというところですから、両面をにらみながら、これをもう少し、必要があれば発展的に取組を進めることを要望させていただきたいと思います。

以上で終わります。

【久保田分科会長】 ほかに。

【溝口委員】 第64号議案ですけれども、先ほど位置とかなんとかについては、予算、意見を聞いてということになるわけですから、今回、5億5,800万円から9億800万円に増額されているわけですが、その増額についてはブロックの製作等になるのかどうか分かりませんけれど

も、全体的に42億円の予算になっているんですけど、今の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

【内田水産部参事監】直轄の特定漁港漁場整備事業、今回3億5,000万円が足されまして総事業費が42億円に対して、事業費ベースでは大体3分の2ということでございます。

【溝口委員】わかりました。3分の2ということは、まだ3分の1ということですが、事業期間が来年度、令和3年度までになっているんですが、完成のめどはどのようになっているのかお尋ねします。

【内田水産部参事監】計画が始まったのが平成29年度で、その時は令和3年度までに完成させると、予定では来年度で終わらせることになると思うんですけども、そこは予算の措置状況とか、あとは実際にそういう工事が可能かどうかということもございますので、本当に令和3年度で終わるのかどうかということは、引き続き国の方に確認していきたいと思います。

【溝口委員】そうしたら、期間を延長するとか、そんな形になってくると思うんですけども、そのことについてずっと触れていなかったと思うんです。

湧昇流漁場の整備について、やはり漁業者の方々も待ち望んでいるんじゃないかと思うんです。それについて遅れるということは、また次にするところが遅れていくことになるんです。その辺について、やはり国直轄ですから、国が期間を決めたなら、期間どおりにやっていかないといけないと思うんです。そのことについての国の考え方はいかがでしょうか。

【内田水産部参事監】令和3年度に終わるのか、もしくはそれ以降に計画変更しなければいけな

いのか、このところについては国と今後調整をさせていただきます。

ほかでもニーズがあるということであれば、現在は対馬でやっていますが、これが終わらないと、その話ができないとは考えておりませんので、今のところは早期に完成させるように引き続き国にも働きかけますし、ほかにも事業をやりたいとか、やるべきであるというところがあれば、対馬の現在の事業とは別に、しっかりと国に要望をしていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

【溝口委員】国としては日本全体を考えながらやっていくと思うんです。長崎県としての考え方です。漁業者がどのように思っているのか、漁協長会とかに投げかけながらやっていかないと、どこで発生していくか、それを希望していくかというのはわからないと思うんです。だから、この事業が終わってからそれを話していたら、全国のどこか違うところでやっていくことになるんじゃないかと思うので、その辺についての漁業者への聞き取りについてどのように考えていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

【内田水産部参事監】マウンド礁に限らず、実は長崎県の漁場整備の計画が令和3年度で終期を迎えます。すなわち令和4年度からの事業の立ち上げが必要だろうと思っております。漁場整備はずっとやってきましたけれども、まだ足りない部分があるという認識でございますので、現在、どのような漁場整備を今後していくべきなのかとか、こういったところを地元の意見を聞いたりして、海域ごとの課題とか望まれる整備とか、こういったところの整理を進めているところでございます。その中で、マウンド礁は国直轄ですけれども、そういう声があ

るのかといった確認を現在進めているところでございます。しばらくお待ちください。

【溝口委員】魚礁としてはいろいろな形で整備をしていただいているんですけども、コンクリート魚礁は海を汚すのではないかという話も出ていていると思うんです。いろんな魚礁をつくっていただければと私は思っておりますので、ぜひ、この事業が遅れないように努力をしていただきたいと思います。以上です。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】あまり時間がないようですので、簡単に2つ。

今の魚礁の関係で、6ページに事業整備の箇所が地図で示されていますが、南部の関係で県営2か所やるということです。海域が4つありますが、どこでやろうとされているのか、教えていただけますか。

【内田水産部参事監】それぞれの魚礁設置の詳細な箇所は現在調整中でございますので、この場で、このポイントに設置しますということまではですね。実は、いろいろと調べたり調整中でございますので、現時点ではまだ確定はしておりません。

【山口(初)委員】それぞれの海域で、この事業は結構有効な事業だと思っておりますが、現状では決まっていないと。（発言する者あり）

【久保田分科会長】発言は手を挙げてお願いします。

【内田水産部参事監】地元の意見を聞いたり、あとは海域の状況などを調べて、最終的に確定をさせていくものと思っておりますので、現時点で、このポイントに入れるということまでお示しすることができない状況でございます。

【山口(初)委員】極めて簡単な話ですが、林政

課ですか、原木を切り出すわけですが、林業の専用道は後世に残っていくものだと思います。しかし、森林作業道というのは、山を切り開いて作業をするための道路として造るわけです。今は機械化の時代ですから、人では出せないで、これが極めて重要な役割を果たすわけです。その面積が、その山に比較して相当数ないと機能しないと思うんです。伐採が終わって切り出した後は、その作業道は残るわけです。それをどう使うかというのは、その地域にとっては極めて大事なことはないかと思うんですが、今はどういうふうにお考えになっておりますか。

【永田森林整備室長】先ほど委員ご指摘のとおり、専用道というのは恒久的な道で、作業道というのは一時的な道でございますが、今は壊れにくい作業道という形で造っていますので、その後の活用、例えば皆伐した後に森林所有者がどういうふうに使っていくのか、林業事業体はその道をどう活用するのかということも含めた上で、検討をしっかりとやっていきたいと考えているところです。

【山口(初)委員】ここをよく考えておかないといかんだろうと思います。それを考えるほど森林伐採が、利用ができていく状況があるというのが非常に望ましいとは思っているんですが、伐ってしまった後は、かなりの面積が残ります。おそらく5分の1ぐらいは林道、作業道に使わないと仕事ができないと思いますので、改めて周りも植え込みをするわけですから、一緒にまた植えてしまってもいいのかなという気はしますけれども、その辺は専門家の皆さんが当然検討されていると思いますけど、どうなんですか。

【永田森林整備室長】昨日、森林整備の主要事業の中でもご説明いたしましたので、現在、専用道が1ヘクタール当たり85メートルほど入って

います。これを100メートルまで延ばそうと。委員ご指摘のとおり、道が入らないと山の活用が進まないということでございますので、そういったものについてはしっかりと道を入れていく。

その後の活用については、先ほど言いましたとおり1ヘクタール当たり100メートル入っていけば、その後の植林、保育にも活用できますので、しっかりと残していくことを基本にしながら、先ほど言いましたとおり森林所有者のものでございますので森林所有者の方、林業事業者が整備をしますので、その辺とよく話し合いをしながら、どういう形で森林作業道を残していくのかというのはしっかりと検討していきたいと思っております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案のうち関係部分、第76号議案及び第64号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 零時 3分 休憩

午後 零時 3分 再開

【久保田分科会長】分科会を再開いたします。これをもって、分科会の審査を終了いたします。

引き続き、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 零時 4分 休憩

午後 零時 4分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

これより、令和3年2月定例会の審査内容等についての委員間討議を行います。

審査の方法についてお諮りいたします。

委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

午後 零時 5分 休憩

午後 零時 8分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかにないようですので、こ

れをもちまして、農水経済委員会及び予算決算
委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 零時 9分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月9日

自 午前10時 0分
至 午後 5時 4分
於 委員会室 4

新産業創造課企画監
（海洋・環境産業担当） 黒島 航 君
経営支援課長 吉田 憲司 君
若者定着課長 宮本浩次郎 君
雇用労働政策課長 井内 真人 君
雇用労働政策課企画監
（働き方改革担当） 佐倉 隆朗 君
雇用労働政策課企画監
（産業人材対策担当） 末續 友基 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 久保田将誠 君
副委員長（副会長） 山口 経正 君
委 員 溝口芙美雄 君
" 坂本 智徳 君
" 外間 雅広 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 川崎 祥司 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 堤 典子 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君
産業労働部政策監
（産業人材育成・県内定着
促進・働き方改革担当） 貞方 学 君
産業労働部政策監
（新産業振興担当） 三上 建治 君
産業労働部次長 村田 誠 君
産業労働部参事監
（大学連携推進担当） 森田 孝明 君
産業政策課長 松尾 義行 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
新産業創造課長 福重 武弘 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）
第2号議案
令和3年度長崎県一般会計予算（関係分）
第4号議案
令和3年度長崎県農業改良資金特別会計予算
第5号議案
令和3年度長崎県林業改善資金特別会計予算
第6号議案
令和3年度長崎県営林特別会計予算
第7号議案
令和3年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計
予算
第8号議案
令和3年度長崎県小規模企業者等設備導入資
金特別会計予算
第11号議案
令和3年度長崎県長崎魚市場特別会計予算
第78号議案
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）
（関係分）
第79号議案
令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正
予算（第1号）
第80号議案
令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正
予算（第1号）
第81号議案
令和2年度長崎県営林特別会計補正予算

（第3号）

第82号議案

令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計
補正予算（第1号）

第83号議案

令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資
金特別会計補正予算（第1号）

第89号議案

令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第3号）（関係分）

7、付託事件の件名

農水経済委員会

（1）議案

第37号議案

長崎県工業技術センター条例の一部を改正す
る条例

第38号議案

長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰
り支援基金条例

第39号議案

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を
改正する条例

第40号議案

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

第41号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

第63号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第65号議案

直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担
について

第71号議案

ながさき産業振興プラン2025について

第72号議案

長崎県水産業振興基本計画について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・要望書（本県における農業競争力強化のため
の農地基盤整備の強力な推進に向けて）
- ・要望書（令和3年度漁場整備事業関係予算の
確保について）
- ・長崎県【独自】緊急事態宣言の発出に伴い酒
類小売業者等に対する協力金の支給を求める
要望書
- ・要望書（防災重点農業用ため池の整備につい
て）
- ・陳情書（壱岐東部漁業協同組合の運営の正常
化を求める）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【久保田委員長】おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算
委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
37号議案「長崎県工業技術センター条例の一部
を改正する条例」のほか、8件であります。

そのほか、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委
員会に付託されました予算議案の関係部分を、
農水経済分科会において審査することになって
おりますので、本分科会として審査いたします
案件は、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計
予算のうち関係部分」ほか13件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査
の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお
配りしております審査順序のとおり行いたいと

存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う予算議案と、条例議案の第38号議案「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例」及び事件議案の第63号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、予算議案及び条例議案、事件議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、条例議案及び事件議案についての討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

【久保田分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

議案を議題といたします。

産業労働部長より、議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしまして、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料でございます。お手元にご用意いただければと思います。

資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第8号議案「令和3年度長崎県

小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第14号)」のうち関係部分、第83号議案「令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」であります。

議案の説明に先立ちまして、産業労働行政の取組方針についてご説明いたします。

令和3年度は、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に定める方向性を踏まえながら、議案として提出しております、次年度からの産業振興計画である「ながさき産業振興プラン2025(案)」に掲げるスローガン「進化と創造、未来への挑戦。危機を克服し持続可能な発展を目指す長崎県」のもとに基本指針として3つの柱を定め、本県産業が令和7年度に目指すべき姿へ向け、各種施策の推進に取り組んでまいります。

まず、1つ目の柱である「進化に挑戦する～危機を克服する事業継続支援と企業変革力の強化～」については、新型コロナウイルス感染拡大により、本県においても、宿泊・飲食などのサービス産業をはじめとして多くの業種で急激な業績の悪化が見られる状況下において、事業の継続と雇用の維持を図るため、労働環境の整備促進や雇用機会の創出に取り組むとともに、県内中小企業者に対する県制度融資による資金繰り支援等により、事業を継続するための経営基盤強化を支援してまいります。また、県内中小企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進への意識醸成を図り、デジタル技術を活用した経営革新に取り組むための人材育成や設備導入などを支援してまいります。

2つ目の柱「人が未来を創る～若者の県内定着と地域で活躍する人材の育成～」については、

将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりを促進するため、高校生へのきめ細かな就職支援、企業説明会の充実や更なる働き方改革の促進による雇用環境の改善に取り組んでまいります。また、大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着を推進するため、県内企業の魅力向上、学生と企業の交流強化、県外進学者等のUターン就職に引き続き取り組んでまいります。

このほか、キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保を図るため、新たな基幹産業分野等における専門人材の育成や人材活躍支援センターを中心として、女性や高齢者等の活躍の促進を図るとともに、外国人材の活用による産業、地域の活性化を進めてまいります。

3つ目の柱「地力を高める～力強い産業の育成による、魅力ある仕事の創造～」については、新たな基幹産業の創出を目指し、海洋エネルギー関連産業等、AI・IoT・ロボット関連産業、航空関連産業の3分野において、引き続き各分野のクラスター協議会を中心として、専門人材の育成やサプライチェーンの構築を推進してまいります。また、県内における産学官金の様々なスタートアップ支援機関との連携を進め、起業家の発掘・育成やスタートアップの創出に向けた取組を強化してまいります。

さらには、地域金融機関とも連携し、県内製造業・サービス産業の企業の競争力強化・付加価値向上、創業や事業承継による事業の継続・発展等の取組を支援するとともに、戦略的な企業誘致に取り組んでまいります。

それでは、はじめに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分及び第8号議案「令和3年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」についてご説明いたし

ます。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

3ページ下段をご覧ください。

産業政策課

（中小企業振興費について）

商工会・商工会議所による小規模事業者対策、中小企業団体中央会による協同組合の連携組織化対策等に要する経費として、中小企業団体指導育成費16億7,316万6,000円等を計上いたしております。

企業振興課

（工鉱業振興費について）

県内の中小製造業企業が企業間連携により取り組む設備投資や研究開発などへの支援や、地場企業の新たな雇用を伴う規模拡大等の支援に要する経費として、地場企業総合支援事業費9億7,271万8,000円等を計上いたしております。

4ページ中段をご覧ください。

新産業創造課

（工鉱業振興費について）

県内事業者のDX推進への意識醸成を図り、デジタル技術を活用して生産性向上や新たな付加価値を創出するための取り組みへの支援に要する経費として、県内中小企業DX促進事業費9,120万1,000円等を計上いたしております。

5ページ上段をご覧ください。

経営支援課

（商業振興費について）

サービス産業事業者が、生産性向上・処遇改善など経営体質の強化に取り組み、若年層や女性から「選ばれる企業」となるための組織・経営に係る大胆な変革を促進するための支援に要

する経費等として、サービス産業活性化事業費2億6,611万1,000円等を計上いたしております。

（中小企業金融対策費について）

中小企業の経営基盤の安定等に必要な資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費421億530万円（融資枠2,162億870万円）等を計上いたしております。

下段をご覧ください。

若者定着課

（雇用安定対策費について）

県外大学進学者に対し、大手ナビサイトを活用してオンライン企業説明会などの県内就職に関する情報をダイレクトに提供することなどにより、Uターン就職の促進に要する経費として、県外進学者Uターン就職促進事業費3,365万円等を計上いたしております。

6ページ上段をご覧ください。

雇用労働政策課

（職業能力開発運営費について）

県立高等技術専門校の管理運営、若年求職者や中小企業の在職者等に対する職業訓練等に要する経費として、職業能力開発校費4億7,219万9,000円等を計上いたしております。

（債務負担行為について）

6ページ下段に記載のとおりでございます。

7ページ中段をご覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は記載のとおりであり、その主な内容は、高度化資金に係る中小企業基盤整備機構への償還金等であります。

7ページ下段をご覧ください。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分及び第83号議案「令和2年度長崎県小規模企業者等設

備導入資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

8ページ下段をご覧ください。

産業政策課

（中小企業振興費について）

新しい生活様式対応支援補助金の減に伴う、新しい生活様式対応支援事業費5億6,568万3,000円の減等を計上いたしております。

企業振興課

（工鉱業振興費について）

地場企業の規模拡大に対する補助金の減等に伴う、地場企業総合支援事業費2億7,118万2,000円の減、市町が実施している工業団地整備に対する補助金の減等に伴う、新工業団地整備事業費1億9,556万1,000円の減等を計上いたしております。

9ページ下段をご覧ください。

経営支援課

（中小企業金融対策費について）

中小企業向け制度資金の貸付額の減に伴う、金融対策貸付費69億8,333万2,000円の減等を計上いたしております。

10ページ中段をご覧ください。

雇用労働政策課

（労政福祉費について）

緊急雇用創出事業経費の減等に伴う、雇用環境改善対策費3億270万5,000円の減等を計上いたしております。

10ページ下段をご覧ください。

（繰越明許費について）

繰越明許費についてご説明いたします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業において、年度内に適正な事業実施期間が確保できないことなどから、記載の事業につきましては、繰越明許費を設定しようとするものであります。

11ページ上段をご覧ください。

（債務負担行為について）

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「市町営工業団地整備支援事業費」は、市町が実施している工業団地整備の支援に要する経費について、債務負担行為を設定するものであります。

また、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

最後に、令和2年度の予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出面においても年間の執行額確定に伴い整理を要するものもあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和2年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、経営支援課長より、補足説明を求めます。

【吉田経営支援課長】お手元の資料の「令和3年2月定例会県議会 予算決算委員会 農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」と書いた

資料の1ページをお願いいたします。

長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例について、ご説明いたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響で経営環境が悪化した中小企業者の資金繰りについて、県制度融資である緊急資金繰り支援資金を発動しております。

この資金には、国の保証制度を活用し、一定の条件のもとで国が利子と保証料の補助を行う、実質無利子融資と呼んでいる区分と、無利子化の要件に合わない案件に対応する県独自の区分がございます。

この県独自の区分につきましては、スキーム図の にありますとおり、中小企業者の保証料負担を軽減するために、県が保証料の一部を補助しておりますが、今回、令和2年度に融資を行ったものについての保証料補助については、国の地方創生臨時交付金の交付対象となりました。簡単に申しますと、県が保証料補助を行う財源に国の臨時交付金が充当できるようになるということでございます。

これを受け、同交付金を活用して、令和3年度から令和12年度までの間、県が保証料補助を行うために必要な財源を積み立てるため、基金を設置しようとするものでございます。

基金を設けるには、地方自治法の規定に基づき、条例によることが必要であることから、本条例案を提案するものであります。

なお、国の交付金対象は、令和7年度分の補助にかかる分までとなっておりますので、残りの期間分は、一般財源を積み立てるといった形としております。

試算に基づきまして、基金の積立額は10億3,500万円としており、そのうち6億207万3,000円を交付金の対象分として充当する予算として

おります。

以上で説明を終わります。

【久保田分科会長】次に、雇用労働政策課長より、補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】資料は、同じく補足説明資料2ページをお開きください。

私からは、長崎県立諫早技能会館指定管理者の指定について、説明をいたします。

本設置の目的でございますが、技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るものでございまして、諫早市に設置をしております。

施設の構造は、鉄筋コンクリート造の2階建てとなっております。計7つの会議室や実習室などがございます。

3番の指定管理者でございますが、諫早市にあります職業訓練法人長崎県央職業訓練協会でございます。4番の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

5番の指定管理者が行う業務につきましては、会館使用の承認に関する業務、会館の使用料金の徴収に関する業務、会館の維持・修繕に関する業務などがございます。

続いて、資料3ページをご覧ください。

6番、選定経過でございますが、募集期間は、令和2年12月23日から令和3年1月29日までとしまして、2者の応募がございました。外部の有識者4名で構成します選定委員会により審査を行いまして、安定した管理運営や体制、収支などの観点から、適切に実施できる能力があると判断をしまして、当者を選定したものでございます。

なお、詳しい審査基準や採点結果については4ページに記載をしております。

最後に、7番、債務負担額（予算）でございますが、2月補正予算に、指定管理期間であります3年分807万6,000円を債務負担として計上しております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【松尾産業政策課長】お手元にお配りしております資料の農水経済委員会提出資料「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく提出資料政策的新規事業の計上状況」をご覧ください。

産業労働部関係の令和3年度新規事業につきましては、1ページに記載いたしております。成長産業サプライチェーン強化支援事業費ほか7件がございます。各事業の事業概要と当初要求額及び本定例会においてご提案しております当初予算計上額は、記載のとおりでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【川崎委員】おはようございます。

経営基盤強化事業費について、お尋ねいたします。

資料は、概要版の23ページで、事前にいただいていたものですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対する支援として、事業承継に触れていただいているんですが、事業承継というのは、これまで私の認識では、企業

さんの情報が飛び交うようなものではなく、非常にデリケートなものという認識をしております、ここの説明の中に、「廃業などのリスクを抱える事業承継対象者を抽出し」と、まず、これはどんなにやって抽出をなさるのか、お尋ねをいたします。

【吉田経営支援課長】ただいま委員からご指摘がありましたとおり、廃業しようという事業所、その廃業するという情報は、これまでネガティブ情報といえますか、それが知れることによって銀行取引等に影響を与えるのではないかと、いうふうな観点で、割と表に出にくい情報でございます。

一方で、近年、事業承継の必要性というのも次第に皆さんにも理解されてきておりまして、廃業、後継者がいないことが、必ずしもネガティブ情報とはならないというふうな状況も一部起きつつあるものと考えております。

今回の事業におきましては、民間の信用調査会社に委託をしまして、企業情報を持っている情報会社に、そういう対象となるような事業所の抽出をしていただき、その情報をその後、市町や商工団体等と連携して、どうやってその企業を支えていくかというふうな観点から、協力をして取組を進めるということを考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。民間の調査会社からの調査によると。その調査は、いわゆるネットで見られるようなオープンな情報ということにはならないんですね。

【吉田経営支援課長】関係者だけで情報共有するというところで考えております。

【川崎委員】そうしましたら、議案外のところの資料の部長説明が後であるんでしょうが、それを読み進めていく中において、これまで長崎

県の事業承継ネットワーク、そして、長崎県事業引継ぎ支援センター、こういったものがサポートをしていたと思うんですが、後々、今後統合されるということも後で説明があるんでしょうけど、記されておまして、今回の事業との関係性というのはどのようになっていきますでしょうか。

【吉田経営支援課長】今、委員からお話がありました2つの事業につきましては、国が直接長崎商工会議所に委託をして行っている事業でございます。親族間承継を支援するネットワークと第三者承継、M&Aを支援するセンターが統合されて、事業承継に関する相談等がワンストップで行われるということで統合を予定されております。

そこにも県はしっかり関与をしていくんですけども、その動きの中で得られた情報につきましては、それぞれの支援機関が独自に情報を持っている形となっております。なかなか共有というものができていないというところに、県の事業によって共通で持てるようなデータを抽出して、それをもとに関係者が協力をして取組を進めていくというふうな形につなげていきたいと考えております。

【川崎委員】つまり、親族間の承継、そしてM&A、これは統合しながら、今回の新たな経営基盤強化事業費、こういったものを利用しながら、しっかりとこの苦境に向けて支援を行っていくと、そういう理解でよろしいでしょうか。

【吉田経営支援課長】委員おっしゃるとおりでございます。

【川崎委員】ありがとうございました。

次に、長崎県スタートアップ強化支援事業費について、お尋ねいたします。

同じく概要版では22ページに記していただ

いているところでありますが、これまでCO-DEJIMAというスタートアップ事業が稼働して丸2年ということですが、まず、これまでの創業の実績、そして、特筆すべき業種、あるいはそこで生まれた雇用、これについて実績についてご説明をお願いいたします。

【福重新産業創造課長】スタートアップ創出の取組につきましては、2年前にオープンいたしましたCO-DEJIMAを中心に積極的にセミナー、そして、ワークショップ等を開催いたしまして知名度向上、そして利用者拡大に努めてまいりました。

その結果、CO-DEJIMAには、スタートアップとして事業化を目指す方が入居できるブースがございますが、こちらに7社の方がこれまで入居いただきまして、既に5社が退居しておりますが、このうち1社につきましては、観光施設向けの3Dバーチャル映像のコンテンツを制作するという新たなビジネスモデルでの事業を県内で展開しておられるという状況でございます。

入居企業の業種といたしましては、ばらつきはございますが、主に多いものといたしましては、デジタルコンテンツの制作やITを活用した新サービス関連の事業、もしくは観光産業向けの新サービスといったものが多い傾向にございます。

雇用者数につきましては、まだ企業を立ち上げたばかりということで、各社数人程度の小規模なものでございますが、CO-DEJIMAを退居された後も、CO-DEJIMAが持ちます専門家の助言機能であるとか、県外産業交流拠点とのネットワーク等をご活用いただきながら、引き続き成長支援を行ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。7社チャレンジをされておられるということ、できれば一覧にして、後ほどでも結構ですけど、お知らせをいただくとありがたいです。

私も、福岡の大名というところで廃校跡を利用した取組を視察して、そこでいろいろ話を聞いていましたら、長崎からも利用しているところから、チャレンジする思いがある人はこういうところに来て頑張るんだなど。それが長崎にはないために、そのようなことになっていると。つまり、起業意欲が高い人が県外に流出しているということはゆゆしきことだということで、これは県の方に求めてつくっていただいたところで、非常に期待をしているところでございますが、これはベンチャーという類なのかもわからないので、大人数ということではないのかもわかりませんが、何でもスタートは小規模でしょうから、大きく育てていただきたいなというふうに思っております。

そういったゼロからのスタートを支援するCO-DEJIMAの機能だというふうに承知をしておりますが、今回、新規ビジネス創出支援においては、既に起業されている、いわゆる事業者が取り組むものに対しても支援をすることが記載をされておりました。ゼロではなく、既に中小企業者の方に対しても支援をされると、このようなことがどういった事業内容となっているのか、お尋ねをいたします。

【福重新産業創造課長】こちらの事業の内容でございますが、そもそもスタートアップを創出していくためには、企業、大学、公的機関などがネットワークをつくりまして、それぞれの立場でスタートアップ志望者を支援し育成していく、スタートアップエコシステムが必要と考えております。

本県でもCO-DEJIMAを整備いたしまして、大学や長崎市、金融機関等と連携しながら支援を行っておりますが、支援する側の企業の層が薄いという現状がございます。

一方で、都市部では、新規ビジネス創出のために、地方の課題解決に対して自社のリソースを活用しながら事業化に取り組むという企業がございます。そういう企業に本県にお越しいただきまして、県内産学官と連携して新事業創出を行うことによりまして、県外企業の県内における新しい事業の立ち上げであるとか、県内企業の第二創業などの動きを活発化しようというのが、今回出している新規事業の狙いがございます。

実際の動きといたしまして、今年度、本県の地域課題に都市部の企業が興味をお持ちになりまして、新規ビジネス創出のための実証事業を既に実施されているところでございます。その実証に県内企業も参加したところ、実証に参加する費用の負担が大変だというお声を多くいただきましたので、そういったお声も参考にしながら、今回の補助制度をつくった経緯がございます。

支援制度を設けることで、同様の地域課題を持つ地方が多い中、実証事業をする場所として本県を選んでいただく後押しにもなると考えております。

【川崎委員】つまり、県内企業の方にしてみると、新たな分野にチャレンジする、いわゆる実証事業というところに支援ということですので、これは情報発信をしていただいて、ご活用いただけるようにお取り組みください。

次に、県内中小企業DX促進事業費、資料は、同じく概要版の16ページでございますが、今議会はDX、DXで染まっているような状況であ

りますが、一般質問等聞かせていただいて、本事業についても一定理解をしているところでございますが、いま一度、確認の意味で質問させていただきます。

企業におけるDXの推進に当たっては、記載のとおり、経営者層、そしてそれに実際に取り組むリーダーの皆様、こういった皆様への意識改革が何よりも必要なものと私は思っております。幾ら現場の方が必要ですと言っても、経営者が、いやいやとなれば、先に進まないわけで、やはりこういった啓発というところが非常に重要なものだろうというふうに思っております。

これは、ぜひ成果を出していただきたいというふうに思っておりますが、少し具体的に、こういった取組になっていくのか、お尋ねをいたします。

【福重新産業創造課長】今回考えておりますDX関連の事業の流れといたしましては、まず、川崎委員ご案内のとおり、県内企業におきましてDXの取組を進めていただくには、まず、経営者に、DXは何たるか、そしてその必要性をご理解いただいた上で、率先してその経営者が企業内で体制を整えて取り組むべきものと考えております。

そういったことから、まず、経営者セミナーにおきましてわかりやすい事例であるとか、導入事例を紹介することで、DXの必要性について確実に理解を促すことが重要と考えております。そういった部分をまずやった後で、経営者が自社に戻りましてDXを実施すると決定した場合、その経営者は、現場リーダーにDXに取り組むように指示をすることになりますので、リーダー層に対しても、別途、より実務的なDXのセミナーを実施することとしております。

それ以降、セミナーで補えない個別企業のD

Xへの取組のフォローにつきましては、相談窓口であるとか、専門家からの助言を受けるための招聘費用の補助制度を設けておりますので、こちらを積極的にご利用いただきまして、企業における取組が円滑に、そして確実に進むように支援してまいりたいと考えております。

【川崎委員】DX（デジタルトランスフォーメーション）、本当に言葉だけでぱっと理解できるものではないんですが、少なくともこれまで言っていたデジタル化のレベルじゃないんだらうと、ペーパーレスとか、そういうような次元じゃなくて、本当にドラスティックな改革をもたらす、そこで新たな価値を生み出していく、そのような取組かと承知をしております。

ぜひこのセミナーで、やはりぐっと意識改革をしていただいて、新たな長崎の発展といいですか、そういったところにつなげていただけるように、初年度ですから、ここでいかに意識改革を図っていただくかということが勝負かと思っておりますので、お取り組みいただきたいと思っております。

次に、県外進学者Uターン就職促進事業費、同じく概要版では46ページです。

就職ナビサイトの活用について、お尋ねいたします。

今はもう当たり前ですけど、こういったスマホだったり、パソコンだったりを使って情報を入手していく、そういった意味でいけば、この就職ナビサイトの活用は避けて通れないものだというふうに思っていますが、これまで利用された実績、県としてこれを活用するに当たって、どの程度予算をかけていきながら取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

【宮本若者定着課長】大手ナビサイトの今回の予算でございますけれども、これにつきまして

は、県外の進学者に対して県内の就職情報を届けていくという手段のために活用するというところで組み立ててはありますが、実質的には、今回が新規というところでございます、今年度の4月補正で、一部県外の人に、そういった大手ナビサイトを使って県の就職情報を届けるというようなことをやりましたけれども、本格的に大手ナビサイトを使ってやるのは今回が新規というふうになりますので、予算額の推移等はございません。

我々が今までやってきたのは、Nなびで県直営で運営している分については、引き続き力を入れてやっていこうと思っておりますが、そこで、県外の学生に県内の情報が、いろいろやってはきているんですけども、なかなか届いていないので、今回、大手ナビサイトを使って情報を届けようというものでございます。

【川崎委員】初めての取組ということでしたので、やはりそこには価値があるということのご判断だというふうに思いますが、そうするとNなびと並行しながらUターンを促進していく、そういうことでよろしいですか。

【宮本若者定着課長】大きなくくりで言えば、まさにNなびと並行しながらということになります。

一つは、Nなびの方を説明いたしますと、Nなびはまさに県内企業の求人情報がそのまま載っているものでございます。ですから、学生は、Nなびを見ていただくと、県内の企業の求人が載っていると。

一方で、今回狙っていますのは、県外の学生に、もちろんNなびを直接見てほしいという思いはあるんですけども、それが一番いいんですが、要するに、まさに今日から長崎県が主催して、県内企業のオンライン説明会というのを

開始しております。例えばそういうのを、今、長崎県内企業が企業説明をオンラインでやっているよということをまず伝えるのが大事ななと思っていて、それについて大手ナビが、いわゆる県外の学生の登録とか、全国の学生はほとんど登録してしまっていて、そのうち長崎県出身といますか、帰省地が長崎県である人、あるいは長崎県を就業先で希望している人、そういったところに、長崎県が県内企業のオンライン説明会をやっているという情報を届けます。あるいは、私どもの方でリターン旅費助成制度とかもありますので、そういった制度もありますよというところを、併せて県外の学生に届けていくと、大きく言えばこういう二本立てなんですけれども、そういった内容の中身になっております。

【川崎委員】 そうすると、今の話だと、就職ナビサイトを、どっちかという入り口みたいに、そしてNナビにリンクをさせて、より詳しく県内企業の情報を発信して結びつけていくと、結びつけていく強化と、そのようなことかというふうに理解をいたしました。じゃ、この就職ナビサイトは長崎出身、県外の学校とかに通っておられる方に届ける、積極的に届けるということはあるんですか。それとも、もう待ちの世界なんですか。

【宮本若者定着課長】 まさに積極的に、長崎県で開催されているイベント、あるいは長崎県の旅費助成制度を積極的に届けるための予算でございます。

【川崎委員】 ちょっと質問の仕方が悪かったです。就職ナビサイトを利用するのは、就職ナビサイトがそういった方たちにアプローチをするなんていうことはできないですね。だから、興味がある人がそこに入ってきて、中身を見て

もらうということにしかないんでしょう。いわゆる県外の方に、こちらから何がしこんなことやっていますからというような、そういった通知をするということは可能なんですか。

【宮本若者定着課長】 少し説明が足りてないのかもしれない。

リクナビ、マイナビとかという大手ナビサイトというのは、全国で例えば50万人ぐらいの学生が登録していると言われております。もちろん50万人の中には、長崎県の出身者も当然入っております。学生が、いわゆるリクナビを使おうと思った時に、もちろん自分の名前、卒業年度、大学学部、そして帰省地、いわゆる実家になります。あるいは、あなたはどこが就業地の第一希望か、そういうボタンがありまして、ですから、我々がやろうとしているのは、大きく言えば50万人ぐらい登録しているうち、長崎が帰省先である人とか、長崎を第三希望ぐらいまでで就職希望地にしている人とか、その辺は、我々は直接は選別はできませんけど、大手ナビサイトがその情報を持っておりますので、そういった長崎に関心のある人というのを大手ナビサイトの方でリストアップするわけです。そこに対して、私どもが大手ナビサイトに、じゃ、こういう情報を流してください。こういう情報というのが何かというと、それはオンライン説明会の情報であったり、旅費助成、そういうのを大手ナビサイトを通じて、50万分の長崎県に関心がある人に届けてもらうというのが、この予算の一つの大きな役割のところでございます。

【川崎委員】 初めての取組ですから、今後の動きを確認したいと思います。

最後に、外国人材受入促進事業費ですが、これは令和2年度も計上されて、そして、今回は倍以上の計上をされていますが、どのようなと

ころを強化されているのか、お尋ねいたします。

【井内雇用労働政策課長】こちら外国人材受入促進事業でございますが、予算を倍増している部分、強化をしている部分については、この計上事業一覧に技能実習生の日本語教育支援1,000万円がございますが、この部分を新たに実施するものでございます。

この日本語教育支援、なぜ行うかというところでございますが、技能実習生の方々の日本語能力を高めることによりまして、もちろんコミュニケーション能力が上がる、それによって実習効率も上がるし、ひいては企業の生産性向上にもつながる。さらには、製造業の現場などで機械とかを扱う場合も多々ありますが、そういう中で安全確保にもつながるものではないかと考えまして、今回計上しております。

【川崎委員】やっぱり日本語がなかなか厳しくて、コミュニケーションが図れなくて、要は定着しないといいますが、そのことで、時には飛び出してしまったり、あるいは、ちょっとよろしくないような行いもやったりとかということが、よく一般的に言われている中で、やはりコミュニケーションをとってあげる。

そういった意味で、日本語を少し理解していただいて、現地のこちらの方とコミュニケーションをよりとっていただいて、家族的なつき合いぐらいまでやっていければ、技能実習生も安心して取り組んでいけるのかなというふうに思いますので、大変重要なことかと思えます。

具体は、これはどこか一堂に集めて行うようなものなんでしょうか。あるいは、オンライン等で開催するものなのか、お尋ねいたします。

【井内雇用労働政策課長】予算の根拠としましては、20の監理団体が行うことを想定しておりますので、そこが行う日本語教育を支援したいと

考えております。

そのやり方についてなんですけど、できれば、感染防止に配慮をしながら対面での研修を実施したいということはあるんですけど、コロナの状況もありますので、オンラインでの講義というものも平行して、そういうものにも対応できるように柔軟に支援をしていきたいと考えております。

【川崎委員】もう終わりにしますけど、今、オンラインをやるのは、それはいいんですけど、恐らく、またWi-Fiの環境とかそんな話になってきて、今頃いろいろサービスも拡充してきているので、普通の電話回線とか、4Gでも5Gでもいいのかもわかりませんが、ぜひ監理団体の皆様には、そういったことの支援ができるような形で、県も柔軟に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【井内雇用労働政策課長】この日本語教育が効果的に進みますように、そのあたりも含めました柔軟な支援、ニーズに合った支援というものに努めてまいりたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】今の日本語の、ここの文章だけ見ると、県内監理団体とか書いてあるものだから、どういう団体かなと思うんだけど、今、20ぐらいの団体という話だったので、日本語学校とかそういう感じになるのかなと思ったんですけど、中身をもう少しつまびらかにしてください。

【井内雇用労働政策課長】県内に監理団体が約40ございまして、今回、この予算を構築するに当たりまして、監理団体にアンケートをとりました。その中で、日本語教育に対して前向きに取り組んでいきたいと考える監理団体が20ございまして、それを根拠に20団体で1,000万円

の予算を計上しているところでございます。

【吉村委員】数を聞いたのは、そういう人材を受入れる監理団体が40幾らあるということね。それがそれぞれ日本語学校が何かに行かせるわけですか。

そうすると、例えば、今、産業労働部だけでも、農林部とか水産部でも外国人労働者を受け入れ、日本語教育とか研修とか載っているわけよね。そういうところで部局間の連携でやれんもんかなと思うところが出てくるんだけど、そこら辺の部局間連携というのは考えられたかどうか、お知らせいただきたい。

【井内雇用労働政策課長】委員おっしゃられますように、外国人に対応する課は、部局をまたいであるところがございます、どういう事業を今回予算計上して実施するかということも含めて、情報共有しながらやっておるところでございます。

この日本語教育についても、私どもの産業労働部は製造業に限定をするというものではありませんで、幅広い業種に対応して、かつ各部局間で情報共有しながら進めていきたいと考えております。

【吉村委員】やっぱり一緒にやった方が合理的かつ経済的でもあると考えられるから、そこら辺、連携を取ってやっていただきたい。これは農林部も水産部も、今度次にある時に言うとかけんが、一緒になってやってください。

それから、続けていいですかね。

まず、説明資料4ページの新工業団地整備事業6億2,400万円、この中身について、もうちょっとお知らせいただけませんか。

【宮地企業振興課長】今、委員おっしゃられました新工業団地整備事業でございますが、これは市町が造成する団地に対しまして、県から補

助金を出しております。その令和3年度当初予算における補助金の積み上げというふうになっております。

具体的には、今、造成をしております長崎市の団地でございます。あと、諫早市、西海市、この3か所の団地の造成進捗に伴って、県から補助金を支出するというふうな事業になっております。

【吉村委員】これは継続で、この3か所の造成の今年度分の費用を出すということですね。

そうすると、この財源はどこからきているのかというのをお知らせいただけますか。

【宮地企業振興課長】財源は、予算の横長資料には細かく記載がございますけれども、基金を繰り入れて財源としております。その基金につきましても、基本的に、国の電源立地地域対策交付金を財源として、一旦基金に積みまして、その基金を取り崩して支援を行っているという流れでございます。

【吉村委員】この電源立地地域対策交付金が、工業団地造成というのが長崎県のいわゆる公予算、最終的には県民所得の向上につながる重要な政策だということで、この電源立地交付金をほぼほぼこの工業団地造成に使っているわけですよ。ほかに何か、団地造成以外に使用されているということはあるんですか。

【宮地企業振興課長】電源立地地域対策交付金につきましては、経済産業省からの交付金になりますので、経済産業省と協議を行いながら、いわゆる産業振興に資するような事業に充当しております。

例えば私どものところでございますと、航空機関係の事業に一部充当したりとか、よその部局でいきますと、物産関係の事業に一部充当したりとか、県庁内の産業振興にかかる事業につ

いろいろな充当を、財政課の方で査定をして
行っているところでございます。

【吉村委員】取り組む事業は何でも大事だとな
るんだろうと思いますけれど、この電源立地交
付金については、立地地域とかそういうところ
の声が、もうちょっとそういう立地している
ところに配慮をしてくれというような話が、前か
らあるじゃないですか。だから、工業団地造成
というのが、今後どういうふうになっていくの
かなという思いがあって尋ねたんですが、今回
の予算だけで言うと、3か所の継続中のものを
やる。今度、新規が出てくる予定があるのかど
うか。そのときに、やはりずっと電源立地交付
金を活用していくのか、立地地域の声も聞きな
がら、そちらにも予算を一定程度は配分してい
くという考え方になるのか、そこら辺をお知ら
せいただけますか。

【宮地企業振興課長】まず、現時点でどこか工
業団地の予定があるかという点につきましては、
足元コロナ禍によりまして、企業様自身がなか
なか投資の先行きが不透明感があるということ
で、そういうのもありまして、現時点で、私ど
もで次の団地の予定はしておりません。

吉村委員おっしゃられますように、立地地域、
例えば大規模の発電所が立地していますのは松
浦市でありますとか、西海市でありますとか、
そういうところから、なるべく自分たちの事業
にというお話は従前からお伺いしております。
私どももそういう地域で事業が実施されると、
当然国とも協議をして充当していくというふう
に考えております。

これからの工業団地についても電源立地交付
金でやっていくのかということですが、
実は、最近、九州電力管内におきましては、太
陽光発電、再エネルギーが相当、夏場は特にあ

っておりまして、石炭火力は調整として、当然、
今後とも必要ではございますが、いわゆる電力
量が減退気味でございます。あと、私どもの日
常の生活においても、なるべく電気を使わない
と、節電ということがございまして、電力量が
伸びることに伴って交付金の額が決まりますの
で、どちらかという、交付金はちょっと縮小
気味でございます。

そういうこと等々、あと、不透明ではござい
ますが、脱炭素のお話もございますので、そう
いうことを考えますと、我々としては、今の時
点では、電源立地交付金で工業団地などのイン
フラをやっていきたいという思いはございませ
んが、それに支障が出てくるような時期がくるか
もしれないということは、併せて申し上げたい
と思います。

【吉村委員】この件は最後にしますが、ちなみ
に、令和3年度の電源立地交付金は、金額にし
て幾らになりますか。

【宮地企業振興課長】電源立地交付金のうち、
私ども県の事業に充当する分が、移出県交付金
というのがございます。その分が、令和3年度5
億8,800万円程度でございます。

これは、前年度5億5,500万円ぐらいでしたけ
れども、松浦の九州電力の2号機が稼働したこ
とに伴いまして、若干増額しているということ
でございます。

【吉村委員】次に、事業承継の話がさっきから
出ているんですが、ちょっと気にかかるのが、
部長が読んだ最初の、説明に先立って、進化に
挑戦するとか、よう意味がわからんちゃけど、
両方にとれるごたるけれど、何で進化に挑戦を
せんばとかと思っているんですけど。

これで事業承継というのが、前向きに拡大す
るためという文章も入っているわけよね。私ら

商工会地域とかは、小さな事業者、いわゆる零細な小規模事業者となるわけね。そういうところに対しての事業承継、ここもいわゆる跡継ぎがおらんと、それでももう廃業していくという話になるんだけど、そういう地域を守るために廃業を防ぐという考え方というのは、そこに何らかの形で入ってこないのかなと思うんだけど、どうでしょうか。

【吉田経営支援課長】ただいま国におきましても事業承継の重要性というものが、ここ数年ずっと話として上がっておりますけれども、その大元は、後継者がいなくて廃業してしまう事業者がいると、地域の雇用と技術や技能の伝承ができなくなる。これが大きな課題ということで、そこを進めましょうということで、先ほど申し上げました親族間承継もそうですけれども、今は少子化等によりまして、どうしても後継者、子どもはいるんだけど、子どもは継ぐ予定がないというふうなところもございますので、併せて第三者への承継、M & Aも支援をしていくということで、両方にらんだような取組として進めております。

【吉村委員】説明はわかるんだけど、いえば、ここで成立している事業承継の形というのが、見込みがあって、その事業を引き継ごうと思えるぐらいの事業所ということになるのかなとか思って、そうすると、これはもう言うてみれば、企業のM & Aと一緒になるわけよね。そこに承継をしようとする側に対するインセンティブだけでいいのかなと思ったりもするわけけれども、県の政策として、それまで事業を承継してもらう側という事業所に対する何らかのインセンティブはあるのかなと思いますが、いかがですか。

【吉田経営支援課長】全ての廃業を防止すると

いうことは非常に困難になっております。その中で、積極的にそこを受けようとするところに対して補助の制度を設けているというのが、現在の状況でございますけれども、先ほど申しました国の事業の中で、事業承継診断ということで、各事業所を商工団体とか金融機関等が回りまして、経営課題があるところについて、その経営課題の解決のために専門家の派遣であるとか、各種支援制度の活用であるとか、そういった取組を行っているところでございます。

【吉村委員】そういうことで活路を見出せるところもあるのかもしれないけど、具体にもう廃業に追い込まれる側が、例えば、今説明があったようなことで承継できるようになったと、身内間でね。そうした時、その事業所に対して何らかのインセンティブはないのかなと。

【吉田経営支援課長】廃業を予定している事業者に対しまして、廃業するのではなく、買っていただくといいますが、そういうために事業価値の簡易査定ということで、通常、企業を買収したりする時に、デューデリジェンスと言われる資産等の調査がございますけれども、その簡易版をやることで、このままやめちゃうと工場、あるいはいろんな設備の廃棄等にもお金がかかると。それを買ってもらったたら、のれん代も含めて幾らかの価値があるというふうなことを査定する制度は構えてやっております。

【吉村委員】また後でよく、前、ちょこっとしゃべりよったとばってんね。

次、若者定着課、大学生の卒業者、特に県外の大学に行った卒業生を呼び込もうと、このこと自体はいいことだろうと、そうせんといかん、ベクトルは正しい方向を向いているんだろうと思うんですが、高校生が県内に就職する、実業

高校の生徒が県内に就職するとか、そういうところについて、高校生が県内に就職したいなと思うためにいろんなことをされているんですが、直接、もっと県内に就職したいと思うようにするためのインセンティブとかいうのは考えられないのかなと思います。

【宮本若者定着課長】議案外の方の部長説明にもお書きしているんですけども、高校生の県内就職率については、令和元年度直近の実績が65.6%ということで、過去最高でございます、途中経過でございますが、令和2年度もそれを超えてきそうな感じでございます。

それというのは、県も予算を投じて高校現場に、就職をする人が多い高校にキャリアサポートスタッフを配置しておりまして、令和2年度から充実させたということもございます。その方たちが県内企業の求人を丁寧に自分たちで調べて、その中で生徒に合ったものを生徒に紹介していくと。地道ですけども、その取組が定着して、この2年、今年度の速報値も含めて上がってきているような状況でございますので、我々としては、今、いい感じで上がってきていますので、今までのやり方を、キャリアサポートスタッフの資質、あるいは知識がより充実、企業の求人とかの見方も大分わかってきておりますので、そういうやり方で、引き続き、今の好調な状態をキープしていきたいというところで考えております。

【吉村委員】そういうことよね。そういうことでわかるんだけど、この計上事業一覧なんかでも、高校生の県内就職促進、高校生のためのふるさと長崎就職応援事業とか、これで約1億円弱の予算が組んである。この予算をつけるという観点から見ると、1億円近くあるんだけど、その中身は、高校生に間接的にはいくんだらう

けれど、直接的にいかない。県外に進学した大学生を呼び戻そうとするのは、その大学生に直接的にインセンティブが与えられる部分があるなと思って説明を見ている。だから、県内に就職する高校卒業者に対しても、県外に行った大学生と同じようなインセンティブがあってもいいんじゃないかなと。今、就職率がいいんですよと言ったし、3月4日の新聞にも、「長崎女子商業高校、県内希望96%」とか出ていて、すごかなと思ったんだけど、これはコロナの影響もあってとかいうので、いろんな県の施策が成功してこういうふうになったというばかりじゃないと思うわけよね。

そういう意味からも、直接的なインセンティブは考えられないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】インセンティブというものがどうかしれませんけれども、すみません、繰り返しになりますけれども、私どもが現場に配置しているキャリアサポートスタッフは、県外学生に対しては、長崎県で県内企業の説明会がありますよという情報を届けると、そこは県外学生に対して弱かったの。それよりももっと直接的に、現場のキャリアサポートスタッフは、この企業からこういういい求人が出ていますよと、まさに求人票そのものを直接的に見せますので、そういったことで、令和2年度からキャリアサポートスタッフも、令和元年度まで22名だったものを、2名ですけども、充実させて、より生徒と向き合う時間が長くなるといったようなところで伸びてきていると思いますし、今委員おっしゃったように、確かに、一部コロナで、やはり県外に行かないという声も聞いております。

だから、そこら辺が、県の施策だけで上がっ

たかどうかと言われたら、確かにコロナの部分もありますけれども、昨年度はコロナはなかったところございまして、今年度ももうちょっと上がりそうだ。上がりそうな部分は、ひょっとしたらコロナなのかもしれないなと思っておりますが、いずれにしろ、直接的かどうかという意味においては、まさに直接的に県内のその生徒に合う求人票を見せて、どこにしようかというようなところを考えているところでございます。

今回の2つの高校生のふるさと応援、あるいは県内就職、合わせて1億円弱ですけれども、そういったうちの約7,000万円が、いわゆるキャリアサポートスタッフという現場の人的費になっておりまして、直接的に届ける予算だということでございます。

【吉村委員】 だから、言いよっとたい。1億円のうちの7,000万円がそういうキャリアサポートスタッフとか何かの予算で、県外に行った大学生は引っ越し費用の一部を県が負担しますとかなんとか説明資料に載っているわけよ。だから、それを見ると、高校生にも、県内に就職したら就職祝い金ぐらいたるような直接的なこともあっていいんじゃないかというふうに思った物だから聞いたんだけど、部長どうですか、そういうふうなのは。

【貞方産業労働部政策監】 委員のおっしゃるとおり、確かに就職祝い金とかというの、施策と考えられるのかもしれませんが。

一方、委員が例示された県外大学生のUターン就職の経費支援でございますけれども、これについては大きく2つございまして、一つは旅費助成、東京とか関西地区から長崎の企業を受けに来た時に、実費支弁で旅費の一部を助成することはございます。それとあと、制度として

用意しているのは、奨学金を借りた場合に、これは県外、県内一緒ですけれども、大学生に対してはその奨学金の返済を支援するというもので、それは実費弁償的なものではございませんが、そういったインセンティブになるようなものについては、確かに設けております。

そういった意味での何らかの報奨金というか、インセンティブになるようなものについては、高校生については、特に今のところ、社会情勢等も鑑みて、まだそういった状況にないものと考えて、特に制度的には用意してない状況でございます。

【吉村委員】 あまり長くなったら、皆さんもあるかもしれませんが、そのような状況じゃないものと、今、政策監に答弁いただいたんですが、高校生の県内就職についてはそれでよしと思っているのか、もっと就職率を上げないといかんと考えれば、今やっていることで上がっていくであろうという話に、当局としてはなるんだらうけれど、そういうことも、今後検討の俎上に上がってもいいんじゃないかという話なんです。今後、そういうことの検討というのもやっていただければと思いますので、要望しておきます。

次に、諫早技能会館の管理指定ですが、これについて3年間の管理期間で、職業訓練法人長崎県中央職業訓練協会というところが指定管理者に決定しているわけですが、まず、県内に技能会館というのは何か所、現在あるんですか。

【井内雇用労働政策課長】 県立技能会館でございますが、現在は、この諫早の1施設でございます。以前は佐世保にもあったんですが、現在は1施設でございます。

【吉村委員】 1か所ですね。そうなんですよ、佐世保が廃止になったものだから、何か所ある

のかなと思って。

そうしたら、県全体をここで見るという話になるわけね。県有のこういう施設がどういう配置をされればいいのかというのが、いつも話の俎上に上がるんだけど、1か所諫早に、県央だから、ちょうど真ん中ということになるのかなと思うんですけども、ここの利用状況あたりがわかっておれば、お知らせいただきたいと思えます。

【井内雇用労働政策課長】本施設の事業状況でございますが、令和元年度利用件数で言いますと、1,203件でございます。前年度の平成30年度は1,140件でございますが、それよりやや微増で、増えているという状況でございます。

【吉村委員】いろいろ細かなことは、後でまた聞きますけど、この選定に当たって、これは選定委員を決めて選定してあります。資料の別紙に380点と303点でしたと載っているんだけど、ここで77点差があったということになります。しかし、中を見ていくと、安定した管理運営、その他の運営事項、管理運営の効率性、それから管理運営方針、方針とはあくまでも方針で、実績ではないわけですけども、ここら辺でもう70点ぐらいになるわけで、指定されなかった方が得点が高かったのが3つあるわけです。そういうことを考えると、こういう選定、どこかで選定せんばいかんのだからこうなるとやけど、もう少し何かわかりやすい、数字が一番わかりやすいとなるかもしれんけれども、合理的な選定の仕方というのはないのかなと、いつも思うんですけど、いかがですかね。

【井内雇用労働政策課長】委員おっしゃられますように、安定した管理運営、あるいは管理運営の具体の手法、最後に、趣旨というところで、様々な観点から選定をする必要があると考えて

おります。

中に、例えば、別紙で言いますと、「事故、緊急時の対応を考えているか」というところが、今回の県央職業協会よりもA者の方が上回っているという状況がございます。このような点については、個別に、例えばこの事故、緊急時の対応については、県央協会も警備会社等を活用した対応でありますとか、マニュアルの完備とか、そういうものが問題なく整備をされているものと捉えまして、総合的に判断して、この県央協会としたところでございますが、それぞれを数値化することで比較することが、やはり一番合理的な選定方法なのかなと考えております。

【吉村委員】指定期間が3年ですね。この指定管理制度は3年もあれば、5年もあるんですが、3年になっている理由というか、それをお知らせいただきたい。

【井内雇用労働政策課長】こちら指定の期間でございますが、県の指定管理制度の運用ガイドラインがございまして、その中に会館などの施設で、維持管理などが主たる業務である場合は3年を目安とするというふうに定められております。これに沿って、この施設についても、3年間の指定期間としております。

【吉村委員】維持が主たる目的の場合、ここはさっき稼働率というか、そういう話を聞いて1,203件と。ということは、この1,203件の中身としては、どういうのが一番メインなのかというのをお知らせください。

【井内雇用労働政策課長】多いのが、例えば建築関係の実技、設計、それと関連する電気工事関係の訓練、さらには、コンクリート床の実習場がありますので、そこを活用したフォークリフトとかクレーンの運転、さらには、一般的なパソコン関係の講座などがございます。

【吉村委員】結局、一般的な集会施設とかそういう使われ方というよりは、そういうちょっと専門性を持った使われ方が現状かなと思いますけど、そうすると、指定管理者の職業訓練協会というのも、そういう専門性を持っておられるところかなと思うんですが、いかがですか。

そうすると、例えば一般的な維持管理業務ばかりじゃないんですよという色合いが出てくるんじゃないかと思うんですが、そうすると、5年でもいいんじゃないかと思ったりもしますが、どうですか。

【井内雇用労働政策課長】この指定管理の業務としては、あくまで会館使用の承認とか維持・修繕とか、そういうものが指定管理の業務でございます。

この指定管理者であります県央職業訓練協会が、この指定管理も行うと同時に、指定管理とは全く別の動きとして、訓練を行う主体でもあるというところでございます。

【吉村委員】わかりました。そこら辺は、一緒のようで違ったりします。

最後に、この指定管理者が行う業務で、使用承認とか使用料の徴取とか、そういう管理、そして3番目に、附属設備の維持及び修繕に関する業務というところがあるわけですね。4番目が技能労働者への情報の提供に関する業務、こうなると、維持管理だけという話ではないような気がするんですが、それが1点と、この修繕に関する業務というのは、どこら辺までが修繕か、そこら辺きちんとした決まり事があるのか、その2点を最後に。

【井内雇用労働政策課長】まず1点目、修繕でございますが、経年劣化による大きな工事などについては県が行うこと、あと、軽微な修繕については指定管理者が行うというふうにしてお

ります。

具体的なところにつきましては、毎年度基本協定を締結しまして、直近で言いますと、費用として6万円ぐらいまでの軽微な修繕については指定管理者がやると。それ以外の水回りの工事とか、そういうものは県がやるという定めをしております。

もう一点の情報の提供ということなんですが、こちらは技能会館自体でこのような講座を行う、あるいは一般向けの方にももちろん使っていたきたいと考えておまして、広く周知、情報発信を図ると、この会館そのものの稼働率向上に資する、そういう情報発信・情報提供もしていただきたいというふうに考えるものでございます。

【久保田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堤委員】2月補正の新しい生活様式対応支援補助金の減、5億6,500万円についてお尋ねをします。

予算額があって、支出があって、その内訳でこの減になったと思うんですが、ご説明をお願いします。

【松尾産業政策課長】この新しい生活様式の補助金につきましては、昨年の6月から事業を開始したところでございます。

当初の目的としましては、感染拡大防止のために、各業界団体で定められたガイドラインというものがございますので、そちらの普及のために行ったものでございます。

事業内容としましては、例えば消毒液でありますとか、マスクでありますとか、そういったものの購入、これに対して1事業者に対して上限10万円ということで事業を行ったものでございます。

当初、私どもが算定に使用しました経済センサ

ス上、特に消費者等との接触が多い事業者、例えば飲食店など、センサスの中の業種から、そうした不特定多数と接する機会が多いような業種ということで、当初対象として3万7,000件をそこから抽出いたしたところでございます。予算的には、その8割程度であろうということで、3万件ということで予算を計上したところでございます。

実際のところ、昨年6月から10月30日までの期限ということで受け付けをしまいいりまして、結果的に1万9,000件という数字でございました。

10万円等の補助金と併せまして、7月～8月に、県内飲食店で大きなクラスターが起きたので、当初の予算を流用しまして、飲食店の換気工事対策という、これは上限200万円でありませけれども、こちらの方も併せてこの予算で行ったところでございます。

見込みの方は3万件でございましたけれども、10万円の上限の方につきましては、結果として1万9,000件、それから200万円の方につきましては、現状約500件程度の申請がございまして、3月中に支出する予定となっております。

3万件がなぜ1万9,000件となったかというところでございますけれども、これにつきましては、周知におきましてはかなりの周知はしてきたところでありまして、実際のところは、事業者の方にお話を聞いたところでは、やはり単なる給付ではなくて、一旦物を買わなくてはいけないと、立て替えをしなくてはいけないということで、その当時、持続化給付金でありますとか、市町の給付金でありますとか、そういったものもございましたので、それからすると手続的といいますか、一旦買わなくてはいけないというところで繁雑なので、もうこちらは使わな

いというようなお声も幾つかいただいたところでございます。

当初の見込みでございますけれども、私どももどれくらいの事業者が提出してこられるかというところの見込みというのはなかなかつけにくいところがございまして、できるだけ広く支給を使っていたきたいという思いがございまして、当初3万件というところから、結果的には1万9,000件ということでございます。

後聞いたところでは、補助を使わずに自主的にそういった取組をされているという方もかなりおられたようですので、そうしたところで、予算的にはこうした形で、5億6,000万円の減ということになりましたけれども、一定皆様には普及といいますか、使っていたいたというふうに我々としては思っております。

【堤委員】今の説明、わかりました。春の休業要請や時短要請に対する協力金は、定額30万円の現金が支給される。それに対してこれは、品物とか感染対策の物を購入して、その領収書でその金額、上限10万円ということで支給されるということで、やっぱり事業者の皆さんからすると、あまり進んでこれは取りに行きたいというところまではいかなかったのかなと思います。

それと、言われたように、既に購入してしまったけれども、領収書が手元にないとか、そういう方もいらっしゃったし、協力金の時は、積極的に書類とか何かたくさん聞かれたりしたんですけれども、今回はもういいですと、最初からしなかったり、あるいは申請に不慣れな方がいらっしゃって、ハードルが高いと思われた方もいらっしゃったように思います。

今回の1月補正の協力金、それから、2月の経済対策の補正が先日ありましたけれども、そちらの方では市町に申請をするということになり

まして、その分、少し事務手続が分散して、給付も早くなるかなと思っているんですけども、先日、佐世保市の方の申請書類など見ましたら、こんなあってですね、記入例とか何かも合わせたら、物凄く分厚くなるんだろうと思うんですけども、そういったところのもう少し簡略化といいますか、そういった工夫というのは考えられないものでしょうか。

【松尾産業政策課長】これまで行ってまいりました協力金でありますとか、こういった補助金につきましては、極力簡略化ということは行ってきております。

ただ、簡略化した中でもなかなか補助金等は一般的に、飲食店の方とかは申請したことがないということで、難しい面もあったかと思えますけれども、やはり事業性というか、そういったところをきちんとやっているかどうかというような確認、例えば確定申告書をつけていただくとか、事業の許可証をつけていただくとか、そういったことというのはやはり必要になってまいりますので、ある程度のところは致し方ないのかなと思っています。

これに関しましては、もっと申請書の記入のサポートといったこともできるように、昨年の7月から、商工会、商工会議所の方のサポートをするための人員を増やしまして、記入の仕方とかそういったところをきちんと事業者の方に教えていただくような体制をとってやっていったところでございます。

どこまで簡略化できるかというところはございますけれども、やはり今回の国の一時金にしましても、持続化給付金の方で対象とならない方がかなり給付を受けたということで、今回の一時金についてはかなりハードルが上がっているような状況もございます。私どももこれまで

の状況を見ながら、簡略できるところはやっていきたいと思えますけれども、ある程度のところで添付資料などをいろいろ求めるということについては、致し方ないところかなと思っております。

【堤委員】不正があってはならないと思うんですけども、前に、別のことで申請をした時の書類とか、そのときの申請の情報とかが活用できるというようなことはないのかなと思っています。んですが、いかがですか。

【松尾産業政策課長】県におきましても、産業労働部でもいろいろな補助金がございますので、そうしたところでいろんな情報は入ってまいりますけれども、一つは、いろんなことにそれを流用していいかというような承諾を、あらかじめご本人というか申請者にとっておくことが必要だと思えます。

今回、一時金とか協力金につきましては、誓約書の中にそういった文言をつけておりますので、通常であれば、個人情報ということでのような流用ができないということになりますけれども、これから先、そういったものに使っていないかというような誓約も今回は入れておりますので、この後何かある時は、そういった情報も活用しながらやっていけるかと思っております。

【堤委員】わかりました。今後の取り組み、本当に改善できるところは進めていただきたいと思います。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山本(由)委員】高校生の県内就職促進事業に関してなんですけれども、これは継続事業ということになっているんですけど、各振興局における県内就職促進事業ということで、後ほどの委員会説明資料に、今春の高校生の県内就職率が、12月末現在で68.6%ということで、非常に

上がっているという話があったんですけども、県内の中でも、結局、長崎であったり、佐世保であったり、県内の都市のところは比較的高いのかなと。半島であったりそういったところ、いわゆる域内就職率と考えた時に、やはりかなり低いというふうな差が相変わらずあるのではないかなと思うんですけども、これは振興局単位とか、そういったところで域内就職率というのは把握されているのでしょうか。

【宮本若者定着課長】把握はしておりますが、例えば域内になりますと、どこが低い、高いといったような比べ方を、私どもはしておりません。その域内で競争していくというところが、目的とまた違いますものですから、把握はできておりますけれども、対外的な発表は控えさせていただいているところでございます。

【山本(由)委員】ただ、実際、出ているんですよ。例えば市議会とかで、市内就職率は何%とか言われた時に、十何%ですよとか、そういうふうなやりとりもされているし、振興局でも、島原振興局は、たしか50%を切っていると思うんですけども、そういった形で出ているんですね。

ですから、いわゆる県内就職率をもちろん、県内に就職していただきたいんだけど、半島の間人から見たら、長崎とか佐世保に就職するのは、県内就職率じゃないよねと、ないことはないんですけどもね。ですから、やっぱりできるだけ域内に就職をしてほしいというふうな、半島であったり、いわゆる振興局単位であったりとか、そういった意味で、公開をしるとは言わないんですけども、そういう把握をしてらっしゃるということであるならば、域内の中で就職率を上げていくというふうな取組もお願いをしたいと思うんですけども、その辺の

ところの取組というのは、いかがですか。

【宮本若者定着課長】私どもで高校生の予算を計上しておりますけれども、委員おっしゃった振興局内での動きというのは、私どもは本庁と学校現場で直接つながっておりまして、もちろん振興局とも連携しながらやっております、まさに振興局単位の動きが域内の就職のためには重要だと思っております。

例えば島原半島でいきますと、3市共同と島原振興局で、よその振興局よりも早いぐらいの段階から協議会みたいなものをつくって、半島内の企業を集めて、島原半島でやっている分は高校3年生が対象なんですけれども、例年でいけば6月、今年はコロナがあったので7月だったんですけども、そういった取組をされておりました、私どももそこにももちろん入り込んで、そういう取組が、域内というところでは、それぞれの振興局での取組が重要になってくるものかと思っておりますので、引き続きそこは、振興局の方にも力を入れていただきたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員】たしか先々週ぐらいですかね、来年に就職される高校2年生、これは早かったなというふうに思っています。だから、そういうふうな形で振興局単位で、半島内の企業を集めてやってらっしゃるというのは理解をしています。

それから、いわゆる普通高校生対象に1年生とかそういったところに、ここ数年、インターンというふうな形でされていたものが、今年は学校説明会ということで、20社ぐらいの会社が普通高校に行かれて、もちろん2年後はなかなか難しいでしょうから、6年後であったり、8年後、9年後かもしれないんですけども、こういったところがあるというふうな形で、特にその

学校のOBが、その高校を出てどこかの大学に行ってこの会社に入ってきたというふうな経緯まで説明をしたという形で聞いておりますが、非常にリアルでいいなと思っております。

そういう取組をされているんだけど、やはり実業系高校、工業高校あたりが、まだ今も、こんな状況でも求人があるわけですね。そうすると、どうしても目が行ってしまう。相変わらずまだ1社、1対1というんですかね、そちらの方に先に行ってしまうというようなことがあると、なかなか地元に残らないというようなところがありますので、そういったところ、実業系、これは先生も関係してくると思うんですけども、今まで以上に県内に目を向けていただく、地域内に目を向けていただくというような取組を引き続きしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、2つ目が、さっき吉村委員も言われたんですけども、県外進学者のUターン就職促進事業費ということで、非常に集客力の高い大手のサイトから学生にアプローチをしてもらうというふうな形のものは、それはそれですごくいいことだと思うんですけども、インセンティブということで、私もよく相談を受けるのが、あんまり継ぎたくなかったんだけど、やっぱり家が商売をしているので帰ってこんばいかんかなみたいな形の話がよく出てきて、特に、昨年来のコロナで非常に厳しい業種の中でも、あえて家業を継ぐために帰ってくるというふうな後継者がいるわけですね。そういう人たちに対するインセンティブはないんだろうかというふうなご相談を受けるんです。

そういう人たちが帰ってきて、家業が非常に順風満帆で、帰るべくして帰ってきた人ばかりではないと。やっぱり使命感を持って帰って

る人たちがいる。そういった人たちが帰ってくることによって、いわゆる親族間の承継がなされるというふうなケースが出てくるだろうなと思いますし、実際、私の周りにも、非常に厳しい状況の中で帰ってきている、県外の大学に行ったけれども帰ってきたというふうな事例があります。

だから、そういったところに対するインセンティブ、先ほどなかなか難しいというお話はあったんですけども、事業承継という観点もありますので、そういう観点から、何らかの支援ができないのかなというふうに思うんですけども、この枠、あるいは別の枠でそういったことを考えられるのかどうかというのを伺いたいんですが。

【宮本若者定着課長】県外進学者Uターンにつきまして、午前中議論があっている分については、対象が大学生でございまして、これについては、先ほど貞方政策監の方からもあったんですけども、大学生が就職活動をする時に、例えば東京でも大阪の大学でもいいんですけども、何らかやっぱり旅費がかかります。そういったところで、県内企業に対してインターンシップであったり、あるいは就職の最終面接であったり、そこはいいんですけども、上限も設けておりまして、例えば東京近辺だと3万円を上限にするとか、やっぱり一定かかるお金を少しやわらげるところが私どもの今の考えで、この大学生のUターンという部分の旅費助成というのは、そういう考え方に立っております。

【山本(由)委員】結局、それは旅費であったり、そういう経費の助成、実費の助成ということですけど、ちょっと変な言い方ですけど、この人たちは必ずしも県内就職するとは限らないわけですね。試験を受けに来るのを支援してあげる。

それはそれで、もちろん必要なんだけど、今申し上げたような話というのは、既に家業があって、そこに帰ってくる。だから、確実に帰ってくるわけですね。そういった人に対するインセンティブを与えること、それだけで帰ってくるわけではないですけれども、そういうことを与えることによって、事業承継率も高まる、違うかもしれないけれども、県内で就業するという意味でプラスではないかと思うんですけれども、政策監、いかがですか。

【貞方産業労働部政策監】産業労働部として考えられるのは、やはり事業承継に当たって、委員が今お話しされたような、息子さんが遠隔地の大学から帰ってきて就職するとかという場合の丁寧な支援というのは、当然考えられると思います。そういったところについては、特に気がけて丁寧に支援していく。そういったことは、国や事業承継等のセンター等と連携して十分やるべきだと考えています。

一方、委員がおっしゃったような、多分、もともと根っこにあるのは、恐らくは、ふるさと移住なんかの場合に100万円あげますよという制度がございますので、それは吉村委員も、多分同じところをおっしゃったんだと思いますが、そういったものに対する支援制度を、こういう大学生の県内就職、高校生の県内就職でつくるかという、それはまだまだ、現状、今ある施策をしっかりとやるのが先決であって、そういった移住支援金みたいなものを措置するところまでにはないと、そういうふうに考えております。

【山本(由)委員】地域づくり推進課とかそちらの方の事業と絡む部分もあるだろうし、私が考えているのは、第三者が事業承継をするというのは、それなりの技術力であったり、第三者が

買うというだけのもがあるところだと思うんですね。そうすると、そういう特徴がないところというのは、第三者が入ってくるというのはなかなか難しい。だから、同族が入ってきて何とか立て直そう、あるいは新しいことを少し横展開をしようというふうな形で入ってくるんだろうなというふうに思います。それに関しては、多分、別の補助制度があるかと思しますので、そちらも利用してほしいと思うんですけれども、そういう後継者がいると、それが帰ってくるか帰ってこなかでその会社の命運が分かってしまうような状況にあるかと思しますので、そのところをご理解いただいて、横断的に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【吉田経営支援課長】ただいま親族が承継するという部分でございますけれども、通常、税制優遇が親族間がございます。というのと、もう一つは、事業承継を契機として新しいことに事業展開する場合、これは国の補助制度もございますので、単に代替わりというよりは、それを機に新しいことをやられるというふうな形であれば利用できる補助制度もありますので、そういったものの活用も図っていきたいと思います。

【山本(由)委員】今、課長が言われたとおり、今コロナ禍であえて帰ってこようとしている学生というか、後継者というのは、それだけの覚悟を持ってきているんですけれども、あまりいい状況でない、それであえて帰ってこようとしているので、新しいことを今模索しているんだろうなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、政策的新規事業のところを教えていただきたいんですけれども、提出資料の1ページの中段ぐらいなんですけれども、先ほどご質問

のあった経営基盤強化事業費であったり、サービス産業経営体質強化事業費というのが、要求額よりもかなり大きな計上額になっているようなんですけれども、これの経緯といいますか、これだけ要求したんだけれどももっとついたというふうな形なのかなと理解をするんですが、そこを教えていただきたい。

【吉田経営支援課長】 委員のご意見のとおり、この予算につきましては、財政当局とも一緒になって予算をつくり上げていくというふうなことで、当初想定して要求していたものと、実際にこんなこともやるべきじゃないかというふうな議論の中で、予算がこの額になっているという状況でございます。

【山本(由)委員】 所管の経営支援課としても、こういったことをやろうというふうに想定をして要求をした。そうしたら、もっとやりましようみたいな形で言われてきたということだと思うんですけれども、その辺のところの意気込みといいますか、これでこんだけついたんだから、もっとこういうふうに、予算をちゃんと執行しようといいますか、そういったところの見込みであったり、意気込みであったりをお聞きしたいんですが。

【吉田経営支援課長】 経営支援課では、主にサービス産業の振興を担っております。今回のコロナ禍でも、製造業も含めて明らかになったのが、社会経済がどんどん変化していくと、そこで消費者のニーズをしっかりと捉えて、もうかる商売をしていかないといけないと。特にサービス産業におきましては、アイデア勝負みたいなところもありますので、世の中の変化をしっかりと捉えて、それを経営そのものに活かしていくと、生産性の向上が必要ということ。

それで、稼いだお金で、今後、2040年問題と

いうものもございませう。労働力人口が減っていく、国内の市場は縮小していくという中で、しっかりと販路を確保しながら人手の方も確保するという観点から、生産性の向上は不可欠でございますので、財政当局もそのことを理解していただいて、この予算になったと認識をしております。この事業をフルに使って、繰り返になります、2040年問題も踏まえて、今のDXの流れ、そういったところで生産性の向上と、それを処遇改善に結びつけることで給与向上とか、給与アップとか、そういったことで若者や女性にも選んでもらえるような事業所、雇用の場の創出に努めていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 よろしくお願ひします。

最後に、補正予算の絡みで、先ほど堤委員からありました、新しい生活様式なんですけれども、私は個人的に、これはすごくよかったと思っているんです。周りを見ても、かなり申請しているな、早い時期から申請しているなと、領収書の問題とかあるかもしれないけれども、わかりやすかったなと、買った物の実費を給付してもらえんというふうなことで。

ただ、これが、今、ワクチンの接種が進んでいく中で、収束に向かっていくとは思わんだけれども、基本的なマスクであったり、消毒であったり、そういったものはやっぱり残るんだと思うんですね。そうすると、これが当たり前のようになってくる。ウィズコロナという中ではなってくる。そうすると、常にその分だけ経費がかかってくるというふうな形で、各業界とか市町から、新しい生活様式の補助金に対する継続、今後もまたしてほしいというふうな要望が出ていると思います。

実績が1万9,000件というのは、思ったよりも少ないなと正直思っているんですけれども、こ

これはこれで実績でしたので、一応データといいますが、これぐらいだというのは、業種別にかかそういふのも多分わかっておられると思いますので、今後、もしそういう要望に具体的に対応するといった時に、このデータであったり、やり方であったりを改善していただければなということをお願いして、終わります。

【久保田分科会長】 休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

午前 11時49分 再開

【久保田分科会長】 審査の途中でございますが、午前中の審査をこれにてとどめ、午後は、13時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時28分 再開

【久保田分科会長】 分科会を再開いたします。午前中に引き続き、分科会の審査を行います。ご意見はございませんか。

【西川委員】 第2号議案、第8号議案の横長の説明資料、14ページの企業振興課のふるさと産業振興費ですけど、前年度予算と全く同額で、長崎べっ甲対策事業費から、その下のページの売れる！デザイン強化事業費まであるんですけど、これは固定的というか、型にはまった最低限必要な経費なのか、何か新しい事業は考えてないのか。

そして、べっ甲対策事業費で言えば、最近、べっ甲の密輸入とか、または有名な老舗が廃業したこともあります。そのようにべっ甲対策をどう考えておられるのか。

また、次の段の陶磁器産業活性化推進事業費は、ネット販売などのことが話題にもなりまし

たが、また、文化財指定とかということもなりましたが、それも令和3年度この予算でいいのか。ほかに事業を考えているのがあるのか、この商業費の中で企業振興課の考え方をお聞きします。

【宮地企業振興課長】 まず、予算額が前年と同額は、査定の状況でたまたまそういうふうになっておりまして、当然コロナの状況を受けまして、取りかかる中身はいろいろ工夫をいたしております。全体的に予算を圧縮するというシーリングの話もありまして、決められた予算の中でいろいろ組み替えながらやっていくという状況でございます。

その中でべっ甲の関係につきまして、今、西川委員からお話ございましたけれども、べっ甲につきましては、いわゆるワシントン条約の関係で、国外への持ち出しとか持ち込みが禁じられております。その関係で、先般報道等にはそういう記事が載ったということですが、これは私どもが取り組むべっ甲振興事業とは無関係でございます。連合会あたりにもお話を聞きましたら、自分たちとは全表面識がない方ということで、その件は全然別のお話でございます。

そこで、今どういうふうなことを我々が考えているのかということですが、販路開拓の予算もいろいろあるんですが、一番メインは、今べっ甲に関して支援をしていますのは、長崎県と東京都でございます。おのおの団体を通じて、その一部で石垣島で養殖をしております。これは、最初はずっと国が支援してやっていたんですけども、数年前から、東京都と私どもがおのおの補助金を原資として団体が持ち寄って、そこでタイマイの養殖をしております。そこはプールに天然の亀を持ってきて、3回卵がかえると、3回目は、いわゆる

第三世代ということで、これは加工してもワシントン条約にかからないという整理になります。

国外への持ち出しが可能になるということで、我々としては、マーケットの拡大が一番だと思っていますので、そこを粘り強くやっているところでございます。

陶磁器につきましては、先ほど委員からもお話がございましたように、コロナもありまして、やっぱり販売の多角化が必要だろうと。今まで対面販売に頼っていた陶磁器についてもネット販売なんかもすべきということで、来年度予算につきましては、そういうネット販売の内容もございまして、あと、コロナが一定収束した場合には、従前のいろいろな展示会に出るとか、東京で大きな展示商談会もありますけれども、そういうものに出るとか、そういう予算も盛り込んでおります。

あと、文化財指定の件につきましては、これは教育庁の方で担当されておりますので、申し訳ございません、私の方では承知しておりません。

【西川委員】緊縮財政で、全部署に対して大方1割カットの指示があったというのを聞いているんですけど、こういう商工費、商業費などに関しては、コロナ禍だからこそ何か事業をします。そのための予算はちゃんと明示、当初から提案してもよかったんじゃないかと思う気持ちで質問したんですけど、そうしたら、令和3年度内に補正でいろんな事業が出てくるんですか。その見込みというか、そういう案があって、多分こういうのが出ますよというのがあったら、お示しいただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】今、西川委員おっしゃられましたように、コロナ関係で、令和2年度におきましては企業振興課全体で5事業で、およ

そ28億円の補正予算を獲得しております。

うち、今お話がありました陶磁器関係、地域の産業をお支えするという予算としましては、令和2年度の5月専決補正予算におきまして約6,400万円の事業を組ませていただきました。この中では、テレビショッピングをやったりとか、産地のホームページの改築、EC、通信販売の取組等々支援をしております。

足元、コロナの状況に左右される分ではありますが、担当課としましては、コロナの状況で支援の拡充が必要だという状況になれば、躊躇なく補正予算の要求をしていきたいと思っております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【溝口委員】まず、「政策的決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料の政策的新規事業の計上状況なんですけれども、経営基盤強化事業費が8,112万3,000円から、計上額としては2億3,324万2,000円、それからサービス産業経営体質強化事業費には1億4,627万9,000円から2億2,722万8,000円、それと成長分野人材確保・育成事業費が3,900万円から5,828万5,000円と、それぞれ増額になっているんですけども、他の事業関係については全て減額という形なんですけれども、この増額になった理由についてお尋ねをしたいと思います。

【廣田産業労働部長】溝口委員のご指摘でございますけれども、今年度の予算に関しましては、例年と状況が多少変わっておりまして、まず、要求を行いましたのが、11月に予算要求書を財政課の方に提出いたしました。そして、それからからは査定があって、1月から2月にかけて最終的な予算の計上額というのを決定したわけでございますけれども、今回は、コロナの第3波が年

末から流行いたしまして、国が、いわゆる3次補正を12月に発表いたしました。

そういったことから、当初要求時点ではそういう状況になかった特殊な事情がございまして、3次補正で示されました国の各種事業を県の事業にも最大限連動しながら組み立てていくということがございました。そして、財源的にも、臨時交付金というものが措置をされるということがございまして、その臨時交付金を活用しながら事業の組み立てをやったわけでございます。

その結果といたしまして、ここにある3つの事業については大幅な増額計上になったということでございます。

【溝口委員】わかりました。臨時交付金が入るということで、大変いいことだと思うんですけども、ただ、ここに入っている増額になった部分だけに、この事業としては臨時交付金が入ってくるのかどうか。コロナ第3波の国、12月の発表の中で補正がどこに反映されてきているのかというのはわかるでしょうか、このほかに。

【廣田産業労働部長】手元にその内訳は準備していないんですけども、こういった事業に活用したものと、ほかの継続事業においてもコロナの関係の事業を盛り込んだというものが幾つかございます。交付金についても限りがございますので、そのところは従来の財源と交付金の活用というところで、財政当局と調整をしながら、財源措置を行ったということでございます。

【溝口委員】 それでは、大体この3事業に、産業労働部としては主に交付金が入ってくるという形の中で増額になったということと理解していいわけですかね。

【久保田分科会長】 しばらく休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 再開

【久保田分科会長】 分科会を再開いたします。
【廣田産業労働部長】 ただいまのご質問でございますけれども、最終的に臨時交付金を当初予算で充てたというものについては、経営基盤強化とサービス産業、この2事業に交付金を充てたというところでございます。

もう一つの成長分野の人材確保については、これはコロナ関係の事業内容を含んでおりますけれども、最終的には、ここは交付金を充てずに、一般財源で措置をしたところでございます。

【溝口委員】 わかりました。それでは、成長分野人材確保・育成事業については、第3次補正予算の方は入っていないで、一般財源から入れたということと理解していいわけですね。わかりました。

それでは、もう一つですけれども、県内中小企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）促進についてですけれども、外間委員が予算の方で聞かれたと思うんですけども、またこちらの方から聞かせていただくんですけども、DX推進による生産性向上、処遇改善のためにこの事業を行っていくのだということですが、具体的にどのような形で実施しているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】 ポストコロナを見据えまして経済活動の回復、そして拡大に向けた支援といたしまして、県内中小企業の皆様がDXを理解されて、そしてその取組を進めていただくということは非常に重要だと考えております。

そこで、新年度予算におきまして、産業労働部で関連予算をパッケージ化してお示ししておりますので、全体の方をまず私からご案内をさ

せていただいた方がわかりやすいかと思っておりますので、ご説明申し上げますと、まず、この事業の入り口では、皆さんにまずDXを知っていただくということで、セミナー等を開催する。これも経営層、そして社内リーダー層に個別に啓発を行うということを予定しております。

その次の段階としまして、それぞれの企業の個別の相談に対応すべく情報提供、そして、相談を受ける窓口を設けまして、そこで国や県の補助金の制度であるとか、企業支援機関の紹介、そして、アドバイザーとしてそれ以降の補助事業で招聘する専門家の情報提供、もしくはDXの技術の導入をお手伝いする、県内業界団体へのつなぎといったことをやっていくこととしております。

その次のステップといたしましては、現場の課題からDXの導入計画の策定まで綿密な計画を立てていく際に、専門家等の助言が必要になってまいりますので、その専門家の招聘を行う費用についての補助を行う。

この3つの事業、セミナー、相談窓口、専門家招聘補助というのが、新産業創造課が所管しております、県内中小企業DX促進事業費で実施する部分でございます。

これ以降、この計画をつくった後、実際投資をする段階になりますと、国の補助制度等のご案内も行いますし、また、県独自の支援制度といたしまして、サービス産業のDX促進支援であるとか、製造業におけるDX促進支援というものも設けております。

これらまた、全体の取組をする際に、DXを導入する企業の中で、DX人材というところの育成をしなければいけない。そちらにつきましても、そういった支援メニューを設けますとともに、技術を導入するIT企業の方も、そうい

った県内企業のニーズに応えられるように技術提案ができるような高度な技術を身につけていただくための講座を実施する。

そして最後に、実際に県内企業が、我々はユーザー企業と申しますが、その企業がDXに取り組む際に、こういった課題を解決してほしいといった課題を募集しまして、その課題と県内のIT企業をマッチングして実証、実際にこの技術が有効かどうかというところを試していただくというところ、この事業につきましても、来年度拡充して実施しようと思っております。

一連のこれら事業によりまして、県内におけるDXの推進に総合的に取り組んでいく予定でございます。

【溝口委員】わかりました。粗筋なことは大体わかりましたけれども、今、新産業創造課長が言ったのは、1番のこの新DXにかかる意識醸成や相談体制の整備ということになってくると思うんですけれども、その中で導入に重要な経営層、リーダーに対するDXの啓発ということになっているんですけれども、重要な経営層というのは、どこをどのようにその企業を見ているのか、その企業の種類についてお尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】このセミナー等、まず、我々が狙っております部分としましては、DX自体が付加価値額の増大というところ、向上というところを目指すものでございますので、もともと付加価値額が高い製造業であるとか、県内において事業者が多いサービス業といったところを主な対象として捉えているところでございます。

ただし、DXという考え方につきましても、こういった業種にかかわらず、どんな業種でも考え方として使っていただけるものだと存じて

おりますので、このセミナーにつきましては、どんな方々でも受講いただけるという立てつけで進めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、セミナーを開催するにしても、ある程度業種を絞った形ではなくて、いろんな人にセミナーには参加していただきたいということですが、大体何社ぐらいを対象に考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】セミナーの開催は、まず、経営層につきましては、県内5か所で、それぞれ2回ずつ実施しようと考えております。ただ、それぞれのセミナーは、実際現場にお越しただいて聞くことも可能ですし、また、リモートの方で聞いていただくということも可能ですので、物理的に何人までという条件はございませんが、それぞれの会場において、やはり100人ほどは来ていただきたいなと思っております。

また、リーダー層向けのセミナーも開催いたしますが、こちらは2回開催することにしておりまして、ここは主に現場のリーダー層ですので、恐らくITの方にも明るい方々が多いかと思っておりますので、リモートの方で積極的に、なるべくたくさんの方々に参加いただくようにというふうなことを考えております。

【溝口委員】先ほど5か所と言いましたけれども、その地区については、大体どこどこを考えているんですか。

【福重新産業創造課長】申し訳ございませんでした。地区のご案内をしておりませんでした。

今、考えておりますエリアが、長崎、佐世保、壱岐、対馬、五島、この5か所でございます。

【溝口委員】わかりました。ありがとうございます。

ただ、もしよかったら、大村とか、諫早とか、大変企業なんかも多いところだと思うんですけども、その辺についてもなるだけ普及させて、せっかく県の事業としてDXを促進していこうと、それである程度経営改善してもうかっていただきたいと、そういう望みがあると思うので、先ほど3年間と言ったんですかね、これから事業を進めていくのが。

【福重新産業創造課長】この事業を進めていくのは、今のところ3年間を考えておりますが、それよりもセミナー等につきましては、最初の1~2年が勝負だと思っておりますので、開催は、その前半の方の年度で重点的に実施しようと考えております。

そういった中で、地区につきましてもより広いエリア、多くの地点で実施するということについて、今後も、地元の商工会議所等と連携しながら、また、セミナーのコンテンツ等も共有しながら周知するということが可能と考えておりますので、そちらの方で検討してまいりたいと思います。

【溝口委員】そういうセミナーを受けて、そしてDXを進めていきたいという人たちが何件でも来るかもわからないんですけども、そのときにアドバイザーを派遣するということですが、アドバイザーとしては何名ぐらいの体制で行おうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】アドバイザーの助言についてですが、こちらは、企業がそれぞれ助言を受けたいアドバイザーを招聘すると、その費用を補助するという立てつけにしておりまして、大体50社を想定して予算取りをしております。

このアドバイザーの人選というか、人材がどれだけいるかということにつきましては、

我々がつかんでおりますのが、現在、主に県外の方々が多うございまして、今後、県内の人材も、今数人存じ上げている部分なんですけれども、そちらにつきましても調査を進めて、リストをより充実させた形で案内していこうと思っています。現時点では、まだ、アドバイザーとしてそんなに多くの人数を名簿として持っているものではございませんが、今後、より調査を進めて充実させていきたいと考えております。

【溝口委員】このセミナー等が終わったら、アドバイザーを派遣して、いろいろ納得したら先に進めたいということになってくると思うんですけれども、そのときに2の中に入ってくるんですかね。製造業におけるDX促進支援とか、それから、サービス産業のDX促進による経営体質強化、それと、4番のDX促進のための高度専門人材等の育成ということになってくると思うんですけれども、製造業におけるDX促進支援2億3,000万円を組んでいるんですけれども、この実施についてはどのようにやっていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】ただいま溝口委員から、製造業関係のDXのお尋ねがございました。この2億3,000万円は、もともと事業としましては、成長産業サプライチェーン強化支援事業というものと、長崎県航空機クラスター強化推進事業という2つの事業の補助金の部分を引っ張り出して、DX関連で2億3,000万円という表記をさせていただいております。

製造業につきましては、足元、造船関係が非常に厳しいということで、企業間連携で成長分野の仕事を取りに行くというのを平成30年度ぐらいから推進しております。その取組の中で、補助率が、例えば通常ですと2分の1とかで補助をしておりますところを、DX案件を織り込む

のであれば3分の2ということで、さらに支援を強化するというを考えております。

実際の具体的な支援の内容につきましては、企業様でいろいろございます。私どもが、一つ、今年度実例として承知していますのは、小規模事業者の皆様3者集まられて、これは20名以下の企業様になりますけれども、設計のシステムを共有化して、それで作業を短縮化して新しい、今までは県外企業がとっていた仕事を自分たちが受注したということで、価格競争力にも反映して、そういうDX、いわゆる情報関係の取組を進めて、具体的に仕事をとってきているという事例がございます。

おのおの企業のレベルに応じて、製造業においても取組を進めたいと思っておりますが、基本的には、企業様は売上が立つ事業でないと、なかなか足元が厳しい中、取り組めないということもございますので、そういうふうな取組を支援してまいりたいと思っております。

【溝口委員】企業間連携ということで、大体小さい会社が3社ぐらいあってシステムを共同化していくということですが、3社を一組として、大体何組ぐらいを考えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】先ほど申し上げました成長産業サプライチェーンと航空機の関係、2事業を合わせまして10グループ、1グループ3社以上という要件を従前から設けておりますので、少なくとも30社以上のご参加をいただいているところでございます。

【溝口委員】それでは、10グループで30社ということですが、この2億3,000万円のそれぞれの補助金というのは、最高限度というのはもう決まっているんですか。

【宮地企業振興課長】1グループ当たり上限で

5,000万円というのがあります。ですので、1年間、単年度に直しますと、上限2,500万円という中でお取り組みを進めていただくという内容になっております。

【溝口委員】 今、5,000万円で、2年間やったら2,500万円ずつということで、研修としては、やはり結構、3年ぐらいかかると思うんですけども、3年間5,000万円ずつ作るのではなくて、5,000万円が、その3年間で、一つの事業としては最高限度ということで考えていいわけですかね。

【宮地企業振興課長】 1グループ2年間で5,000万円が上限でございます。

【溝口委員】 わかりました。

それでは、3番目なんですけれども、サービス産業DX促進による経営体質強化事業が2億2,700万円組まれているんですけども、この事業についてはどのように取り組んでいこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田経営支援課長】 先ほど新産業創造課の方から、全体的なセミナー等を行うというお話がございましたけれども、それと平行する形でサービス産業に絞って、コンサルに事業を委託しまして、希望する企業の伴走型支援、計画、このDXの計画策定及び実践を支援するような形での伴走支援を行おうと思っております。

それを実践する中で、別途補助制度を設けておりまして、2年間で上限2,000万円の補助制度を構えて、予算的には、それで2億円を計上しております。

例えばの取組ですけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、サービス産業は非常にアイデア勝負で、どんどん先を行っているような状況がありますので、多少陳腐化するような話かとも思いますけれども、例えば取引先とのシ

ステムの共有、あるいは相互乗り入れ、商品在庫のデータを業界で共有するとか、あるいは、今、副業とか兼業がだんだん広がっておりますので、そういったものを活用した人材会社をつくって人材を共有するとか、そういったことが出口としては考えられるのではないかと想定をしているところでございます。

【溝口委員】 わかりました。それでは、これは10グループぐらいですかね。

【吉田経営支援課長】 申し訳ありません。2年間で上限2,000万円で、初年度の2億円はその10社分ということで想定をしております。

【溝口委員】 そうしたら、これはもう1社でもやっていけるということになるわけですね、経営支援課としては。

ただ、さっき言っていた人材会社と業界が一緒になってということですが、その辺については、地域地域で分かれてくると思うんですけども、どういう地域ごとにまとめていこうとしているのか、そこら辺についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田経営支援課長】 支援先は1社になろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、取引先と一緒に取組むとか、同業者と一緒に取組む、あるいは地域と一緒に取組むというふうな形で、どの地域がどれだけというふうな規定はしておりませんで、実際、支援先を選定する時に審査会を開く予定としておりまして、やはり波及効果が高いとか、そういったところを選定して支援を行っていきたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、ある程度絞った形で、どこをターゲットにしていくかということは考えていかないと、そういう人が来るのを待っていても事業の推進がなっていない

んじゃないかと思うんですけれども、その辺については、10社ということですが、それぞれ1社が中心になってということですが、そこら辺は考えてないんですかね、ある程度。

【吉田経営支援課長】この事業及びその予算を考えるに当たりまして、先進的な取組をされているような企業にいろいろヒアリングをしております。13社ほどヒアリングをいたしまして、そのほとんどが、そういう話があるんだったら、ぜひ自分たちも取り組んでみたいというふうにおっしゃっていますので、そういったところから提案してもらって、選定をしていきたいと考えております。

【溝口委員】この事業も、一応3年間とっていいわけですか。

【吉田経営支援課長】3年間で予定しております。

【溝口委員】やっぱりこの1年目というのが物凄く大事になってくるんじゃないかと思うんですね。だから、今、13社がきているということですが、それを成功させることによって、2年、3年と続いていくんじゃないかと。また、よかったら先の方まで続けるような、そういう事業にしてほしいなと思っております。

それで、あと、DX促進のための高度専門人材等の育成ということですが、これは物凄く大事な、人材育成のための大事な事業になってくるんじゃないかと思うんですけれども、このことについてお尋ねしたいと思います。

【末續雇用労働政策課企画監】雇用労働政策課におきましては、DXにかかる基礎的スキルの習得セミナーを担当しております。

基礎的スキルとはどのようなものが必要なのかということを考えるに当たりまして、実際に

民間でDXのコンサルティングをやっていらっしゃる事業者にもお話を伺いますと、やはり多くの企業が、まずはバックオフィス業務、いわゆる財務経理や勤怠管理、スケジュール管理、そういった業務のスリム化を図り、経営体質をスリム化することで、いわゆる攻めの部分に人員を配置していくということに取り組んでいらっしゃると思います。

そうなりますと、やはり最初のスキルとしては、いかに業務を改善するか、その業務改善の手法であったり、どういったITツール、例えば、今、RPAとか、AIとかございますが、どういったツールを使うとその業務改善がなされるのか、そういった知識を、まず在職者の方々にしっかり身につけていただくことで、例えばコンサルティングやITベンダーの方と協議をする際もしっかりとしたお話ができるものと考えております。

この基礎的スキルの習得セミナーに関しましては、予算額として約1,000万円を計上しております。県内各地で6回、地域といたしましては、長崎市を中心とした長崎地域、大村・諫早を中心とした県央地域、島原半島を中心とした県南地域、佐世保市を中心とした県北地域、五島地域、壱岐・対馬地域としております。

実際の開催方法につきましては、対面式とオンラインを併用した形で考えておまして、いわゆる対面式でやっているセミナーをオンラインでも配信するという形を考えております。より多くの方に参加をいただきたいと考えておりますので、オンラインの方につきましては、可能な限り多くの方に参加できるようなツールも選んで実施していきたいと考えております。

【福重新産業創造課長】私の方からは、この人材育成の方にもう一つ書かれております、IT

技術者を対象とした専門研修の実施等の部分で
ございます。

今までDX技術を自社に導入するユーザー企業のお話を中心でしたが、やはり県内情報関連企業にも、こういった技術を導入する際に、事業としてそれに取り組んでいただいて、DX導入のビジネスを拡大して、それを成長の糧にしてほしいと考えております。新産業創造課の方では、そういった先端的な技術、DX導入に大いに活用できるAIであるとか、IoTの技術について、より高度な講座を実施することによりまして、県内情報関連企業における高度人材育成というところを引き続き継続してまいりたいと考えているところでございます。

【溝口委員】 それでは、そういう高度な専門家を育てていくということになれば、それ相応の講師の先生が大事になってくると思うんですけれども、その講師の先生についてはどのような方を考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】 この高度人材育成につきましては、平成30年度から長崎大学の方に委託をしまして実施しております。

現在も情報データ科学部の教授を中心として7名の体制で実施していただいているところで、来年度につきましても、こちらの体制で、より高度かつ実践的な内容で開催していただく方向で、今調整を進めているところでございます。

【溝口委員】 平成30年度からずっと教えてきているということですが、その教えていただいた方々は、それを実際に実行に移してやっているのかどうか、その講習だけ受けてそのままということでは、ちょっと成果が出ないんじゃないかと思うんですよね。だから、追っていったって、その人たちがどういう印象を受けたかというのは、私は大事になってくるんじゃない

かと思うんですけれども、そのことについて、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】 これまで3年間の受講の結果につきまして、受講生に対してフォローアップ調査等を行ったところ、実際に事業に活用いただいているという実績も多数確認できております。

実際にAIを活用した作業効率化のソフトウェアを開発して県外にも売っているであるとか、国のサポイン事業で、より高度な研究開発の実施につながった等の実績を得ておりますので、引き続きこういった実績をより多く積み上げて、県内情報関連企業の高度化につなげたいと考えております。

【溝口委員】 終わりたいと思います。

せっかく県内中小企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）促進を県の方としてしっかりとやっていこうと、そういう形になっておりますので、ぜひこれを利用した形で、中小企業が、やはり生産性向上と処遇改善につながっていくように努力をしていただきたいと思います。

【福重新産業創造課長】 一点、先ほどの答弁、修正させていただければと思います。

セミナーの経営層のセミナー、県内5地域で開催ということを申し上げました。これは、5地域としては長崎地区、佐世保地区、そして県央島原地区、五島地区、壱岐・対馬地区、こういった区分になっておりまして、それぞれの地区で2回ずつ開催ということにしております。

失礼いたしました。

【三上産業労働部政策監】 溝口委員の方から、県内の各地で幅広くやっていくべきだというお声をいただきました。

県の事業はミニマムとしまして、実は中小機

構であったり、あるいは十八親和銀行様であったり、あるいは工業技術センターであったり、今、様々なところでDXに関するセミナーが行われております。それら機関と連携をいたしまして、幅広く、かつテーマもうまく重ねたり、あるいは散らせたりして、効果的にやっていきたいと思っております。

デジタルトランスフォーメーションというのは、ややデジタルばかりが強調されがちですけれども、新産業創造課長からもありましたように、経営改革そのものでございます。いかに変わるかという強い意思と、どうやって変えるかというプロセスですね、ここに初めてデジタルツールがありますので、もしかすると、変えるかという検討の中に、デジタルを使わないという選択肢すらあるわけですね。こういったことも含めて、経営者の方にしっかり理解していただいて、我々は変わりたい人を支援するとともに、変える人をサポートする人をさらに県が支援するという形でやっていきたいと思っておりますので、どうぞご支援をよろしくお願いいたします。

【溝口委員】ぜひ、今のような形で、県内の中小企業に幅広く広げていただきたいと思っております。要望いたします。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】お尋ねします。資料は、農水経済委員会配付資料の8ページの関係からです。

先日の一般質問の中でも、脱炭素社会の関係でご質問しましたけれども、潮流発電機とか洋上風力発電事業等々に関する質疑をさせていただいたんですが、今日の昼のニュースを見ましたら、小泉環境大臣が、この種の脱炭素に向けた日本の窓口として外国との折衝担当になるということが報道されておりました。いよいよ動き始めるのかなという気がしたんですが、

具体的に、ここに新産業創造課の関係で予算化がされておりますので、予算の委員会ですから、予算に関して少しお尋ねします。

まず、3,848万円ついてますね。事業概要と、あと、共同受注体制構築支援事業という中に、海洋クラスター協議会ということが記載されているんですが、この辺の関係を、全体事業概要とこの海洋クラスター協議会等々に関して、いまいし詳しく教えていただければと思います。

【黒島新産業創造課企画監】私の方から、海洋エネルギー関連産業につきまして、ご説明させていただきます。

この海洋エネルギー関連産業創出促進事業費でございますが、事業概要といたしましては、県内企業の海洋エネルギー関連産業への参入促進のため、専門人材の育成に加え、中核企業を中心とした企業群、サプライチェーンの構築やアンカー企業の誘致に向けた取組を推進していくものでございます。

具体的には、海洋エネルギーの商用化を見据えた取組の中で、共同受注体制の構築というところでございまして、海洋エネルギー関連産業において中核企業を中心としたサプライチェーンを構築していくために、海洋クラスター協議会にコーディネーターを配置いたしまして、企業間連携を支援してまいりたいと考えております。

このコーディネーターの配置によりまして、各発電事業者、発電メーカー、そういったところのヒアリング等を実施いたしまして、県内事業者とのセミナーを開催するなど、マッチングや県内企業の連携の構築を行い、サプライチェーンの構築につなげていきたいというものでございます。

また、この中におきまして、海洋エネルギー

関連企業のカatalog、冊子を作成いたしまして、洋上風力発電をはじめとした、海洋エネルギー関係に参入可能性がある県内企業の保有設備でありますとか、生産能力、製品実績等の情報を確認してその冊子を作成いたしまして、アンカー企業の誘致、そういったものにつなげてまいりたいということを考えております。

また、現在、昨年10月に長崎大学内におきまして長崎海洋アカデミーを設置いたしまして、県内企業等の社会人向けの専門人材の育成に取り組んでいるところでございます。こうした取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会につきましては、平成26年に地元の企業が中心となりまして、海洋再生可能エネルギーの関連産業を次なる基幹産業として大きな柱とするべく、民間の企業様が集まって設立された団体でございまして、これまで各実証事業等に取り組んでこられまして、県といたしましても、この海洋産業クラスター協議会と連携して事業を進めてきているところでございます。

【山口(初)委員】 ありがとうございます。

この海洋クラスター協議会ですね、具体的に県内のどこに事務局があって、もう少し、どういふことを主としてやるのか、教えていただけますか。

【黒島新産業創造課企画監】 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会につきましては、現在、長崎市内のD - F L A Gに事務局がございまして、今、その会員の企業、会員数につきましては79社でございます。

また、会員企業につきましては、一般会員でありますとか賛助会員、そういった県内、県外の企業が会員となって事業等を進められている

ところでございます。

【山口(初)委員】 海洋エネルギー関連企業のカatalogの関係ですが、先ほど一通りご説明いただきましたけれども、いまひとつこの目的、そしてどう展開するのか、どう利用するのかを含めて、その思いを聞かせてください。

【黒島新産業創造課企画監】 平成31年4月に再エネ海域利用法が制定されまして、全国各地で洋上風力の市場拡大が広がっているところでございます。

こうした各地の事業につきまして、県内事業による受注拡大が可能になりますように、県内の企業様の情報等を集めたCatalog、冊子を作成しまして、全国でそういった事業を展開、計画、予定されている企業、そういった方々に冊子を活用いたしまして、全国各地の受注を県の地場企業の方に広げてまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】 具体的な利用としては、県の関係者が持ち回っているというやり方をするんですか。

【黒島新産業創造課企画監】 各事業者、また発電事業者や発電機メーカー、そういった方が私ども県の方に来られる時には、そういった活用も考えておりますし、私どもが各地に出向いた際につきましても活用を考えておりますが、メインといたしましては、海洋産業クラスター協議会に配置をするコーディネーターが、発電事業者や発電機メーカー等にヒアリングに伺う際に、そういった冊子について活用してまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】 の洋上風力発電の商用化を見据えた技術研究等活動経費支援、300万円予定されていますが、これは具体的にどこに支援をしようとしているのか。

【黒島新産業創造課企画監】商用化を見据えた研究開発につきましては、今後、洋上風力発電事業が全国で広がっていくというところを見据えまして、洋上風車へのメンテナンスの時のためにアクセス船、船で近くまで行って風車の方に移るといったアクセス船の需要が高まってくるところでございますので、そうしたアクセス船の揺れを低減する、そういった装置の実用化に向けて研究を進めているところでございまして、これにつきましては、補助の方につきましては、先ほどご説明差し上げましたクラスター協議会の方に補助をして、その研究について実用化を目指していただきたいということで考えております。

【山口(初)委員】(2)の海洋産業フォーラムを開催するということが記載されていますが、具体的な計画というのはどういうふうな状況になっているんですか。

【黒島新産業創造課企画監】海洋産業フォーラムにつきましては、国内外の方から新しい海外の洋上風力の状況でありますとか、国内の状況、そういったものにつきまして有識者の方を講師としてお招きいたしまして、県内、もしくは国内から、関係の事業者の方にお集まりいただきまして、そうしたセミナーの開催、また意見交換を行っていただくことを予定しております。

また、一昨年度に開催しました時には、2セミナー翌日に県内の五島の洋上風力施設の視察も行ったところでございます。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために開催を中止させていただいているという状況でございます。

【山口(初)委員】この海洋エネルギー関連の事業そのものが、今後、いわゆる脱炭素化に向けても大きく飛躍する状況にあると思うんですけ

れども、県内のそういう関連事業者を見た時に、特に造船関係と類似した事業であるわけなんです。造船関係がやや厳しい状況、SSKの問題もございませうけれども、やろうとしている仕事そのものは非常に近い部分になります。

そういうことで、新しくこの種事業を、いわゆる造船関連産業あたりに取り込むということをしかり県としてサポートしていく時期にきているのではないかと思うんですが、その辺については、部長の方からお考えをお聞きしておきたいと思っております。

【廣田産業労働部長】山口(初)委員ご指摘のとおり、本県におきましては、これまで海洋エネルギー関連産業を基幹産業化するということが、先ほど答弁いたしましたように、海洋クラスター協議会を中心として、産学官連携によりサプライチェーンの構築や専門人材の育成ということに努めてきているところでございます。

そういった中で、再エネ海域促進法の法律ができた。そしてまた、昨年12月には、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が発表されたところでございます。そういったことから、その柱となります洋上風力発電の市場は急速に拡大するということが見込まれております。

今後、国内外でそういった企業の動きが活発化するということが予想されます。そういったことから、市場の動向に注視すると、そういうことをやりながらサプライチェーンの構築等の取組を強化していきたいと思っております。

そういった中で、造船関連企業については、やはりこの洋上風力を担う企業との親和性、非常に高いものと考えておりますので、今もう既にクラスター協議会の中には造船関連の企業も数社入っておられます。そして、今後そういっ

た働きかけを強化しまして、ぜひそういうものに、新しい産業分野に参入を図っていただきたいと。

その結果として、ひいては基幹産業として成長すれば、長崎県の経済の活性化につながるものと思っておりますので、強力に推進を図ってまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】 ありがとうございます。ぜひしっかり周囲を見渡して、長崎県が元気になる一つの方策だと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、18ページの新型コロナウイルス感染症の関係での雇用対策の関係なんですけど、緊急雇用維持対策事業費の関係で予算化がされているんですけども、ここにアドバイザーによる助成金の申請支援ということで、それぞれ雇用調整助成金の申請に関する作成助言等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣するとなっておりますが、これは、もう少しこの仕組みそのものについて教えていただけますか。

【井内雇用労働政策課長】 でございます、アドバイザーによる助成金申請支援ということでございますが、このアドバイザーについては、令和2年度の補正予算の中で、実は、この部分については計上しまして、令和3年度においても、引き続き実施をしたいと考えております。

今年度の当初、特に雇用調整助成金について、制度そのものがわからないという方も結構いらっしゃいます。さらに、書類が、大分簡素化はされたんですけども、かなり複雑だというお声を大変多く頂戴しまして、その指導ができる社会保険労務士を県の社会保険労務士協会に20名お願いをいたしまして、その20名というのは、県内各地にいらっしゃる方なんですけど、その方に、ご要望があった事業者様に対して、社

会保険労務士であるアドバイザーを派遣しまして、制度の説明であるとか、実際の申請に向けた書類の書き方などの支援を行うというものでございます。これについて、来年度も引き続き予算化をしているというものでございます。

【山口(初)委員】 この事業は、今、もう既にやられているということですね。そういうことであるんですが、いまひとつ、仕組みそのものをよくご存じないというか、わかりづらいということもあるんですが、端的に窓口というのが、県内21市町それぞれの事業所があるんですけども、どこを窓口として申し込みをしていけばいいのか、これはもう単純な話なんですけど。

【井内雇用労働政策課長】 雇用調整助成金自体の窓口は労働局になるんですが、このアドバイザーについては、私どもの雇用労働政策課にご連絡いただければ、その地域の近い社労士の方を調整させていただいて派遣するというものにしております。

【山口(初)委員】 ということは、県が窓口で運営するということですね。わかりました。

では、その次の緊急雇用創出事業費の関係なんですけど、これに類似したことで、県内の学生さんもアルバイトでというのが募集があっただと思うんですが、それとはどう違うのかということについて、まずお尋ねします。

【井内雇用労働政策課長】 こちら緊急雇用創出事業の中には、内訳としまして、まさに、今、委員おっしゃられます、大学生の方等をアルバイトで、コロナの影響が大分出ておるとお伺いしておりますので、それらの方についても、この予算をもって支援をしたいと考えております。

【山口(初)委員】 ということは、313名予定されていますが、全て学生ではない、学生も含まれるという見方なんですか。

【井内雇用労働政策課長】先ほど申し上げた大学生の方、あるいは、これは県の直接雇用、会計年度任用職員を想定しております。大学生の方はアルバイトなんです、それらの事務の方であるとか、あと、コロナの対応に当たる保健師、看護師の方々、そういう方も含めての313人となっております。

【山口(初)委員】この事業そのものの期間といえますか、どの時期を想定されているんですか。

【井内雇用労働政策課長】緊急雇用創出事業につきましては、令和2年度の4月と6月の補正でそれぞれ実施をまいりました。当初の予算でも、今回予算化をしているわけですが、コロナが雇用に及ぼす影響がどこまでなるかわかりません。その状況を踏まえながら、どこまでやるかというのは判断したいと思いません。

この事業については、単年度の雇用になります。短期の雇用になります。

【山口(初)委員】帳面上計算すると、313人で割ると、1人当たり150万円程度という予算規模になっているようですね。

もう一つは、雇用労働政策課の関係で、長崎で輝く人材マッチング事業費の関係なんです、人材活躍支援センターを運営していくということですが、このところも少し教えていただけませんか。

【未續雇用労働政策課企画監】県の人材活躍支援センターにつきましては、今年度、昨年4月に新しくオープンをいたしまして、主に就職の支援及び企業の採用力、いわゆる人材確保に対する支援を実施しております。長崎と佐世保にセンターを持っておりまして、合わせて12人の支援員を配置いたしまして、これは会計任用職員になりますが、それぞれの支援を実施して

ります。

【山口(初)委員】これは、コロナの関係で新しく発足したセンターなんですか。

【未續雇用労働政策課企画監】この人材活躍支援センターにつきましては、それ以前、令和元年度以前は総合就業支援センターという名称で、就職支援等を行っておりまして、民間の事業者に委託をして実施をしていたんですが、今回、企業の人材確保の支援に比重を強く置くということで、県の直営にいたしまして新たに開設したものでございます。特にコロナ禍だからというわけではございません。

【山口(初)委員】もう一つのバーチャル人材活躍支援センターというのは、コロナの関係でつくられたものなんですね。

【未續雇用労働政策課企画監】バーチャル人材活躍支援センターの構築費につきましては、来年度事業として予算を計上させていただいてるんですが、今、山口(初)委員がご指摘のとおり、コロナ禍の中で、なかなか実際のセンターに来所できない方というのが増えております。相談数で言いますと、前年度比約7割減の状況でございまして、そのような中、県民に広く、こういった就職支援のサービスを提供するためには、やはりオンラインを活用した相談といったものをもう少し集中的にやっけていかなければいけないと考えておりまして、ただ、なかなかいきなりオンラインで相談を申し込むというのはハードルが高いものですから、ウェブ上にセンターをつくりまして、そこの中で、相談しやすいような仕組みをつくりまして、オンラインによるサービスを展開することで、遠隔地にいらっしゃる県民の皆様にも、こういったコロナ禍で外出を自粛されている皆様、そういった方々にきちんと就職サービスを提供できるというこ

とで、このようなセンターを構築する予定としております。

【山口(初)委員】（2）県外人材確保等の事業費につきましては、人口減少対策としてもきちりいい事業だと思っています。これは新年度の予算に入っておりますけれども、これも今までもやってきた部分があるのかなと思うんですが、その実績についてお知らせください。

【未續雇用労働政策課企画監】県外人材の確保につきましては、この資料に記載しておりますとおり、来年度3つ事業を予定しております。

そのうち、オンラインUIターン企業面談会につきましては、今年度、既に実施をしております。結果として300名を超える県外の方に参加をいただきまして、県内企業の人材確保、採用機会の創出に一定成果があったものと考えております。

ただ、私どもとしましては、やはりもう少し集客を強化したいという思いがございまして、そういった関係で、県内企業情報の全国発信という事業を新たに始めまして、こういったイベントへの誘客も含めて、県内企業の情報を発信していきたいと考えております。

もう一つの人材紹介キャリアアドバイザー活用につきましては、現在、県内には誘致企業を中心にIoT関連の企業が立地しております。また、県内企業でも、先ほどもございましたが、DX関係等でIT人材のニーズが非常に高まっております。

ただ、一方で、県内にはなかなかこういった高度IT人材というのはいらっしゃるわけで、県外からいかにしてそういう人材を確保するかという観点で、長崎県独自の方式を考えております。いわゆる民間の人材紹介会社にキャ

リアアドバイザーを置いていただきまして、企業へのヒアリングであるとか、実際の人材候補へのヒアリングを同じ方がやって、それでしっかりと紹介をするということが1点と、例えば県内企業に紹介する時に、この企業とは合わなかったという時に、通常ですと、その方をもう手放してしまう、人材を手放してしまうんですが、その場合に、では、次に県内のB社、そこがだめだったら、また県内のC社にということ、県内企業に順次、その人材の方を紹介していくような仕組みを今考えております。

このような形で、高度専門人材の確保をしっかりと支援していきたいと考えております。

【山口(初)委員】 コロナ禍の中で、人の動きがどうしても止まっている状況ですね。これを逆手にとって、長崎県としてはうまく、長崎はこうやって、コロナもおかげさまで落ち着きつつある状況ですから、それをうまく利用して、関東、関西から人を呼び込んで定着させる。移住を含めてそういう政策を、ここが一番大事な時期かなと思っていますので、しっかりやっていたいただければと思います。

【村田産業労働部次長】 申し訳ありません。先ほど溝口委員のご質問で、政策的新規事業の計上状況についてのお尋ねの中で、コロナの臨時交付金の充当状況についてお尋ねがございました。

その際に、一覧表の中で2つの事業について充当されているというふうにお答えをしましたけれども、確認をしましたところ、政策的新規事業でお示しをしております事業のうち、経営基盤強化事業について交付金を充当しております。下のサービス産業経営体質強化事業の方は、最終的にはコロナの臨時交付金の対象にはなっていないということでございます。

それ以外の事業で継続事業も含めまして、合わせて産業労働部で10本の事業に総額11億6,000万円余りの臨時交付金を充当しているということで確認ができましたので、ご報告をさせていただきます。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山口(経)副会長】説明資料の35ページの人材育成の観点でお尋ねをしたいと思います。

新規事業で、新時代の若手人材定着・育成促進事業という形で、雇用労働政策課所管で上がっておりますけれども、まず基本的なことで、「若手」と「若者」とどういう定義でやっておられますか。

【末續雇用労働政策課企画監】今回の若手人材の事業につきまして、特に「若手」、「若者」を使い分けているわけではございませんが、今回、早期離職の防止に観点を置いた事業としておりまして、新規学卒者で県内就職された方で3年目ぐらいまでの方を、基本的にこの事業の対象としております。

ですから、「若手」、「若者」どちらの言い方でも、特に区別はございません。

【山口(経)副会長】新規学卒者で3年以内の方が「若手」という形で定義のようですが、若者定着課として一つの事業形態で取り組むのがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、県内に就職されて、そして早期離職が多いということでこういう事業も組み立てられているわけですが、それを若者定着の一貫として捉えてやるのが、そういう事業がいいんじゃないかというふうに考えますけど、いかがですか。

【貞方産業労働部政策監】若手ということだから若者と一緒にして、いわゆる新卒者と一緒にして、一つの課で所管させてはどうかという

お尋ねでございますが、副会長がご指摘のとおり、そういった考え方もあろうかと思えます。

一方で、若者定着課というのはもともとなかった組織で、雇用労働政策課の中の一部で所管していたものを外出しをしました。そのときに議論させていただいて、やはり高校・大学の新卒の対策に特化した方がやりやすいんじゃないかということで、今、3年目を経過しているところでございます。

今のところすみ分けとして、卒業後の対策については、第二新卒等も含めて雇用労働政策課、新卒については若者定着課ということで、十分うまくいっているかと思えます。

その間の整合性を保つために、私は括弧の中に若者の県内定着という所管事項が入っていますので、問題があれば、私の方で適宜調整をしたいと思っています。少なくとも来年度まではこれでやらせていただければと思っております。

【山口(経)副会長】高卒者を含めて、若者の県内定着を目指して、その目玉として若者定着課というのを外に出して、そしてわざわざそういう位置づけをしているわけですから、これも一つの若者という考え方の中で県内定着していただいたら、次のフォローまでするというのが若者定着の考え方じゃなからうかと思うんですよ。その点についてしっかり、目玉を出したんだから、そこの表現をもうちょっとやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

【貞方産業労働部政策監】大変貴重な視点でございますので、今後、組織を見直す際には、その点についても十分検討させていただきたいと思えます。

【山口(経)副会長】組織を見直す際じゃなくて、所管を見直す際でしょう。組織は、若者定着課という形で組織をつくって、目玉として、やっ

ぱり若者を県内にとどめていこうという形を出しているわけですから、それを進化させていく必要があると思うんですよ。ですから、それは所管分けの件で私は言っているわけで、そこら辺は誤解なくお願いしたいと思います。

【廣田産業労働部長】今の山口(経)副会長のご指摘ですけれども、考え方がいろいろございまして、対象者を中心として所管を分けるということと、対象者に対する対策に着目して所管を分けるという考え方があろうかと思えます。

それで、基本的には若者定着、新卒、そういったものについての対応は、関わりがある分については連携をしてやるという形をとっているんですけれども、先ほど政策監がご説明したように、若者定着の中で新卒者の県内就職というものを県の主要施策として、数年前から取り組んでいるところでございます。

それで、今回、若者定着のところに特化した形で若者定着課はやっていますけれども、あと、「若者」、いわゆる就職後3年以内に離職するとか、そういったところも新たな課題として上がってまいりました。そうしたときに、それを新卒者の対策と併せてやるのか、それとも離職者ですね、若者に限らず氷河期とか、そういった幅広い離職者に向けた対策をとるのかということがございまして、今年もそうなんですけれども、来年度につきましては、やはり新卒者については若者定着課で特化させようと。これは、高卒については一定効果が出ておりますが、大学生については、まだ成果が出てないというところがございまして、それを重点的に来年までやりたいというところで、それ以外のところについては、これまでどおり、雇用労働政策課なり人材活躍支援センターの方で対応させようかと思っております。

ただ、正直申しまして、若者定着課と雇用労働政策課のやっている業務というのは、ほとんど密接不可分のところがございまして。そういったこともございまして、今後の事業の効果なり、成果なりを見極めた上で、所管についてはまた検討してまいりたいと考えております。

【山口(経)副会長】ぜひ、系統立った、皆さんにわかりやすい所管であったり、事業であったりやってほしいというふうに思います。

次の成長分野人材確保・育成事業ですけれども、成長分野は海洋エネルギー関連、それからAI・IoT・ロボット関連、それから航空機関連、この3分野じゃないかと思うんですけれども、その3分野で必要とされる人材、どのような人材を想定しておられますか。

【末續雇用労働政策課企画監】本事業におきましては、成長産業分野の人材確保を図るための事業でございまして、現在、足元で人材確保のニーズが高まっております、一つは半導体関連産業、もう一つが情報関連産業、いわゆるAI・IoT関連産業を、今、主なターゲットとしております。

その背景といたしましては、半導体関連産業におきましては、県内で工場の増設等による設備投資がある中で、人材確保のニーズが非常に高まっている状況にございまして。また、情報関連産業につきましては、企業誘致により、大手企業の研究開発拠点が県内に集積していることや、今後のDX推進によりまして、非常に波及効果等が見込まれる現状から、人材確保が今後必要と考えております。

具体的には、例えば半導体関連産業で言いますと、協力企業も含めて半導体製造の業務に就くことになるんですが、その経験がある方というのが、やはりあまり労働市場にいらっしゃら

ないと。情報関連産業につきましても、やはりそれなりのスキルが必要になってまいりますので、そういう方々も県内には少ないということで、その方々が、未経験者の方を含めて、雇用した際にしっかり人材育成をやっていただくということで、そういった経費に対する支援措置として、今回の事業を計上いたしております。

それぞれの産業でしっかり働ける方々の雇用、人材確保について支援をしてみたいと考えております。

【山口(経)副会長】そこで必要とされる人員です、どれくらいの人員を想定し、そしてどのように育成についてやっていこうというふうに考えておられますか。

【末續雇用労働政策課企画監】この事業全体におきまして、想定している確保人数は100名分を想定いたしております。

訓練の方法なんですが、例えば企業様が、実際に訓練施設であるとかそういったところで3か月とか半年とか訓練をされますけれども、やはりそこに必要な経費をしっかりと支援をしていく必要があると思っております、一つは、どうしても訓練期間中は賃金の額が下げられる傾向にあるものですから、いわゆる人材確保の訴求力がちょっと下がってしまうと。例えば半導体関連で申しますと、県外の自動車産業などに人の確保で採り負けてしまうような状況も見受けられますので、そこが劣後しないように、しっかり我々の方で支援をして、賃金を下げずに訓練をしていただけるように、そういった支援をしていきたいと考えております。

【山口(経)副会長】先ほどのDXの関係でも、高度情報人材が求められる。この成長分野でもそういった高度人材が求められるということなんですけれども、県立大でそういう人材育成を

やったり、今度は長大でもそういう人材育成をやったり、そういう下地ができつつあるわけですね。そういったことをしっかりと県内企業の人材と、育成も含めて、確保を含めてやっていかないといけないと思うんですけれども、部長、どういうふうにお考えでしょうか。

【廣田産業労働部長】副会長ご指摘のとおり、昨今、情報関係の推進が目まぐるしく進展をいたしております。

そういったものに対応できるように、情報関係の人材育成を図ろうということで、県立大学、あるいは長崎大学、そして佐世保高専等で、県内の大学等で育成が進んでいるところでございます。

学卒者はそういう形で養成をやるわけですが、やはりそれだけではなかなか、一人前になるまでには時間がかかるということがございまして、いわゆる在職者、現在働いている方のスキルアップも併せて図らないといけないと思っています。そういうことから、長崎大学に委託する中で、そういったリカレント教育もやっているところでございます。

そしてまた、今回、新たな事業といたしましたのが、中小企業等が新分野に進出する中で、やはり人材も必要だろうというところがございますので、一定、学卒者の教育、そしてリカレント教育ということで、長崎大学等での教育もありますけれども、さらに、その人材確保の手法を新たに今回の事業で設けたということでございます。

今後、ますます情報化というのは進んでまいると思っていますので、それを担える人材を育てていくというのが、ひいては、県内経済の活性化にもつながっていくものと考えておりますので、今後あらゆる手法をとりながら、その育成を図

っていきたいと考えているところでございます。
【山口(経)副会長】しっかりとそういう高度情報人材を育てていって、また、在職者のそういうニーズもあるということから、セミナー等で技術の発展というのをしっかりやって、産業の振興につなげていっていただきたというふうに思います。

それから、もう一点、16～17ページでありますけれども、地場企業立地推進助成事業というのがあります。これは県内の企業が工場を県内に立地したり、設備投資をしたりする点に助成していくということなんでしょうけれども、その予定数とか、今現在わかっている部分はどのくらいありますか。

【久保田分科会長】 休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時49分 再開

【久保田分科会長】 分科会を再開いたします。

【宮地企業振興課長】 ただいま山口(経)副会長からお尋ねがございました、地場企業立地推進助成事業でございますが、これは過年度に立地協定をした企業様が工場を稼働されて、本格稼働になって1年経過して確認した時点で補助金を出すというふうな立てつけになっておりました、来年度につきましては、合計9社に対して補助金をお出しする予定になっております。

中身としましては、航空機関係や産業用機械や半導体などの企業様にご支援する予定となっております。

【山口(経)副会長】 設備投資関係でほとんどですか。

【宮地企業振興課長】 制度としましては、新たな雇用を伴う取組に対してご支援しますけれども、金額として、やっぱり設備投資にかかる分

が大きいものですから、設備投資の補助金がほぼメインというふうになってまいります。

【山口(経)副会長】 9社に支援をするということなんですけれども、まだまだその先も予定があつて、今回の分では充足してないということもあり得るんですか。

【宮地企業振興課長】 今、山口(経)副会長おっしゃられましたとおり、企業様としては雇用も十分、稼働もしっかり、設備投資も入ったという一番マックスの状態です申請して補助金を受けられるというのが有利なものですから、そういうふうに至ってないというところは、次年度にスケジュールがずれたりとか、また、事業自体の状況で、コロナ禍もいろいろございますので、企業様の状況でいろいろ後ろにずれたりということはございます。

【山口(経)副会長】 そういう元気な企業が地場企業として育てていただくというのが、県内の雇用が一番プラスになるわけで、しっかりやっていたきたいと思います。

それから、もう一点、25ページのヘルスケア産業創出促進事業なんですけれども、県の一つの大命題として、「健康寿命日本一」をやろうということなんです。それには延伸に寄与するヘルスケアサービスの創出・促進という形なんですけど、もう少し詳しくご説明いただけないでしょうか。

【吉田経営支援課長】 介護分野、あるいは健康分野につきましては、医療保険とか介護保険という保険の制度がございますけれども、その保険でカバーされない部分については産業化の余地があるということで、県内の事業者の中で、運動とか、食事とか、旅行などに関する取組をされている事業者を集めてワークショップ等を行いまして、また、ヘルスケアで先進的な取組

をされている事業者のセミナー等も行った上で、異業種が一緒になって新商品だったり、あるいは新サービスを生み出していくということマッチングしていきたいということで取組を進めております。

コンサル業者に委託をしましてセミナーを開催し、ワークショップを開催するという中で、お互いが取り組んでいる内容等を紹介しながら、自分のところの取組をそこに組み合わせることで事業化が図られるというふうなアイデアを具体化していこうという取組を進めております。

【山口(経)副会長】対象の業種とか者については、どれくらい想定しておられますか。

【吉田経営支援課長】対象の業種としましては、特に制限は設けておりません。ただし、先ほど申しました運動、旅行、食というものを、今後ヘルスケア関連で伸びていく大きな3つの分野と考えておまして、そこに関連して取り組もうとされているアイデアをお互いが持ち寄って、それを一緒になって進めていくというふうな形で、そこにコンサルが計画策定だとか、そういったことを支援するというスタイルでやっております。

【山口(経)副会長】実際に具体的な取組の例がございましたか。

【吉田経営支援課長】今年度取組をされている中で幾つか申し上げますと、電動自転車でQRコードを活用して観光スポットを回るようなデジタルスタンプラリー、これによって健康を増進するというふうなことで、ホテルの事業者、情報系の企業、あと、電動自転車をつくってらっしゃる企業、そういったところと一緒に取組めないかというふうなことをやっております。

また、ニューノーマルなヘルシー食品を何とか開発できないかということで、ハンバーガーをつくってらっしゃる事業者とハムをつくっている事業者等が、一緒になって事業化できないかというふうなことで取り組んでいるような事例がございます。

【山口(経)副会長】今、具体例を伺えば、観光産業にも関連が強くなるような感じがするわけですが、そういう横のつながりですね、そういったものを庁舎内でも考えておられますか。

【吉田経営支援課長】この分は、主に国保・健康増進課、あるいは長寿社会課といったところに情報提供しておりますけれども、その具体的な内容で、観光に関連するような分につきましては、観光振興課の方にもこういう動きがあるというふうなことは情報提供しております、ワークショップとか、成果発表会とかあるんですけれども、そういうところに観光振興課から担当が参加したりというふうなこともされております。

【山口(経)副会長】地域おこしにもそういったものが関連してこようかと思うんですけれども、十分横の連携を取りながら、ヘルスケアというのが今から伸びつつあるんだということで、いろんなアイデアを募る、そういったものも必要かと思うんです。

そういうことで、十分協議をしながらやっていっていただきたいと思います。

終わります。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、第8号議案、第78号議案のうち関係部分及び第83号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

【久保田委員長】 再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

産業労働部長より総括説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。資料といたしまして、農水経済委員会関係議案説明資料とその追加1がございますので、お手元にご用意いただければと思います。

農水経済委員会関係議案説明資料、当初版の1ページをお開きください。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第37号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」、第38号議案「長崎県新型

コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例」、第63号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第71号議案「ながさき産業振興プラン2025について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第37号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」につきましては、施設の増設及び設備機械類の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第38号議案「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例」及び第63号議案「公の施設指定管理者の指定について」につきましては、先ほど分科会においてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

計画議案についてご説明いたします。

第71号議案「ながさき産業振興プラン2025について」につきましては、「長崎県総合計画」の部門別計画の1つである「ながさき産業振興プラン」が本年度で終期を迎えるため、これまで県議会をはじめ、民間企業、大学、商工団体等からなる「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」に係る有識者会議や県民の皆様からのご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。

本プランは、令和3年度からの5か年計画として策定しようとするものであり、コロナ禍からの本県産業の再生を優先課題としながら、新たな総合計画に定めた方向性に基づく施策を着実に実行していくことを表すスローガンとして、「進化と創造、未来への挑戦。危機を克服し持続可能な発展を目指す長崎県」を掲げ、本スローガンのもとに、基本指針として「進化に挑戦する」、「人が未来を創る」、「地力を高める」の3つの柱を定め、本県の製造業、サービス産

業がコロナ禍の危機を乗り越え、新たな時代に向かって、さらなる生産性向上、付加価値向上を図ろうとするものです。

「進化に挑戦する」では、危機的な状況の中において事業の継続と雇用の維持を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や多様なイノベーションの創出により、企業変革力の強化に取り組んでまいります。

次に「人が未来を創る」では、若者の県内定着や地域で活躍する多様な人材の育成・確保に取り組んでまいります。

さらに、「地力を高める」では、AI・IoT・ロボット関連産業、海洋エネルギー関連産業、航空機関連産業といった次なる基幹産業の創出に取り組むとともに、地域産業を支える中小企業者の成長促進、事業承継や創業・起業の推進に取り組んでまいります。

今後の施策の推進にあたっては、それぞれの基本指針の下に構築した各振興施策及び5つの重点推進プロジェクトを中心に、コロナ禍を乗り越え、本県産業の持続的な発展に向け、関係機関と連携して各種施策を積極的に推進してまいります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日、ご説明いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について、経済・雇用の動向について、佐世保重工業株式会社(SSK)の希望退職者募集等の対応について、県内企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について、航空機関連産業の振興について、AI・IoT・ロボット関連産業の振興について、海洋エネルギー関連産業の創出について、県内製造業の支援について、事業承継の推進について、企業誘

致の推進について、県内定着の促進について、産業人材の確保について、外国人材の受入れについて、長崎県行財政運営プラン2025(案)の策定について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について、令和3年度の組織改正について、綱紀の保持についてでございます。

内容は記載のとおりであり、そのうち、新たな動きなどについて、ご説明いたします。

追加1の1ページをご覧ください。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援につきましては、「感染拡大防止」と「経済活動の回復・拡大」の両立を図るため、県議会でご承認をいただきました施策を中心とし、これまで各種対策を講じてきたところであり、その主な実績について、ご報告いたします。

(1) 資金繰り支援

昨年3月2日に発動した県の制度融資「緊急資金繰り支援資金」については、現在、1,600億円の融資枠を確保するとともに、年末以降の新型コロナウイルス感染症拡大の深刻な状況を踏まえ、国の制度を活用しながら、中小企業者の資金繰り支援に万全を期すべく、実質無利子となる融資について、申込期限の3月末までの延長や融資限度額の4,000万円から6,000万円への引き上げを行っております。

2月26日時点で、長崎県信用保証協会の保証承諾実績は8,958件、約1,322億円となっております。

また、中小企業者が円滑に融資を受けられるようにするため、これまで、県内各地で専門家による相談対応や融資申請書類の作成支援を行

ってきたほか、県内の制度融資取扱金融機関と保証協会に対して、中小企業への融資の迅速な対応等を要請してまいりましたが、去る2月1日に、改めて県から関係機関に対し、追加融資も含めた相談への迅速かつ丁寧な対応を文書で要請したところであり、今後とも資金需要の動向を注視しつつ、必要な対策を講じてまいります。

（2）製造業への支援について

製造業については、新型コロナウイルス感染症の長期化による事業への影響や、国内回帰を含むサプライチェーンの変化などに対応するため、県内製造業者が行う成長分野における取組を支援する「成長産業ネクストステージ投資促進補助事業」を実施し、77件、18億2,000万円を採択いたしました。

さらに、未だコロナ禍にある本県の経済状況等を踏まえ、令和2年度2月経済対策補正予算においても、同様の事業実施のための予算6億円をご提案したところであり、コロナ禍にあっても成長分野において規模拡大等を行う県内製造業者の支援を実施し、引き続き、地域経済の活性化と雇用の下支えを図ってまいります。

（3）飲食店等に対する支援

サービス産業については、コロナ禍により影響を受けた事業者の事業継続や再起に向けた取組を支援する「非接触サービス対応普及支援事業」を実施し、218者、約9,000万円を採択したほか、商店街や商店街内の事業者が行う3密回避、衛生改善等の取組を支援する「安全・安心な買い物環境整備事業」を実施し、3月1日時点で65件、約1億5,400万円の採択を行っております。

また、密閉された空間で経営せざるを得ないなど、感染拡大のリスクが高いとされている飲食店等に対し、新たな換気設備等の導入や更新

に要する経費について、3月1日現在で475件の交付決定を行いました。

なお、1月20日から2月7日までの期間、飲食店及び遊興施設に対し営業時間の短縮を要請し、ご協力いただいた事業者に対しては、県と市町が共同で、一店舗あたり76万円の協力金を交付することとし、1月18日に開催された臨時県議会において関係予算をご承認いただいたところであり、速やかな支給に向け、市町と連携し、取り組んでおります。併せて、飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた県内事業者を市町と連携して支援してまいります。

（4）雇用の維持・創出への支援

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、3月1日時点の支給実績は456件、約5,440万円となっております。

さらに、離職者の体験就労を支援する「チャレンジ体験就労補助金」においては、14名分を、正規雇用を支援する「離職者雇用助成金」においては、153名を支援する予定であり、併せて、支援対象の拡大について検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明であることから、今後とも、感染症が及ぼす影響と経済活動の動向を注視し、国の施策も最大限活用しながら、それぞれの分野において、適時適切に必要な対策を講じてまいります。

同じく、追加1の4ページをご覧ください。

（佐世保重工業株式会社（SSK）の希望退職者募集等の対応について）

去る2月12日、SSKから、新造船事業の一

旦休止及び修繕事業の強化、それに伴う希望退職者募集の発表がありました。県としては、世界的な造船不況や韓国・中国との競争激化、更に新型コロナウイルスの影響などもあり、非常に厳しい環境にある中、SSKとして事業を継続していくために、苦渋の決断をされたものと認識しております。

まずは、離職された方々への再就職支援について、SSKや国、佐世保市などと連携し対応するとともに、可能な限り県内で再就職いただけるよう努めてまいります。また、協力企業の皆様に対しても、今後の仕事量の減少に備えて、商談会などの取引マッチングや資金繰りの支援を行うなど、対策を講じてまいります。

こうした中、2月17日には、県主催で長崎労働局、産業雇用安定センター、佐世保市、佐世保商工会議所等の関係機関が参加する「緊急雇用対策会議」を招集したところであります。

今後の動向に注視しながら、関係機関が連携し、再就職支援や経営支援、取引拡大支援を実施してまいります。

最後に、当初版の12ページの下段をご覧ください。

（綱紀の保持について）

先般、令和2年6月から10月の間、複数の出張において業務を行わず不正に交通費等を受給した職員に対して、令和2年12月24日付けで停職2月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っているところであり、再発防止に取り組んでいる中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職

員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持のさらなる徹底に全力を尽くしてまいります。

なお、その他の事項につきましては、記載のとおりであります。なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく提出資料」、「令和3年2月定例会県議会 農水経済委員会補足説明資料」の2種類について説明資料を配付させていただきます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【松尾産業政策課長】それでは、計画議案として、今回提出させていただいております、第71号議案「ながさき産業振興プラン2025」につきまして、プランの本体は63ページございますので、本日は、委員針の皆様のお手元に、補足説明資料としてお配りしております概要版を使ってご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

先ほど産業労働部長からご説明いたしました、本プラン策定の趣旨や、計画としての位置づけをお示ししております。

本プランは、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の部門別計画であると同時に、長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例に定められた「中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画」として位置づけを持つものでございます。

2ページをご覧ください。

左側に記載しております国の方向性、右側に記載しております本県産業の課題を踏まえまして、本県が抱える課題への取組を着実に実行し、コロナ禍がもたらした時代の潮流や国の方向性と連動し、新たな時代への変革を一挙に進めることを本プランの基本姿勢としております。

3ページをお開きください。

中段に、本県産業振興に向けて、左側からコロナの影響の克服という課題、人に関する課題、仕事に関する課題の3つの重点課題をお示ししております。

この重点課題に対応していく上で、ニューノーマルへの適応、デジタル強靱化社会の実現、オープンイノベーションによる価値創造という3つの共通視点を持って施策を展開していこうと考えております。

4ページをご覧ください。

今回、新たにスローガンを設けたいと考えております。総合計画が掲げる理念を踏まえながら、官民が一丸となって、コロナ禍の難局を乗り切り、時代の変化をチャンスと捉えて進化を目指すという思いを、「進化と創造、未来への挑戦。危機を克服し持続可能な発展を目指す長崎県」というスローガンに込め、このスローガンのもとに、4ページにお示しする3つの基本指針を定めております。

まず、基本指針1「進化に挑戦する」では、危機的な状況を打開する事業継続の支援、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、多様なイノベーションを創出する環境づくりの3つを施策の柱に据え、コロナ禍からの再生に向け、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基本指針2「人が未来を創る」と基本指針3「地力を高める」では、次期総合計画と

連動して、若者の県内定着と地域で活躍する人材の育成、そして、力強い産業の育成による魅力ある仕事の創造を目指し、4ページ下段に記載しております施策の柱を中心に、各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

5ページ、6ページをお開きください。

これまで説明してまいりました内容を施策体系図にまとめております。スローガンのもと、3つの基本指針と11の施策の柱があり、施策の柱のそれぞれに、6ページに記載の25の事業群を位置づけて、施策の全体を構成しております。

また、プランの本編におきましては、それぞれの事業群ごとに、主な県の取組、施策の目指す姿とそれに向けて取組を進める組織や団体、いわゆる主な活躍主体についても記載をしております。

施策体系図の6ページ、右の方に記載しております重点推進プロジェクトについては、次の7ページからをご覧ください。

7ページから11ページには、基本指針にはかり、今後、県が中長期にわたって注力していく施策を5つの重点推進プロジェクトとしてまとめております。

まず、7ページの1、県内中小企業DX推進プロジェクトでございます。

コロナ禍を契機としまして、感染症や災害といった、今後想定される様々なリスクに備え、また、生産性の向上、競争力の維持・強化のために、県内の中小企業を対象として、DXを強力に推進していく必要があるものと考えております。

そのためには、まず、中小企業の経営層、リーダー層へDX推進の意識醸成を図ります。そして、各事業者のDX計画の策定と実行に関し、それぞれのステップで支援し、県内中小企業に

おけるデジタル技術を活用した新事業展開などの経営革新の後押しをするとともに、県内情報関連産業のDX市場への参入による産業振興を目指してまいります。

次に、8ページをご覧ください。

産業人材育成・確保プロジェクトは、本県の重点課題の1つである、産業人材の育成・確保に向けた取組でございます。

県内企業の人材確保を後押しするため、採用力向上に向けた職場環境の改善、処遇改善を伴走型で支援するとともに、UIJターン人材を含む県内外の人材とのマッチングを進めてまいります。

また、成長分野への産業人材の転換を目指し、企業における人材育成の充実に向けた支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、9ページをお開きください。

3、海洋エネルギー関連産業振興プロジェクトは、海洋エネルギー分野における拠点形成と雇用の拡大を目指す取組でございます。

昨年10月には、長崎海洋アカデミーが長崎大学内に開講し、専門人材の育成が形となって進んできたところでございます。

本取組におきましては、アンカー企業の創出、サプライチェーンの構築が重要でありますので、今後も、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

10ページをご覧ください。

4、AI・IoT・ロボット関連産業振興プロジェクトは、この分野の関連産業があらゆる産業の生産性や付加価値の向上に必要な成長産業と見込まれることに加え、県内のユーザー側へのDX推進に対して、県内サプライヤー企業が課題解決ツールなどを提供できる存在となり得ることから、誘致IT企業との連携による県内

サプライヤー企業の事業拡大の取組への支援などを行い、技術力のある県内企業群が形成されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

11ページをお開きください。

最後に、5、航空機関連産業振興プロジェクトでございます。

昨年11月、大手重工メーカーのエンジン工場の稼働が開始され、新たな県内企業との取引も期待されるところでございますが、県としましては、サプライチェーンの構築強化、企業誘致、人材育成・確保の支援を行うことにより、航空機関連産業需要を県内に取り込み、地域の仕事と雇用の拡大を実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、5つのプロジェクトを、今後重点的に進めていきたいと考えております。

最後に、12ページをお開きください。

12ページから14ページに記載しておりますのは、本プランの数値目標の一覧でございます。

以上、大変駆け足で恐縮でございますが、補足説明とさせていただきます。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたが、第38号議案及び第63号議案に対する質疑は終了しておりますので、第37号議案及び第71号議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【外間委員】ただいま産業政策課長より、補足説明資料「ながさき産業振興プラン2025（概要版）」のご説明をいただきまして、一定期待をいたしておりますが、私は、今回の議会を通しまして、知事が人口減少に歯止めをかけるために、一丁目一番地として、この人口をどうやって増やしていくかということ、若者の県外の雇用を創出することに歯止めをかけたいとかいろいろおっしゃっていた中で、2025の県の総合

計画も含めて、どうしても一つ足りないものがあるのではないかとずっと引っかかっているのが女性問題でありまして、やっこのプランの中にも、DXの中にサービス産業の女性と若者という光がここに当たって、いよいよこういう産業の創出に女性の活躍する社会や、女性の登用や2040年問題にも、経営支援課長がご説明をなされたとおり、変化に対応していくためには、これらの問題をどう克服していくかのキーワードは、私はこの「女性」にあると思っております。

今日の長崎新聞にも、経団連が女性の副会長をついに登用いたしております。単にこのことは操り的なのか、本当にこのまま日本の全ての社会の構造を変えていくために、一定女性の登用をもってこれからの社会の変革に対応していくんだという、もしかしたら、機会のあらわれではないかと。

あるいは、一昨日の長崎新聞の議員の女性登用についても、クォーター制度の導入ということをもって、4分の1システムを生み出しながら、理屈抜きに女性を入れ込んでいくというふうなことで女性の内容が、こういうプロジェクトの中に、まだまだ小さくしかできてないということは、もっともっと研究していかなければいけない。人口減少対策がどうしてもうまくいかないところは、もしかしたら、こういったところにあるのではないかなというふうに感じざるを得ないのであります。

もう一つ、参考までに言わせていただくなれば、世界経済の、例えばG A F Aと呼ばれるサービス業、マイクロソフトと合わせて5社で東証一部の2,170社の時価総額をはるかに超えている。アメリカのサービス産業のわずか5つの業者が日本の東証の一部の全てを超えている

と。しかも、それはこの30年間の間に、つい平成の初頭では、世界の企業の20社が、20位の中に日本が14社入っていたと。今では、30年後にはゼロ、トヨタが33位という程度で、一体どこに向かって日本は経済のかじ取りをしてきているのか。

そういった時に、やっど今、DXだ。さあ、これからのサービス産業はということで、行政も全庁挙げて企業に働きかけをしながら、一緒にこれからの社会を変えていこうという動きがやっど出てきて、まだしかし、その中に女性というのが入っていない。サービス産業の市場の7割は女性であって、我々は、その女性の欲しがるものもわからない状態で、果たして女性の登用を操り的にやっているのではないかというふうなことを感じてならないのでありまして、そこでもう一回、DXにおけるサービス産業の「女性」というキーワードを御課としてどのように捉えておられるのか、ご説明をお願いいたします。

【吉田経営支援課長】今回、コロナ禍で明らかになってきましたのが、社会はどんどん変わっていく。消費者のニーズが変化し、特に日本において、あるいは長崎県においては人口も減少しますし、生産年齢人口も減少していくと。

そういう中で、経営自体が変わっていかないといけない。そこには、女性もそうですけれども、女性や高齢者、障害者、そういった多様性を持った組織体というものが必要になってくると考えております。

従前は、サービス産業には女性の就職が多いというふうに言われておりましたけれども、非正規社員という関係もあって、どうも最近は女性が必ずしも県内のサービス産業に就職するわけではないと。要は魅力がないということで

ございますから、そこをDXによってしっかりと稼いで、稼いだ分を従業員の処遇改善に充てるということで、しっかりと女性に魅力ある職場をつくっていく。そして、今後とも環境の変化にしっかりと対応して稼ぎ続けていく。それが、社内においては女性の企画力であったりとか、デザイン力であったりとか、そういったものを大いに活用しながら稼いでいくサイクルを回していくことが大事だというふうに考えております。そこをしっかりと後押しをしていきたいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

ダイバーシティの女性の可能性を、今経営支援課長からのご説明で、企画力を持って、あるいは女性の持っている能力をふんだんに発揮するというふうなことで取り入れてやっていきたいんだということで、一定了としておきますが、先ほど紹介をいたしました経団連の副会長の女性のことは、私は詳しくわからないんですが、ただ、今日の長崎新聞を見た限りにおいては、高学歴でオックスフォード大学を出て、専門分野で勉強し、恐らくシリコンバレーといったところで、GAF Aを生み出したようなところで大変な勉強されて、そして、今おっしゃったようなダイバーシティといいますが、あえて多種多様な人たちと手を取り合って、今のDeNAをつくり上げた方なんだろうというふうに、そういう高学歴で勉強して、新しい産業に挑戦をされた女性だというふうに理解をしておりますけれども、こういうふうな今のような多様性を持って、しかも、シリコンバレーのようなところで研究をしてイノベーションを起こして、そして、女性の持っているものを今回生かしていったというふうなDXだというふうに一定理解をしております、そうすると、今度は女性の

雇用の問題については、配偶者控除とか、産後被保険制度とか、女性は、要するに10万円程度で働かなくてそういう控除があるということが、逆に足止めになってしまっていて、本来の登用がうまくいくのかどうかという問題もありますし、プラン2025を操り的に計画を立ててやるということではなくて、本気になってそういう登用を生み出すことになったら、もしかしたら、女性が自立を大黒柱になって、共稼ぎの男性と一緒に働きながら、本当に安心して子どもを生む社会、そういう日本の将来を見据えて、この国だったらというふうなところで、フランスの「シラクの3原則」のように、一定10年間で出生率を2位に持っていけるようなことだって、この国ならできるのではないかと。そのできない構造の仕組みの中に、こういう産業構造のあり方に問題があるということで、私はそういう意味でのDXを大いに期待をいたしております。

本来、もっともっとたくさん質問しなければいけなかったんですが、このプランの中で、あえて「女性」という小さな文字が入っていたのですから、若者と共にこの雇用のあり方ということをどうぞ取り入れながら、この産業振興プランが前に進んでいきますよう、心から祈って質問を終わります。

【久保田委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、

採決を行います。

第37号議案、第38号議案、第63号議案及び第71号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は5番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

質問通告に基づき進めさせていただきます。

事前通告された委員の方で質問はございますか。

【堤委員】3点質問させていただきます。

議案の審査の時にありましたので、そこでお聞きしてもよかったのかなと思ったんですが、まず、事業承継の推進についてです。

ほんと基本的なことなんですが、1,691件診断を行ったとありますが、この診断というのはこういった事業者に対して診断をされているのか、そういうところを詳しく、基本的なところをお聞きしたいと思います。

【吉田経営支援課長】事業承継診断といいまして、基本的には、商工団体の経営指導員とか、金融機関の各担当者がそれぞれのお客さんであ

ったり、担当する企業を訪問いたしまして、経営者に対して事業承継についての気づきを促すために、まず、後継者はもう決まっていますかとか、決まっているのであれば、その人を会社の中でどういうふうな教育をしていますかとか、決まっていないのであれば、今後どのようにお考えですかというふうなことを、基本的に経営者やと対面で面談をして、それぞれの企業が事業承継についてどういうニーズを持っているのか。例えば後継者がいないから、第三者に承継してもらいたいんだとか、従業員の中でいい人材がいらないか探しているんだとか、あるいは、息子に事業を引き継ぐには、どうも経営の状態がよくないので、経営をもう少ししてこ入れをしないといけないんだとか、そういうふうな状況に応じて、それぞれの専門家を派遣したり、あるいは支援機関につないでいくというふうなことを行っております。

【堤委員】議案の時も、課題のある事業者に対して、解決のための専門家を派遣したり、支援制度を紹介したりというご説明がありましたけれども、この診断を、担当の方が行ってされるというのは、経営者が高齢であったりとか、そういうことで選ばれているんでしょうか。

【吉田経営支援課長】経営者が高齢のところを選んで行っているということではなくて、自分の担当するところに行って、事業承継に対して気づきを促すということで行っております。

【堤委員】それぞれで担当されるエリアがあるということですね。

【吉田経営支援課長】この事業承継診断につきましては、同じ企業に、例えば金融機関の人が行って、しばらくして商工関係の人が行くというふうなことも逆に必要であるということで、特にこの企業はAさん、どこが見るとかとい

うふうな形の役割にはなっておりません。

【堤委員】 そうしますと、診断をした結果、どんなふうに事業者さんを、課題があるとか何とかと分類というか、そういうふうにされるのかと思いますが、その辺がわかりましたら、お願いします。

【吉田経営支援課長】 今年度の数字はちょっと動いているところですので、令和元年度の実績で申し上げますと、事業承継診断を実施したのが1,337件ございます。その中で、先ほどの専門家につないだというのが17件、支援機関、これは先ほど少し申し上げましたけれども、第三者に引き継ぎたいという時に事業引き継ぎ支援センターにつないだりとか、あるいは、事業が、大分赤字も積み重なって、今後どうやっていくかというふうな時には、中小企業再生支援協議会という機関がございます。そういった支援機関や金融機関につないだものが21件、それと、事業承継ネットワークの事務局に事業承継コーディネーターという方がいらっしゃいますけれども、そこにつないだものが75件、今の3番目の事業承継コーディネーターにつないだものというのは、基本的に一歩進んで、事業承継計画をつくっていこうということで判断をされたものが引き継がれているという状況でございます。

それも含めまして、事業承継計画ということで、今後5年ぐらいかけて事業承継をやっていくんですという計画を策定しましたのが、令和元年度について申し上げますと、356件となっております。

【堤委員】 ありがとうございます。大分、具体的な中身がわかってきました。

3月1日時点で17件、前の資料では18件となっていましたけれども、17件の中身についてわかりましたら、お願いいたします。

【吉田経営支援課長】 ただいまの件数は、9月補正で予算化した事業承継加速化補助金の件数でございます。

事業承継を後押しするために県が補助制度をつくって、事業の認定をして交付決定をしていくという流れですけれども、その分の18件で申し上げますと、我々が支援しますのは買い手側の方、受け手側の方ですけれども、地区で申し上げますと、受け手が18社いるうちの長崎が6件、県央が4件、島原が1件、県北が6件、五島が1件、業種別で申し上げますと、卸小売が3件、製造業が1件、介護等の医療・福祉が3件、運輸業が2件、その他従業員による引き継ぎであるとか、新たに創業して引き継ぐといったものとなっております。

【堤委員】 ありがとうございます。

第三者への承継についてお聞きします。今度、2つの国の機関が統合されるということですので、第三者に承継する場合、譲りたいという人と、それを引き継ぎたいという人のマッチングはどんなふうに行われているのでしょうか。

【吉田経営支援課長】 先ほどの国の事業につきましては、各県が同じような事業をやっておりまして、そこに共通のシステムがございます。事業を引き渡したい、あるいは事業を引き受けたいという事業者が、ノンネーム、名前がない状態で、例えば業種であるとか、事業規模であるとか、そういったものを掲載しまして、それをそれぞれの支援センターの方で、この案件とマッチングできるんじゃないかというふうなことでつないでいくという作業をしております。

【堤委員】 少し見えてきました。それで、技能や技術の伝承ということになりますと、そんなに簡単にはいかないというか、今、実際に経営していらっしゃる事業者のところではいろんな技

術などを受け継いでいかないといけないと思っているんですが、その辺はどういうふうにされていますか。

【吉田経営支援課長】実際の事業内容によって、引き継ぎ方は様々なものがあるかと思えますけれども、例えば新たに引き受ける人が1年間とか、2年間、今の経営者のもとで一緒になって仕事をするとか、そういったケースもあると聞いております。

【堤委員】わかりました。ありがとうございます。

それから続いて、県内定着の促進ということで、高校の就職内定者はかなり高い内定率であるということが言われて、大学はもう少し頑張らないといけないのかなと思っているんですが、この中で、先ほど外間委員から女性の登用ということが言われましたけれども、今、若い女性が長崎県は県外流出が非常に大きな問題となっているのではないかとと思うんですが、女性の若い人たちの定着促進にどういうふうに取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

【宮本若者定着課長】一つは、高校生につきましては、男性、女性といたしますが、午前中も議論があった、キャリアサポートスタッフで丁寧にやっていこうというところがございます。

一方で、大学生につきまして、女性に特化してといたしますが、女性が多い大学に限らずなんですけれども、例えばその中で女性が多い大学に関しましては、大学でいわゆるキャリア教育とかいたします。そこら辺に県の私ども、あるいは、私どもで就職支援でキャリアコーディネーターがおりますので、そこら辺のキャリアコーディネーターあたりが大学の先生と授業と一緒にやるような感じですね、キャリア教育とか。

その中で、例えば長崎県内で女性が活躍して

いる企業とかの交流を深めていくとか、そのような取組を特に意識しながら、女性が生き生きとしている姿をできるだけ女性が多い大学には見せていくというようなところを取り組んでいくこととしております。

【堤委員】活躍している女性のロールモデルがあると、やっぱり次に続いていく女性にも励みになると思うので、しっかりそういうことの取組を進めていただきたいと思います。

県外の人なんですけれども、娘さんがせっかく念願の仕事に就いたのに、妊娠がわかったとたんに、産休も育休もやれないとか、ほかの部署に回すこともできないとかと言われたと、そういう相談を先日受けました。労働相談の機関にしっかり相談して、簡単に諦めないでくださいということをお願いしたんですけど、やっぱりそういうのが少子化にもつながるし、本当に女性が働きにくい環境というのを改めていかなければならないと思いますので、そういうところにも力を入れていただきたいと思います。

それから、産業人材の確保ということでは、新卒の3年以内の離職率が高いというのがありました。どういう取組をするかというのは、予算のところでも、事前のヒアリングでも説明を受けたんですが、県内出身者だけじゃなくて、県外から長崎の企業にもたくさん来てもらえたらと思っているんですが、長崎の企業で働きたいと思ってもらうことも必要だと思っておりますが、そういった県外から呼び込んでいるような企業の例とかはありませんか。

【宮地企業振興課長】今、堤委員おっしゃられました事例としましては、私ども企業振興課では企業誘致を所管しておりますので、例えばとある情報関連企業では、採用された方のうち北海道からIターンでお見えになられたりとか、

あと、これはオフィス系企業、事務とかコールセンターにつきましても、県外大学の方を多数採用していただいているところもございます。

【堤委員】ありがとうございます。本当に県内の企業にも、長崎にはこんないい企業があるんだという魅力を発信していただいて、県外からたくさん集めてもらいたいと思うんですが、レアケースかもしれませんが、山梨県で建設機械の製造販売・整備を行っている会社が、対人地雷の除去機を開発して、それで今名前を上げているという企業があります。私も十数年前にテレビで見て、すごく感銘を受けたんですが、商談に行ったカンボジアで、対人地雷で被害を受けた人たちから、日本人は優秀なんだから、こういうのを除去する機械をつくってくださいと言われて、収益の一部を研究費に充てて、4～5年かけて開発して地雷除去機をつくった。各国の埋設されている地雷に対応した機械をそれぞれ輸出している。首都圏の有名大学から、この会社に入りたいと志願してくるとか、あるいは地域の人から社員が、「地雷除去の機械をつくっている会社ですよ」と言われて、すごくモチベーションが上がって、会社に対する帰属意識が高まるとか、地元の人もそういう国際貢献、社会貢献に尽力している企業があるということで、市民も誇りに思っている。

私はこのお話を聞いて、中学校の現場にいたんですが、5～6年前に経営者に講演に来ていただきました。そういうことでお話ししていただいて、皆さんにも知ってもらってすごくよかったなと思っているんですが、今の人は、単に有名企業とか、給料が高いとかだけで動くとは限らないと思うんですね。そういうモチベーションが上がるような、誇りに思えるようなところに共感して来てくれるという人もいるんじゃない

いか。長崎にこの企業ありと言われるような、そういう企業を育てるために、県もしっかり応援していただきたいと思いますし、企業の皆さんにも、議案の中にも「選ばれる企業になる」という言葉がありましたが、皆さんから選ばれる企業になる、そういう企業を育てるといふことの取組に頑張っていただきたいと思っております。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】通告にあります海域を活用したエネルギーの創造について、お尋ねいたします。

先ほども議案の中で説明をいただいたんですが、「ながさき産業振興プラン2025」の海洋エネルギー関連産業振興プロジェクト、この中で個別に確認をしておきたいと思うんですが、主な取組に、目指すアンカー企業の創出をしていくということが記載されていましたが、具体どのようなのをイメージされているのか、お尋ねいたします。

【黒島新産業創造課企画監】目指すアンカー企業の形態といたしまして、今、我々が考えておりますのが、今後、国内各地で事業の計画を予定されている発電事業者や発電機メーカー、また、製造部門や設置・メンテナンス等の各分野の発注、計画等を取りまとめることができる企業がアンカー企業となり得ると考えております。

【久保田分科会長】分科会長を交代します。

【山口(経)副会長長】分科会長を交代しました。

【川崎委員】発電事業、あるいはメーカーということでしたが、これはやはり、ぜひ長崎の中でも企業さんにもチャレンジをしていただきたいなと思います。

あと、海洋エネルギーが一つ、県民に富を与えるということは、地球環境の保全だとかそういったことについても大きく期待をされるもの

だというふうに思っておりますけど、県民が実感ができるようなこと、そうあってほしいと思いますし、それが促進にもつながってくるんだらうと考えます。今、県民が実感できる部分としては、こういったことが考えられますでしょうか。

【黒島新産業創造課企画監】洋上風力発電につきましては、温室効果ガスCO₂の削減によりまして地球環境保全、温暖化対策に資するものとされておりまして。また、国のカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略として成長産業を設定し、洋上風力産業もその成長分野の一つとされているところございまして、県としましても、海洋エネルギー関連産業を新たな基幹産業とすることを目指してきております。

引き続き、基幹産業化による地場企業への発注増、それに伴う魅力ある雇用の場の創出を目指し、県民の皆様へその効果をお示ししてまいりたいと考えております。

【川崎委員】そういったものが実感できるような促進を、ぜひお願いしたいと思います。

その海洋エネルギーで生み出されるものとして、次の2番目に、水素エネルギーというのがあると思います。離島における洋上風力発電で生み出された電気をそのまま使い切るのではなく、蓄電をしていく一つの手法として、水素への転換があったというふうに考えます。今、新聞等でも連日、「水素」というものを目にしない日はないというぐらい、カーボンニュートラルに非常に期待を持っている分野だと考えています。

そういった中において、長崎県として水素エネルギー、まずどのような認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

【山口(経)副会長】分科会長を交代します。

【久保田分科会長】分科会長を交代しました。
【黒島新産業創造課企画監】国におきましても、水素は重要な技術とされておりまして、今後、供給量、需要量の拡大、インフラ整備、コスト低減を図り水素産業の創出に取り組むということでされておりまして。

県としましては、現在、水素分野における取組としまして、県内企業による商用化、事業化に対しての支援を実施しているところでございます。

具体的な取組といたしましては、産業振興財団の方へプロジェクトマネジャーを配置いたしまして、再エネフォーラムでありますとか講演会、また、水素分野の技術研究ごとに県内企業や研究機関等でワーキンググループを設け、参加機関で事業化研究会を開催し、新技術の開発、技術の確立の支援を行っているところでございます。

今後、この研究会をスタートといたしまして、特許の取得でありますとか、今後のインフラの整備に資する研究を行っていただくことを予定しておりまして、今後も、支援を行いつつ、事業化につなげてまいるとともに、県内企業における技術の集積及びビジネス機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】今お話がありましたように、様々な研究が進んでおるし、どのようなビジネス展開があるかということが検討されているということでありました。

いろんな発展をしていく要素があるように、いろんな書物等を見ても期待ができるところでありますし、この水素エネルギーを、例えば長崎の中で大きく製造していく、そういったことができる企業さんとか、そういったところもぜひ検討いただければなと思うんです。相当な広

い面積の、いわゆる工業団地も必要かというふうに伺っておりますが、先端を切って、皆様の研究、努力を身につけていくような形で、ぜひご検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、企業誘致の件でお尋ねでございますが、これもプランのところで聞けばよかったんですけども、令和3年度から令和7年度の目標で立地50件、雇用2,500名ということが記されております。企業誘致は、とにかくやり続けていかなきゃいけないし、この委員会での質疑もずっと聞かせていただいておりますが、ここに記されている「戦略的、効果的をもってして立地50件、雇用2,500名」ということでありますが、この「戦略的、効果的」という部分での取組について、ご説明をいただきたいと思っております。

【宮地企業振興課長】まず、成長分野、どういう分野が成長しているのか、成長の見込みがあるのかというのを戦略的に定めまして、そこから対象企業、ターゲティング企業をしっかりと明確にして、効果的に企業誘致活動をするということで、「戦略的、効果的」というふうな文言を用いております。

【川崎委員】そうですね、そのとおりでしょうね。

やはり先ほどから、若者の定着のために様々な施策が講じられているところですが、都会に向かう、首都圏に向かうという思いを何とか長崎の中で勤めていただく、定着していただくという意味でいけば、若者の方に魅力ある企業を誘致していくということが非常に大事なポイントなのかなというふうに考えておりますが、若者定着のために誘致をしたい、誘致をすべき業種というものはどのようなものか、お尋ねをいたします。

【宮地企業振興課長】まず、若者定着としての企業誘致というものもございますが、造船に次ぐ基幹産業を創出するという視点の企業誘致もございますので、そういう点から、先ほどから出ていますけれども、海洋エネルギー産業でありますとか、ロボットでありますとか、航空機でありますとか、あと、最近でございますと医療関係でございますとか、まず、そういう成長するところに県内の若い方々にぜひ活躍をしていただきたいというのが1点ございます。

それと、金融情報関係につきましても、非常に高度な知識が活かせる仕事が出てきておりますので、そういう分野についても企業誘致を進めていきたいと思っております。

【川崎委員】その情報系については、私も一般質問で県立大学の情報セキュリティ学科の卒業生の皆様が就職できるような、そういったIT企業の誘致についてぜひお取り組みいただきたいということで質問させていただきましたが、こういったところにぜひ力を入れていただいて、今、数字は私も持ち合わせておりませんが、恐らく、情報セキュリティ学科の卒業生の皆さんは半分も残っておられないんじゃないかというふうに思いますが、せっかく県費を投じて優秀な人材を育てておられるわけですから、とどまっていたような業種をぜひ誘致、あるいは育てていただきたいなというふうに思います。

そして、もう一つ、工業団地の開発というテーマなんです、これについては市町がやることは承知をしておりましたが、県としてはどのような方向性というか、方針を持って市町を支援していくのか、お尋ねをいたします。

【宮地企業振興課長】工業団地の整備方針につきましては、今、川崎委員おっしゃられたとおりでございます。

現在、いわゆる大規模用地としましては、諫早市の方で合計20ヘクタールの団地を造成中でございます。片方、企業側は、午前中にも少し申し上げましたけれども、コロナ禍にあって、投資動向が不透明になっているということで、足元は、投資が強いかわ弱いかと申し上げますと、弱い状況でございます。そういう工業団地としての供給の方と、企業側の需要の方と見極めながら、市町とも話をし、今後、整備する必要が出てくれば、今までと同様なスキームで整備を推進していきたいと思っております。

【川崎委員】わかりました。先ほどの水素のところでも触れさせていただきましたが、やはり長崎は大規模な広い面積の工業団地はなかなか乏しくて、大きなものが誘致できないという地理的に不利な部分があるかもしれませんが、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

最後に、就職状況で、高卒の未内定者への対応についてお尋ねをいたします。

部長説明の中で触れられたところがありますが、このコロナ禍によって、非常に高卒の就職については憂えておりますが、先ほどから説明があって、大方いい流れになっているものの、未内定者ということについては、非常に心配をしております。現在、未内定者の実態について説明をいただきたいと思います。

【宮本若者定着課長】現在の未内定、1月末時点で申し上げますと、高校で就職を希望されている方が、県全体で3,166人、そのうち内定が2,927人、引き算いたしますと239人が未内定となっております。これについては、年度末まで、最後の照会をきめ細かくしてマッチングを図っているところでございます。

【川崎委員】もう3月の半ばに差しかかるうと

してまして、4月から新たな生活をスタートしていただく上では、本当に一日一日どういう状況かということはずひつかんでいただいて、しかるべき支援、なるべく地元企業とのマッチングをしていただいて、一人も残すことなく希望者が就職できるように支援をしていただきたいと思います。

一方、就職氷河期世代の問題もありまして、この教訓を生かしてどうすべきかということ、ぜひお取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。

もう一つ、最後に、地方回帰ということなのですが、このコロナ禍で、いわゆる密を避けるということがいろんなところで叫ばれていて、いわゆる満員電車で揺られて都会で通勤ということよりは、この地方にとどまって、安全・安心なところだという思いも出てくるやに、そういった地方回帰と言われる傾向があるというふうに言われておりますけれども、まず、県の認識についてお尋ねいたします。

【末續雇用労働政策課企画監】現在、特に都市部にお住まいの若者の中では、地方への移住・転職、そういった傾向が非常に高まっていると感じております。そのように認識しております。

例えば、昨年6月に内閣府が行いました意識調査におきましても、東京23区の20代の3割超が地方移住への関心が高まった。また、同時期に行われました就職情報会社の20歳代向け転職サイトでのアンケート調査でも同様に、「Uターンや地方での転職を希望します」というお答えが3割超あるということで、非常に大きな流れがきていると思います。

県といたしましては、その流れをしっかりと捉えて、オンライン面談会等を含めまして、新規学卒者にかかわらずUターン人材も含めて、

しっかりと確保してまいりたいと考えております。

【川崎委員】今、しっかりと確保していくということでしたが、少し具体、何か動きがあればご紹介いただけませんか。

【末續雇用労働政策課企画監】例えば私の方で中途採用を中心にオンライン面談会を開催しておりますが、一般の就職されている方、大卒者の方だけではなくて、かなり学生も参加されています、学生の参加も排除はしていませんが、我々の想定以上に県外の学生も参加されているような状況が見受けられます。

そのようなオンライン面談会であるとか、企業情報の発信であるとか、そういったものとしてしっかり連携をして呼び込むというか、そういう取組をまた新年度において強化していきたいと考えております。

【川崎委員】これはコロナがもたらした様々な劇的变化の中の、ある意味長崎にとってはよかったといえますか、コロナ禍にあってこういったことも出てくるんだなというところです。ピンチをチャンスにというのは、常に考えることではありますが、ここをぜひ生かして、長崎の魅力をしっかりとアピールしてふるさと回帰、就職に結びつけていただくよう、ぜひお取り組みをよろしく願いいたします。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【山本(由)委員】2項目通告をしておりましたので、よろしく願いします。

1点目が、通告ではコロナによる経済損失とコロナ対策予算の効果についてということを出しておりましたけれど、経済損失というのが難しいということでしたので、昨年来のコロナで非常に幅広い業種、業態、業界が影響を受けたということで、個々にはご相談を受けたりとか、

体験したりとか、見たり聞いたりということではわかるんですけども、なかなか全体像というのが見えないところがありましたものですから、どれくらいの割合の業者さんがマイナスの影響を受けているのか。産業労働部の関係で、特にどの業種が影響を受けたのか、どれくらいの売上減などの影響があるのかというのがなかなかわからないところがありまして、これについて、今、産業労働部の方で把握されている、所管内のところで総論、あるいは一部各論的なところで概要をご説明いただきたい。

【松尾産業政策課長】今、委員おっしゃられましたとおり、経済損失ということで、明確な数字ということになりますと、県民経済計算とかそういったことになりますので、それはあと数年しないと出てこないような状況でございます。

私どもが、県内企業がこういった状況にあるかということにつきましては、商工団体をはじめ各業界の団体から直接お話を伺ったり、また、議員、県議会からの要請・要望等も受けているところでございます。

その一方で、今回私どもの方で、今年1月に、県内の商工会、商工会議所の会員企業にアンケートを実施したところでございます。1月に実施しましたので、昨年10月から12月期の売上高が対前年比で減少したという回答が、飲食業では87%、宿泊業では85%、小売業では80%、製造業では70%でございました。

また、今年の1月から3月期、売上高が前期から減少するというふうに回答された企業が、飲食業では91%、宿泊業では100%、小売業では69%、製造業では53%と、そういった状況でございました。特に、やはり飲食、宿泊業については厳しい状況であるということは、そのアンケートでもわかったところでございます。

今後とも、そういったアンケートもとりつつ、厳しい状況について、私どもも注視してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】ありがとうございました。400社ぐらいですかね、このアンケートをとられているということで拝見をしたんですけども、これに対して対応策としては、例えば、一番最初は、とにかく止めばいいかということ、雇用を維持する、それから資金繰り対策ということで打っていかれたと。それから、当然感染防止ということで打っていかれた。それから、業種、業態によっては需要喚起策というものを打っていったと。それから、併せてポストコロナをにらんで、いろんな投資をされる部分について支援をしていったというふうな形になると思うんですけども、その中で産業労働部の方で、いわゆる需要を喚起する、あるいは需要を発現させる、表に出すような施策というのはどういうものがあったのか、お願いします。

【松尾産業政策課長】需要喚起策ということで言いますと、例えば、これは県が直接やっているわけではございませんけれども、Go Toイートであったりとか、あとは、市町でやっておられますとプレミアム商品券であったりとか、そういったこともございますし、Go To商店街、そういったものにも取りかかっておりましたけれども、昨年11月～12月以降の急激な拡大で、どうしても止めざるを得なかったというところがございまして、これが一定落ち着けば、イベントの支援であったり、商品券の支援であったり、そういったような需要喚起策というのは引き続き、実施されると考えられます。現状、一定落ち着いたので、Go Toイートに関しては再開をして、今、販売をしているところでございますので、できるだけそういった支援を行って

いきたいと考えております。

【山本(由)委員】 それに関連して、本来、こちらの所管ではないんですけども、飲食店の関係の対策で、去年からなかなかうまくいかなかったのは、物産ブランド推進課の方がやっている「長崎よかもん・よかみせキャンペーン」の特に「よかみせ」の方ですけども、結局、飲食店に前払いといいますか、先にお金を払って、「さきめし」とか、未来の食券という形でお金を払いますよと。そうすると、払った金額の3割相当額の県産品を買った人にプレゼントしますよというふうなものがあって、これは物産流通というふうなことがメインではあるんですけども、想定される飲食店の販売額の目標が3億円に対して、今現在もまだ3,000万円もいってないということで、1割ぐらいの実績になっています。

これ自体は物産対策ではあるんですけども、やっぱり飲食店対策なんだろうというふうに思っていて、これは幾ら買ってください、買ってくださいと進めても、店が登録せんことにはスタートしないんですね。だから、店を登録していただくことというふうな形になってくると、ここに産業労働部は関われなかったのかな、もしくは関わっておられるのか、それはわかりませんが、ここがなかなか物産ブランド推進課だけでは進まなかったなど。まだ1か月ぐらい期間はあるんですけども、そこについての見解というのをお聞かせいただけますか。

【廣田産業労働部長】飲食店ということになりますと、そこに働きかけるに当たって、やはり業界団体を通してやるというのが通例、この事業に限らずほかの事業でもありますので、私は、今ご指摘のあった事業でどういう啓発をしたかということ承知しておりませんが、ま

だ、あと1か月あるということでございますので、私どもが所管しております商工団体等を通じて働きかけるということを検討してまいりたいと思います。

それで、やはり消費喚起策ということであったんですけども、一定飲食店に対する施策はいろいろ講じているわけですが、なかなか売上が伸びないというのは、Go Toイートも同じ状況でございます。

そういうことで、飲食店に消費者が戻るといふことになりますと、どうしても消費者の方の感染リスクに対する心理的な要因がどうしても働いているんじゃないかと、これは確認したわけではございませんけれども、ですから、そういうことから、お客さんと呼び戻すということになると、やっぱり店側の安全・安心だという環境なりをつくっていくことが非常に大事だと思っております。

Go Toイートなりそういったものが再開されておりますけれども、残りの期間は相当ありますので、今後、そういうものを活用いただく環境について、商工団体等、業界団体等と協議をしながら進めていきたいと考えております。

【山本(由)委員】これ自体、今、部長がおっしゃった、飲食店になかなか行けないよと、だから、前もって買いましょうよというふうなものだったわけですね。ですから、今は行けないけど、先にとにかく、苦しいでしょうからということでお金を払ってと、作り込みとしては決して悪くなかったんだと、しかも、買ったら物産を送りますよと、物産対策にもなるしということではよかったと思うんですけども、なかなか、なぜ進まないのかなと。

かなりPRも、私どももしましたし、ただ、一つは、確かにGo Toトラベルが始まった、Go

Toイートが始まったとかというふうなこともあって、たくさん来たのと同じような利用が進んだというのはあるんですけども、いずれにせよ、物産ブランド推進課がやるのはどうかというふうな感じもちょっとしましたので、その辺のところ、関連するところについては横断的に対応していただければなと思いますので、これも、後よろしくお願いします。

それからもう一点は、Nぴかについてなんですけれども、県では平成28年からとお聞きをしたんですけども、働きやすい職場づくり実践企業認定制度ということで、Nぴかという形でしていって、今、90何社あったかと思っておりますけれども、これのそもそもの目標と実績といえますか推移について、それから併せて、今後の取組についてお伺いします。

【佐倉雇用労働政策課企画監】Nぴかにつきましては、委員のご紹介がありましたように、平成28年11月に制度を創設いたしております。平成29年2月から今年昨月末までに約4年間経過しておりますが、91社を認定しております。

91社の内訳でございますが、平成28年度につきましては14社、平成29年度16社、平成30年度29社、令和元年度24社、今年度は、現時点で8社という形になっております。

この目標値というのは特別設けておりませんが、総合計画におきましては、働き方に取り組んでいるという企業を目標値に設定して、その一つのツールとして、このNぴか、働きやすい職場認証制度というのをやっております。

4年ほど経過しているところでございますが、制度当初から4年を経過しまして、今年度取得された企業様からは、採用応募者の約3割の方がぴか企業ということを知って応募されてきたとか、学生さんから、働きやすさに引かれて、

Nぴかの認証を取得しているNぴかの制度についてご説明をしてアピールをすることができたとか、中途採用に効果があったというような声をお聞きしているところでございます。制度創設から4年が経過いたしましたして、制度の認知度も高まってきており、一定程度定着してきたのではないかと考えております。企業の採用力向上や職場環境の改善のきっかけ、また会社の意識の向上に寄与しているものと考えているところでございます。

今後の取組についてでございますが、Nぴか認証取得を含む、誰もが働きやすい職場づくりということにつきましては、これまで職場づくりの研修会やアドバイザー派遣、学生とNぴか企業との交流会などの取組を行ってきたところでございます。

新型コロナウイルスの感染やデジタル化の進展によりまして、人々の価値観や就業感に関する変化が大きく出てきており、働き方に関する考え方も、経営者、労働者どちらも変化への対応というのが求められているのではないかとというふうに認識をしているところでございます。こうしたことから、労働力が減少していくということで、企業が人材を確保して維持成長していくためには、業務を見直し、働き方の改革に取り組んでいくことが極めて重要であるというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、来年度につきましては、こうした働き方改革に対する意識、研修会、これを商工会、商工会議所等の商工団体やいろんな業界団体が実施する研修会等に対して、県の方から補助金という形で支援をしたいと考えております。

それと、県内のいろんな製造業、建設業などの業界から5社程度に、働き方改革の専門コン

サルタントを数か月間導入して、伴走型支援による魅力ある職場づくりの実践企業を創出していくということを考えているところでございます。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。働きやすさというのは、県内就職の時にも出てきますし、いわゆる3年以内の離職のところでも出てくる話であって、働きやすさを挙げる。それから、昨年からですかね、統計課の方で大学生の就職意識アンケートというのをやっていて、その中で、去年の段階では、たしか「働きがい」というのが就職の動機のトップだったんだとかね、そういうふうな話を聞いています。ただ、その中身をもっと分析せんばいかんということで、今、会議所等を通じて、県の方から働きやすさのアンケートというのが回っています。これは令和2年度から取り組んでいて、年度内に間に合わないから、多分、令和3年度にずれ込むと思うんですけれども、この働きがいの中身を、今、学生にアンケートをとっている。ですから、それを今度Nぴかであったり、そういった県の企業の働きやすさにぜひ活用していただきたいと思うんですね。

こういったところ、Nぴかというのが一つの基準でありますので、例えば3年以内に離職した原因の中に、やっぱり会社側の問題がある。表向きは、うちは有給の取得をさせていますよと言いながら、実際入ってみたら、そうでもなかったというふうなずれによる離職という話も聞いておりますので、Nぴかの場合は、一応審査もあって、現地にも行かれているという話になりますから、ある意味、やっぱり働きやすさの認証になるだろうと思うんです。

ですから、そういったところで、数を増やすことだけがどうかわかりませんが、ぜひ

そういったところでNぴかというのを活用し、また、そこの企業に対しても支援をしていただきたい。そして、実際Nぴかに入ってらっしゃる企業の方にお聞きをしたら、高校生あるいは大学の先生、それから大学の就職担当者の方と会う機会というのが増えたというふうなお話も聞いておりますので、非常にメリットのある部分があるんだろうと思いますので、ぜひ活用していただきたいと思いますので、部長か政策監のどちらか、今後の取組について、再度お尋ねいたします。

【貞方産業労働部政策監】委員ご紹介がありました統計課のアンケート、長大の先生が実際にやってらっしゃるところでございます。

そういったものについても、私どもも、今度3月中旬に報告会もありますので、そういったものにも出席しながら、Nぴかを活用した若者の定着促進、特に女性等も含めた若者の定着促進、働き方改革の推進、そういったものに活用してまいりたいと考えております。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【吉村委員】何点か出しているんですが、もう大分議論が尽くされたのもあるので、手短にお尋ねしたいと思います。

まず、緊急資金繰り支援資金についてというふうに書いているんですが、これは予算総括でもありましたが、協調倍率が5倍になりましたと、よかったねということになるわけです。これを言うと、やっぱり預託金の何倍稼ぐかと、貸出枠があるかということで、倍率が低いと、やっぱり預託額が大きくなって、これは毎年出し入れをして、預託は実際に貸付けができるので、その分でできていると言ったらいいんだけど、真水の資金というのが、ずっと動かんであるわけですね。

そういう意味では、これも5倍になってよかったなと言うんだけど、金融機関とも話をして、まだまだ上げていただくというのもありますし、この緊急資金繰り支援資金がコロナ関連で特別なんですけど、これは昔は中小企業経営安定化資金と名称がついていたわけですね。そういうところからいくと、小さい事業所の経営安定を図るという意味を持っているわけで、そういったので県の制度融資、全部そういう意味合いを持つんだろうと思うわけですよ。これが令和3年の当初予算で421億円に増えてきているわけですね。それで、融資枠は2,162億円ということです。ここ全体を見る時に、ほかの制度融資についても、この協調倍率を上げていくということとをせんといかんのじゃなかるうかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

【吉田経営支援課長】もともと金融機関とは利率とか、協調倍率とか、そもそも制度の中身とか、そういったことで県がこう考えているというふうなことを、日々までいかないんですけども、一定定期的に話をしながら対応しております。

今回、緊急資金繰り支援資金は、足元で1,300億円を超えるような状況ということで、これはリーマンの時の690億円とか、その辺からいくと、はるかに超えているというふうな状況にございまして、県の方で金融機関と協議をした結果、預託の倍率を引き上げると。その結果、同じ預託において融資枠を倍程度確保できるという状況になっております。

あまりにも緊急資金繰り支援資金の割合が高いので、ほかの分を見直すということは、今後協議の中で行っていきたいと思いますけれども、直接的な効果としましては、一番大きい緊急資金繰り支援資金を上げたことで、相当効果が出

ているものというふうに考えております。

【吉村委員】今の答弁、それなりに了とするんですが、やはりこれもきっかけがあって言わないと、金融機関だって自分からは、「上げます」なんていうことは言わんわけですから、そういう引き続きの努力をやってもらいたいと。県の制度融資というのは、そういう方々を助けていくという話になるわけですから、そういう継続した努力をお願いしたいと思うところです。

それと、もう一つこれについて、協調倍率は5倍になって、コロナ関係の資金もよかったですですが、枠も広がって、もう既に1,300億円を超えているというところですから、ただ、それでも借りられない人もいるわけですね。やっぱり金融機関は言うわけですよ、「いいですよ、貸せますよ」と言うわけです。なんでかといったら、信用保証協会が必ずだめなのは断ってくれと、そこがずっとあるわけですよ。それは、借りる側にも瑕疵があるわけですよ、自己破産したり返さんかったりとかいって。それなりの誠意を見せてくれればできるんでしょうけど、この際、心機一転やるとかという時に、それが引っかかってできんわけですたいね。

見ると、県の出資額は、信用保証協会は50億円です。それでこれがあって、委員会の説明の最後の方を読むと、お願いしておりますというような文章ぐらいだから、もう少し信用保証協会に対しても強く申し入れをするというようなことを、特に、このコロナ禍の緊急事態ですからやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【吉田経営支援課長】県の制度融資におきまして、県が預託をする信用保証協会が保証するというスキームを組み立てて現在行っているという中で、保証については保証協会、融資につ

ては金融機関の審査というものが、当然そこには発生しております。このコロナという状況の中で、できる限り柔軟にということは国の方もおっしゃっておりますし、県からも申し上げております。

ただ、一定、今委員ご指摘がありましたように、既に借り切れないような状況の中で、どこまで対応できるかということにつきましては、万が一、代位弁済が発生した時に、資金によっては保証協会のかぶりといいますか、負担、あるいはそこを県が補助をするというふうな仕組みの中で、県費にも反映してくるということもございますので、とにかく貸せというふうなことはなかなか難しい状況にあると。

ただ、状況はしっかり保証協会なり、金融機関とも共有して、できる限りのご協力をお願いしているというのが現状でございます。

【吉村委員】まさに課長の言うとおり、わかっているわけですがけれども、そういう事業者に対しては、商工会なり会議所なりというところが、例えば可能性調査とかをすることかして、新規に始める時にそこら辺がクリアできる、それから、また安定したら、それ以前の焦げつきに対しても支払いを進めていくというような条件をつけてでもできることがあるんじゃないかなと思うので、そこら辺はいろいろと検討する中で前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それと、九州各県のこういう緊急資金繰り支援資金ということについて、長崎県は先進的に頑張っておられるという資料があるので、その評価はしておきますが、なお一層頑張りたいと、エールを送るところでございます。エールを送るというのは、お願いじゃなかと。

次に、事業承継ですけど、これも先ほどからずっと出ているんですが、大体答えはわかって

いるんですけど、やっぱり我々商工会地域とかいう旧郡部の地域というのは、非常に小規模な事業者が多い。我々はこの事業承継支援事業というのができた時に、そういう地域にも光が当たってくるんじゃないかなろうかと思ってちょっと期待をしたんですが、なかなかこない。先ほどからも第三者承継、規模のちょっと大きいとか、可能性が強いというところは進むんですよ。

ここに、長崎新聞の3月5日にも出ていたんですけど、「浅漬けの味、次世代に」といって、これは第三者承継ですよ。これがうまくいったというので、こういうのも確かにいいんですけども、やっぱり地域を支えると、さっきも言いましたが、そのためにも、親子ですずっと承継していくということについて、何らかの助成措置ができないものかなと思うわけです。

それで聞いたら、先ほどちょっと出ましたけど、例えば父親の事業を子どもが引き継いで、引き継ぐ時に相続税か何か免除されます。免除だけど猶予なんです。そして、子の子どもが継いだ時に初めて免除になるという話でよかったらと思いますけれども、そこら辺は、これは法律ですからあれでしょうけど、国にも働きかけて、いきなり免除というぐらいのことはしてもらえないものかなと思いますけど、そこら辺の考え方について、いかがですか。

【吉田経営支援課長】 この税制優遇の制度は、もともと割合が3分の2とか、対象者が何人までというふうな制限があったものが、特例的に緩和されて、割合も100%になっているという状況で、一定緩和されてきているという状況でございます。

一方で、親族承継というものが、今後どういうふうに進んでいくのか、進んでいかないのか、そういったところを踏まえて、国においてもし

っかりと対応してもらえるものと思っておりますけれども、そういったところでしっかり県の考えもお伝えしていきたいというふうに考えます。

【吉村委員】 よろしくお願ひします。そういうことは国が決めることでしょうか、働きかけを頑張ってもらいたいとお願ひします。

次に、造船関連ですけど、先ほどからも出ておりましたが、SSK、こういう委員会資料を見ていると、まず250人の離職者の再就職を頑張ってもらいますとか、そこら辺までしか見えてこないんですけど、やはりSSK自体を存続させると、そこら辺に何が、どういう手が打てるのかというのが出てくるとうれしいんですけど、離職者対策ばかりとなるので、少し寂しいので聞こうかと思ったんです。

これも長崎新聞ですけど、2月6日の記事に、「造船再編で国際競争力強化」と国が打ち立ててきよるわけですね。この中で、海運会社に対して費用を低利で貸して、それで船を造り替えると、そういうことは外国では前からあっているんですけど、日本でもそういうことを国がやろうと。国が認定すれば、技術開発への助成とか、政府系金融機関による低利融資が受けられると、こういうことがあるので、これは、それを利用しようとする、海運会社は国の計画認定を受けた造船所、だから、計画認定を受けないといかんわけですね、造船所が。そして、一定性能の船舶を購入する計画をつくれれば、国が認定して、船舶にかかる固定資産税の軽減などが適用されると。

こういうところがあるので、これをいち早く、国内には造船所は幾らでもあるわけです。この長崎県にとっては三菱の次にSSKが佐世保の経済の基幹だったわけですから、そういう意味

でこういうことに素早く対応して、SSK自体の存続、また、元に戻る、新しい船舶をつくるというところまで戻すようなことを図っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【宮地企業振興課長】今、吉村委員おっしゃられました国の支援策につきましては、私どもからも名村造船所並びにSSKの方にはお伝えしております。どういうふうに活用されるかは、企業様のお考えですので、それは、今、いろいろご検討されていると思います。

存続の件につきましては、SSKの名村社長も会見でおっしゃっておられますけれども、佐世保という地の利がございますので、修繕等々、新造船がなくなって仕事のボリュームが下がるというのは間違いないんですが、佐世保の地の利を考えると、名村社長がおっしゃられているとおり、存続ということについては問題ないのではないかと、現時点で考えております。

知事の方からも、発表の時にコメントを出させていただいておりますが、我々長崎県としましては、ぜひとももう一度新造船を佐世保の方でやっていただきたいという思いでございます。

【吉村委員】よろしく申し上げます。名村造船は、函館ドックとSSKと名村の3社で、3本の矢作戦でいこうとしていたけど、こけよるわけですね。そういうことで、よもや売却とかということはなかならうと思いますけれども、そこまで思いを伸ばしながら対応していただきたいと思います。

最後に、小規模事業者支援ということですが、これも3月5日の長崎新聞に、「伊東精麦所が特別賞を受賞」と、食と健康アワード2021、製造特許3商品と書いてある。これが食と健康アワード2021で受賞された。そういうことで、特許を3つもとらしたとねと思って、特許を取得

するための何らかの支援措置とかいうのがあったらどうかというふうに考えがいくわけですよ。

これは、もっと前のインターネットからプリントアウトしたのですが、長崎のオランダ屋さんの記事なんですけど、「タスカッター」という機械をつくって特許を取得したと。それで、これは商工会の方でもあるので話す機会があったんですけど、それを考案から開発、それから特許申請、取得まで全部自費でやったんだと。製作とかつくとかというところは何らかの対応ができたんじゃないかならうかと思うんですけど、特許を取得する費用というのも結構かかるんじゃないかならうかと思うんですが、そこら辺に対する県の助成ということは考えられないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【福重新産業創造課長】知的財産活用支援事業といたしまして、県の方では、一般社団法人長崎県発明協会というところがございまして、こちらの方に知的財産セミナーの開催であるとか、知的財産活用を推進するために人員を配置いたしまして、公設試験研究機関などが持っている県有特許であるとか、県内の大手企業が持っている特許というところを県内の中小企業の皆様にマッチングをして活用を促進しようという事業をしているところでございまして、直接的には、特許取得等の支援は行っていないところでございます。

一方、この発明協会の方で国の委託を受けまして、特許や商標権、意匠権等の出願、権利侵害等の相談の総合窓口を設けて、知的総合支援窓口として対応している状況でございます。

【吉村委員】社団法人長崎県発明協会、そこら辺を通じて特許の関係はやっているんだという話の説明が今あっただけですけど、そういう

動きに、こういう小規模な事業者が特許まで取ろうと頑張っていると、そして、その特許が取れて、この機械が販売できれば、それは長崎県の所得向上にもつながるわけですから、そういう意味で、何らかの協力助成というのを考えていいんじゃないかなと思うんですけど、部長どうですか。

【廣田産業労働部長】今、特許取得にかかります経費に対する支援というお話でございましたけれども、この間、地域の小規模事業者に対する支援のお話を各委員の皆様からいただいているところでございますけれども、やはり地域を支える小規模事業者、やはり地域を維持していくために必要な事業者だという認識は持っております。

ただ、人口減少により消費者が減少しているとか、後継者がいないとか、様々な課題を抱えておられます。そして、また今回、コロナ禍の中で大きなダメージを受けられているということは、私どもは十分認識をしているところでございます。

そういうことから、今後、地域の小規模事業者を維持、そして振興を図る上でどういったものが必要かということ、私どもは今後、具体的に研究し検討させていただきたいと思っております。

ですから、そういった中で、今日お話がありました事業承継にかかる問題でありますとか、新事業、事業を拡大する問題でありますとか、そういったものを総合的に調査し検討させていただきたいということで考えております。

【吉村委員】今、部長の答弁が非常に前向きでよかったなと、政策監じゃなくてよかったなと思うわけですが、こういう県内の、多くは

小規模事業者なんですよ。そこがこうやって頑張って右肩上がりにしていこうという、唯一明るい光が見えるような、そういう活動、努力に対しては、やっぱり何らかの協力をしてやればいいなと思うので、答弁どおり、今後研究、検討をやっていただくように、よろしく申し上げます。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】通告は2件していますが、一つの海洋エネルギー関連産業の創出については、予算議案の中で議論させてもらいました。そういうことで、部長からも一定の答弁をいただきましたので、これは省略させていただきます。

新型コロナウイルス感染症第4波に対する事前対策についてと通告していますが、今、第3波が、ご承知のように、長崎県、九州は一定の落ち着きを見ていると思いますが、東京を中心とする1都3県、神奈川、千葉、埼玉については、3月21日まで緊急事態宣言が延長された状況にあります。要はぶり返し、リバウンドがこないようにということで延長しているわけですが、第3波を予見した埼玉医科大の総合医療センター長の岡先生が、第4波は来るとということで毎日新聞に投稿をされているようであります。

そういう意味で、そのことを議論するんですが、その前に、長崎県としても飲食業の休業協力金を実施しました。そういうことで、スピード感を持ってやるということで、4万円掛ける19日の76万円が、約1万店舗に対策がされていると思いましたが、現状どういうふうな状況になっているのか、お尋ねします。

【松尾産業政策課長】委員からお話のございました、今回の時短要請協力金につきましてですけども、当初、食品衛生法の許可を持っている業者ということで、約1万店舗を想定してお

りましたけれども、2月26日が締め切りでございました。最終的には6,500件程度でおさまったというところでございます。

実際のところ、営業許可というの、時短要請にかからないようなところも入ってありましたので、そういったところからしますと、若干減ったというのは当然のことかなと思っています。

それに対しまして6,500件、今申請がございまして、2月8日から受け付けを開始しまして、先週の3月5日時点で92%の支払いとなっております。

【山口(初)委員】1万店舗のうちの6,000店舗余りが利用されているんですが、これはある一定評価はされていると思います。

ただ、一つ、これが一律だったものですから、これはスピード感を持ってやるためにも一律でやらざるを得ないという状況だったんだと思いますけれども、その店舗においても、企業規模とか従業員数がそれぞれ異なるわけですね。そうしますと、若干の不公平感を持っておられる方も多少おられるわけです。そういう意味では、第4波について来ないことを望んでいるわけですが、あと変異ウイルスの関係とか、あるいはワクチンの関係で状況は変わってくると思うんですが、第4波は来ないように祈っているんですが、しかし、第4波に備えておくべきではないかなと思っています。

そのためには、いろいろな支援、助成をしていただいているんですが、この飲食業の休業協力金だけについて言いますと、これはやっぱり企業規模、従業員数等々に応じて、第4波の時の支援は、それぞれクラス分けをして、そう不公平感が出ないように準備をしておくべきではないかと思っています。

第4波が来るか来んかもわからんとにということ、いろいろ準備される方は思われるかと思いますが、備えあれば憂いなしで、やっていただければと思いますけれども、その辺の見解をお伺いしておきます。

【松尾産業政策課長】委員がおっしゃられるとおり、我々としましても、事業者の皆様にも第4波が来ないように対策をとっていただくとともに、我々も気をつけるということが一番必要なことかと思っております。

今回、確かに県においては、一律76万円ということで支給をしたところでございます。全国において、時短の要請をしたところにおきましては、そういった事業規模によって、全くそういった売上がないのに76万円もらっているとか、そういったようなご批判というものもたくさんあるということは承知しております。

これまでいろんな協力金でありますとか、補助金を行ってまいりましたけれども、まずこれにつきましては、感染症の状況を見まして、コロナ戦略チームの方でこういった感染段階のステージをとっていくのか、それに対して例えば休業要請とか、そういったことをどうやっていくかということを決めていくことになりましたので、そこから給付の話になりましたので、委員ご指摘のとおり、これまでは緊急的に組織を立ち上げて、その中でやってきて、なおかつ、国、他県の状況を見ながら一律で支給というようなことでやってまいりました。一定いろんな支援金等経験をしてまいりましたので、今後は、少し具体的に、シミュレーションできるものは少し準備をしておくといったようなことが必要かと考えております。

【山口(初)委員】そういうことで、一定時間ありますので、4波が来ないことが一番いいん

ですけれども、準備だけは、先ほど申し上げたことを念頭に置いて、これだけではありませんけれども、それぞれ周辺事業を含めて準備をしておいていただきたいと思います。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 5時 2分 休憩

午後 5時 2分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会 農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告に関する協議を行います。

各委員からのご意見等をお聞かせ願います。

休憩します。

午後 5時 3分 休憩

午後 5時 3分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時 4分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 4時26分
於 委員会室 4

水産加工流通課長 吉田 誠 君
水産加工流通課
（企画監） 齋藤周二朗 君
漁港漁場課長 橋本 康史 君
漁港漁場課
（企画監） 一丸 俊雄 君
総合水産試験場長 中村 勝行 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君
副委員長(副会長) 山口 経正 君
委 員 溝口英美雄 君
" 坂本 智徳 君
" 外間 雅広 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 川崎 祥司 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 堤 典子 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長 斎藤 晃 君
水産部次長 西 貴史 君
水産部次長 川口 和宏 君
水産部参事監 内田 智 君
漁政課長 小田口裕之 君
漁業振興課長
（参事監） 岩田 敏彦 君
漁業取締室長 松本 啓一 君
水産経営課長 渡邊 孝裕 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【久保田委員長】おはようございます。
委員会を再開いたします。
これより、水産部関係の審査を行います。
【久保田委員長】まず、分科会による審査を行います。
予算議案を議題といたします。
水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。
【斎藤水産部長】それでは水産部関係の議案について、ご説明いたします。
お手元にお配りいたしました「令和3年2月定例会議会議案説明資料 水産部」、1ページ目をお開きください。
今回、ご審議をお願いしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第7号議案「令和3年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」、第11号議案「令和3年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第82号議案「令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第89号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

本県の水産業は、造船、漁業資材、流通及び加工等の幅広い関連産業を支え、特に離島・半島部において、地域の経済・社会維持に大きな役割を担う重要な基幹産業であります。漁業就業者の高齢化や減少が進んでおり、さらには新型コロナウイルス感染症拡大や水産資源の変動、国内消費の低迷などの影響を受け、大変厳しい状況にあります。

このような中、県におきましては、平成28年度にスタートした「長崎県水産業振興基本計画」のもと取組を進めておりますが、現計画は令和2年度で終了するため、水産施策の指針となる新たな基本計画は、「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」を基本理念として、各種施策を効率的かつ重点的に取り組むこととしております。

新たな基本計画のスタートとなる令和3年度は、漁村の暮らしや漁業の魅力を生かして漁村自らが発信し、漁村に人を呼び込む仕組みづくりや収益性の高いスマートな経営モデルの確立、新幹線開業を見据えた県産水産物の消費拡大、国の水産政策の改革に沿った水産資源の管理と利用を図るための漁業者の取組支援、藻場回復のための母藻供給体制の実証など、これまでに推進してきた事業の強化を図るとともに、様々な国の予算や地方創生推進交付金等を活用し、必要な予算を計上いたしました。

それでは、まず、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入は、合計121億2,044万3,000円、歳出は、合計209億5,696万5,000円を計上しております。

3ページを、ご覧ください。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

（離島漁業再生支援について）

離島の漁業集落が行う漁業生産力の向上や新たな漁法導入等の漁業再生活動新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組、特定有人国境離島地域の雇用創出の取組等を支援するための経費として、離島漁業再生支援事業費10億4,095万4,000円を計上しております。

下段をご覧ください。

（新たな資源管理推進について）

国の水産政策の改革に沿った水産資源の管理と利用を図るため、漁業者が資源管理目標の設定と検証・目標達成のため実施する取組に対して支援するための経費として、新たな資源管理推進事業費1,088万6,000円を計上しております。

4ページでございますが、中央をご覧ください。

（水産業の経営力強化について）

収益性の高い経営モデルの確立を進めるとともに、持続可能な水産物供給体制の実現のため、漁協等が行う計画的な施設整備を支援するための経費として、持続可能な新水産業創造事業費9,150万円を計上しております。

5ページ目をご覧ください。

（漁業就業者の確保、育成対策について）

集落の担い手となる漁業就業希望者の相談から技術習得、独立・定着まで切れ目のない支援体制を整備し、持続可能な漁村づくりを推進するための経費として、ひとが創る持続可能な漁村推進事業費7,930万4,000円を計上しております。

中段でございます。

（県産水産物の国内販売強化について）

県産水産物の販路の拡大を図るため、水産加工品の商品力の向上や新たな需要を取り込むた

めの商品開発、機器導入等を支援するための経費として、県産水産物国内販売強化事業費3,411万円を計上しております。

続きましては、6ページ下段をご覧ください。

（水産基盤整備について）

1. 公共事業

漁港・漁場・漁村・海岸整備については、水産改革に即した水産業の成長産業化に向けて、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた生産・流通機能強化対策、水産資源の維持・回復、大規模自然災害に備えた漁業地域の強靱化対策、持続的な漁業生産力の確保を推進するための経費として、漁場水産基盤整備費で、水産環境整備費等39億8,586万9,000円、県営漁港水産基盤整備費で、水産生産基盤整備費等73億1,646万5,000円、市町村営漁港水産基盤整備費で、農山漁村地域整備交付金事業費等17億9,368万8,000円を計上しております。

2. 単独事業

県単独事業については、修築・維持補修事業により漁港及び海岸整備を図るとともに、漁港の管理、調査のための経費として、県営漁港水産基盤整備費で、漁港施設維持補修費等4億8,406万円を計上しております。

3. 漁港災害復旧事業

漁港災害復旧事業については、令和3年の災害に迅速に対応するための経費として、3年災害復旧費4億7,000万円を計上しております。

（藻場対策の推進について）

漁業者、行政、研究機関等が連携して、藻場回復手法の普及啓発や自立型母藻供給体制の実証を行い、漁業者による藻場の回復活動等を支援するための経費として、藻場回復対策事業費7,492万7,000円を計上しております。

債務負担行為については、記載のとおりでござ

います。

次に、第7号議案「令和3年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」の主な内容についてご説明いたします。

歳入、歳出、それぞれ合計1億6,608万2,000円を計上しております。

これは、沿岸漁業者等が自主的に、その経営や生活環境を改善するため、経営等改善資金、生活改善資金及び青年行業者養成確保資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第11号議案「令和3年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」の主な内容についてご説明いたします。

歳入、歳出、それぞれ合計2億2,469万2,000円を計上いたしております。

これは、長崎魚市場の維持・管理並びに生鮮水産物等の取引の適正化等を図るための経費であります。

債務負担行為については、記載のとおりでござ

います。次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」の関係部分についてご説明いたします。

歳入は、合計7億4,769万4,000円の減、歳出は、合計14億9,479万9,000円の減を計上いたしております。

11ページをご覧ください。

補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

（水産基盤整備等について）

事業費の精算見込み等に伴い、漁場水産基盤整備費で、水産環境整備費等1億8,619万7,000円の減、県営漁港水産基盤整備費で、水産流通基盤整備費等9億3,791万4,000円の減、市町村営漁港水産基盤整備費で、漁港施設機能強化事

業費等4,831万5,000円の減を、それぞれ計上いたしております。

繰越明許費については、記載のとおりであります。

12ページをご覧ください。

次に、第82号議案「令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入、歳出、それぞれ合計6,645万4,000円の減を計上いたしております。

これは、貸付見込額の減等に伴うものであります。

次に、第89号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

土地売却収益の減等に伴い、収益的収入で3,298万2,000円の減、土地売却原価の減等に伴い、収益的支出で3,468万3,000円の減を計上いたしております。

最後に、令和2年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等に、なお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和2年度予算の補正について専決処分によって措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。

次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【橋本漁港漁場課長】 繰越明許費について、補足してご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料1「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【繰越事業理由別調書】」、A4縦長の資料でございますが、ご覧ください。

1ページをお開きください。

上の表は、繰越理由別に、件数と繰越額を示した表でございます。

主なものは、その他（経済対策補正と昨年の台風9号及び10号並びにコロナの影響による）ものが47件で、69億7,178万5,000円で、全体額の74%を占めております。

次いで、施工計画・設計及び工法変更による遅れが39件、20億2,422万7,000円で、全体額の21%となっております。

なお、上段括弧書きの数字につきましては、昨年の11月議会でご承認いただいた件数、金額でございます。

続きまして昨年の11月議会からの主な増額理由について、ご説明いたします。

まず、事業計画決定の遅れでございますが、長崎県離島地区の水産業強化対策工事におきまして、年度途中の令和3年1月に、国より追加で内示されたため、適正な工期が確保できないなどの理由で繰越が増加し、8件、4億5,009万6,000円となっております。

次に、施工計画・設計及び工法変更の遅れでございますが、長崎漁港の臨港道路畝刈琴海線における道路改良工事におきまして、工事区間に沿道の事業者等の出入口がございまして、施工時期や施工時間帯の制約を受け、工程が遅延し、年度内完成が困難となったものや、佐世保市の楠泊漁港において、物揚げ場の地盤改良工事に先立ち施工する仮設の機材が調達困難で

あったため、急遽、規格の変更が必要となり、施工計画の見直しで時間を要し、年度内完成が困難となるなどの理由で繰越が増加し、39件、20億2,422万7,000円となっております。

次に、その他（経済対策補正、台風災害、コロナの影響による遅れ）でございますが、令和2年度の経済対策補正予算によるものや、佐世保市の平漁港において離岸堤の工事を予定しておりましたが、仮設道路が、昨年9月の台風9号及び10号で被災をいたしまして、仮設道路復旧後の工事となるため、年度内完成が困難となるなどの理由で繰越が増加し、47件、69億7,178万5,000円となっております。

1ページ目の一番下の方に【参考】といたしまして、経済対策補正や台風災害、コロナの影響によるものを除いた最近3年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。

2ページから7ページまでは、漁場水産基盤整備費、県営漁港水産基盤整備費、市町村営漁港水産基盤整備費、漁港災害復旧費の予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について説明をお願いいたします。

【小田口漁政課長】お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 政策的新規事業の計上状況」をご用意いたします。

水産部関係の令和3年度新規事業につきましては、1ページの下段から2ページ中段に記載いたしております。新たな資源管理推進事業費は

6件でございます。

各事業の事業概要と当初要求額及び今議会に上程しております当初予算計上額は、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【川崎委員】おはようございます。

まず、予算議案の長崎産水産物輸出倍増事業費についてお尋ねいたします。

計上事業一覧の25ページの分ですが、6,676万7,000円、対前年比2,400万円ほど増ということで、輸出に対する県の意気込みということ、その数字から受け取れるわけですが、輸出の実績について、ここ数年をお知らせいただければと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】本県の水産物の輸出の実績についてでございますが、数字といたしましては、関係団体や民間企業への聞き取りにより集計をした数字となりますが、直近の5か年の輸出につきまして、平成27年度は17億円、平成28年度19億円、平成29年度21億円、平成30年度33億円、令和元年度31億円ということで、令和元年度につきましては前年度に比べて減少ということになっておりますけれども、これにつきましては令和2年2月から3月に中国、それからアメリカ向けの輸出が停滞ということで、その影響が出たということでございます。

【川崎委員】5年間、ありがとうございました。着実に伸びてきて、令和元年度は残りの2か月がコロナの影響ということですね。これは致し方ないとしても、順調に伸びてきていることを

確認いたしました。

主にどういった部門が増加傾向だったんでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】やはり主力となっております中国への鮮魚の輸出が伸びてきているところと、コロナ前まではアメリカ向けのブリのフィレあたりも順調に伸びていたところがありました。

【川崎委員】中国向けの鮮魚が伸びてきたということは、上海にはたしか「長崎鮮魚」というブランドで展開されているのは視察させていただいたこともありまして、非常にうれしく思っているところでありますが、これは輸出の実際に物が流れているルートについてお尋ねいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】コロナ前までは、福岡から上海とか中国の主要都市に直行便ということで鮮魚を運んでおりましたけれども、コロナ禍の影響で航空便が止まったことございまして、現在は関西空港から中国に運んでいるという状況でございます。

【川崎委員】鮮魚ですから、時間が短ければ短いほどいいわけでありまして、早く正常に戻って福岡から、あるいは長崎 - 上海便も増便が計画されておりましたし、そういった部分の貨物の活用とかもすることによって、さらに伸びていくんだろうというふうに思っておりますので、お取り組みいただきたいと思っております。

この予算の中に中国市場の維持・拡大というところのPRという部分であります。取組が記載されていますけれども、どういったところを対象地域として、どういった部門を伸びしていこうとされているのかをお尋ねいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、中国国内の状況でございますが、水産物の需要につきま

しては、コロナの影響で一時期停滞をしておりましたけれども、若干回復傾向にあることございまして、今後も輸出に向けた増額に向けて取組を進めていくことにしております。やはり現実的には使用可能な輸送のルートが限られてくるところ、それから、現在は他県の鮮魚も少し出ているという状況もございまして、そういったところとの競合もあって課題の多いところでございます。

本県といたしましては、長崎魚市と現地の業者とで築き上げました、「長崎鮮魚」というブランドを維持していくことが第一だと思っておりますので、まず、基盤となる上海での足固めをしていくというところ、それから北京での展開もずっと強化をしていきたいというところがございます。

さらに、南部の深圳であるとか、内陸部の重慶など、新しい市場が有望という話もございしますので、そういったところも狙って市場開拓を図っていきたいということで、現地での商談会とか販売促進フェアの実施について、関係者と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】上海の足固め、そして北京に深圳に重慶にと、新たな市場開拓が非常に期待をされるところです。内陸部も国策でしょうね、すごい工業団地ができたり、IT企業だったり、本当にすさまじく人口も増えているような地域であります。

いかんせん、繰り返しになりますが、ルートといいますか、速やかにお届けをしていくことが非常に大事なところというふうに考えておりますので、例えば長崎港からスムーズに送り届けることができるような、いわゆる物流の開発とか、お取り組みいただきたいと思っております。

逆に、輸送に時間がかかるに当たっては、鮮魚とはいえ、保存の仕方によって長期間品質を保ちながら市場にお届けをするというところも一つ工夫ができる分野かと思いますが、そういったところの技術革新といいますか、そういうお取り組みはいかがでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】委員がご指摘のとおり、鮮度を保つためには、いろいろ技術的な開発も必要になるかと思っております。もう一つが、中国の内部でコールドチェーンというのがどこまで浸透しているかわかりませんが、そういったところを見ますと、冷凍水産物あたりも輸出をもっと強くしていかなきゃいけないということもございますので、中国に通用するような冷凍品の開発、そういったところにも取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】その開発について、ご答弁できる方はおられますか。

【中村総合水産試験場長】水産試験場でも長期保存できるような方法ということをいろいろ模索をしているわけですが、例えば養殖ブリについては、時間がたちますと身の色が悪くなるといったことがございますので、そういったものを長崎大学と協力しながら、少しでも長もちする手法について現在研究しております。

それから、最近では常温で流通できる水産加工品についても、例えばレトルト食品といったものについても、これから海外でも需要が高まってくるだろうということで、そういうものにも力を入れながら、今、加工技術の開発を進めているところでございます。

【川崎委員】ぜひ、委員会で視察等もさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、第一次産業のスマート化ということで

お尋ねいたします。

計上事業一覧で、たしか2つ事業があったと思います。スマート水産業推進事業費と持続可能な新水産業創造事業であります。今、DX、DXということで、どの分野も取り組んでいるところで、デジタルという言葉なのかもわかりませんが、要は、大きく業態変革を求めるところで、水産分野にも、ぜひそういったことも取り入れながら進めていかれるんだろうと思っておりますが、このスマート化は、こういった分野に力を入れて成果を見出そうとされているのか、お尋ねをいたします。

【渡邊水産経営課長】今、委員ご指摘のこの事業については、持続可能な新水産業創造事業とスマート水産業推進事業と2つあります。これは一緒に併せて進めていく事業であります。

ご指摘の、どのような分野でスマート化を進めていくのかという点については、これまで経営指導をする中で、3D GPSとか、そういうふうな最先端機器を使って所得を向上させることができたという事例もございますので、ICTとか、そういうものを使っている機器は最先端機器ということになりますので、そのようなものを使って漁業者に利用していただいて所得を向上させていこうと。漁業の操業の効率化を図りながら、漁業の所得を向上していこうという目的で進めております。持続可能な新水産業創造事業ということで、事業の機器を入れる時に支援をしていこうと、そういう流れで考えているところです。

【川崎委員】ありがとうございます。スマートというのは、賢いということでしょうけど、単なるデジタル化じゃなくて、いろんな分野で効率化を図って、人材不足も叫ばれておりますので、効率化でお取り組みいただきたいと思いま

す。

いま一度、先端技術への支援ということに触れられたと思いますが、どのようなことが今想定されているのか、お尋ねいたします。

【渡邊水産経営課長】最先端機器ということで、今想定されているものは、先ほど申しました3D GPSとか、グラフ魚探とか、そのような漁業の操業の効率化を図る目的の機器、そういうものをまずは考えています。それを最終的にはグループで共有する。今回、高度な無線機を導入して、そのデータを各漁船間で共有できるものが最近ついているということなので、グループでそういうものを活用して操業の効率化を図れないかというふうなことも考えておりまして、そういうものを導入する時には事業を活用して補助事業で支援するという形につくっております。

【川崎委員】最後にいたします。

先日、佐世保の事業者さんだったでしょうか、アプリを開発されて、まさに夢のようなものが、本当にこんなことが現実になるんだなという、素晴らしいものが紹介されておりましたが、IT技術をもっともっと、これは産労部の話なのかもわかりませんが、人材育成といいますが、ITを使った人材育成をしつつ、水産業界でもぜひ生かしていただきたいと思いますが、そういうIT分野における人材の取組、人材を成長させて、アプリをもって、もっと効率のいい漁業といいますが、そういったものの展開ということも今からやっていくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

【渡邊水産経営課長】先ほどお話がありました、最近、地元の新聞で取り上げられたアプリでしょうけれども、このアプリの会社とは、これまでも複数回、いろいろ意見交換を行っておりま

して、私たちも、このスマート化に関しては様々な技術が出てきて、どれだけ技術の情報を収集するかということが非常に問題なので、そういうことで進めております。

そのようなものを、これは漁業の効率化につながるツールであれば、そういうものを使って試験研究機関、大学なども含めて協議をして、それが十分活用できるということであれば事業の支援につなげていければということで考えております。

まだまだ幅広く、いろんな分野があると思いますので、これから研究させていただいて進めていきたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【堤委員】おはようございます。ひとが創る持続可能な漁村推進事業費7,930万4,000円を計上してありますが、新規に、重点項目として事業名を掲げてありますけれども、新規ということですから、これまではこういう事業費はなかった。これまであった事業費とどう違うのかということをお聞きしたいと思います。

【渡邊水産経営課長】今回、ひとが創る持続可能な漁村推進事業というものを新規事業でつくらせていただきました。

これまでは、実を言うと、次代を担う漁業後継者育成事業という事業がございました。これは、直接、就業希望者に対して技術研修支援を行う、また、その方々が来るための情報を受入機関から発信する、また、受入れる側の体制をつくるか、そのようなものを行ってまいりました。この部分については、今回の事業も、そのまま引き継ぐ形で考えております。

これまでの事業と新しい事業の違いというのは、実を言うと、これまで漁業者の就業をする中で、やはり地元漁村というものの受入体制が

非常に重要だなど。漁業者も、漁業の所得だけではなくて様々な所得を得て収入を安定化させないと、やはりそこに定着できないという議論がございましたので、私たちは今回の事業で受け入れる側の漁村というものをどのようにつくっていくかと。

今回は、今までの事業に漁村の魅力とか、そのようなものを分析して、その場所でいろんな話し合いを行って、地元の住民の方と話をし、発信をしていく。地元で足らざるところは、地元で何とか工面するような形のものがないかということ協議していこう、ワークショップみたいなものやしていこうというのが1つ加わっています。

もう一つは、漁業だけではなくて、多様な所得を入れることも考えて、兼業の方々に対しても支援をしていこうと。これまでは専業でやる方だけを支援していたのですけれども、そういうようなことも含めて幅広く取り組もうというものを入れたのが、今回の事業になります。

【堤委員】確かに、今度、兼業漁師コースの研修制度創設というのが入っていますし、これまでの専業コースと一緒に、ほかの分野から収入を得られるという取組も支援していこうという、そういうことだということで理解しました。

新規参入する人たちにとっては、やはり地域になじんだり、地元の人たちとの交流の中から、やっぱり就業を続けていこうという意欲も高くなっていくと思うんですが、今議会の論議の中でも定着率が73%ですか、そういったことが答弁がございましたけれども、そのところを具体的にどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お尋ねしたいですが。

【渡邊水産経営課長】漁業外の方が県外から来られるとか、そういう場合なんですけれども、

定着がしにくい理由として、やっぱり漁業だけでは安定的な収入の確保がなかなか難しいと、技術の習得が非常に厳しい、難しい、住居が不足している、地元住民の理解が得られない、地元住民となかなか交流できない、そういう問題があって、やはり離れていくと。ほかにも家庭の事情とかで離れる方もいらっしゃいますけれども、やはりそういうことをおっしゃる方が多いと認識しております。

【堤委員】確かに、漁業に新規参入するだけでなく他の地域から漁村に入るとするのは、本当に、農山村もそうでしょうけれども、やはり地域に溶け込むというのは大変厳しいのかなと思っているんですが、この研修制度は大体どのくらいの期間で、参入する人たちはどういった支援が具体的に受けられるのでしょうか。

【渡邊水産経営課長】この事業については、4つのコースがございまして、1つは、漁家の子弟の方々とかを受け入れる、雇用の方々を受け入れる、独立を目指すの方々を受け入れるという3つがございました、これまでは。それに、今回、兼業のコースを加えて4つのコースをつくっております。

独立型については、3年間の研修ができるようになっております。漁家子弟についても、若干、研修費は下がりますけれども、その方々も定着を支援するという形で進めております。

雇用型については、会社から給与をもらってやりますので、その分やはり研修費は少なく、1年分という形になっております。

県外から来る方については、独立型とか、そういう形で来られるんですけれども、先ほど3年と言いましたけれども、これは2年で、県外から来る方々、Uターン者、Iターン者については研修期間を1年延ばすことができますので、

3年間までは支援をするということで考えております。生活費、研修費に当たる部分で10万円から大体12万円ほどの支援をやってまいります。

【堤委員】住宅の支援というところでは、どういった支援があるのでしょうか。

【渡邊水産経営課長】住宅の支援については、ありません。

【堤委員】住宅についても、できれば何らかの形で支援をする、住宅をその研修の期間でも確保していただくとか、そういうこともできたらということをお願いしたいと思います。

それから、これまでの実績というか、新規参入の漁業者の数とかなんかありましたらお願いします。

【渡邊水産経営課長】昨年度は187人の新規就業者ですけれども、その前からいけば、平成27年度が163人、平成28年度が175人、平成29年度が165人、平成30年度が183人ということで、徐々に増えて、今回、187人だったという状況でございます。

【堤委員】新年度の目標とか定めていらっしゃるんですか。

【渡邊水産経営課長】来年度の目標は、190名ということで考えております。

【堤委員】人口減少が続く中で、やはり農山村漁村に人口を定着させる、そして、この一次産業を続けていただく人材を確保していくというのは本当に重要なことだと思いますので、まだまだ予算が足りないような気がしています。ぜひもっと予算を獲得して、この事業が拡大していけるように取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】ほかに。

【西川委員】水産加工の振興というか、販売、

生産増についての気持ちから、横長26ページの県水産物国内販売強化事業とか、25ページの水産加工振興対策費などを中心に、長崎県は、今まで活魚、鮮魚で相当な成績、生産販売をしていたけど、どうしても他県に加工の分野で負けている点というか、遅れている点があったということで、水産加工にもっと力を入れていただきたいというのが、私の気持ちなんですけど、このたび3,411万円とかが計上されておりますが、どのような指導、また、どのような加工機器の設置とか、そういうご指導をなされているのか、お尋ねいたしたいと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】委員、ご承知のとおり、長崎県というのは加工の原料の供給県ということでこれまでできたところでございますけども、加工につきましては、やはり力を入れていかなければいけない分野でございますので、今後、伸びていくという分野でいくと即食性であるとか簡便性といったところ、そういった加工品というのが伸びていくのではないかとということがございますので、そういったレトルトの加工品の開発であるとか、お土産で持って帰れるような常温品の加工品の開発であるとか、製品的には、そういった加工品の開発を進めていきたいと思っております。これまで取り組んできたバイヤーとの連携によって商品を開発していくであるとか、少し商社と商談をしながら、もう少し大きい単位での加工品の開発であるとか、そういったところにも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

【西川委員】新たな考え方の機器、機械の導入とか、それを使えば、こうなって、こうなる。そういうふうな業界に対する、漁業者に対する指導とか、そういうのは何か計画はあるんですか、この3,411万円の中に。

【齋藤水産加工流通課企画監】県といたしましては、先ほど申し上げたような即食性、簡便性というところが非常に大事と思っておりますけれども、各加工業者さんの中で、それぞれ考え方が違うかと思っておりますので、そのような要望を踏まえながら、例えば、先ほど申し上げたレトルトの加工機器であるとか、あとは冷凍品であっても急速の凍結をして、解凍すれば刺身でも食べられるような高鮮度の冷凍品であるとか、そのような加工というのは、やはり需要が伸びてきているところがございますので、そのようなことができる業者の方々とも話を進めながら、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

【西川委員】 たまたま今朝7時半過ぎにテレビを見ていましたら、四国のあるところで真空パックした魚が骨まで食べられる、そのような加工をしてタイとかアジとか出して相当な販路拡大、販売拡大につながっているという話が出たんですが、一番骨が硬いと言われているタイを、普通のアジの開きとかのような感じでなくて、そのまま食べられる、しかも老人施設の入居者の方が、「おいしい、こんなに軟らかいなんて」というようなことで放送がされていましたが、長崎県内の業者で、そのような加工品の開発とかはまだできてないんでしょうか。

【吉田水産加工流通課長】幅広い世代の方に食べていただくためには、やはり作る側も様々な工夫が必要だと思います。

例えば、今年度でいきますと、県外の学校給食に対馬のアナゴを県漁連が受注いたしました。対馬の加工業者で一次処理をいたしまして、それを、かまぼこ組合にレトルト機がありますので、そこに持って行って骨まで軟らかくして納品しております。

一つの企業だけでは、そのような設備投資、販路が確定しない中で難しい面もありますけど、県内の中ではレトルト機を入れている業者が結構今ありますので、そういったところを結びつけながら、商品開発、販路拡大を進めていきたいと思っております。

【西川委員】 ありがとうございます。引き続き加工に力を入れていただきたいと思っております。

あと一つは、近年、大型台風、強風などで定置網とか、相当傷んでいるんですね。養殖業者の方もそういう被害を受けている。定置網とか、養殖業者の方の網が、台風など接近の時に水中に少し沈められる。そのような方法などは、例えば、23ページの定置網漁業育成強化事業費の中に入ってないのか。また、成長産業化のため養殖産地育成事業費の中の2,308万円の中にも、そのような施策というか、実証の事例をつくるための予算とか、そういうのは令和3年度はまだ計画されてないんでしょうか。

【吉田水産加工流通課長】環境に負荷がかからない海域で、また、災害から回避できるように、例えば沈下させてやるような養殖につきましては、国の方でも、そのような試験等を行っております。

県内におきましては、長崎大学が「次世代養殖戦略会議」というのを立ち上げておりまして、現状を申しますと、沈下させてやる試験の実証段階、フィールドに入って実証をやるという段階の試験を今開始しようとしているところでございます。

県の方は、私ども行政も水産試験場の方も、その会議の中に入って、共に協力しながら進めているという状況です。

県の予算につきましては、もう少し基礎固めの部分、それぞれ地域ごとに特色がある取組を

進めるべきということで、その点を支援するというような予算の組み立てにしております。

【渡邊水産経営課長】委員がご指摘のように、定置網については、23ページにございます定置網漁業育成強化事業ということで対応するようになっております。

この事業は、まさに委員ご指摘のように、台風とか、急潮とか、そういうことで被害を受けたという実績がございます。そういうふうなことに耐えられるような網とか、垣網とか、そういうふうなものを試験場と一緒に調査をしながら、そういうふうなものに網を入れると、それに対して支援をするという事業でございます。実際、今年度も2カ所、この事業を活用して実施しようとしているところでございます。

【西川委員】被害に遭わないということは、事業者も、県も、市も、お金が要らないようになるんですね。被害に遭ったら急にお金が要る。つまり、もう経営が厳しくなるわけです。そういう中で被害にできるだけ遭わない装置の網、定置網、または養殖の網などにしたら水産業者も、自治体も、どちらもよくなるし、生産も上がると思いますので、研究費、または実証のための事業にはけちらんで予算の充実をしていただきたいと思っております。

終わります。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【坂本(智)委員】先ほどの部長説明の3ページでございます。

3ページの上の段に「離島漁業再生支援について」という項目がございますが、そこにいる書いてあります。10億4,000万円強の予算で、漁法の導入等の漁業再生活動だとか、新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組だとか、特定有人国境離島地域の雇用創出の取組

等を支援するための経費として10億4,000万円強を計上しておられます。

離島漁業再生支援交付金事業でございますが、この予算を積み上げて、10億4,095万4,000円というふうになったんでしょうけれども、部長の先ほどの説明の中での部長の思いというものを、離島漁業再生支援事業費を組み込んだ時の部長の思いというものを聞かせていただけませんか。

【斎藤水産部長】離島漁業再生支援ですけれども、ここに書いてありますように、様々な取組があるというふうなことでございます。

また、長崎もそうですけれども、とにかく離島が多いというふうなことで、離島というのは水産業というのが物すごい主力の産業というふうなことでございます。水産業なしに離島は振興していかない、あるいは離島の機能ということで、国防ですとか、そういったいろいろな多面的な機能といったものも発揮するということが期待できるということでございます。

ですので、ある程度の額を様々な取組に用意することによって、離島の方にぜひ活用していただいて水産業を振興するとともに、離島地域の振興につなげていただければということで期待しているところでございます。

【坂本(智)委員】ありがとうございます。部長の思いはよくわかりました。

その下に423万7,000円で、地域を担う漁協機能強化支援事業費というのがございます。いろいろとありましょ。コロナ禍で皆さん方が居酒屋にも行けない、行かない、行ってはだめだというようなこと等々もありました。1年以上になりましょか、もう。

本会議でも私は申し上げたんですが、本当に漁協なのかというような、要するに漁協の経費が出てくるのか、従業員に給料が払えるのかと

いう思いがしてならないわけですが、その前に漁協が長崎県には幾つあるのか教えていただけませんか。

【小田口漁政課長】沿海地区の漁協としまして、現在64ございます。

【坂本(智)委員】ありがとうございます。64の漁協があるそうでございますが、いずれの漁協も、経営的にやっぱり厳しいのではないかなというふうに思うんですね。

その下に、水産業の技術開発について試験研究費として9,990万円、約1億円の予算がついておりますけれども、423万7,000円という、この漁協機能強化支援事業費、少ないのではないかなというような気がしてならないんですが、いかがでございますか。

【小田口漁政課長】この423万7,000円の事業につきましては、漁協経営の基盤強化のための指導や、中小企業診断士の助言等の費用、または合併についての取組支援という、いわゆるソフト的な経費を対象としているところでございます。

委員ご指摘のとおり、昨今、水揚げの減少や漁業者の減少等で漁協の経営は大変厳しくなっておりますけれども、そういう面も含めまして、この事業で今後の漁協の計画や、経営の方向についての助言、指導をしっかり行っていきたいというところで、この事業を計上しております。

【坂本(智)委員】わかったような、わからないようなことでございますけれども、しっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

終わります。

【久保田分科会長】ありがとうございます。

ほかにございませんか。

【山本(由)委員】お伺いします。長崎海の恵み消費拡大事業ですけれども、長崎俵物、それ

から魚愛用店の店の販促ということですが、長崎俵物と魚の愛用店の目標と近年の実績をまずお伺いいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、長崎俵物でございますが、これにつきまして目標というところでございます

すみません、先に愛用店についてご説明させていただきます。魚の愛用店につきましては、現在195店舗を認定をしているところでございまして、目標としては200店舗を維持していこうというので、現在、目標を掲げているところでございます。

俵物につきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

【山本(由)委員】ありがとうございました。これは新規事業となっているんですけれども、今まで同じような形のことをされていたと思うんですけれども、今回、新たに取組む内容というんですか、長崎俵物の利用促進、販売強化について、それから県産水産物の消費拡大について、新たに取組む内容というのがありましたら教えてください。

【齋藤水産加工流通課企画監】先に、俵物の売上の状況でございますが、令和元年度で6億3,900万円ということで、平成30年度に比べて約6%の減少となっているところでございます。

目標につきましては、過去に10億円という最大の売上があったかと思いますが、そのあたりを目指して取組んでいくというところで、なかなか非常に厳しい数字ではございますけれども、そういうことで頑張りたいというふうに思っているところでございます。

事業の新しい取組でございますが、国内の販売の強化につきましては、今後、ネット等の販売というのがだんだん大きくなっていくという

ところもございますので、ネットスーパーなどの新たな取組にも力を入れていきたいと思っておりますし、あとは情報発信というところで、インフルエンサーを使って県産水産物の情報の発信もやっていきたいと思っております。

それから、海の恵みの事業につきましては、主に俵物になりますけれども、俵物につきましてもやはり今後、ネットの販売がだんだん広がってくるのではないかとこのところもございまして、インターネットで販売キャンペーンを実施するような取組をしていきたいというところを考えているところでございます。

それから、今現在、長崎空港でショップをやっておりますが、そのあたりのリニューアルについても計画をしているような状況にございます。

【山本(由)委員】 愛用店の方で新たな取組というのは何かありますか。

【齋藤水産加工流通課企画監】 愛用店につきましては、現在、ホームページ等で広告をしていますけれども、もう少し見やすいホームページにするということと、スマートフォンでも検索できるような、そのような新たな情報発信に取り組んでまいりたいと思っております。

【山本(由)委員】 長崎俵物の利用促進販売強化の事業の中で、首都圏での認知度調査というのがあるみたいですが、これは俵物についてだけやるんですか、それとも県のほかのブランド・・・の中でやるのかというのを教えてください。

【齋藤水産加工流通課企画監】 当該事業につきましては、俵物に限ってというところで、例えば県の日本橋の物産館、そのあたりでお客様を対象にアンケート調査ということを計画しているところでございます。

【山本(由)委員】 この辺の認知度調査というのは、結構いろんな種類があるだろうと思えますし、これだけやるというのは非常にもったいない。長崎のブランドということになってくると、それ以外にもいろいろあるかと思えますので。

長崎県自体は、よく言われるブランド調査では高いところにあるんだけど、個別に見た時に知られていないというようなことがあるかと思えますので、「日本橋 長崎館」でやるということであれば、もちろん俵物もでしょうけれども、ほかの商品もいろいろあるでしょうから、一緒にされた方が効率的ではないかと思えます。

それから、魚の愛用店の話ですけれども、夜型というか、居酒屋さんとか、そういったところが多いんだろうなと思えますけれども、長崎に来て昼に魚を食べられるところがなかなか少ないというのが、私の地元でもそうなんですけれども、昼にもっと、観光客の方がそれを目当てに来る、それがあ程度集積していると、このあたりに行けば魚が食べられるというような形のものが観光客にとっても非常にいいのかなというふうに思うんですけれども、そういった昼に魚を提供するとかということに関して、何か取り組みみたいなものはありますか。

【齋藤水産加工流通課企画監】 今現在、水産部の方で特段、それに向かって取り組んでいるというようなところはございませんけれども、本県でちょっと足りていないというのは、やはりお魚センターとか、そのようなイメージだと思います。これにつきましては、関係の部局であるとか、長崎市の担当の方々と少し意見交換をしているような状況でございまして、今後どのように進むかはわかりませんが、そのようなところでお魚を昼でも食べられるようなところについては、愛用店の利用を図っていくと

いうところが一つありますけれども、それとまた別立てで、そういった集積したような施設が要るのか要らないのかも含めて、いろいろそのようなところを協議していきたいと思っております。

【山本(由)委員】 やっぱり長崎の食を売っていくといった時には、ある程度集積とか、そういうのがあった方がいいのかなというのがありますし、提供機会もどうしても夜というようなイメージになってしまうので、昼の食の強化という意味で、そういった取組に対する支援であったりとか、そういう情報発信であったり、そういった形のものを引き続きよろしく願いいたします。

【久保田分科会長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 大分出てきたんですけど、何点かお尋ねいたします。

先ほど堤委員が質問された、人が創る持続可能な漁村推進事業で、県外から新しく漁業を始めようと研修に来る人のためにいろんな施策が用意してありますが、最後に住むところは準備しておりませんと。聞いてもらえばよかったんだけど、これは準備せんばやろうと思うけど、どうですか。農業のそういう関係は住むところを準備してあるわけです。だから、やっぱり漁業もせんといかんとじゃなかるうかと、「どこに住むとね」となるんじゃないですか。教えてください。

【渡邊水産経営課長】 委員ご指摘のように、県外から来られる方々の住まいというのは、非常に大きな問題として様々な地区で意見として出ます。

この問題については、農業で一部そういうふうなところもございますけれども、水産だけではなくて、いろんな産業の方々を県外から呼ん

だ時に住まいがないということが引っかかっています。

この点については、水産だけではなくて、ほかの担当部局、地域づくりとか、産労とか、いろんなところがありますので、そういう方々と共同で、いろんな知恵を出し合いながら、住まい問題をどうするかということを考えていかなければならないと。特に、地元住民の住まいの提供の仕方とか、そういう問題も非常に大きな問題なので、その点も含めて、今後、幅広く進めていきたいなど。

そういうことを含めて漁村づくりで地域の漁村の話し合い、共有の場を持つとうというのが今回の事業の一つの目的でございます。

【吉村委員】 さっき、その程度ぐらい答えてもらえればよかったんじゃないけど、「ありません」で終わるけんさ、やっぱりそこら辺は水産部だけで解決できる問題じゃないかもしれんけど、既に農業関係は一部でもやれよるわけよね。だから、それを見ると「ありません」では済まんとやけんが、やっぱり漁業集落あたりにも、残念ながら空き家があったりすると、そういうところを積極的に活用して住まいも提供するという方向に積極的に取り組んでもらいたいと思いますので、よろしく願います。

それと、同じ人が創るですけど、これを見ていて、カラーでよくできているんだけど、右側の「漁師を育成する仕組み、兼業の推進」と。育成しようという時に、いきなり半漁半X、ここを最初から押し出すというのはどうやろうかと思うんだけど、これだったら、もう漁業一本では食えんとですよと言いよるような感じたい、取り方にもよるんだけど。そこら辺の考え方、ここに最初からこういうふうに出すということについては、何か議論があって、ここにやっぱ

り載せようとなったのか、そこら辺の経緯をお知らせいただきたい。

【渡邊水産経営課長】この半漁半X、兼業ですけれども、これまでの事業は、資料右側の1番から3番までの事業、だから、漁業を専門にやる方々に対して支援をするというスタイルでまいりました。

今回、兼業漁師ということを入れたのは、先ほど、漁村づくりの中でもありましたけれども、来る中で、希望を聞く中で、ほかに働くものはないんでしょうかと。当然、漁業はやりたいということで来られるんですけれども、それだけでは最初、なかなか物足りないの、何か一緒に、アルバイトではないんですけれども、何かすることができないだろうか、そういうことで収入を確保したいという要望というか、今年は特に県外からの要望というのが、向こうからテレワークでこっち側に来てやるという話もあるんですけれども、そこまでいくとちょっと厳しいなと思ったんですが、そういう形で要望として、やっぱり来る方々にあります。

もう一つは、漁村の中で、そういう場をつくらなければ定着しやすいんじゃないかと。そういうことは漁村の方々が考えていただいて、その人たちを定着させるためにはどうすればいいかという中で、兼業プラスアルファの所得向上の場所ができるんじゃないかと。そういうことを促す目的でも、この兼業というものを打ち出したものです。

ただ、専業でやる方々と差をつけているというのが、この兼業で最長180日間で、時間制で1時間1,000円ずつしかあげませんよということで、ほかの方々は1か月で10万円とか12万円ということなんですけれども、この方々については1時間で、最大でも180日間しか支援しませんよ

という形で差をつけさせていただいているところです。

【吉村委員】今、課長が話すのは、やっぱり何というか、先の方まで考え過ぎるというか、そこまで考えるのはいかがなものかと、この事業でね。やっていて、そういう声が出てきたりするよね。そうすると、そこでそういう人たちが考えて自分なりに構築していくということになるんだろうと思います。

だから、最初からこれをうたって、の兼業漁師コース、これで制度的に差をつけておりますとか、こういうことをするためにやっているような感じで、なんかちょっと、余りサービスが良過ぎるというか、考えんでいいことまでしているような気がするの、そこら辺は今後ちょっと改善してもいい部分があるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、スマート漁業、この頃、スマートって。魚は太った方がいいんじゃないけど、スマート漁業と。それで、主な計画掲上のところに、先ほどもちょっとあったんですけど、持続可能な新水産業、スマート水産業、ここに2つ、9,150万円と1,270万円があるんだけど、新水産業は「漁協等が行う計画的な施設整備」、それから、スマート水産業は「最先端の漁労機器の活用に係る学習会」となっています。これは同じくベクトルなんだろうと思うけど、中身は対象が全然違うし、この2つでどういうことをスマート化していこうと思っておられるのかなど。

それで、これをずっと探っていくと、結局、高性能な機器を入れて、それで所得向上を目指すというふうなところなんだけど、そこら辺までの予算はここには入ってない、研修までかなど。機器をつけんとできんんじゃないかならうかと

思うんですけど、その中身についてももう少し詳しく。

【渡邊水産経営課長】持続可能な新水産業創造事業とスマート水産業推進事業の関係性です。

まず、スマート水産業推進事業につきましては、これまで行っておりました経営指導の延長でございまして、個別個別の漁業者に対して経営指導を行うというのが基本でございます。

その基本の中に、これからはやはりスマート化と、最先端機器、様々な考え方がございますけれども、スマート機器を入れて、さらに所得を向上させて経営をよくしようということを目指す方々を経営指導の中で指導しながらつくっていく。所得であれば500万円以上を目指して、また、現状よりも10%以上を目指そうという方々を支援していく方々に対するの事業でございます。

スマート水産業の経営指導は中小企業診断士を入れた協議会を開いて、そういう中で経営の中身を検討して経営計画をつくっていくのが基本でございます。

その中でスマート水産業に関係するような最先端機器を入れた場合、この事業の中の事業概要でいけば、スマート経営体育成対策というところが、スマート機器を入れる方々を支援するための事業と。持続可能な新水産業創造事業の中には、実をいうと、スマート経営体育成対策と所得向上対策と地域施策展開支援対策、この3つの枠だけがありまして、上の部分のスマート経営体育成対策と所得向上対策が、先ほどのスマート水産業から流れてきた方を支援すると。（発言する者あり）

【吉村委員】短くいこうね。わかるとよ。わかるけど、この2つを組み合わせるんだらうけど、わかりやすいのは、研修とか勉強する方、

それと経営計画を立てる。ここに中小企業診断士あたりを入れてきちっとした計画を策定するというのと、機器を整備するというのと、2つに分けてもらうとわかりやすい。事業概要の中に、「最先端機器、IoTを駆使して取り組む経営計画の策定」となっているから、それを導入する費用の幾らを助成するというのがないから、これでできるのかなと思うわけです。その点、予算的には先端機器とか入れることを想定しているんですか。

【渡邊水産経営課長】予算的には個人対策として3,000万円ほど用意しております。

【吉村委員】さっきから、「ほど」とか「程度」とかというのが多いけど、きちっと計画して、こういう機器を、これぐらいの規模でつけて実証してみるというところをきちっともって計画的に。あなたたちが経営計画を策定するのを支援すると、自分たちが計画をざくっとしとったらさ、示しがつかんごとなる。

それと、経営計画ですが、漁業者というのは、やっぱり昔は井勘定と言ったら失礼に当たるかもしれないけど、とってきたのを売って、もうそれでというのを、きちっと見える化するわけね、経営計画で。だから、必要なことで、まずこれからやらんといかんと思うんだけど、非常にいいと思うけど、この経営計画支援対策県補助率2分1から6分の1とか、こういうところはもう、例えば全額出して経営計画をきちっとつくるということを徹底した方がいいんじゃないかと思うんですけど、補助率がこれぐらいとした理由というか、そこをちょっと聞かせてもらえますか。

【渡邊水産経営課長】補助率が2分の1から6分の1、やはり目指す内容が違うと。非常に高い所得を目指す方々と、低位な、所得が非常に低

いの方々、やはり経営の求める先が違いますので、その部分で差をつけさせていただいているところでございます。

【吉村委員】経営計画を立てたら効果はあるのよね。でも、毎日忙しくして特に所得が低い人というのは、この計画を立てたからといって魚がつかれるわけじゃない。だから、なかなか取りかからないというのがあるんじゃないかと心配するんだけど、これは商売でもそうですから。でも、効果があるのよね、見込まれる。だから、そこは手厚く、これを2分の1補助しても、半分は手出しになるわけよね。そのお金を出してまで経営計画をつくらんとなるんじゃないかと心配するわけよ。老婆心と、さっきの老婆心も一緒やけど。

だから、そこら辺は、今後、こういう補助率でどれくらい事業が進むのかということを見ながらやらんばいかんとやろうけど、進まんようだったら、なんで進まんとかを考えて、もっと先に進むようなことを考えてもらいたいと思うんだけど、いかがですか。

【川口水産部次長】ただいま委員がご指摘のように、経営計画につきましては、ソフト事業としてスマート水産業推進費を用意していると。経営計画を中小企業診断士とか我々が入ってつくっていただくんですが、その費用は全て見るということにしております。

計画をつくって、いろんな取組を進めるに当たっての機器の導入というものについて、少し、6分の1から3分の1まで差をつけて支援をさせていただいて、その計画につきましても3年から5年の計画をつくっておりますので、その進捗管理をしっかりやって、悪ければ何が悪いのか、よければ何がいいのか、そこを分析しながら、そこを横展開して普及していきたいという

ことで、この事業を2本建てで推進しているところでございます。

【吉村委員】最後ですけど、藻場回復対策、これもう何年もされよと思う、磯焼けとかかれこれで。これまでの実績がどうだったのか、そしてこれ、新規で藻場回復を、部長は母藻と読んだね。これは母藻でよかとかね。母藻、この供給体制等の、またここで実証試験なのよね。これまでの藻場回復対策とどこら辺が違うのかいうところを、もうちょっとお知らせください。

【一丸漁港漁場課企画監】今回、藻場回復対策推進事業で上げさせていただいているものの一番大きいところは、水産多面的機能発揮対策事業という国庫の支援がある事業でございまして、これは従来からあっている事業を継続するという形で行おうとしております。

この成果でございますが、いろんな浜、浜の活動組織が藻場回復にずっと取り組んできておりまして、その中で藻場の、要は面積の割合というか、それが、例えば被度といいますけど、覆っている割合が3割から4割とずっと上がってきたとか、そういうふうになんかそれぞれの活動組織の努力によって藻場回復が実現してきております。

もう一つ、委員のご質問がありました新たな藻場の実証試験の方ですが、こういった活動組織が事業を進めていく中で、一つの課題として出てきているのは、いろんな浜、浜に必要な母藻、つまりいろんな藻場を広げていくための種元となる、そういったものを入手したいというふうに考えるわけですが、そういったところをしっかりとっていくために、それがなかなか手に入りにくいということで、そういったところの供給基地をつくっていかうということで、一つの手法としては、網でしっかり仕切らる中で、

こういったところをつくっていかうということ、その取組の中でそれを実証しようというのは、その活動、網を仕切って漁場を維持するために維持費がかかるわけです。そこをその活動組織の、そういう実証試験の中で、次にいろんな収益を得ていってメンテナンスに充てると、そういったことが実証できないかということで新たに取組もうとしているところでございます。

【吉村委員】 結局、今までやってきた経験値があるわけよね。その実績があるんだけど、その経過を見ながら、今度は新たなこういふことで、もっと効果を上げるようなことに取り組むということで理解していいんですかね。

【一丸漁港漁場課企画監】 委員のご指摘のとおりでございます。

【吉村委員】 最後にちょっとですけど、母藻の意味がようわからんちゃけど、やっぱり母とつけるとかね。

【一丸漁港漁場課企画監】 次の世代を生み出す海藻という意味で、母という言葉をつけて母藻と言っておりますが、要は再生産、次の海藻を生み出していくための元となる藻という意味でございます。

【吉村委員】 わかりました。やっぱり女性が強いわけね。

【久保田分科会長】 ほかに。

【山口(初)委員】 4ページ、漁業取締りについてお尋ねしますが、それぞれ日本の漁業というのは、一般的には沿岸漁業、あるいは沖合漁業、遠洋漁業という形で言われていると思うんですが、久しぶりに農水経済委員会に来たものですから基本的なことを教えていただきたいと思えます。

沿岸漁業とはどういうものか、沖合の漁業と

はどういうものか、遠洋漁業とはどういうものか、概略はわかっているようなつもりはあるんですが、一定の定義みたいなものがあるのか、教えていただけますか。

【松本漁業取締室長】 明確な定義は、私はこの場で承知しておりませんが、漁業取締り上でやっているのは、基本は長崎県の沿岸漁業ということで、長崎県の漁業者が操業する範囲、基本は12マイル、領海というのがございますけれども、基本は領海内、あるいは領海外も一部ございますが、基本は沿岸漁業としては領海を考えております。

沖合漁業というのは、一般的には大臣許可、80トンとか135トンとかの大中型まき網漁業とか、長崎でいえば以西底引き網漁業とか、男女群島よりもはるか西沖で操業するようなものを漁業取締りとしては沖合と考えております。

【斎藤水産部長】 遠洋漁業についても、実ははっきりした定義というはないです。ただ、一般的に日本のEEZ、要するに、200海里より外でとっている、例えば黄海ですとか外国のEEZ海域でとる、こういったものを一般的に遠洋漁業と呼んでいるところでございます。

【山口(初)委員】 そういふことで、身近な沿岸、それから沖合、遠洋というのは、はるかに赤道直下、向こうまでをいうということになるんだと思うんですが、基本的にはそれぞれの地域において、ここに取締りということがあつたら、密漁なり何なり不正が行われるということだと思つたんですね。

そうした時に、要は、沿岸は漁業としての取締りはどこがするのか、沖合はどこがするのか。また、地球規模の遠洋としてはどういう決まりの中で役割分担を含めて、世界を含めてになるんでしょうけれども、どうなつているのか、こ

こも少し教えていただけますか。

【松本漁業取締室長】ご質問の取締りの権限でございますが、長崎県の漁業取締りとしては、基本は長崎の海、長崎県海域を取締りの権限としておりますので、長崎県の漁民はもちろん、他県の漁民が長崎の海に入ってきて違法操業すると取り締まると。それから、広い海域を操業する大臣許可であっても、長崎県の海域で違法操業すると検挙する。それから、外国人につきましても、基本的には県の取り締まりの権限はございませんが、領海内に入った場合には取締りの権限があるということでございます。

それから、それよりも沖合の沖合漁業とか、先ほどご質問がありました遠洋漁業につきましては、水産庁、あるいは海上保安庁が取締りの権限があるということでございます。

【山口(初)委員】身近なところからいけば、漁協のそれぞれの範囲とか、いわゆる操業可能範囲というか、領海というか、悪く言えば縄張りというか、そういうものが一定定義づけられていると思うんですけども、長崎県の、ここでいう3億4,475万円の漁業取締りとしては、どういふところにこのお金が使われていくのかということをご概略で結構です、教えてください。

【松本漁業取締室長】取締りの経費の使い方でございますけれども、基本は、先ほど申しましたように長崎県海域の中でパトロールをしておりまして、漁業の許可に区域を定めております。例えば、対馬海区のみで操業できるというようなことがございますので、海区が定められている場合には、海区を飛び越えて操業する漁業者があれば、それは区域外の操業という取締りになります。

それから、漁具についても、例えば、刺し網で長さが1,500メートル程度と定められている

にもかかわらず、2,000メートルとか3,000メートルを使う漁具であれば、それは漁具の違反という取締りをするという中身で、日夜、1隻当たり200日程度、パトロールをしているところでございます。

【山口(初)委員】ありがとうございました。オーケーです。

【久保田分科会長】ほかに。

【溝口委員】先ほど、吉村委員から聞かれたと思うんですけど、藻場回復等総合推進事業とありますが、その事業は、先ほど聞いていたら母藻関係で違うんだと、そういう話でした。ハード面でも少し対策をやっていくというふうな感じで聞いていたんですけども、その辺についてもう一回、今回の藻場回復に向けた取組の推進についてということで、どのようなことをやっていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【一丸漁港漁場課企画監】先ほど、吉村委員からご質問があった時には、藻場回復対策推進事業費という、どちらかというとソフト面のことをお答えさせていただきました。

今、溝口委員からご指摘があっているのは、ソフトだけではなく、ほかのものもあるんじゃないかということだと思っておりますが、それとは別に公共事業の関係で取組をしております。藻場の関係でいうと、藻場礁、つまり増殖場を整備していくように計画しております。

また、その新しい技術といたしましては、海水温の上昇に伴って食害も増してきて、また、海水温に適応できないということもありまして、藻場が衰退しているということで、南方系のホンダワラ類に着目いたしまして、そういった種類を増やしていくために、現在、種苗生産の技術を開発しているとか、また、新たな候補開発

ですとか、そういったことに取り組んでいるところでございます。

【溝口委員】わかりました。去年ですか、おとしですか、藻場造成ということで漁協等に補助金をやって、いろいろな事業者がおって、それをぬかですか、何か知らないけど、埋めたりなんかした事例があるんですけど、そういうことじゃなくて、今回は漁港漁場課関係の皆さん方と一緒に取り組みながらやっていくということですか。

【一丸漁港漁場課企画監】少し繰り返しになる部分があるかもしれませんが、ソフト対策としては、それぞれ浜の漁業者の皆さん、活動組織の皆さんと一緒に藻場回復に取り組んでいくということでございます。それとは別にハード事業の関係では、それぞれ浜、浜に増殖場、つまり藻場を増やすためのブロックとかを設置していくということで取り組んでいきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。それでは、ソフト事業というか、漁協関係とか漁業者との関係でやっていく予算としては、大体どのくらいを見込んでいるんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】今、予算書に計上しておりますソフト面で一番大きいのは、藻場回復対策推進事業費、横長資料の30ページですが、予算規模でいうと7,400万円ということになっておりますが、これは実は水産多面的機能発揮対策という事業の仕組みが、県の協議会に対しての支援でございまして、県から出す部分が、この事業に掲上しているということで、先ほどの新規の取組も含めて7,400万円ほどとなっております。それ以外に国から直接事業費がございまして、規模でいうと3億円か4億円程度の事業が長崎県で展開されると考えております。

【溝口委員】国からの直轄で4億円ぐらいあるということですけど、それは漁場関係に投入する形になるわけですか。ソフト面には、それは全然充てられないんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】すみません。説明が誤解を招いたかもしれません。最終的に水産多面的機能発揮対策で、事業費が国と県、市町込みでそれぐらいの規模という話をしましたが、それはソフト対策の方でございます。

ハード面ということでございますれば、横長資料の一覧表、29ページの水産環境整備費がハード面の事業でございます。これには藻場の育成礁以外に漁礁も含んでおりまして、およそ半分ほどが増殖場として計画しております。

【溝口委員】わかりました。ソフト面とハード面でやっていくということで、今、漁業者としては藻場がなくなって、アワビ、ウニなんかがかたかた減ってきているということがありますので、ぜひ藻場の造成に努力していただきたいと、このように思っております。

それに関連して、研究費というのが要るんじゃないかと思うんですけど、総合水産試験場の維持費はわかるんですけども、16ページに試験研究費ということで9,900万円出ております。それで本当に足りるのかなと思っております。例えば、種苗放流のところでは藻場回復技術の開発にも使いますよということですけども、それが2,600万円です。本当に試験研究費がこれで足りるのかなという感じがします。

もう一つは、魚類の病気関係です。その研究費が全体で、赤潮とか貝毒等いろいろな調査研究費で1,300万円ということで、本当にこれで足りるのかという気がするわけですけども、場長、どうでしょうか。

【中村総合水産試験場長】当初予算では、ここ

に試験研究費が上がっておりますが、それ以外に12ページに公設試連携研究推進事業費として5,745万3,000円がございます。これは外部から公募等で評価を受けて採択されれば試験研究に使えるといった競争的資金になっております。これを積極的に活用しているところでございます。

それから、これ以外に行政分野から調査研究ということで令達予算もございまして、トータルいたしますと、試験研究費全体で約2億円を確保いたしまして研究に取り組んでいるところでございます。

その中では、先ほどご心配がありました魚病の問題についても、この中でいろいろ試験研究を進めているところでございます。

【溝口委員】魚病関係については、養殖をしていく上では、どうしても病気にかかるという部分があります。その辺で陳情なんかもいっていると思いますけれども、ぜひ陳情があった部分についてもしっかりとした研究をしていただくことになれば、予算を獲得していかないと本当の研究にはならないと思うんですけれども、このことについては国からのいろいろな研究費もあるんだろうと思いますけれども、その辺について部長としてどのように国に働きかけているのか、お尋ねしたいと思います。

【斎藤水産部長】水産庁でも、いろいろな、要するに技術開発等の予算等も用意しているところでございます。

あと、ご承知のとおり、総合水産試験場の隣に国の水産研究所がございます。昨年、国の水産試験場も機構統合して、2つ拠点が置かれるところの1つということで、長崎を非常に重視した国の研究機関の拠点が置かれているということでございますので、こういった関連機関と

も連携しながら、必要な研究と情報を取って、あるいは連携しながら共同研究を進める等取り組んでいきたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。養殖していく上で魚病というのが漁業者にとっては難解な問題です。だから、それを克服すると、ある程度の生産ができていくと思うんですけれども、早く魚病についての対策を、1年、2年と延ばさないようにして、できる限り研究していただきたいと思っております。

それと、ハマチの養殖については、ワクチンができてから魚が大変元気になって育つようになったということもありますので、これから県としても水産業は養殖業に力を入れていこうという内容がかなりあるんですけれども、その辺についてももう少し養殖業者が立っていくような、大手を入れるのは構いませんけれども、大手ばかりを見ないで漁家でやっている方々、また、小さな中小企業でやっている方々がたくさんいると思うんですけれど、養殖業の振興についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】県といたしましては、産地の特性を生かした高品質な魚を安定的に供給する体制づくり、大手であればロットをそろえたり、販売員を置いて販路開拓をやったりということができますけど、小さいところでは単独でやっては、なかなか手が回らない部分があるかと思っております。

そういうことで、県といたしましては、それぞれの地域ごとに養殖産地育成協議会というものをつくりまして、それで少し先を見据えて、自分たちの地域ではどういう取組をしていかないといけないのかという養殖産地計画をつくって、その実践の段階で県において補助事業等で

支援をさせていただいている。こうした取組を県下全域に広げて、さらに連携の輪を広げながら養殖振興を図っていききたいと考えているところでございます。

【溝口委員】先ほど、吉村委員からも、堤委員からも言われましたけど、ひとが創る持続可能な漁村推進事業ですけれども、概要的なことについては、大体理解したんですけれども、漁村の活性化という形の中で地域というものを定めていけないといけないと思うんですけれども、地域を定めるに当たっての考え方ですね、今年度、どのくらいの地域を考えて、どのようにこの事業を実施していこうと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【渡邊水産経営課長】2018年の漁業センサスで申しますと、漁業地区ということで長崎県下に152地区ございます。ただ、これを全部というわけではなくて、今回は、まずは7地区を目標に進めていきたいということで考えております。

【溝口委員】せっかくですから、考えている7地区の計画があれば答えていただきたいんですけど。

【渡邊水産経営課長】この7地区につきましては、各海区ごとに1地区ずつはとにかくつくりましょうということで考えているところでございます。対馬でいえば、現在活動を行っているような高浜とか上対馬とか、そういうところではいろいろな事例がございますので、そういうことを広げていければと。ほかの地区も同様にいろんな活動をやっていますので、そこを漁村に入ってしっかり進めていきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。人を呼び込むという形の中で、今回新しく移住希望者向けのおた

めし漁業体験をやっていきたいという形ですけれども、それも、この地区ですよということを決めていかないと漁村活性化ということはやっていけないと思うんですけれども、その辺について、今年、何名ぐらいを移住希望者として漁業を体験させようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【渡邊水産経営課長】移住対象者、これはUターンの方々を中心に考えておりまして、令和3年度に57名を目標に進めていきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。7,900万円の予算があるわけですから、57名で考えていけば、その人たちがある程度本格的にやっていこうということを考えた時に、研修生というか、漁業育成という形の中で、予算の範囲で大体何名ぐらいを、体験だけじゃなくて、そっちに進めていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【渡邊水産経営課長】予算の内容ということになるとは思いますが、現在、研修コース等で5,800万円の予算をとって様々な研修を支援していこうと考えております。そのほかについては受け皿づくりを行う。漁村の活性化等について200万円近くの予算をとって、各漁村に入って、コーディネーターを入れて漁村の魅力等を発信というか、探していきたいと考えているところでございます。

【溝口委員】7地区でということになれば200万円の1,400万円ということで考えていいわけですね。

【渡邊水産経営課長】先ほどの7地区というのは、漁村の地域づくりを行うところを7地区と考えておりまして、研修等については、7地区ということに限らずに、様々な地区に入ってくる方々を対象にしております。

【溝口委員】わかりました。例えば、今回、1年で7地区が決定したとなった時に、これを続けていくという形では予算を確保していかなければいけないと思うんですけれども、この事業については、何年間をめどに考えているのでしょうか。

【渡邊水産経営課長】この予算については、当然これは県の事業でございますので、まずは3年間をめどに進めていきたいと。毎年、7地区を目指していこうと考えております。

【溝口委員】わかりました。先ほど、百五十何地区あると聞いたんですけれども、漁村の活性化を必要としている地区がどのくらいあるかは、まだはっきりはわからないんですけれども、3年間で21地区ですか、やっていくということですが、それが効果があるような形でやらないと、次に進もうとする人たちが、もう、しても一緒だという考えにならないように指導していただきたいのと、このように思っております。要望しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時28分 再開

【久保田分科会長】分科会を再開いたします。

【山口(経)副会長】藻場回復について、午前中も議論がございましたけれども、私からもお尋ねをしたいと思います。

平成28年に長崎県の藻場回復ビジョンというのを策定なさって、10年間で2,000ヘクタールの藻場回復を目指そうということやってお

られましたけれども、現状をお示しいただけませんでしょうか。

【一丸漁港漁場課企画監】藻場回復ビジョンは、おっしゃられたとおり平成28年に策定いたしましたして、2,000ヘクタール、10年間で目指していたところでございます。

実は、その根拠となる藻場の面積というのは、県内全域の藻場を全て漏れなく調査したという結果でございますして、それはかなりの費用がかかるので、毎年調査はできてございません。今年度から来年度にかけて、きちんと全域調査をやるうとしております。

藻場に関しては、対策を打ってきたところ、午前中の吉村委員からのご質問の中でも少しご説明させていただきましたが、藻場の覆っている面積が回復しているというところもありますので、そういった一定の効果はあると思えますが、全体的な評価は、これからでございます。

【山口(経)副会長】目標を2,000ヘクタールとした以上は、調査に金がかかると言われましたけれども、どれくらいの面積が回復しているかという、そういうことはちゃんと基礎調査をしながらやっていかんといかんと思えますけれども、現状で2,000ヘクタールのうちどれくらいまで達成しているというお考えですか。

【一丸漁港漁場課企画監】取り組んできた面積で、ある程度の評価ができるかと思えますが、午前中の質問の中でもハードとソフトで取り組んできているというふうにお話ししておりますが、その中で、ハードの方で言うと、520ヘクタールほどが取り組んできた、造成を行ってきた面積でございますして、あとソフトの方が592ヘクタール、そういった取組をやってきております。

【山口(経)副会長】そこに開きがあるわけでは

けれども、取り組んではおっても、その成果が現れておるかどうかというのを調査しないといけないと思うんですけれども、その点は、目視でもいいですから、どれくらい成果が現れておるか検討しておられますか。

【一丸漁港漁場課企画監】その取組の成果というのは、先ほどでいうと、ソフトの方では3割だったものが4割程度に、平均でいうと上がってきていると考えておりますし、ハードの方でいいますと、藻場のモニタリング調査を、増殖場のモニタリング調査を実施しております。

【久保田分科会長】休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時32分 再開

【久保田分科会長】分科会再開します。

【内田水産部参事監】平成28年度から令和7年度まで2,000ヘクタールの藻場を回復させるということで、今、企画監の方から報告がありましたけれども、合わせておおよそ1,000ヘクタールを超える藻場の造成等を行ったところです。

ただ、整備をしたところは藻場が回復しておりますけれども、最近、海水温の上昇が顕著になってきていて、急に食害生物が増えたりであるとか、こういった今まで想定していなかったようなことが起きていますので、その影響がどれだけあるのかということも含めて、しっかり現状の調査をしなければいけないと思っております。

そのため、現在、藻場の最新の状況については、改めて実測をしようということで、現在、事業量だけではなくて、実際に藻場がどれだけ回復して、同時にどれだけ磯焼けが進んでいるのかということについては、現状の調査を、現在進めているところでございます。

【山口(経)副会長】そういう中で、有効な手法というのがなかなか見いだせないでいるんじゃないかと思います。先ほども説明があったとおり、想定しておった以上に、ほかの食害が進んだりとか、そういうことがあるということで、海の中ですから、なかなか難しい点もあるかと思いますが、種苗量産技術開発費という形で磯焼けの藻場の回復技術というのも研究なさっておられますから、現状、難しさに当たっておる点とその研究の成果、技術の成果、そういったものをお示しいただけませんか。

【中村総合水産試験場長】藻場の回復技術ということでございましたので、試験場の方からお答えをさせていただきたいと思います。

試験場では、これまで長年にわたって藻場の回復対策に取り組んでまいりまして、その結果については、「磯焼け対策ガイドライン」という冊子にして、これは一度、平成30年に改訂をして、それを県下各地に普及啓発をし、それに基づいて、今、藻場回復対策に努めているわけです。先ほど参事監が申しましたように、例えば平成28年度では、離島方面で、かなりの高水温の影響で大型海藻が大量に流出したというふうな事故も発生をいたしておりますし、食害生物も、ますます活発に活動している地域もございます。

そういう中で、藻場については、もともと四季を通じて育つ四季藻場、それから、それが少し減少しますと春だけ育つ春藻場、さらに、それよりも磯焼けが続きますと小型海藻のみ、下草のみが生えて、最後は砂漠のようになってしまうということになりますので、なかなか急に大きな海藻を戻すのは難しいということでございますので、減少していた逆をたどっていくということで、水産試験場では、まず、南方系、

地元で最近定着してきている南方系のホンダワラ類を増殖する手法について技術開発をし、現在、現場の方におろしているところでございます。

さらには、南方系ホンダワラ類も難しいといったさらに進んだところについては、さらに小さい小型の海藻、マクサとかミルといった下草に相当するものについて、まず、増殖を図って、それに併せてウニの駆除をするだけでなく、下草を食べて少し実入りがよくなったものを漁獲しながら、双方が両立するような形の技術開発を進めているところでございます。

磯焼けの原因は、地域、地域によって複雑に絡み合っていて非常に難しい問題ですので、いろいろな手法を、公共事業や駆除、いろいろなものを組み合わせながら、地道に継続していくということが重要でございますので、試験場も、その点に関しては技術指導を、これからも進めていきたいと考えております。

【山口(経)副会長】午前中も溝口委員から、試験研究費をもっと使って、早くそういう技術を確認したらどうかというお話もございました。やっぱり藻場回復というのは、漁業資源の確保、そういったものにも直結しておりますので、藻場回復のビジョンをつくって、こうして進めているわけですから、それをしっかりとやっていただきたいと思っております。

それから、説明書の14ページでありますけど、検査指導費についてお伺いをいたします。

漁協の検査指導という形で上げられていると思いますけれども、近年の組合員の減少とか、漁獲の減等によって財務状況が非常に厳しくなっている漁協があるかと思っております。そういうチェックの体制はどうしておられますか。

【小田口漁政課長】漁協に対しましては、条例

検査というところで、部分検査の手法も取り入れながら、毎年1回、全ての漁協を回るようにしております。

漁協の経営状況ですけれども、委員のご指摘のとおり、最近の水揚げの不漁や、コロナ等がありまして、経営環境は厳しくなっております。

事業利益につきましても、30年と令和元年を比較すると、数値は悪化している状況でございます。

【山口(経)副会長】財政状況が悪化した漁協はどれくらいございますか。

【久保田分科会長】 暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 再開

【久保田分科会長】 分科会を再開いたします。

【小田口漁政課長】 現在、数値を把握しておりますのは、平成元年度までですが、平成30年度と令和元年度を比較しますと、令和元年度は水揚額で申しますと、前年度に比べて約36億円減少しており、当期利益ベースでいきますと、黒字であった漁協は、平成30年度の50漁協から令和元年度は42漁協となっております。

【山口(経)副会長】 いろいろな漁協の不正とか、運営に対して、指導というのも強化していかなければならないわけですが、不正の芽を摘んだり、そういう体制の強化をしていかなければならないわけですが、そのチェック体制に対して、今の体制でいいのか、その辺をどう判断しておられますか。

【小田口漁政課長】 検査体制の充実というのは必要でございます。県におきましては、平成30年度から検査部門の職員を本庁に集約いたしまして、地方機関の協力も受けましても、本庁に一元化をして、検査の専門性等を高める

という対応を取っております。

そういう意味でいきますと、組織面では、一定必要な対応をしていると考えております。

【山口(経)副会長】 漁協の体質の強化も図らなければならないという思いがしております。コロナ禍にあってネット販売が顕著に伸びてきているということで、漁協単位で、そういうことも取り組む必要があると思います。職員の高齢化とか、いろんな問題が存在しているということで、指導体制をもっと強化して販売につなげていくべきじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【小田口漁政課長】 そういう経営改善面での助言、指導は大事なことでと考えておりますので、私どもの予算の、地域を担う漁協機能強化支援事業は、経営診断士を求めに応じて派遣して、改善計画等の作成に対して助言をするというです。そういう事柄の活用を通じ、支援をしていきたいと考えております。

【山口(経)副会長】 ここ1~2年、有明漁協の問題がちょっとクローズアップされましたけれども、それについて、後の展開はどうなっておりますか。

【小田口漁政課長】 有明漁協につきましては、昨年6月に通常総会が開催され、元年度決算、令和2年度予算が承認されております。組織面、人事員面の体制についても、一定回復が図られているところでございます。

現在、漁協をはじめ、県、系統団体を併せまして検討委員会、会議をつくっております。その中で、残された課題であります今後の経営改善計画の作成とか、漁協事務の確保・指導等については、引き続き協議をしているところでございます。

県におきましても、引き続き、十分な支援を

行ってまいりたいと考えております。

【久保田分科会長】 ほかにございませんか。

【西川委員】 有明海の再生につきましては、国が全額出して、いろいろな施策を行っておりますが、20ページの有明海漁業振興技術開発事業費及び28ページの有明海特産魚介類生息環境調査費などでも2億2,500万円、1億3,000万円がきております。

そのような中で、水産総合試験場などにおきましてもタイラギの生育に関しましては、相当研究、努力なされておると思いますが、まだまだ操業まで至っておらないようですけど、今後のタイラギの育成、放流までどのような過程が考えられるのか。そして、年数見込みですね、何年ぐらいかかれば操業開始になれるものか。相当難しい生育状態というか、習性などがあろうかと思っておりますが、その辺の研究の中身と予定、計画を教えてくださいたいと思います。

【中村総合水産試験場長】 西川委員ご指摘のとおり、タイラギの種苗生産と、卵を産ませるための親貝を天然域で集団で飼育するという、「母の貝」と書いて母貝団地と言いますが、そういう造成に今4県が共同で取り組んでいるところでございます。

来年度から、また次の3年間ということで今目標を設定しているところでございますが、母貝団地として人工的に作った種苗を親にして2万個以上、有明海の中に造成をして天然種苗を増やしていこうという大きな目標を立てて取り組むこととしております。

それに合わせまして、熊本を除く有明海の3県では、人工種苗の生産技術開発も共同で取り組んでいるところでございます。

幸い、今年度、令和2年度につきましては、長崎県が着底した1ミリから2ミリの稚貝7万個

を生産することができました。これは過去に10万個オーダーで一度できただけで、あまりできておりませんでした。今年度、7万個を生産することができました。これを中間育成をして、そして母貝団地に造成をしていくという計画で進んでいるところでございます。

おっしゃるとおり、漁場の環境の問題とか、温暖化の問題とか、それからタイラギの細かい生態もよくわかっていないところもあるといったような課題から非常に難しい内容になっておりますが、国のご助言、ご指導をいただきながら、有明海の4県で、何とかこの3年間で2万個が造成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【西川委員】本当に毎年毎年真剣に取り組んでおられて、その結果が、まだ出てないところがあつたり、ちょっと見え隠れしたりして本当にご苦労だと思いますが、有明海の再生の中で特徴ある魚介類といったらタイラギ、採取のための漁法もそうですけど、有明海の特徴あるタイラギ漁が一日も早く再開できるよう、力を合わせて頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、第7号議案、第11号議案、第78号議案のうち関係部分、第82号議案及び第89号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【久保田委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

水産部長より、総括説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】資料は、農水経済委員会関係説明資料と同資料の（追加1）がでございます。お手元にご用意いただければと思います。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第39号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」、第40号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」、第65号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」、第72号議案「長崎県水産業振興基本計画について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第39号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」については、長崎魚市場高度衛生化荷さばき施設の整備に伴い、新設された関係業者向けの事務室等の使用料を定めるために所要の改正を行おうとするものであります。

第40号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」については、漁港において、新型コロナウイルスを含む感染症や漁港の保全上支

障となる事案に対応するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第65号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」は、漁獲量が減少している対馬暖流壱岐のまあじ・まさば・まいわしの資源増大を図るため、対馬海峡地区において、国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を県が負担することについて、同意しようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第72号議案「長崎県水産業振興基本計画について」は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の個別計画として、令和3年度から5カ年間の新たな「長崎県水産業振興基本計画」を策定しようとするもので、「長崎県行政に係る基本的な計画についての議会の議決事件と定める条例」第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

この計画は、本年度5月から、県内各地での意見交換のほかパブリックコメントの実施や、漁業者や加工業者、大学関係者でつくる検討委員会との意見交換を重ね、計画案の策定を進め、このたび成案として取りまとめました。

本計画は、「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」を基本理念として、前計画の成果検証等や次期県総合計画の基本理念である「人、産業、地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」に基づき、「人（ひと）、産業（しごと）、地域（まち）」の3つの柱の視点を踏まえ、今後重点的に取り組む目標として、「1 漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成」、「2 環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成」、「3 資源管理の推進

による水産資源の持続的な利用と漁場づくり」、「4 養殖業の成長産業化」、「5 県産水産物の国内外での販売力強化」、「6 多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出」の6つの基本目標と目標達成に向けた12の事業群、達成状況を管理・評価するための基本指標と関連指標を整理しております。

また、計画案には、漁業、養殖業、加工・流通の部門別、県内を8地区に分けた海區別、試験研究の取組方針や具体的な取組などを取りまとめ、就業情報の発信強化による担い手確保・育成など、従来から力を入れてきた取組を盛り込んだほか、新たにスマート水産業の導入促進や多様な人材の活用による漁村の賑わいや活力創出などを追加して、人口減少や高齢化など、漁村が直面する課題に取り組んでまいります。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償額の決定について）

令和2年9月3日、長崎漁港多以良川護岸前泊地で発生した県の管理瑕疵により、船舶に損害を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。当案件は、長崎漁港多以良川護岸前泊地に係留していたプレジャーボートが、県設置のアンカーが破損したため流されて、岸壁及び隣接プレジャーボートに衝突したことにより、当該船舶及び隣接船舶に損傷を与えたもので、それぞれ81万1,536円及び34万2,238円を賠償金としたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウ

イルス感染症にかかる県の対応について、新たな資源管理について、クロマグロの資源管理について、コロナ禍における漁業就業者の確保対策について、長崎県水産加工振興祭について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂についてであります。

このうち主な事項についてご説明いたします。

まずは、説明資料の3ページをお開きください。

（新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について）

昨年5月25日の全国の緊急事態宣言の解除以降、G o T O キャンペーン等により外食向け需要に回復傾向が見られていましたが、本年1月以降の県内の特別警戒警報や、11都府県を対象とした緊急事態宣言の発出により、特に都市部向けの中高級魚の荷動きの悪化等により、漁業者は再び厳しい状況となっております。

この間、県といたしましては、県産水産物の消費拡大対策として、令和2年4月臨時会で議決いただきました「水産物学校給食活用推進事業」などを活用した取組を積極的に進めてまいりました。

学校給食への食材提供については、昨年6月から養殖ブリやマダイの提供を開始し、今年度末までに県内外の小中学校等に約131万食、約66トンを提供することとしております。

また、国の指定品目が拡大されたことを受けて、トラフグやマグロ、ヒラメなど地域の水産物を地元の学校給食に供給していく地産地消の取組も、市町と連携して進めてまいりました。

併せて、産直ネットや県内量販店等での販促キャンペーンの実施、新商品やホテル等でのメニュー開発などにも取り組んできたところで

ございます。

また、漁業者の経営継続を支援するため、国の「経営継続補助金」を活用する漁業者に対する上乘せ支援のほか、組合員に対する支援制度の周知や申請サポート等の相談体制を整備した漁業協同組合に対し、必要な経費を支援するなどの対策を講じているところでございます。

さらに、このたびの経済対策補正予算で計上しております「県産水産物販売促進緊急対策事業費」により、荷動きが悪化した本県水産物の価格安定や流通確保にしっかり取り組んでまいります。

（新たな資源管理について）

令和2年12月に施行された改正漁業法では、資源管理は科学的知見による資源評価に基づき、漁獲可能量（T A C）による数量管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本とされております。

具体的には、漁獲管理の対象魚種を漁獲量ベースで現在の6割から8割まで拡大するとともに、資源調査・評価の充実・精度向上のための基本となる水揚げ等の漁獲情報収集については、漁業関係者に対して、より詳細なデータの提出が求められることとなります。

県といたしましては、新たな資源管理措置の導入に当たっては、現場に混乱が生じることがないように配慮するとともに、資源管理措置により資源回復まで一時的に見込まれる減収等に対する支援策の充実など、漁業者が安心して資源管理に取り組み、漁業経営の影響を踏まえた制度となるよう、国へ要望していくとともに、漁業者の意見を踏まえ、理解を得ながら資源管理が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載の

とおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】 ありがとうございます。

次に、水産加工流通課長より補足説明を求めます。

【吉田水産加工流通課長】 私からは、「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料2、「令和3年2月定例会県議会農水経済委員会補足説明資料

【第39号議案 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例】」についての1ページをお願いいたします。

本条例では、施設使用者から徴収する使用料を施設ごとに定めておりますが、令和元年9月に着工した西棟 期と 期の建設工事が終わり、本年4月から供用を開始するに当たり、新設した現場詰所と事務室の使用料を新たに定めようとするものでございます。

金額につきましては、卸売場西棟、現場詰所使用料が1平方メートル当たり、1月につき700円、西棟事務室使用料が600円とし、それぞれの金額は、取得価格と耐用年数等を基準として算定いたしております。

金額の違いは、空調設備のあり・なしによるものであり、空調設備は市場関係者から現場で荷さばき作業を行う作業員の方々が休憩される現場詰所には、大型の空調設備が必要との要請を受けて整備したものでございます。

2ページを、ご覧ください。

上段の概要図中に、新たに整備した現場詰所

と事務室を、青と赤で色分けし、それぞれの整備数と配置箇所がわかるように記載しております。

現場詰所は、青で示しますNo. . . . の位置に4カ所、事務室は、仲卸会社の社員等が主に事務作業を行う部屋で、赤で示すNo. . . . の位置に3カ所ございます。

また、右の写真のとおり、 期、 期には、3階建ての建屋が1棟ずつあり、1階と3階に対象施設がございました。

下段には、月額使用料を表にして記載しておりますが、ここで申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

表最下段の の月額使用料を3万8,478円に訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

月額使用料につきましては、表2のとおり、2万円台から6万円台の範囲となります。

3ページをご覧ください。

上段は、1階の現場詰所、事務室の状況でございます。次に、下段は、3階の現場詰所、事務室の状況でございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】 次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【橋本漁港漁場課長】 私の方からは、第40号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」について補足説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料3「農水経済委員会補足説明資料【第40号議案 長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例】について」をご覧ください。

新型コロナウイルスを含む感染症や漁港の保

全上、支障となる事案に対応し、県民の安全・安心の確保と漁港の健全な運営を図るため、今回、長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例議案を上程させていただいております。

改正の内容でございますが、まず、感染症関連について、次の3つとなっております。

漁港における国内クルーズ船や国外からのメガヨット等の寄港実績を踏まえ、改正を行うものでございますが、1つ目は、船内での感染症の発生が疑われる場合などに必要な情報収集を可能とするため、船舶の係留に際して、乗員の状態や船内での感染症対策等必要な情報を求めることができる条項を追加しております。

なお、求めることができる情報につきましては、規則で定めることとしており、寄港の目的、船内における感染症対策などを検討しているところでございます。

2つ目は、先ほどの情報収集の結果、係留させることにより県民の安全・安心が脅かされるおそれがある場合は、係留させないことができるようにするため、使用の許可について許可をしない、あるいは許可を取り消すことができる条項を追加するものでございます。

3つ目は、目的の改正でございます。

現在の条例の目的は、漁港の維持・管理について必要な事項を定めるとなっており、感染症への対応は、この目的に含まれないことから、今回、「県民の安全・安心を確保する」ことを目的に追加するものでございます。

次に、漁港の安全上支障となる事案関連についてですが、これは、漁港の保全に支障がある事案については使用等を許可しないことを条例において明確にするため、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある時や暴力的不法行為を行う組織の利益になる時などは許可をしない、あるいは許可を取り消すことができる」といった条項を追加するものでございます。

これらの改正により、感染症への水際対策が可能となり、県民の安全安心が確保されるとともに、漁港の健全な運営が図られるものと考えております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】次に、水産部参事監より補足説明を求めます。

【内田水産部参事監】それでは、お手元にお配りしております資料の4「農水経済委員会補足説明資料【第65号議案 直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について】」をご覧ください。

本議案は、国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を令和3年度県負担限度額として、県が負担することを同意するに当たり、漁港漁場整備法第20条第3項の規定により、議会の議決をお諮りするものでございます。

それでは、1ページ目をご覧ください。

本事業の内容は、国が対馬東方沖の排他的経済水域に、まあじ、まさば、まいわしの増殖を図るための湧昇流漁場を整備するものでございます。

事業費は、全体で42億円、施設の規模は、高さ約20メートル、長さ約170メートル、幅約80メートルを計画しております。

平成29年度に事業が開始され、早期の完成を目指し、現在、工事を進めているところでございます。

整備箇所は、図に三角印で示している位置でございます。ここは対馬市美津島町黒島灯台から東へ約14キロメートルの地点となっております。

それでは、2ページ目をご覧ください。

マウンド礁の造成は、令和元年度までに石材の投入が完了しております。令和2年度はブロック製作を行っております。

続きまして3ページ目をご覧ください。

令和3年度については、マウンド礁造成のためのブロック製作や投入を引き続き行うもので、その対象事業費は5億5,265万3,000円となっております。

この金額に、法令に基づく県負担金の基準13.75%を乗じて算出しました7,598万9,787円が、令和3年度の県負担限度額となります。

負担金の基準につきましては、漁港漁場整備法の規定に基づき、事業に要する経費の25%となっておりますが、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の適用によりまして、本県における令和3年度の負担金の基準は、13.75%に低減されております。

また、本県の負担分につきましては、地方債を充当することとしておりまして、その一部が、後年度に交付税として措置されますので、実質的な負担は、さらに軽減されます。

この費用負担に係る根拠法令につきましては、4ページに規定をお示ししております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】次に、漁政課長より補足説明を求めます。

【小田口漁政課長】それでは、議案として提案しております次期長崎県水産業振興基本計画の概要につきまして、補足して説明いたします。

計画書の本体を配付しておりますが、今回、資料5「長崎県水産業振興基本計画」の「概要版」で、ご説明をいたします。

本計画は、今年度5月から県内各地区での意見交換会のほか、パブリックコメントの実施や漁業者や加工業者、大学関係者でつくる検討委員会との意見交換を重ね、計画案の策定を進め、最終検討委員会を得て、各ご意見を反映させたものでございます。

2ページをお開きください。

前計画の成果検証でございます。

現計画に設定した基本指標、これまで委員会でお示ししましたとおり、6項目のうち2項目が達成、4項目が未達成の見込みとなっている状況でございます。

3ページをご覧ください。

このような厳しい状況を踏まえ、今後、重点的に取り組むべき本県水産業の課題ということで6項目に整理させていただいているところでございます。

4ページをお開きください。

検証と課題等を踏まえまして、本計画の趣旨を掲載しております。

まず、基本理念として、「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」を掲げております。

また、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の基本理念である「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」に基づき、「人（ひと）、産業（しごと）、地域（まち）」の3つの柱の視点を踏まえ、今後、重点的に取り組むべき6つの基本目標と、その下に目標達成に向けて、基本目標ごとに1ないし4つ、合計12の事業群について整理しております。

5ページの中段、下をご覧ください。

基本目標の進捗を管理するため、基本指標として、海面漁業・養殖業算出額をはじめ、8項

目を、それぞれ掲げております。

6ページをお開きください。

6ページ、7ページにつきましては、ここでは、先ほ申しました基本目標の下に整理した事業群に対応するそれぞれの指標について整理しております。

なお、これらの指標の項目や目標値につきましては、本計画が、県の総合計画の個別計画ということになりますので、総合計画との整合を図り、目標を立てているところでございます。

ここまでが、基本的な目標・推進方策でございます。

8ページをお開きください。

ここからは、部門別の取組方針になります。

部門の項目は、この1行目に書いてありますとおり、漁業（沿岸、沖合漁業）、養殖業、そして加工・流通の3部門について、「人（ひと）、産業（しごと）、地域（まち）」の3つの柱に分類し、事業群や具体的な取組を整理しております。

1つ目の漁業は、近年の人口減少、少子高齢化の進行、水産資源の変動、大型台風災害など、環境が大きく変化する中で目指す姿として、地域の生産力を支える多様な人材の活躍、社会・自然環境の変化に強い収益性の高い経営体の育成、スマート水産業の導入等による漁業者の経営力強化を図るとともに、それらを支えるための水産資源の維持・増大、生産・流通基盤の強化及び賑わいや活力のある漁村づくりを推進し、県内外の若者などから選ばれる水産業を目指すこととしております。

具体的な取組は、記載のとおりになります。

10ページをお開きください。

部門別の2つ目の養殖業についてでございます。

目指す姿として、本県の養殖産出額の増大及び養殖業者の所得向上を図るため、水産政策の改革に伴う国事業を積極的に活用しながら、輸出など新たな需要に対応した養殖業の成長産業化に向けた漁場再編や新規参入、販路拡大等を推進し、収益性の高い養殖業の確立を目指すこととしております。

具体的な取組は、記載のとおりでございます。

なお、人（ひと）、地域（まち）で漁業部門と共通の取組は、漁業部門に記載しておりますので、表記を省略しております。

同じく10ページの中段ですが、部門別の3つ目の加工・流通について記載しております。

目指す姿としましては、本県産の鮮魚・養殖魚・水産加工品の有利な販売につながる商品力、付加価値の向上、拠点港等における効率的かつ衛生的な集出荷体制の構築等を推進して、社会経済の変動に伴う多様な消費者ニーズに対応できる水産物の供給体制づくりに取り組むことにより、国内外における安定した販路の確保を図り、漁業者や水産加工業者等の収益性の向上を目指すこととしております。

具体的な取組は、記載のとおりでございます。

続きまして11ページからになります。

県内を8海区に整理しておりますが、その海区が抱える課題への対策について、例えば、西彼海区では、産業（しごと）として海区の特徴的な漁業種類、漁船漁業、養殖業、水産加工業の各分野について、また、人（ひと）として、多様な人材の確保と育成、地域（まち）として、漁村づくりについて、具体的な取組を記載するとともに、下段に記載しているように、活動指標を整理しております。

11ページの西彼海区から18ページの対馬海区まで、それぞれ8海区ごとに整理をしている

ところでございます。

最後に、19ページをご覧ください。

試験研究の取組方針ということで、部門別や海区別の取組方針の具体的な取組、水産業の振興等を技術的側面からサポートすることを目的として、取組方針や研究計画等を整理しております。

取組方針を4項目、それに沿った研究計画について5項目を整理しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【溝口委員】長崎魚市場の高度衛生化施設の整備で、事務所と詰め所の単位当たりの金額の違いが、なぜこのような形になったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】現場詰所につきましては、魚市で荷捌き作業などを行われた皆様方が休息をとる部屋でございます。

整備に当たりまして魚市場関係者の方とお話をしました際に、大型の空調設備をあらかじめ設置してほしいと。暑い中で汗をかいた方々が入ってこられますので、そういった要望がございましたので、現場詰所につきましては空調設備を設置しております。それに投入した金額の差によりまして100円という違いが生じております。

【溝口委員】わかりました。中の整備等が違うのかなと思ったんですけど、冷房設備だけの違いで100円高くなったということで理解していいわけですか。600円とした根拠は、建物の値

段から割り当てたのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】委員おっしゃいましたように、取得価格、耐用年数、それに投じる人件費等を算定の基礎として金額をはじめいております。

【溝口委員】算定した額は、それで理解するんですけども、これを使用する方々、仲買の方々とか、そういう人たちとは話し合いをちゃんとつけて、これに至ったということで理解していいわけですか。

【吉田水産加工流通課長】委員おっしゃるとおりでございます。関係者の皆様との協議を通じて、この金額を設定させていただいております。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】第72号議案「水産業振興基本計画について」、お尋ねいたします。

まず、今、説明を聞きながら疑問に思いましたので、基本的なことで恐縮ですけど、概要版の5ページに基本指標というのがあって、海面漁業の生産量、産出額云々とずっと記載されてますが、海面漁業の産出額と海面養殖業の産出額というのは、恐らくかぶることはないと思っているんですが、水産食品加工品出荷額となると、海面あるいは養殖から産出されたものが加工されて出るということですので、長崎の水産業としての売上げといいましょうか、産出額は単純に合計するというわけにはいかないんですか。

【吉田水産加工流通課長】海面漁業と養殖業につきましては、それぞれ調査する対象が漁業と養殖業で違いますので、そこは委員がおっしゃられましたように、かぶることはございません。この2つは農林水産省の統計を活用して算定いたしております。

続きまして、水産食品加工品出荷額につきましては、工業統計に出されております数値を使用しております。この統計につきましては、従業員が3名以上の製造業者の産出額を工業統計で調べて記載しております。漁業者の方、養殖業者の方が生産したものが上記の生産の方、そこから流れてきます原料としての水産物の使用がございますが、食品製造業の方が産出されたものが水産食品・加工品出荷額というような捉え方になります。

【川崎委員】 そうしますと、水産食品・加工品出荷額は、要は、他県で生産されたものも当然中には入っているということですね。わかりました。

そうしますと、令和7年に目標が設定されている中に海面漁業産出額はプラス24億円で3.8%の増、養殖は22億円の5.8%の増ということで、順調に伸ばしていこうとしておられることは、よくわかります。

先ほど、輸出のことをちょっとお尋ねしたんですが、輸出のことが7ページに書いてあって、水産物の輸出額は27億円から50億円、プラス23億円、85%増し、ほぼ倍というふうに言ってもいいぐらいだと思うんですが、こういうところは整合性はあるんですか。

【齋藤水産加工流通課企画監】 輸出額の目標についてでございますけれども、令和7年度の目標の中で今後の外国の市場を少しにらんだ中で、まず一つが海外における水産物の需要が伸びているというところの要素があるということがあります。

それから、現在の輸出の増加のペースを維持していくことで取り組んでいこうと思っているところでございます。

それから、先ほども説明いたしましたけれど

も、中国向けには内陸部とか、あと南部あたりの新しい都市への進出を進めていこうということもありますし、養殖のクロマグロの輸出につきましても、海外の各国でのニーズが非常に高くなっておりまして、大型のサイズを求めているというような状況もございます。

そのようなところをいろいろ踏まえながら、少し高い目標になるかもしれませんが、50億円という目標を出してありまして、それがそのまま海面漁業の生産量とか養殖業の生産額と直結をしているかということですが、それが基礎になって、このような50億円を組み立てているというような考え方になるのではないかなと思っております。

【川崎委員】 高い目標を掲げて取り組まれることに異論はないですが、実際、原料が地元でとれるのか、あとは他県から回ってくるのかということは、現実問題として確認をしながら進めていかないといけないと思うんですが、この海面漁業生産量は29万トンが31.5万トン、プラス2.5万トンで8.6%伸ばしていこうと。養殖のところは本編の方で記載されていませんが、海面養殖業の産出額に基づく生産量というのは、どこにありますか、令和7年度の目標。

【吉田水産加工流通課長】 海面養殖業につきましては、産出額のみを目標として設定させていただいております。

【川崎委員】 産出額だけ目標、でも生産しないと。本編にはずっと数字が示されてますよ。例えば、基準年の平成29年は2.3万トンと書いてありますけどね。

【吉田水産加工流通課長】 養殖業につきましては、例えば、真珠あたりは50億円弱の生産がございますが、重量換算をいたしますと非常に小さいものでございます。そのようなことを考え

まして、生産量のみの増加を指標とするのでは、なかなか実態が捉えにくいということで、額のみでお示しをしたというところでございます。

【川崎委員】そこはわかりましたとして、先ほどの海面漁業の生産量8.6%、そして、養殖業については指標は示されていないということでありましたが、こういう8.6%の伸びで、いわゆる輸出も85%増まで頑張っていこうとされているということですよ。それは本当に地元だけで賄えるようなものなのでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】輸出に関しましては、もちろん、加工して出すというところもございまして、加工の付加価値もついていくというところもございまして、そのまま生の魚がいくというのもございましてけれども、一定、フィレにしたりであるとか、少し加工して付加価値がついていくというところもありますので、そのようなところも含めて50億円という少し高い目標を掲げさせていただいているところでございます。

【川崎委員】引き続きいろいろ検討していきましょう。他県さんから持ってくることも必要かと思えます、あるいは外国から持ってこないといけないこともあるのかもわかりませんが、ぜひこれは達成してほしいので、そのところはしっかりと見ていきたいなと思えます。

次に、3ページに人材確保のことについて触れていただいておりますが、まず、外国人材ですが、現在、どのくらい従事されているのでしょうか

【岩田漁業振興課長】まず、私の方から漁船漁業の分野でお答えさせていただきますけれども、本県の漁船漁業の分野におきましては、外国人の方が現在122名、研修若しくは雇用されている状況でございます。

【川崎委員】他の分野は、いないということですか。

【久保田委員長】しばらく休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時30分 再開

【久保田委員長】委員会を再開します。

【渡邊水産経営課長】外国人については、技能実習生と特定技能ということで2種類ございまして、技能実習生については、漁業と養殖という分野があります。養殖等については、ホタテとかカキとか、そういう種類に限られていますので、長崎県ではほとんどありません。特定技能については、確かに漁業と養殖業ということで分けられて様々な業種に入りますけれども、現時点では漁業だけに入ってきているということで確認しているところでございます。

【吉田水産加工流通課長】水産加工業につきましては、多くの技能実習の方々も本県でもご参入いただいておりますが、製造業として産労部の方でトータルの数字を把握している関係で、当課では個別の数字というのは持ち合わせておりません。申し訳ございません。

【川崎委員】わかりました。そうしましたら、担い手不足が言われている産業なので、今後、確保について取り組まれるんでしょうが、今おっしゃったように漁船の部門ということですので、こちらの方での確保・育成ということについては理解いたします。

今、社会問題といいますが、外国人の方が定着して頑張ってくださいには、やっぱりコミュニケーションというところが非常に課題になっているというふうに思っていて、産労部だったかな、技能実習生の管理団体に対して日本語を学ぶ体制を整えるということで支援を来年度組

んであるわけですが、この水産部門におきましても、こういうコミュニケーションの強化、いわゆる日本語の教育といえますか、そういったことについてお取組はありますでしょうか。

【渡邊水産経営課長】外国人については、おっしゃるとおり、日本語がなかなかしゃべれなくて地域との交流がなかなか難しいということで敬遠される方もいらっしゃると思います、そういう方々に対して支援をという話が当然ございます。ただ、現時点で水産部の中で、それを直接的に支援するということはできておりませんけれども、現在、そのことに関しては、関係の団体とか関係業者と協議をしながら、できるところからまず協力、支援をさせていただいて、特定技能等については、入時の在留資格等をスムーズに取れるような形での支援という形で今させていただいているところでございます。

【川崎委員】今頑張らせていただいている皆様、「日本はいい国だ」と言っていたらいいように、ぜひそこはサポートをお願いいたします。

次に、9ページの資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくりということで、赤潮のことを伺いたいんですが、発生状況と被害額ということについてお尋ねしたいんですが、直近の分で結構です。

【久保田委員長】しばらく休憩します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時34分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

【川崎委員】すみませんね、事前に言っておけばよかったんですけど。私、13件で5,700万円ということを経営で目にしたことがありまして、比較的あちこちで発生しているということで、この前、試験場さんも説明をしていただいた折

に取り組んでいただいているということについては承知しております。

やはり様々な発達するICT技術を活用して、より早く養殖業の皆様等に情報を発信するということは大事なことなんだろうと思っております。

1月下旬だったと思いますが、長崎大学の山本先生が採水装置つき、水をドローンでとって、そしてAIで解析をして、わずか15分で結果を出して皆様にお知らせする、そういったお取組を島原の方でされていることを拝見いたしておりました。これは県の水産部は何か関係されているのでしょうか。

【中村総合水産試験場長】委員から今お話しいただいた分は、長崎大学の工学部の取組だということで、ドローンで採水、海水を採って、それから上から撮影した画像を用いてプランクトンの発生状況とか種別を判別しようという技術開発に取り組んでおります。

水産試験場も、画像解析に必要なプランクトンのサンプルなんかを提供して協力をさせていただいているところでございます。

ただ、実用化にはもう少し時間がかかるかもしれませんが、ドローンの操作となりますと、なかなか天候にも影響される、あるいはこれから資格も必要になってくると伺っております。水産試験場としても、長崎の別の企業が今開発をいたしております自動採水、それから自動顕微鏡で撮影するシステムの簡易なものを開発している企業がございまして、そこと協力して、遠隔地から画像で送られたもので試験場にながらプランクトンの判別ができないかといったことにも取り組んでいるところでございます。

これは前にも説明させていただきましたが、

県内に8か所、テレメーターシステムというものの

を配置して自動観測を行ってスマートフォンでリアルタイムで観測できるシステムなんかも進めておりますので、そういう技術を積極的に導入しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】ぜひ積極的に導入して進めてください。

最後に、同じページ、漁業・漁村地域と海洋エネルギー発電事業との協調・共生ということについてお尋ねいたします。

産労部の方で海洋エネルギーの取組について、昨日いろいろご説明をいただいたわけですが、五島沖で既に洋上風力発電の実証実験が終わって、今から本格的に導入していこうという中において、地域の皆様との共生ということについては、随分お骨折り、配慮されているんだろうと思っております。

新たな漁礁、漁場というんでしょうかね、そういったものも形成されるという、生産者の皆様には非常に喜ばれるところもあろうかと思っておりますが、これから恐らくかなりの数の洋上風力等が、あるいは潮力発電とか、そういったものが進んでいく、進めないといけないと認識しているわけですが、漁業者の皆様の受け止めということについてお尋ねをいたします。

【小田口漁政課長】既に促進地域として指定されております五島市においては、発電事業と地域漁業の共生について、市町と漁協間でしっかりと話し合いがなされ、基金の設立等、漁業振興策が示されたことにより、漁業者の同意が得られております。

一方、反対する漁業者の意見としましては、魚の回遊経路が変わることによる漁獲への影響、

漁場占有による操業の支障に対する懸念等があります。

【川崎委員】様々な懸念を含む中においても、やはり海洋エネルギーの促進、促進する部門じゃないというのはわかっていますが、生産者の皆様ともよくよく連携を取っていただきながら、協調・共生というところをしっかりと進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【吉田水産加工流通課長】赤潮の被害状況につきましては、先ほど失礼いたしました。

県では、昭和50年代から被害状況の整理をいたしております。過去最大の被害につきましては、平成11年に伊万里湾で発生いたしました赤潮で、これが7億6,000万円、次に被害が大きいのが平成29年の伊万里湾の6億1,000万円です。その後の状況ですが、去年は伊万里湾で令和元年是5,600万円、平成30年は九十九島と有明海でトータルで560万円という被害の発生の状況でございます。

【久保田委員長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】今、基本計画の質問がずっとあったので、その関連から聞かせていただきます。

海区ごとの取組方針が載っているわけですが、先ほど、新規就業者等の質問をしたので見ていたんですが、新規漁業就業者数の目標設定ということについて、どういう考え方、計算の仕方です設定されたのか、お尋ねします。

【渡邊水産経営課長】目標値の取り方については、新規就業者の目標は、各海区ごとに数字を出しております。これはこれまでの実績を基に、その平均から少しずつ増やすような形で出させていただいております。

【吉村委員】実績値から推計したということですが、これが西彼は

マイナス9、大村湾はプラス8、橘湾はプラス4、有明海がプラス4、県北がプラス8、五島がマイナス1、壱岐がプラス・マイナス0、対馬はプラス13といろいろあるわけです。その海区というか、地域ごとの特性もあるんでしょうけれど、ここでマイナスが出るベクトルになっているというのは、いろんな対策をせんならもっと減るという今までの実績が出ているのかなと思いますが、そこら辺どうですか。

【渡邊水産経営課長】今、ご指摘の新規就業者の数の減少部分とかですが、西彼海区だけで見れば新規就業者は基準年が24で目標値が15ということで減っているように見えます。

実を申しますと、これにつきましては、西彼海区は平成26年度から平成30年度までの数字を出しますと、平成26年度が5人、平成27年度が11人、平成28年度が9人、平成29年度が11人、平成30年度が24人ということで、平成30年度にぼんと上がっております。この基準年の取り方が単年度の平成30年度を取っておりますので24となります。

ちなみに、この24というのは、この年に以西底引きの雇用者が9名入ってきたということで、今まで以西底引きに9名も入ってくるということはなかったところに入ってきたところが、この24という数字に反映されてしまって下がったようになります。実際これを平均してしまうと12名ほどの数字になります。基準というか、先ほど言った平成26年度から平成30年度までで12名ということになりますので、平均的に考えれば、そういう形で各海区、若干ずつ増えているという状況でございます。

【吉村委員】今の説明を聞いて理解ができたんですが、そうであれば、この基準値の取り方を、平均値を出して目標値をそれから設定する。絶

対マイナスにならないような設定をせんといかんとやろうと思いますから、その辺は今後工夫して、これは資料は資料だから、結果が一番ですけども、見る時に、そういうところがわからんやったり、誤解を招いたりするようなところがあるので、そこら辺を工夫して資料づくりをしていただきたいと思います。

それから、管理条例の改正ですが、これは基本的に漁港管理条例を改正するきっかけになったというか、そういうことは何だったのかなと思うわけですが、改正の目的に書いてあるんですけども、こういうことでつくることになったのか、ほかにもまだあるのかなと思うんですけども、そこら辺からお知らせいただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】この条例の改正のきっかけでございますけれども、昨年4月に長崎港に停泊しておりました「コスタ・アトランチカ号」の中で新型コロナウイルスに感染したクラスターが発生いたしました。これを受けまして、先の11月定例会におきましては、港湾課所管の長崎県港湾管理条例の改正が行われております。漁港においては、これまで特段の問題は発生していなかったものの、今後、起こり得る可能性があるということ踏まえた上で、今回、同様の改正を行うことにしたものでございます。

【吉村委員】「コスタ・アトランチカ号」のクラスターを受けて11月に港湾管理条例が改正されたということ。11月は私はこの委員会にいなかったのだからわからなかったのだから聞いたんですが、この漁港管理条例の中で資料の右側の新たに追加された部分は、この文章を見ればわかるんだけど、これまでは、こういうことは全然うたってなかった。管理条例自体はあったんですよね、漁港の、どうですかね。

【橋本漁港漁場課長】これまで漁港管理条例は、制定されておりました。しかしながら、これまでの漁港管理条例というのは、主に漁港の維持管理をしていくというのがメインになっておまして、その規定についてはいろいろ条文がございましたけれども、今回のような感染症対策ですとか、住民を不安に陥れることがないようにとか、そういった関係の規定がなかったので、今回、追加して改正しようとするものでございます。

【吉村委員】占用の許可と使用の許可というのがあるわけですが、この許可自体の条例文はあったわけですね。

【橋本漁港漁場課長】占用許可、使用許可の許可条文自体はございました。

【吉村委員】なんで聞くかということ、以前から五島とかの岸壁というか、そもそも岸壁の区分というか、どこまでが管理する区分なのかなというところも聞きたいんですけど、船は岸壁に着くわけですけど、物揚場とかがあって、その県の造ったところは県の管理区域になるのかなと思うんですけど、境界線というのはどこら辺になるのかというのがわからんとですけれども、お知らせいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】境界線といいますのは、陸上の境界線だと思えますが、漁港管理者が整備した岸壁、それから、その後ろにあります用地は漁港管理者が管理しておりますので、この管理条例の規定を受けることとなりますが、それよりも陸側に、例えば、市が単独で埋め立てた土地とか民地等がございます。そういったものにつきましては、市の用地であれば市の別な条例、多分、一般財産だと思うので、行政財産だと思うので、そちらの条例がかぶってまいりますし、民地ですと、そういった条例はかぶっ

てこない。つまり漁港管理者が整備した土地が、この管理条例が及ぶということになります。

【吉村委員】わかりました。そしたら、その境界というのをはっきりわかるように明示されておるわけですか、目視してぱっとわかるように、どうですか。

【橋本漁港漁場課長】現地で、例えば側溝等で目視ではっきりわかる場合もございますが、はっきりわからない場合もあります。

【吉村委員】そこら辺を、こういう管理条例を改正してきちっとやるというわけですから、はっきりしとかんとさ。なんで言うかということ、この前から県議会でも五島あたりの岸壁の物揚場あたりの占有物、そういうものについての質問があったりして、その答弁というのが、なかなかはっきりしとらんというようなことが記憶にあるものだから、こういうことできちっとたい込むのであれば、そこら辺もきちっとしとかんといかんとじゃなかるうかと思えますけど、いかがですか。

【橋本漁港漁場課長】私が先ほど申しましたのは、一般の人が見てなかなかわかりづらい場合もあると申し上げただけでございまして、現地の、例えば、地方機関の管理班にはきちっとした図面もございまして、そういったもので境界については、ほぼわかります。確かに、詳細な境界となると杭を打ったりはしておりませんので、そこは微妙なずれはございますが、きちっとした平面図を地方機関に据え置いておりますので、それを見ることによって、ほぼほぼ間違いない境界で判別はつくようになっております。

【吉村委員】判別はつくんですよと言うけど、つかんところもあるんじゃないかと思えますけど。特に、この文章を見ると、「公の秩序を害する

とき」、「暴力的不法行為を行う組織の利益になるとき」などとは書いてあるわけですが、具体的にはどういうことを想定されてこういうふうに文章化されているのかということをお聞きしたいんですけれど。

【橋本漁港漁場課長】今回の条例で想定しておりますのは、例えば、漁船によって密漁をするとか、それから覚醒剤の売買が行われるとか、そういったことによって暴力団の組織としての収入になるというような場合を想定しております。

【吉村委員】それ一つぐらいなんですかね。例えば、条文を見ると、それ以外のところまで広がってあるとやけど、五島なんかの話を聞いた記憶をたどると、物を置いておると、それが今の話のような人とか組織ではない。でも、動かさない、邪魔になるという時に、今回の条例改正で撤去について県が強制力を持つということが担保されるわけですか、いかがですか。

【橋本漁港漁場課長】今回も漁港の保全上、支障となるものについては、許可の取消し、あるいはそもそも許可を与えないというようなことができます。これまでの条例上も、そこについては漁港の保全上支障となる案件については、移動命令とかができますので、そこは今までも地方機関において、もしそういう事案があれば対応はしていた案件ではないかと思えます。

【吉村委員】そこら辺をきちっと整理して臨まんといかんとだろうと思います。そのためには、ここは当然、漁港を整備する時に、この用地については登記はしてあるんですよね。

【橋本漁港漁場課長】竣工後、登記をしております。

【吉村委員】そういうことであれば不法に物を置いている場合でも、それを撤去せよというこ

との理由は十分できるということですね。わかりました。

【久保田委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時 9分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【山本(由)委員】第72号議案の水産業振興基本計画についてですけれども、5ページの1経営体当たりの平均漁業所得額ということで239万4,000円から272万9,000円という目標になっているんですけれども、いわゆる過去の推移といえますか、平成26年から平成30年の平均が239万4,000円ということですが、その前の5年、10年の大まかな推移はわかりますか。

【川口水産部次長】平均漁業所得額につきましては、現在、平成25年から平成30年の平均ということで平成26年から取っておりますが、1経営体当たりの所得というのが、もともとデータでございました。なんで取れるようになったかということ、国の「浜の活力再生プラン」ということで、そのプランに応じて参加する漁業者の平均所得を10%向上させるという計画をつくれれば、いろんな国の支援が受けられるということで、平成25年からこれに取り組んでおります。その以前は、例えば、東シナ海区で全体の統計でありますとか、今、経営指導の関係で個別経営指導をさせてもらっていますけど、その基礎データとして平成24年に所得を取ったという事例がございますが、継続的な調査は平成25年以降ということでございます。

【山本(由)委員】水産業経営支援協議会は、令和2年3月に漁業経営の強化改善に取り組んだ事例紹介というのを出されているんですけど、

それを見た時に、これは沿岸漁業なんでしょうけれども、全国は平成19年の所得が274万2,000円が平成24年には204万1,000円ということで、70万円ですから3割近く下がっていると。その段階で、長崎県が平成24年の段階で135万3,000円という形でしたので、趨勢的に下がってきているんだろうなというふうに思います。長崎県の漁獲高といいますか、産出額は全国で2位という県でありながら、所得が非常に低いなということに改めて思いました。

そしてまた、後ろの方に海区ごとに数字が出ています。県北とか対馬の四百何十万円に対して、有明海とかでは100万円とか、そういった形でかなり格差があるなと。もちろん、漁業の種類が違うということもあるんでしょうけれども。

それで、認定農業者の所得が600万円とか1,000万円という目標を掲げて、これを何経営体つくっていくというふうな目標を設定されているようですけれども、漁業についてはそういうふうな、スマート漁業ということで300万円とか500万円という数字が出てきたんですけれども、そういった目標というのはいないんでしょうか。300万円以上が何経営体とか、500万円以上が何経営体とか、そういう目標はないんでしょうか。

【渡邊水産経営課長】今、委員ご指摘のように、経営体について様々な方がいらっしゃいます。私たちも、100万円、200万円、300万円、400万円、500万円ということで、どの程度いらっしゃるのかということを確認させていただいて、2018年のセンサスでいけば、500万円以上は全体の1.4%、300万円以上は4%で、300万円未満になると、かなりの部分が出てくるということで、こういう方々を底上げしていく必要がある

なということで、これまで経営指導を進めてきました。目標として500万円ということで経営計画をつくるということで進めてまいったところですよ。

今回も同じように経営指導を進めて、これまでとはちょっと違う形で、当然、経営計画をつくる上では10%の向上を図るのはやっていくんですけれども、さらに、500万円とか、そういうことを目指してやっていく方々をもっと増やそうということで、今回のスマート水産業推進事業というものをつくったところでございます。

【山本(由)委員】わかりました。目標値が海区によって若干違いますけれども、5年間で大体13%というふうな形です。目標としてちょっと、現実を見てそういうふうな形になると思うんですけれども、5年間の目標といった時に低いなと、1割ちょっとということですよ、低いなというふうな感じがしておりまして、漁村の魅力を訴える、情報発信であるとか、訴えると言っているんだけど、これぐらいの所得では魅力を訴えるのもなかなか大変だなという印象を持っているんですね。

海区ごとに違うかもしれないんですけど、主に収入を上げる策と経費を下げる策といたしまして、漁業所得率を上げるというんでしょうか、そういう内容のようですけれども、ざっと言って増収対策として、経費の削減策としてこういうことというポイント的なものを幾つか挙げていただければなと思います。

【渡邊水産経営課長】経営を指導する中で様々な業種の方々がいらっしゃいまして、先ほど言ったように、300万円、100万円という形で、少ない方々が多い中で、非常に頑張っている方々をまずモデル的に皆さんに示した上で、それに

追っかけていけばできるだろうという一つの方向があります。経営指導の一つ一つについては、先ほど言ったように、様々な漁業種類があります。様々な漁業種類によって、様々な経営の仕方が違うという状況です。

1つの例でいえば、今までイカ釣りばかりをやっていた方々が漁獲が下がって、とれなくなった。そういう時に別の漁業をやってみようということで複合的な漁業をさせて所得を上げようという形の方々もいれば、単純に経営の中身だけを見て、ここを節減すればいいんじゃないですかという形で指導する部分もあります。

だから、経営の指導のポイントと言われると、全体で言うものはないんですけども、それぞれ個々の経営を見ながら、それに合わせて中小企業診断士とかの助言をいただきながらやっていくというのが、今のやり方だと考えております。

【山本(由)委員】 なかなか水産業のことがわからないんですけど、この改善事例といいますが、漁業経営計画事例集は水産経営課でつくられているんですかね。読ませていただきましたが、大変だろうと思うんですね。地元でも、ある程度高齢化されていて、なかなか新しいことに取り組もうとされてないというような状況の中で、ここにも出てきているんですけども、新たにワカメの加工場をつくってというような形で、かなり大きな投資をされていますが、そういったところがうまくいくようなことが見えてくると、また、自分もやってみようかという形のものが出てくるのだろうと思いますので、今言われたような形でモデルとなるようなところを積極的に支援していただいて、成果を上げていただいて、その後を追うようなことができるような形でやっていくしかないのかなというふ

うに思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。ありがとうございました。

【久保田委員長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第39号議案、第40号議案、第65号議案及び第72号議案は、原案のとおり、可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、114番及び15番でございます。

【吉村委員】 この陳情一覧表の15番ですが、ざっと見ると内部のもめごとかなと思うんですが、ようわからんとですが、書いてあることは、なんか大変なことで、県としても今年度も漁協の経営安定及び組織機能の強化ということで支援事業で予算も組んであるわけですね。

そういう中で、こういうことが出てくるということは、あんまりよろしくないなと思うんですが、こういうことについて県は把握をしてお

られるのかなと思いますが、いかがですか。

【小田口漁政課長】今回の陳情の内容や背景については、承知しておりません。

【吉村委員】承知しとらんというか、漁協の経営安定のために県も支援をするという立場から考えると、こういうことの中身を調査するということは、せんばいかんとじゃなかろうかと思えます。特に、対策強化の予算も組んであるし、補助金でも壱岐東部漁協に24万7,000円、コロナウイルス対策で出してあるわけですよ。そういう中で全然把握しとらんということはどうかと思うんですが、いかがですか。

【小田口漁政課長】壱岐東部漁協の運営につきましては、これまでも調査等の要求があった場合については、県はその都度、検査や指導等を行い、漁協も一定対応してきているところがございます。

今回、このような陳情が出されましたので、県としましても、事実関係を確認し、必要があれば漁協に組合員への丁寧な説明等について指導を行いたいと考えております。

【久保田委員長】陳情について、ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

質問通告に基づき、進めさせていただきます。

委員1人当たり20分以内で1回限りでお願いいたします。

事前通告された委員の方で質問はございませんか。

【吉村委員】 通告しておりましたので、1~2

点質問させていただきたいと思えます。

まず、消費拡大対策ということで何本も書いてあるんですが、総花的な感じが拭えないと個人的には思うわけです。これは全体的に言うと、県の農産物、大きく言えば県産品消費拡大ということになるわけですよ。その割には、いろんなメニューがあり過ぎて、どうなんだろうかなと思うわけです。

そういう中で、まず、国内販売強化とか、そういうことにも予算がつけてあるんですが、例えば、これを水産部だけでしようとしてされているのか、いろんな関係団体と協調しながら相互作用を高めていくというようなことを考えられておるのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

【齋藤水産加工流通課企画監】水産物の消費拡大の取組のことでございますけれども、関係の部局であるとか関係者といろいろと協議をして進めている場合と、それから水産部の関係者のみで進めている部分と、場面によって分かれる部分があるかと思っております。

例えば、水産に特化した商談会への参画とか、あと水産のバイヤーとの直接的な商談、そのあたりにつきましては水産部の中で水産の関係者とともにやっていくという動きになります。あと、県外の量販店とか百貨店での販売促進フェアであるとか催事、そのようなところへの参加につきましては、県が一体となって長崎県という看板の中でやっていく必要があると思っておりますので、そのようなところにつきましては、庁内の関係部局と連携しながら、関係業界の皆様と一緒に取り組んでいるというような状況でございます。

【吉村委員】これはどこでも私は言っているんですが、高級魚流通促進実証事業費にあっては、

説明の中に事業概要で水産物と農産物と並べて書いてあるわけです。だから、これは農林と協調し合ってやられるのかなと思うんですが、この中身についてお知らせいただければと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】この事業につきましては、コロナ禍の影響で消費者の生活様式が変わる中で、これまで飲食店の消費で支えられてきておりました水産の高級魚につきましては、その消費が非常に苦戦しているところがございます。そのようなところに新たな販路を設けていこうというところが目標としてございます。

そういった中で、一つに、まずはこれまで県内に余り流通してこなかった高級魚であります、例えばアカムツであるとか、そういったものが県内の消費者に受け入れられるかどうかというところも含めて実証的な販売をしていきたいと思っております。あと、県外におきましては、高級魚を使った加工品が売れないのかというところで、カタログ販売、ネット販売といったところで県外に向けては取り組んで実証試験をしていって、最終的にはアンケートをとりながら消費者の需要を把握していきたいと思っております。

なお、農業との連携ということで申しますと、もしかしたら、こういった取組をする店舗が重なるところがあるかもしれませんが、今のところ、どこでどうという具体的なことは、これからということになるかと思っております。

【吉村委員】「もしかしたら」と言われたら、ちょっとつらいなと思うんだけど、そういうことは積極的に連携を密にして、私どもの密は駄目だけど、部局間の連携は密にして、最初から事業を構築していくというようなことが合理的になるんじゃないかなと、成果も上がるん

じゃないかなと思いますので、そこは「もしかしたら」と言わんで、積極的にやってくださいよ。

それから、今、農産物と書いてあったので農林と言うたけど、これは産業労働部も一緒なんですね。そこは県産品販路拡大だから、そういうところとも情報を共有しながらやってもらいたい。

昨日の産労部の審査でも言うたんだけど、私は、商工会という団体の会員になっているわけですが、でも、「日本橋 長崎館」は県のアンテナショップ、アンテナ機能ですから、それと、商工会の県の連合会では「埼玉ながさき屋」という事業をやっているわけです。知っているでしょう、知らんかもしれんけど。「埼玉ながさき屋」はアンテナショップじゃないんですよ。ネットではないけど、ネットも広げていこうとしているけど、都市部に卸の流通拠点をつくるということをやっているんで、そういうところとも連携していただければ、もっと効果が上がるんじゃないかなと思いますので、そこら辺やっていただきたいんですけど、もう一度、連携についてご答弁願いたいと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】県産品も含めた水産物の消費拡大の取組につきましては、まずは、県外であれば長崎県を知っていただいて、それから水産物をはじめとした優れた県産品を知っていただいて、それを食べたり食材として利用するなど、そのおいしさを認識していただいて繰り返し購入していただくと、そういった消費の好循環のサイクルをつくっていくのが非常に大事だと考えているところがございます。

そのためには、やはり関係部局であるとか関係団体などとの連携によるオール長崎での展開は必須と考えておまして、今後とも、関係者

との情報共有、それから連携した販売促進活動などを行いまして、水産物の販路拡大、消費拡大ということに取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村委員】 よろしく願います。

次に、新たな資源管理ということについて、「新たな」という言葉がついたのでちょっとお尋ねいたします。

先ほどからいろんな説明があったので、ある程度わかってきたんですが、「クロマグロの資源管理について」という追加の文章がありました。ここを見ていて、よくわからんのですよ。漁獲枠、これが文章を読むと、「全国では12月31日時点で、30kg未満の小型魚が47.3%、大型魚が61.3%、本県では2月16日現在で、小型魚が52.8%、大型魚が32.4%と全体的に低調に推移しています」と。意味がよくわからんとですけど、解説してくれませんか。

【岩田漁業振興課長】クロマグロにつきましては、TACの制度に基づきまして漁獲管理が厳しく行われております。ここに書いておりますのは、クロマグロの大型魚、30キロ以上です、それから小型魚は30キロ未満ですね。これにつきましては、各県に、ここまで獲ってもいいですよという枠が与えられております。この枠を細かく言いますと、大型魚につきましては、本県は197.8トンは獲ってもいいですよという枠でございます。これに対して、今お配りしております資料には「2月16日現在」と書いておりますけれども、最新で2月28日、2月末で言いますと、大型魚の場合は、枠に対して42.8%まで獲っておりますということです。それから、小型魚につきましては、本県の全体の枠が882.6トンでございます。この枠に対して62.6%、2月末でとっているということでございます。

【吉村委員】 ということは、まだとれる量があるということですよ。それで、「低調に推移しています」という文章の意味がわからんとですが、とれないのか、とっていいのにとっていないのかということをもう少し詳しく説明してください。

【岩田漁業振興課長】先ほど申しました本県の枠は、4月から3月の年度で与えられております。これが先ほどの2月末時点で、あと1か月ほど残してまだ42.8%と、62.6%ということでまだ枠が残ってますよと。実際、今年度は今までと比べてあまりたくさん獲れていないという状況でございます。ただ、3月に入りまして定置網に結構入って漁獲が上向いている状況でございます。

【吉村委員】 魚がおらんわけですね。それは枠だけもらってもしようがないという話になるわけですかね。

そこで「有効活用を図るため、一時的に海区ごとの枠の区分を無くし」という文章があるんですが、ここはあらかじめ海区ごとで漁獲枠を決めてあって、それを外して、どこでもとっていいですよということにするという意味ですか。

【岩田漁業振興課長】まさしくそのとおりでございます。先ほど、本県に与えられました枠につきましては、各海区に割り当てをしております。1月末までは海区ごとの枠を守るように、皆さん、操業されております。1月末時点で、オリンピック枠といいまして、各海区に残っている枠の70%を全部、1回、県の方に返していただきまして一斉に獲り始めると、もう制限なくていいですよということを今やっているところでございます。これをオリンピック枠と呼んでいますが、これで今やっている状況です。

【吉村委員】 オリンピック枠というのは初めて

聞きました。今年、オリンピックが開催されればいいですけどね。

それとは関係ないですが、上段が第6管理期間、下段が、本年4月から第7管理期間に入るといふような表現になっていますが、この管理期間というのは、1年ごとなんですか、何年ごとが決まっているんですか。

【岩田漁業振興課長】1年でまとめられております。ですから、次の第7管理期間は4月から始まるということでございます。

【吉村委員】そうすると、管理制度が始まって丸6年たつということに理解していいんですか。それ以前はなかったんですか。

【岩田漁業振興課長】この制度は、第1管理期間は平成27年から始まっておりまして、その以前はございませんでした。

【吉村委員】第7管理期間の本県の漁獲枠は、今期同様の小型魚657.1トン、大型魚158.3トンが決定しているということですが、さっきの漁獲枠と数字がちょっとずれているように思うんですけど、どうですか。

【岩田漁業振興課長】先ほど申し上げましたのは、最終的に配分された枠でございます。当初の配分と本年度につきましては、台湾から日本に分けられました300トンの枠が追加で本県にきた枠配分がありまして、この数字を超えております。当初配分は昨年と同じという意味でございます。

【吉村委員】よくわかりました。知らんことを聞いて申し訳ないんですが。

資源管理の推進について、県もいろんな計画を立てられて資源管理の推進をせんばいかわけですよね。ただ、これだけ枠があってもとれないということは、漁業者は、なかなか厳しいということにつながっていくんだろうと思いま

すが、そこをきちっと管理して推進せんといかんというのと、漁業者を守るというところがせめぎ合うのかなと思うんですけど、いかがですか、そういうことにはならんとですかね。

【岩田漁業振興課長】現在、クロマグロにつきましては、国際約束に基づいて国も厳しい漁獲制限がされております。先ほど言いましたように、各県に割り当てがきて、それを厳格に守っていると。今年度につきましては、獲り控えをしなくても枠が足りているという状況でございます。

ただ、実際に獲り控えをした年もありまして、そういう場合には漁業収入の安定対策、漁獲共済制度の充実というものを国もやっていただいておりますし、あるいはクロマグロの混獲をする時に逃がす費用を見てくれたり、漁具を改良する改良費、そういうことも支援をしていただいているということで、制限がかかった時には一方で支援をしていただくというように現在なっております。その支援の強化は、我々も国に要求しているところでございます。

【吉村委員】資源の管理と、それをして影響を受ける部分については支援をしていくということで、そのバランスはとれているんですかね。

【岩田漁業振興課長】今年度のクロマグロにつきましては、現在のところ、何とかやれていると。ただ、皆さん、定置網の方々も、全国的に枠配分がきます、枠といいますか、補助金について他県もたくさん要望があって、一定、金額が削減されることはありますけれども、ある程度支援はいただいているという状況でございます。

【吉村委員】「ある程度」とかいう表現じゃない言葉で言ってほしかったんですけどね。この資料を見ると、この新たな資源管理推進事業の

目的は、「資源管理計画から資源管理協定への移行を推進する」と。計画は、あくまでも計画であってぼやっと、ぼやっとしたらいかんとでしょうけど、計画も。協定となれば、これは厳しい管理が課せられるということになるんだろうと思うわけですね。ですから、その支援にも力を入れていただかんといかんと思うので、そこを強くお願いをして、終わりたいと思います。

【久保田委員長】ほかに。

【川崎委員】2点、通告していますが、水産部門におけるDXはスマート水産業ということでいろいろ質疑をさせていただきましたので、この場では割愛させていただいて、水産加工振興祭についてお尋ねをいたします。

部長説明で、第58回長崎県水産加工振興祭が開催され、その一環で水産製品の品評会が開催された。その中で242点が出品されて、37点が選定と。うち農林水産大臣賞に2点が輝いたという説明をいただいて、そして、事前にパンフレットもいただいておりますので拝見いたしまして、どれをとっても大変おいしそうに見えて、本当に生産加工業者の皆様のご苦労があったんだなと思って敬意を表したいと思います。

そういった中、要は、それをどう売っていくかということなんですが、販売については、展示即売会というものを計画されていたようですが、今回のコロナ禍によって、それは見送られて、ウェブによる取組を初めてやられたという説明でした。初めてだったのかと思って、逆に、もうちょっと早くからやっていたらというふうには思ったんですが、それはそれとして。

まず、ウェブで開催された中で成果がどのような状況だったのか、全体的な説明をいただければと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】水産加工振興祭

につきまして、今回、第58回ということで、昭和38年から実施されている伝統的な行事と考えているところがございます、直前まで対面で販売するための検討をずっと行ってまいりましたけれども、どうしても密が避けられないということもあって、急遽、ウェブの開催にしたという経緯がございます。

そして、これにつきましては、実は昨年12月に新たに加工振興協会が立ち上げましたホームページで初めて取り組んだところで、その中の仕組みといたしましては、まず、送料が無料ということ。それから、出展する商品につきましては、2,000円以上をめぐりとしてセット商品ということで、そういったところの整理をさせていただいて業者に出展をしていただきました。出展業者につきましては14社で、出展品目については123商品という結果でございました。売上につきましては278万5,000円ということで、一夜干しであるとか、蒲鉾とかに人気がございました。例年、ここでは正月惣菜を買われる方もいらっしゃるということで、カニ爪などもよく売っていたというような状況にございました。

【川崎委員】ありがとうございました。では、41社、123商品、278万5,000円の売上だったということですが、これ、例年の展示即売会と比較すると、どんな感じでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、令和元年度で申し上げますと、対面販売というのは、長崎地区と佐世保地区でそれぞれ行われております。令和元年の状況で、長崎地区では12月13日から15日まで、おくんち広場で実施いたしております、売上が3,000万円強という売上がございました。佐世保地区では、令和元年12月7日から8日の2日間、佐世保駅の港口の広場で行いまして、売上げが1,000万円弱あったということ

でございます。

【川崎委員】対面で、お正月に向けてという取組だったから、令和元年というのは相当な売上で、急遽、ネットに切り替えて、なかなか周知がいかなかったんでしょうが、ちょっと比較にならないくらい少なかったということは、加工業者さんも大変ご苦労なさったんだろうというふうに思います。しかし、時代が時代ですので、力を入れていけば伸びていくんだろうと思いますので、引き続き、ウェブは頑張っていたきたいと思います。

ウェブでやったので、お客さんの層ということについて少し分析できるのかなというふうに思っていますが、購入者がどういったところから申込みがあったのかとか、お客さんの層とか、そういったことについて分析をお願いいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、購入者でございますけれども、男女比率で申し上げますと、女性が55%、男性が45%、年齢で申し上げますと、そのうち50代が約半数を占めていたというような状況にございました。

あと、お聞きするところでは、60代で14%、70代が10%と、ウェブという開催の中でも高齢者の方々も利用いただけたなと分析しているところでございます。

あと、購入者のエリアにつきましては、加工祭というのは長崎県内の知名度が非常に高いイベントということもあって、県内の方が95%の購入ということでございました。

ただ、送料無料ということもございましたので、その約半数が県外へ発送されていたというような状況にございました。

【川崎委員】今、なかなかおもしろいお話でしたね。県内の方が、前回までは自分で買って送

っておられたんでしょうが、送料無料ということで、そういった流れもできた。

だから、一つ形をつくっていけば、もっともっと多くの人に知っていただける、ウェブですから世界中どこでも知ろうと思えば知ることができるわけで、そういうふうに販路が広がっていくような工夫をして、次は開催ができれば、それにこしたことはないんでしょうが、ぜひここはよくよく分析されてウェブに入れていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、ウェブに対する強化といたしますか。

【齋藤水産加工流通課企画監】今回、ウェブをやったということで、一定のウェブの基盤ができたかなというところがございますので、今年、どうするかというところになるかと思います。もちろん、コロナの状況によって判断していく形になりますけれども、基本的には対面の販売による加工振興祭をやっていきたいと思っておりますけれども、それと並行して、インターネットにおいても開催していくということで、県内外のお客さんを広く取り込んでいこうというような流れでつくっていけばどうかなと考えているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございました。

最後にお尋ねいたしますが、まず、品評会に242点、出品されたということでありました。この242点は242企業数と考えていいんでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】1業者が複数出展するというのもございますので、品目数があるまま加工業者の数ということではございません。

【川崎委員】何社ですか。

【久保田委員長】休憩します。

午後 3時49分 休憩

午後 3時50分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

【川崎委員】 参画された企業数については、後ほどまたお知らせいただきたいと思います。

これも産業労働部の話ですけど、いろいろなチャレンジする、いろんなメニューが備わっていたんですね。当然、水産部でもご用意されているというふうに思いますけれども、ぜひ地元の企業さんにどんどんチャレンジをしていただいて、新たな魅力ある商品を作り上げて、チャレンジをして、もっと県外に、あるいは国外でも取り組んでいただきたいと思いますというんですが、加工業者の皆様への働きかけはどのような形になっていますでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】 県で流通の促進協議会というものをつくっておりますので、その中に加工業者の方に参画をいただいておりますので、そのような方々への周知をはじめ、これを主催しております加工振興協会の会員の皆様方にも、事業の内容であるとか、あと、どういう支援があるとか、そのようなところもその都度連絡を差し上げておりますので、そうした中で皆様に積極的にご参加をいただいて、なるべく加工の技術なりを向上していただきたいと思いますと考えているところでございます。

【川崎委員】 農林水産大臣賞を取って、今回、2点ありますけど、こういう賞をいただくということは、販売数が大きく伸びるポイントになるのかなというふうに思うんですけどね。先ほど、輸出の話もあった中において、これが2つから3つ、4つ、5つ、10個とか、そうなると、先ほどの大きな目標と言われたのも現実的に近づいていくんだろうと。そういったとこ

ろから高みを目指して頑張っていただきたい、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いま一度ご決意を。

【齋藤水産加工流通課企画監】 長崎県でも水産加工業というのは、最終的には生産者の支えになる業種にもなりますし、今後とも、いろいろ業者の方と連絡を取り合いながら、どういったところの技術開発をしていくべきであるとか、どういったところに支援が必要かとか、そういった意見を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

【久保田委員長】 ほかにございませんか。

【山口(初)委員】 資源管理について通告させていただきましたので、お尋ねします。

長崎県の水産業は、全国で生産量が3位で産出額が2位、そして、経営体、それから就業者が2位ということで、まさに水産県ということになると思います。農業と違って、漁業も相通ずるところが当然あるわけでありましてけれども、いわゆる乱獲等によって資源が減っていくということは、当然生じるわけでありましてけれども、県として、資源管理に対しましてどのように考えられているのか、基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 本県には、たくさんの魚種、それから多くの漁業種類で操業されております。この中にあって、その特性がございますけれども、県による漁業権の免許、漁業の許可、国の漁獲可能量制度、TAC制度といえますけれども、このような公的な規制。それともう一つ、漁業者による自主的な資源管理を組み合わせるといことで、多様な漁業者の漁場利用を調整しながら水産資源の効果的な管理をやって水産資源を持続的に利用しようということ、いろいろな施策を進めているところでございます。

【山口(初)委員】 いずれにしても、資源管理ですから、管理せにゃいかんのですけれども、水産庁の資料をちょっと見てみますと、いわゆるインプットコントロール、投入量を規制すると。どういうことかという、漁船の隻数や馬力数を制限する、そういうこと。それから、テクニカルコントロールというのは、技術的な規制として、いわゆる産卵期を禁漁にしたり、網目の大きさを規制する。もう一つが、アウトプットのコントロールで産出量の規制をする。要するに、これはT A Cの設定等で漁獲量が制限されているわけではありますが、水産庁の長崎県として、どの管理手法を最も重点的に力を入れているのかということについてお聞きしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 先ほど委員から紹介がありましたけれども、インプットコントロール、テクニカルコントロール、アウトプットコントロールというのは、どれに力をとというよりも、全てを組み合わせでやっているというのが現状でございます。どれかに特化してというのではなくて、3つの組み合わせでやっているというのが現状です。

【山口(初)委員】 いずれにしても、T A C、いわゆる漁獲可能量制度というのがあって、基本的なことを聞きますけど、このT A Cというのは、どこで決められているのか、お聞きしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 このT A Cの可能量につきましては、大臣管理漁業については国ですけれども、知事管理漁業については、国から各県に配分が来るということでございます。

【山口(初)委員】 農林水産省で決めているということですね。

もうちょっと聞きたいことがあるんですが、

長崎県近海の資源も厳しいのかなというふうな感がするんですが、資源管理というのは、人が減らしている部分と自然環境によって減る部分とあると思うんですが、長崎県近海については、県としてはどのように分析されているのか、お尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 そこは、獲り過ぎという部分も必ずあると思います。資源がそこで増える分につきましては、沿岸の定着性のものについては、そこでどういう管理をしているか、地元の方がどれだけ獲っているかというのが非常に影響する部分もあります。例えば、アワビ、サザエにつきましては、先ほどからありましたように、藻場が減少して餌がないので減ってしまっているというのがあります。それから、回遊性のものにつきましては、外国との競合で、その部分で獲り過ぎがあって本県に回遊するものも少なくなっている等、非常に複合的な要因で資源の増減があっているというように考えております。

【山口(初)委員】 いずれにしても、コントロールするには、とる時期の制限、それから漁船の隻数を制限する、あるいは漁場を制限する、漁具そのものを制限するということがあるというふうに思います。そういう意味で資源管理というのは、やはり一定の目標がないといかんのじゃないかなと思っているんですが、長崎県としての目標設定の考え方というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

【岩田漁業振興課長】 これまで本県の資源管理というか、国のT A C制度についてもそうですけれども、今いる魚を維持するというのが基本的な考え方でもございましたけれども、今回、漁業法が改正されて国全体がそうですけれども、資源管理を今からもっとやっていくことに

よって、本来もっといたであろうという資源に戻して、その資源の中で最大の漁獲量を得るように努力を、資源管理をしていこうというように考えが変わってきておりますので、本県としてもそのように、今、科学的な分析をした上で資源管理計画をそれぞれつくって資源管理協定というものに移行して、その実行について今からやっていくというふうにしております。

【山口(初)委員】 資源管理ですから、増えたり減ったりの部分は当然あるわけなんですけど、いかに将来的にも平準化しながら、いわゆる漁獲量といたしますか、魚の回復、自然回復も含めてしっかり見ていかにやいかなのだろうと思いません。

そういうことで、もう一つ制度的なことでお尋ねしますが、I Q制度とかI T Q制度と、これは魚の譲渡の関係だと思っておりますが、国家間、地域間で適用されるのかなと思っておりますが、これは具体的にどういう制度か、教えてください。

【岩田漁業振興課長】 I Q制度といたしますのは、個別割当制度でございます。T A C、漁獲可能量というのは県に配分がっておりますけれども、さらに一歩進めまして、その可能量を漁業者、あるいは漁船ごとに割り当ててしまう。あなたは何トンまで獲っていいですよというように個別に割り当てるとというのがI Q制度でございます。

それから、I T Qというのは、譲渡可能個別割当といたしまして、漁船ごとの割当はあるんですけども、それを他者に譲ってもいいという制度がI T Q制度でございます。

【山口(初)委員】 ということは、割り当てられたものをそれぞれが譲り合うというか、譲渡といたしますか、取引という言葉がいいのかな、そういうのできるような制度になっているわけ

ですね。

【岩田漁業振興課長】 漁業者間で譲渡できる制度でございます。ただし、現在、I Q、I T Qというのは、本県ではまだございません。国の方も、まだ今からという状況でございます。

【山口(初)委員】 単純なことを聞きます。W C P F C条約でクロマグロが保護されているということですが、後で具体的に教えてください。

それから、長崎県の水産業を元気にするためには、後継者をきちっと育てていかなければいかんかと思っております。そういう面では、漁業者の働き方改革というのも、一つ視野に入れながら指導をしていかなければいかんかと思っております。ピーク時は、なかなか休めることもないのかもしれませんが、そういうことで資源をとり過ぎないためには一定の漁業者の休漁が必要、休ませないかと思っておりますが、そこら辺の考え方は県はどのようなふうにご覧になっておりますか。

【岩田漁業振興課長】 先ほど、資源管理計画についてちょっとお話ししましたけれども、現在、本県の中に249の資源管理計画がございます。この中で、ほぼ皆さんが決められているのは休漁しましょうと、それによって資源を休ませようという考えは、大体どの資源管理計画にも入っております。これが、今後、資源管理協定の方に移行しますけれども、この考えは踏襲して、資源を休ませる、あるいは獲り過ぎをしないために休漁、禁漁というのは設定していこうと考えております。

【山口(初)委員】 質問を終わりますけれども、これから先も長崎県は全国トップの水産県としてしっかり維持していくために、資源を含めてのいろんなコントロールが大事になってくると思っておりますので、その辺よろしく願いして、質

問を終わります。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【堤委員】私も水産加工振興祭のことをお聞きしようと思っていたんですが、先ほどの答弁でおおよそのことはわかりましたので、多少重複するかもしれないんですが、説明資料の中に各種のネット通販が先行して実施されていた中、今回初めて取り組んだとありますけれども、各種のネット通販の先行というのは、どういうところを指していらっしゃるのか、お尋ねします。

【齋藤水産加工流通課企画監】大手のネット販売の事業者がやられている、例えば楽天であるとか、そういったところは先行でずっと出ているということもあるし、各業者様ご自分でネットを開設されて販売されているということもあったりとか、あと、県の方で支援をして2割引、3割引でネット販売をしているというような状況の中で、後発隊ということで、このネットを立ち上げてやったところを踏まえて、そういった記述になっている状況でございます。

【堤委員】先ほどの答弁で、長崎で3日間3,000万円強、佐世保で2日間で1,000万円弱と。長崎もすごいですけど、佐世保の2日間で1,000万円弱というのも、すごい売上げだなと。これまで対面販売で、それだけ売上げられていたということで、やっぱり対面販売の強みというのはあるんだなと思います。今回、コロナ禍で首都圏などの物産展、フェアの試食販売などができなくなって、実際に見て食べていただいて、おいしさを知って買い求めていただくということができなかった中で、ウェブ即売会ということですが、ピンチをチャンスに変えるような下地ができたのかなと思っています。

これを毎年12月にされていますけれども、通年、1年を通してインターネット通販などのサ

イトを立ち上げるような取組というのはできないものでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】今回、水産加工振興協会で立ち上げましたホームページというのは、今後ずっと運営されていくことになりまので、通年、そこで販売できる体制は整えてあると考えております。その中で加工振興祭の時期であれば、少しそこに特化した新たなサイトを貼りつけるとか、そういったところでの取組であるとか、加えて長崎俵物のネットキャンペーンあたりも、そういったホームページを活用して実施していけるのではないかとということで、通年、そこを利用するような格好で考えているところでございます。

【堤委員】安定的に消費者の方に商品が提供できるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

県内外のアンテナショップも、まだまだ整備が進んでいないと思います。それから、県の物産館なども、今日もホームページを見たら、もう表示されていない状態で、今回、ウェブ即売会を開催したところも情報があんまり見られないような、そういう状態なんですよね。

だから、もっともっと、本当に消費者が求めているものがすぐ手元に届くような仕組みをつくっていただきたい。まだまだ改善をしていけないといけないところがあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】委員ご指摘のとおり、まず一つ、リアル店舗での販売にも力を入れていかなければいけないということもございまして、ネットであれば、それこそ県内外、それから広くは海外からも購入できるということになりますので、そういったところも含めて、今後はネット販売の方にも力を入れて販売力を

上げていきたいと考えているところでございます。

【堤委員】実際に足を運んで商品を手に取って食べていただいているという場合も、コロナが収束すれば、また復活できると思いますし、併せて、いろんなところからアクセスできる体制をしっかりとつくっていただきたいということを要望して、終わります。

【久保田委員長】ほかに。

【山本(由)委員】私は、コロナによる経済損失と対策予算の効果についてということで通告をさせていただいております。

コロナの影響というと、ホテルとか、飲食店とか、イベント、娯楽とか、そういったところの影響が大きいということで、当然、いろんな業種に波及していて、水産業については業種別の調査といたしますが、帝国データバンクなどの調査だと、比較的影響を受けていない部類に入っているんですが、先ほどの説明資料にもあったように、直接、間接に影響を受けているところがあると。個々には事例を聞くんですけど、全体像がなかなかわからないものですから、本県の水産業に関してどういう業種であったり、販路であったり、どういう場面で、どれくらいの影響が起きているのか、漠然としているんですけれども、数字的なものも含めて何か整理されているものがあればご説明をお願いします。

【吉田水産加工流通課長】私ども、このコロナの問題が発生いたしましてから、関係業界に常に聞き取りを実施しております。また、県内にあります主要市場でありますとか、県漁連の方からはデータをいただきまして、今年の1月分までは全て合算して月別の取扱いを集計しながら、その状況を把握させていただいております。

ただ、水産でございますので、その時のしけ

模様とか、資源の状況、回遊状況、それを一概にこうだと述べるところまでは技術的にも難しいと考えております。

その中で全体的な動向でございますが、まず、新型コロナウイルス感染拡大は、インバウンドの減少、輸出の停滞、外食需要の減退により、水産物需要を直撃し、特に昨年4月頃の緊急事態宣言の発令後に顕著となりました。当時におきましては、高級魚の価格が前年より総じて5割から3割低下し、また、売り先が決まらない養殖魚は在庫として滞留する状況となりました。

その後、感染拡大が一旦落ち着き、GoToキャンペーンなどにより人の往来が再開し、需要が喚起されたことにより、水産物の流通販売は前年度並みに戻りつつありました。このことにつきましては、昨年の、先ほど申した市場とか漁連の前年度との比較でいきますと、単価につきましては前年比100%ということで、後半の伸びである程度カバーができていたような状況も見受けられたという状況でございます。

しかしながら、12月末の全国的な感染拡大に伴い、GoToキャンペーンが停止され、1月の再度の緊急事態宣言などにより、外食向けの需要が低迷し、中高級魚の単価が2割から3割ほど低下し、都市部向けの荷動きが悪化している状況でございます。

この1月の状況につきましては、先日、補正予算の際も少しご説明させていただきましたが、先ほど申した平均単価の合算でいきますと2割減少いたしております。

また、魚種別に見ますと、それぞれの市場と漁連に登録されている魚種のうち2割以上落ちた魚種が34%、また、1割から2割未満ぐらい単価が落ちた魚種が20%と、そういった状況も把握しているところでございます。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。コロナ感染症対策としては、一般的には、お店だったら雇用の維持であったり、資金繰り対策であったり、併せて感染防止対策を打つ、それとポストコロナを見据えたいろんな投資に対して支援をするというふうなこと、それから、消費喚起、需要喚起策ということになります。

この説明資料の中にも、一部こういうことをしましたということを書いてあります。この中で、本来、水産部の事業ではないんですけども、「長崎よかもんキャンペーン」というものを物産ブランド課でやっていて、「e - ながさき」ということで物産協会の部分と、それから県漁連も同じように、第1弾では3割引きと送料無料、第2弾で2割引きと送料無料で、第3弾は、この間の補正予算でされるということで、県漁連の方もされるというふうに聞いております。この第1回目、第2回目の実績はわかるんでしょうか。

【吉田水産加工流通課長】 県漁連のウェブショッピングにつきましては、水産加工流通課で執行させていただいております。第1弾が2,400万円の売上げ、第2弾が3,500万円の売上げで、計5,900万円の売上げとなっております。

併せまして、個人客向けのネット販売につきましては、物産ブランド課と連携してこういった形でやっておりますが、在庫が滞留した中で業務筋向けのネット通販もやらないといけないということで、国の1次補正でそういうメニューが出たものですから、県も1次補正でB to Bでネットで取引したものについては、送料を無償化するというような支援も水産加工流通課で執行させていただいております。これにつきましては6社が取り組みました。これは自社のECサイトで直接、相手方と取引をやる。今

後も営業自粛がある中で、やはりネットで取引をしないといけないということで、そこら辺のところを条件化して執行させていただきました。

【久保田委員長】 ほかにございませんか。

【山口(経)副委員長】 通告に従いまして、漁協の合併についてお伺いいたします。

10地区の漁協数が長崎県では64組合となっております。予算議案の中でもお尋ねしましたけれども、財務状況が厳しい状況であって、黒字団体が42と、組合員数も減少しているということで、漁協組織の弱体化というのがあるということです。

そういう環境の中で漁協の合併がどうしても必要ではないかと思うんですけども、その辺について見解をお聞かせいただきたいと思えます。

【小田口漁政課長】 委員ご指摘のとおり、漁協を取り巻く環境が厳しくなっております。さらに、新たな資源管理とか成長産業化など、その施策の受け皿としての漁協の役割というものも大きくなっております。

県では、こうしたことから、そういう受け皿としての漁協と申しますか、組合員の付託に応えるためには、合併、組織の拡大というのは大変有効な手段であると考えており、現在、県内の10地区において協議が進められておりました。その中に出向いて、いろんな支援等を行ったり、また、そういう組織が立ち上がってないところにおいては、漁協の役員等に対して意識、漁協の将来像等についての啓発等を行っているところでございます。

【山口(経)副委員長】 10地区で協議が進められているということですが、なかなか合併が進まない状況もあるかと思えます。

そういう中で、課題としてどういうことを捉

えておられますか。

【小田口漁政課長】課題といたしましては、漁協間の財務格差や地域的な感情や異なる習慣の違い。また、漁業権や漁場利用に関する利害の対立など、地域ごとに様々な課題があり、進まない状況にあると考えております。

【山口(経)副委員長】複雑な地域課題等が混在して、なかなか合併が進まないということであります。私の地元の太田湾では、合併が大分進んでおりまして、今、6自治体にまたがる合併が進んでおります。

そうした中で、組合員を守る、そしてまた、太田湾は一つだという強い信念の下、合併を進められておりますけれども、それに対していろんな支援をやっていただいていると思うんですけども、合併に対して、よその地区でもいろんな働きかけ、あるいは支援、そういったものをお示しになって進めるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

【小田口漁政課長】合併協議におきまして、県をはじめ、系統団体とともに連携して支援等を行っていますが、予算の中でもご説明しましたが、合併計画を策定する際に、今後の青写真を描く時に中小企業診断士等のコンサルに外部から入ってもらって、そこらを助言するというような事業もつくっておりますので、そういうものを活用しながら支援していきたいと考えております。

【山口(経)副委員長】直接的な支援も必要かと思えます。合併して事業の計画をつくれれば、事業を後押ししていくといったことも合併した組合員に対して直接的な支援というのがまた進めば、合併も加速度的にいくんじゃないかというふうに考えております。もうちょっと踏み込んだ支援について何かないですか。

【渡邊水産経営課長】合併した後、する前等について支援ということで、実をいうと、今回、新しくつくった持続可能な新水産業創造事業の中の地域施策展開対策ということで漁協対策を打ち出しております。この中に漁協が合併をした場合に、いろんな施設整備ということが出てきますので、そういうことに対して支援事業を準備してバックアップしていきたいと考えております。

【山口(経)副委員長】考えておられるでしょうけれども、そういう支援メニューというものをちゃんと示していただいて合併協議の中に入っていくということも必要ではないかと思えますけれども、部長、これから合併を進めていく中でお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

【斎藤水産部長】いろいろ答弁させていただいたとおり、小規模な漁協も多く、いろいろな問題を抱えていると思えます。一方で経営状況が違う等々、課題があるのも事実でございます。

また、山口(経)副委員長がご指摘のとおり、合併した優良事例といったものがございまして。こういった合併のメリットといったものを皆さんに情報発信なり、いろいろ伝えていくことも必要ではないかと思えます。

今、支援計画のためのソフトの部分ですとか、あるいは誘導のための施設整備等もございましてけれども、いろいろなものを総合活用しながら合併強化の検討を進めてまいりたいと思えます。

【山口(経)副委員長】合併ばかりがメリットじゃないんですけれども、地域の習慣とか、そういったものが守られるような地区で今まで漁協が組まれておったわけですから、そういったところの運営がしっかりなされていければ合併しなくてもいいわけですけれども、それがだんだ

ん零細になってきて、合併しなければ基盤が強化できないということでもありますから、そういう地区に対しては、しっかりと合併の協議を進めていただきたいと思います。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時24分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】先ほど、川崎委員からご質問がございました品評会への業者の数でございますけれども、92業者が242品の出品をしたという結果でございました。

【久保田委員長】ありがとうございます。

しばらく休憩します。

午後 4時25分 休憩

午後 4時25分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時26分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月11日

自 午前10時 0分
至 午後 4時46分
於 委員会室 4

農業経営課長 村里 祐治 君
農地利活用推進室長 溝口 聖 君
農産園芸課長 川口 健二 君
農産加工流通課長 長門 潤 君
畜産課長 山形 雅宏 君
農村整備課長 土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
森林整備室長 永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 久保田将誠 君
副委員長（副会長） 山口 経正 君
委 員 溝口英美雄 君
" 坂本 智徳 君
" 外間 雅弘 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 川崎 祥司 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 堤 典子 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【久保田委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より予算議案説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】 おはようございます。

私の方から、農林部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第4号議案「令和3年度長崎県農業改良資金特別会計予算」、第5号議案「令和3年度長崎県林業改善資金特別会計予算」、第6号議案「令和3年度長崎県営林特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第79号議案「令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」、第80号議案「令和2年度長崎県林

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長 綾香 直芳 君
農 林 部 次 長 吉田 弘毅 君
農 林 部 次 長 渋谷 隆秀 君
農 林 部 参 事 監
(農村整備事業・諫早湾干拓担当) 山根 伸司 君
林政課長(参事監) 内田 陽二 君
農 政 課 長 小畑 英二 君
農山村対策室長 村木 満宏 君
団体検査指導室長 村岡 彰信 君

業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第81号議案「令和2年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）」であります。

議案の説明に先立ちまして、当面する農林行政の課題及び今後の取組についてご説明いたします。

現在公表されております平成30年の本県の農業産出額は、前年を133億円下回る1,499億円となっております。

この要因としては、肉用牛で前年比7.5%増加したものの、冬場の天候が全国的に温暖となり露地野菜の生育が良好であったため、出荷の前進化と市場入荷量の増により価格が低下し、野菜で16.4%、いも類で30.7%減少したことなどが影響したものと考えられます。

また、農業産出額に占める生産農業所得の割合は、前年の38.4%から38.0%とやや低下しており、全国順位では前年の31位から26位と向上したものの、全国中位にとどまっているほか、昨年11月に公表されました2020農林業センサスの概数値では、本県の農業経営体数は約1万8,000と、平成22年からの10年間で30%、約7,700経営体減少しており、産地の生産基盤の弱体化や集落機能の低下が危惧されるところであります。

このため、県では、昨年11月議会で議決いただいた「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、次代につなげる活力ある農林業産地の振興を図る「産地対策」と、多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図る「集落対策」を車の両輪として施策を展開することとしております。

令和3年度の重点施策として、まず、「スマート農林業技術等による生産性向上」に向け、米や野菜、果樹、畜産、木材などの産地・品目

ごとに所得向上を図る「産地計画」を基軸とし、離島や中山間地域を多く有する本県の地域特性に合わせたロボットやAI・ICT等のスマート農林業技術の導入等により、生産性の高い農林業産地を育成してまいります。

次に、「県産農産物の流通・販売対策の強化」に向けた取組として、県産農産物の販路多角化のための県内流通の強化、長崎四季畑の商品特性に応じた販路拡大、しまの産品振興や新幹線開業等に対応した商品開発、輸出先国の規制等に対応した産地づくり、輸出先の新規開拓等を推進してまいります。

さらに、「人・農地・産地プランに基づく担い手の育成と生産基盤の強化」に向け、新規就農就業者、認定農業者、集落営農組織等の担い手の育成・確保、外国人材の活用や農福連携の拡大、空きハウス等の新規就農者への継承を進めるとともに、人・農地プランに作付計画を連動させ、担い手への農地の集積・集約化と生産基盤の整備、園芸作物の導入等を推進してまいります。

また、「農山村集落への移住・定住と関係人口の拡大」に向けた取組として、農山村集落の魅力の磨き上げと発信、お試し移住、農地付住居の紹介等により移住・定住を促進するとともに、都市住民との協働等による多面的機能の維持と関係人口の拡大、鳥獣害対策や防災対策による暮らしやすい集落づくりを進めてまいります。

最後に、「農山村で稼ぐ仕組みづくり」として、地域の「顔」となる産品づくりに向けた地域資源の発掘や新規品目の導入及び商品化の検討、直売所の機能強化や農泊の開業促進など地域ビジネスの創出・展開、中山間地域における営農組織の育成等を推進してまいります。

それでは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入総額は182億1,118万8,000円、歳出総額は327億665万3,000円となっております。なお、歳入総額の金額について、コンマの位置を誤って記載しております。誠に申し訳ございませんでした。

主な事業については、4ページ以降にそれぞれ記載のとおりであります。

12ページの下段から15ページにかけての債務負担行為の主な内容につきましては、複写機の賃借に要する経費のほか利子補給や工事請負契約にかかる支払額等であり、その内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

15ページの下段から16ページをご覧ください。

第4号議案「令和3年度長崎県農業改良資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入・歳出総額は7,898万1,000円となっております。その内容は農業改良資金及び就農支援資金について、県による貸付事業の終了に伴い、貸付金償還金を国及び一般会計に返納する処理等を行うものであります。

16ページの中段をご覧ください。

第5号議案「令和3年度長崎県林業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入・歳出総額は2,074万8,000円となっております。その内容は、林業・木材産業の経営改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保のために、林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。

17ページをご覧ください。

第6号議案「令和3年度長崎県県営林特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入・歳出総額は3億2,165万1,000円となっており、その内容は県営林経営計画に基づく県有林及び県行造林の管理経営に要する経費であります。

第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

18ページをお開きください。

歳入総額は16億5,757万8,000円の減、歳出総額は24億7,540万9,000円の減となっております。

20ページをお開きいただき、中段をご覧ください。

農業サービス事業者への出資について、県内農家の外国人材の期間派遣の需要増に対応し、県内の農繁期の労働力を確保しつつ、農閑期には他県へ派遣する仕組みを構築するため、県から株式会社エヌへの出資に要する経費の増及び事業実績の減に伴い、農業支援体制総合推進事業費4,653万4,000円の増を計上いたしております。

その他の内容につきましては、国の内示の減や事業実績の減等に伴うものであり、それぞれ記載のとおりであります。

23ページの中段から24ページにかけて、繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や、災害復旧にかかる国の交付決定の遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、それぞれ記載のとおり設定するものであります。後ほど農政課長から補足説明をさせていただきます。

24ページの中段から25ページにかけての第79号議案「令和2年度長崎県農業改良資金

特別会計補正予算（第1号）」、第80号議案「令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第81号議案「令和2年度長崎県営営林特別会計補正予算（第3号）」について、歳入・歳出予算の補正額は、それぞれ記載のとおりであり、主な内容は事業実績等の減によるものであります。

最後に、令和2年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和2年度予算の補正について専決処分により措置をさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。

次に、農政課長より補足説明を求めます。

【小畑農政課長】 私の方から、農林部関係の繰越明許費につきまして、お手元にお配りしております補足説明資料の「繰越事業理由別調書」に基づきご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

今回計上いたしておりますのが、表の一番右の「2月議会計上（通常）」に記載しておりますとおりで、上段の表の一番下になりますが、合計で784件、56億7,406万3,000円となっております。

繰越理由の主なものとしまして、件数といたしましては上段の表の一番上、「事業決定の

遅れ」によるものが最も多く701件、89.4%、金額にしまして22億2,229万8,000円、割合では39.2%を占めております。

また、上段の表の一番下、「その他」の主な理由につきましては、技術者、労務者不足等による入札不調によるものであります。

繰越事業の主なものとしましては災害復旧費が最も多く、上段の表の一番上、「事業決定の遅れ」の701件中680件に加え、「その他」の27件中1件が災害復旧費であります。

また、先にご承認いただきました9月議会計上分、11月議会計上分、経済対策補正計上分を含めると、表の左側の合計欄に記載しておりますとおり931件、169億8,304万1,000円でございます。前年度同期の繰越明許費と比較しますと、下の参考欄に記載しておりますが、件数で154件の増、金額では38億6,249万7,000円の増となっております。

その内訳については、経済対策が18件、約9億5,000万円の増、災害復旧費が96件、約8億1,000万円の増、その他が40件、約21億1,000万円の増となっております。その他の主な増加要因ですが、計画・設計・工法の変更によるものが増加したほか、入札不調となったものなどによるものであります。

また、資料の2ページから13ページに、繰越が見込まれる事業一覧といたしまして、事業名、繰越箇所、事業内容をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向け、最大限努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

【久保田分科会長】 次に、農業経営課長より補足説明を求めます。

【村里農業経営課長】 農業経営課関係の事業につきまして、補足の説明をさせていただきます。

補足説明資料「第78号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算にかかる計上事業一覧」の1ページをご覧ください。

今回、農業経営課の補正予算として計上しておりますのは1件で、5,000万円となっております。

2ページをご覧ください。

農業サービス事業体出資金につきましては、県内の農業者の外国人材による労働力の確保とコスト縮減を図るため、農業サービス事業体である株式会社エヌが、県内の農繁期の労働力を確保しつつ、農閑期は外国人材を県外へ派遣する仕組みを構築するための取組を支援するものでございます。

株式会社エヌが、新たに長野県と北海道の2つの事業所を設置するに当たり、労働者派遣法で定められた資金的な要件を満たすため、県から株式会社エヌへ出資を行うもので、今回、補正予算として5,000万円を計上しております。

農業経営課関係分は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明をお願いいたします。

【小畑農政課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料でございます政策的新規事業の計上事業のうち、農林部関係についてご説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部・水産部・農林部」の中ほどに「政策的新規事業の計上状況」と記載されました資料の2ページ中段から3ページにかけてが農林部でございまして、ご覧いた

だきたいと思っております。

これは、政策的新規事業に係る予算要求内容についての査定結果を提出するもので、農林部については11事業の計上状況を記載しております。

要求額と計上額に差が出ておりますが、これは、予算編成過程において事業内容や事務費等を精査したことなどによるものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

新規就業者総合対策費5億1,335万9,000円についてお尋ねいたします。まとめて書いてありますが、どういった事業が積み上げられて5億1,300万円になっているのか、お尋ねいたします。

【村里農業経営課長】委員ご質問の新規就農者総合対策費の内訳、内容についてでございますが、お配りしております「令和3年度当初予算 予算決算委員会農水経済分科会説明資料」の38ページをご覧くださいいただければと思います。

この一番下段に、令和3年度当初予算の歳出で新規就農者総合対策費5億1,335万9,000円を計上しております。その事業の内訳ですが右側の内容説明欄で、まず新規就農者確保対策費といたしまして4,998万円を計上しております。この内容につきましては、新規就農者の確保に向けましたオンラインを含めた就農相談会なり、就農に必要な技術習得研修の事業、また、遊休施設の流動化等による支援に要する経費として計上しております。

もう一つ下の農業次世代人材投資事業につき

ましては、新規就農者の就農前の研修や就農直後の経営確立を支援するため、国の事業を活用し資金を交付するものでございます。これにつきまして4億6,337万9,000円を計上しているところです。

【川崎委員】個別の事業についてご説明いただきまして、ありがとうございます。

部長説明6ページに、目指す課題が掲載されている中で、地域全体で就農希望者を受け入れる団体等の登録の充実とあるんですが、少しこれの背景と詳細説明をお願いしたいと思います。

【村里農業経営課長】ご質問の地域全体で就農者を受け入れる受入団体等登録制度の内容、背景でございます。

まず、背景でございますが、基幹的農業従事者が減少する中で、県内外から就農希望者を積極的に呼び込む必要があるということで、就農を希望する全国の方々が安心して長崎県で就農を選択してもらうために、県だけではなく地域と連携した受入体制の整備が必要と考えまして、平成27年度から就農希望者の就農を円滑に推進するために技術習得研修の受入れや、農地、施設、機械等の取得に関する助言、情報提供を行っていただく産地や農業法人、農業者等を県が登録して受け入れを進める制度でございます。令和3年2月末現在で271の団体等が登録をしているところでございます。

【川崎委員】今のご説明の中で県内外からと。県外のどちらの地域も恐らく就農者は非常に不足して困っておられる中に、国外ならまだ、エヌとかあって取組はわかるんですけど、県外の取組というのは、ゼロとは言わないですけど、なかなか困難な取組ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【村里農業経営課長】就農希望者を県内外から

呼び込むということでご説明をさせていただきました。

県内はもとより県外にも長崎県の就農情報を、ここで登録しております産地が受け入れてしっかり研修ができますとか、住宅の斡旋とか、いろんな支援も含めて受け入れるという情報を、新規就農相談センターから発信いたしまして、それをもとに全国で就農を希望する方々が集まる就農相談会に出かけていきまして、そこで長崎県を希望される方のお話をお伺いして、先ほど申しました実践研修の受け入れにつないでいくという形でしております。

昨年度は、コロナの影響もございまして、就農相談会を個別のオンライン相談会に変えまして、そういった相談を受け付けて受け入れにつなげているところでございます。

【川崎委員】県外からつながった、ここ数年の実績をすぐにお答えいただけますでしょうか。県外からの人数。

【村里農業経営課長】令和元年度の新規就農者210名ございますが、その中で県外からの受入れが11名ございます。実績として、11名が県外からでございます。

【川崎委員】わかりました。来ていただくことに関してはウエルカムですので、ぜひ頑張りたいと思います。

次に、遊休施設の斡旋による流動化の支援というのがちょっとわかりづらくて、説明をいただけますでしょうか。

【村里農業経営課長】遊休施設の斡旋による流動化の支援でございますが、新規就農を希望される方で、施設園芸を希望される方が多くございます。その新規就農者の初期投資を軽減し、また早期の経営確立を図るために遊休ハウス、いわゆる空きハウスを新規就農者につなげてい

きたいということで、そういった掘起しなりマッチングを支援いたします受入団体、研修で受け入れる受入団体等の活動を支援して、新規就農者への流動化を図りたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 会計で言うところの流動化とか、そんなことじゃないわけですね。流動化って人の流れという意味ですかね。

【村里農業経営課長】 流動化という言葉を使っておりますが、遊休ハウスを、利用されていない持ち主から、新規で農業を始めたい新規就農者に賃借等で権利を移して、そこで経営を開始していただくということを流動化という表現を使っております。

【川崎委員】 就農前後の所得を確保する資金の交付とは、どういった仕組みでしょうか。

【村里農業経営課長】 就農前後の所得を確保する資金の交付についてでございますが、次世代を担う農業者となることを指向、希望されます49歳以下の方に対しまして、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金としまして、国の方で農業次世代人材投資事業を実施しております。本事業につきましては、就農に向けて必要な技術を習得するための研修を受ける者に、就農の前2年間に對する資金を交付する準備型と、次世代を担う農業者となることを目指して自立、独立、就農される新規就農者に対して就農してから資金を交付する経営開始型の2つの資金から成り立っております。そういった制度でございます。

【川崎委員】 金額とするとどういう形になりますか。

【村里農業経営課長】 実際に交付される資金の額は、準備型におきましては年間最大150万円を最長2年間、経営開始型におきましては、令

和3年度採択からちょっと要項が変わりまして、経営開始の1年目から3年目までが最大150万円、4年目、5年目が120万円ということで、最長5年間の支援を受けられるようになっております。

【川崎委員】 交付だから、返還は要らないというものです。わかりました。

こういう形で支援していただくことによって新規就農者がどんどん出てきて定着できるように、またサポートいただければと思います。

次に、スマート農林業というテーマでお尋ねをいたします。

部長説明の資料の2ページにも「スマート農林業技術等による生産性の向上」に向けてと、AI・ICT等のスマート農林技術の導入等による生産性の高い農林業産地を育成するということでの様々な施策がずっと展開をされていると思います。

この委員会ですとDXを各部に伺っているんですが、そういった意味でいけば、この農林業の部分もスマートというテーマのもとに長く取り組んでこられているんでしょうけど、業務の効率化ということについては劇的にいろいろお取組をしていただきたいというふうに思っているところです。

ぜひ各分野での取組の方針を、手短で結構ですので、お尋ねしたいと思うんです。米・野菜の部門、果樹の部門、畜産の部門、林業の部門、それぞれの皆さんにどういう方針でスマート化に取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

【川口農産園芸課長】 県におきましては、本県の主要な品目、畜種別の営農体系モデルや、今後5年間で普及を進めるスマート農業技術のロードマップ、今後どのように進めていくか、いつまでにということを決めております。

また、県が重点的に取り組む方策を示しまし

た長崎県スマート農業推進方針を策定しており、今後、スマート農業の普及拡大を図りまして生産性を飛躍的に向上させることといたしております。

委員ご指摘がございました水稻におきましては、直進アシスト付きのトラクター、田植え機、ラジコン草刈り機、ドローンによる防除などの実演を行っております。普及拡大を図ってまいります。

また、露地野菜につきましては、ドローンによる防除の拡大、生産出荷予測システムの確立、AIを活用いたしました自動選果システムの確立に取り組んでまいります。

また、いちごやキクなどの施設野菜、花卉につきましては、ハウス内の環境制御技術の普及によります単収の向上に取り組んでおります。

【山形畜産課長】畜産につきましては、牛の発情や病気の兆候をセンサーとAIで感知する牛群管理システム等を活用した分娩間隔の短縮や事故率の低減、放牧牛の遠隔管理や給餌ロボット導入等による省力化の実現に取り組んでまいります。

【内田林政課長】林政課では、ドローンを活用した測量の実証を今やっております。森林整備の主体が、木材を出荷しながら森林整備を行う搬出間伐というものに取り組んでいるわけですが、これには国庫補助が必ずつきませんが、その実績報告に実測図を添付する必要があります。この測量が非常に現地で手間を食っているということで、ドローンを使って、正確な測量とどれくらい誤差があるのかということを令和2年度に実証いたしました。結果、1.5%ぐらいの精度が確保できたということで、これを令和3年度にさらに現場に広めていこうということで取り組んでいるところでございます。

【川崎委員】各分野、ご説明ありがとうございました。随分といろいろな技術を導入されて、効率化を図っていただきながら、また収益が上がるような取組等に進んでいることについて確認いたしました。

今、共通している中にドローンということがよく出てまいりました。事前に説明をいただいた「ながさきの農林業」というパンフレットの表紙も、一番上にドローンがぱんと映って、まさにこのドローンの世界は非常に期待されるどころなんだろうと思っております。

先ほどの実測の分についても、実証実験をやったら1.5%の誤差ということであれば、ほぼほぼ実用できるんだなというふうに感じました。

そういった中において、ドローンをもっともっと活用しながら農林業に活かしていく人材の育成も必要かなと思っているんですが、こういうところのお取組は何かございますでしょうか。

【川口農産園芸課長】ドローンは最も導入が進んでおります。農産園芸課としてもドローンのオペレーターの育成は必要と考えておりまして、令和2年度におきましては、4地区で18名のドローンのオペレーターの育成を支援しているところでございます。

【川崎委員】育成をされて、もうこれは就農者という形で受け入れて、実際に現場で頑張っていていただくことを目途にしながら取り組んでいるという認識でよろしいでしょうか。

【川口農産園芸課長】多くは組織をつくられておりまして、例えばヘリ防除組合とか実際ございますので、その中に入られたりとか、ドローンの運用手法が異なっておりますので、別々にオペレーターを育成して防除を実施していただいているところでございます。

【川崎委員】わかりました。ドローンは、いろ

んな使い方があろうかと思って、本当に知恵出しだと思えます。あらゆるところに見出していたきながら、効率化のためにドローン活用、そして人材の育成、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、森林環境保全事業5億9,996万6,000円についてお尋ねいたします。

説明の中で、森林の整備は地域の実情に合わせて市町が行う提案型事業、このようなテーマで森林環境保全事業を進めていくということでしたが、どういった提案事業を実施して成果を生んできているんでしょうか、お尋ねいたします。

【内田林政課長】「ふるさとの森づくり」という名称で市町の提案型事業を採択している状況でございます。第3期の事業計画は平成29年度からの5か年で、今まで3か年で計画84件に対して実績が82件で進捗率は97%、市町にとっては貴重な財源となっていると我々は判断しております。

どんな事業が提案されているのかということですが、大きく分けて里山林整備が一つあります。森林整備等や竹林整備、あるいは、イノシシが繁殖していますので、里山林のバッファゾーンといいますか、見えやすくするということもやっています。

それから、公共施設の木造・木質化ということで、特に長崎市では、間伐材を活用して木工製品をつくって、学校とか教育機関、あるいは図書館にプレゼントする事業にも取り組んでいます。

それから、森林の普及啓発ということで、子どもたちを対象にしたバスツアー、森林見学ツアー、森林環境教育等を実施しております、市町が実施する体験学習に約2,000人が参加し

ております。

それから、200を超える施設に県産材の家具が導入されておりますし、一定ボランティア活動、あるいは森林整備活動に効果があったものと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。今、くしくも里山林整備のことについて、顕著な事例ということでご紹介をいただきました。

私も近くの自治会からご相談を受けて、この事業を紹介して、取り組んでいただくようなことを内々に進めているところなんです。

バッファゾーン、つまりきれいにカットして整備をしていく中において、この切り落した木をそのまま、運び出すことなくその場に置くと、きちんと転がらないようにされるんでしょうけれども、そのようなことがちょっと地元の方は抵抗があられるようで、撤去していただく、あるいは活用していただくところまできめ細かに支援をいただけないかといったお話がありました。

ぜひそういった撤去、あるいは間伐材の活用というところで、改めて里山林の整備事業を少し見直しといいますか、強化をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

【永田森林整備室長】委員ご指摘がありましたとおり、伐採した木については原則林地還元という形で、等高線状に並べることで流出を防ぐような置き方をしております。

ただ、そこに置くことによって保全対象、下流域の人家とかに対して被害を与えるおそれがあるといった分については、現地で判断し搬出も可能だと考えております。

また、木材の活用については、あくまで我々は事業をしているのみで、伐採した木については森林所有者の所有物でございますので、例え

ば所有者、自治会が、その木を活用したいということで、林内のここにこれぐらいの大きさを集積をしてくださいということでお話があれば、それも対応できるかと考えております。

いずれにせよ、事業実施に当たっては必ず事業説明会を地区で行っています。そういった折に、この木については搬出をしてほしい、この木についてはこういうことをしてほしいとご要望いただければ、現場を見ながら対応できるかと考えております。

【川崎委員】この森林環境保全事業の原資は、県民からお預かりする税が基になっていると承知しておりますが、これは令和3年度で終了して、令和4年度の方針は検討中というのが後々説明があるんだろうと思いますが、この検討状況はどうなのか。

人口が減って行って自治会の、いわゆる民間の活力が低減する中で、山もなかなか、きれいになるどころか、どんどん荒れる一方で、これは続けていく必要もあるんだろうと思っておりますが、ご所見を賜りたいと思っております。

【内田林政課長】ながさき森林環境税の検討状況ということでご説明をしたいと思っておりますが、現在、第3期の事業計画の5年間の事業期間のうち3年が経過していますので、今、林政課森林整備室内にワーキングチームを11名で構成をしまして、それぞれに担当と取りまとめ役ということで、11名で今、実績の評価、検証の中身を詰めているところでございます。

今後の予定でございますが、次の議会を目指して、成果検証をご報告できるのかなというスケジュールで取り組んでいるところでございます。

【川崎委員】では、次回の議会でご説明いただいて、また議論したいと思っておりますので、よろし

くお願いします。ありがとうございました。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【堤委員】先ほど、新規就農者総合対策費の次世代人材投資事業費の内訳の説明がありましたけれども、人数としては大体どのくらいの方に資金を交付するようになっているのか、お尋ねします。

【村里農業経営課長】令和3年度の予算でございますが、準備型につきましては114名、経営開始型で230名を予定しております。

【堤委員】そうしますと、準備型は2年間ということですから、1年目の方、2年目の方合わせて114名ということになるわけですね。わかりました。

今回、次世代農業女子発見・育成事業費というのが新規で計上してあります。説明の中に、発見という言葉はどうなんだろうと思うんですが、地域の潜在的「農業女子」の発見・個別支援、そして次世代の女性農業リーダーとの交流の場をつくる、そして地域の担い手として育成をしていくという内容が書いてあるんですけど、もう少し詳しくご説明をお願いします。

【小畑農政課長】ご質問がございました次世代農業女子の事業でございますが、これまで県においての女性農業者に対する支援といたしましては、どちらかといいますと既に地域で活躍されているリーダーの方への支援を主に行っております。

ちなみに、普段、農業に主として従事している方のうち約4割は女性といった状況がございますので、そういう方たちを支援しております。結果として、次世代リーダーの育成も一定図られたということでございますが、高齢化等に伴いまして、実際は若い世代がどんどん少なくなってきて、今後そういった方たちを輩出して

くという意味合いで、新たに事業を構築しております。

積極的に参画する女性農業者の人数が横ばいとなっていることでもありますので、「発見」という言葉が適切かどうかというのはごさいますけれども、そういった若い年代の女性農業者を早期に確保、育成するというところで、発見という形、もしくは掘り起しをしていく形の事業と考えております。

潜在的に経営参画に関心のある方、もしくはそういったことが期待できる方を発掘して事業を進めていこうということで、現在農業に従事していて経営参画に積極的に参加する見込みがある女性の方を各地域から掘り起こしまして支援をしていくと。

具体的には、経営参画を予定する女性農業者を各振興局からリストアップして、リストアップされた女性農業者に、ライフプランという形で、今後の農業経営に参画するに当たっての家族を含めたライフサイクルについて計画をつくっていただき、最終的には認定農業者になっていくことを目標にライフプランの作成を支援いたします。

もう1点は、既に支援してきたリーダーの女性の方たちとの交流の場がなかなか少ないと、要は身近にそういった方たちがいないというご意見もございますので、そういった方たちを含めた交流の場を企画いたしまして、参考もしくは目標にさせていただくという形で、そういった事業を一体として進めて、結果として認定農業者に結びつくような女性農業者をつくっていくことを想定しております。

【堤委員】 そうしますと、今、農業に従事しているけれども、それほど経営に参入していないというか、まだまだ取り組めていない皆さんを

振興局ごとにリストアップして、そういう皆さんのライフプランというか、農業者として立ちする、もっと力を発揮してもらうための支援を行っていくと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

【小畑農政課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

ちなみに、国の農林水産省の調査で、実は経営に主体的に関わりたいという潜在的な意識というか意欲をお持ちの方が大体3割以上いらっしゃると、調査結果として出ております。

それに対して、実際に活躍するために必要なこととして、ネットワークづくりという部分と女性が働きやすい環境づくり、要は家族もしくは地域の理解が必要といったことでもありますので、そういったことを背景として今回の事業を構築いたしております。

【堤委員】 農業は3Kの職業ということで、農家が跡を継がないとか、田んぼや畑が身近にある人ほど後継していかないような状況がずっと続いてきたと思うんですが、近年、一次産業に対する理解とか関心を持つ人たちも増えてきていると思うんです。

身近に女性で農業者として活躍しているモデルとなるような方がなかなかいらっしゃらなかったりして、こんなふうになりたいと、女性が農業に参入してというか農業を担当して、こんな農業リーダーになっていきたいと、そういうモデルになるような人たちがいらっしゃったら、もっともっと女性が参入できると思います。これから女性の活躍の場として開拓していけるのではないかと考えていますので、ネットワークをつくって積極的に進めていただきたいと思います。

余談ですけど、東京の書店に行くと、農文協

の本などがあります。農業女子の手作りの、日焼けを防止するための品物をつくってみましょうみたいな本があったりして、そういうのを見ると、本当に楽しそうだな、やってみたいなという気が起こされるわけです。

だから、農業女子を取り巻く様々なもの、関連したものなどの情報提供とか、そういうのを紹介する場も設けていただいて、農業への親しみとか関心をもっていただくような施策を進めていただきたいと思います。よろしく願います。

それから、今年は他県で鳥インフルエンザの発生があって、殺処分がたくさんありました。本県は幸いなことにそういうのはなかったわけですが。

病気の防疫のところでは、家畜伝染病の予防費について、前年度よりも予算が若干増えています。

養鶏農家というか、鶏は県内ではどのくらい飼われているのでしょうか。

【山形畜産課長】 すみません、ちょっとお時間をいただけませんか。

【久保田分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

【久保田分科会長】 再開いたします。

【山形畜産課長】 平成31年2月1日の国の調査で、養鶏戸数が114戸、羽数が476万4,000羽でございます。

【堤委員】 そうしますと、全国的にはどのくらいの位置にあるんですか。

【久保田分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

【久保田分科会長】 再開します。

【山形畜産課長】 戸数でいきますと全国の2.5%、羽数でいくと1.5%になります。

【堤委員】 全国的には、さほどのシェアではないということですね。

大規模な経営をしていらっしゃる場所もあるんですか。

【山形畜産課長】 県内には大規模の養鶏農家もございます。規模別の資料が今、手元にはございませんので、すみません。

【堤委員】 後でお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

養鶏場で飼われていた鶏が高病原性鳥インフルエンザに感染していたということで、たくさんの殺処分があったわけです。

野鳥が死んでいて、それが病原菌を持っていたとわかったということがありますけれども、野鳥などがウイルスに感染していた場合、どういった防疫をとられるのかお尋ねします。

【久保田分科会長】 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

【久保田分科会長】 再開します。

【堤委員】 横長の当初予算説明資料の63ページ、家畜伝染病予防対策費のところでお尋ねをしています。

【山形畜産課長】 国内で発生している鳥インフルエンザの感染経路としては野鳥から、特に今年は爆発的に全国で発生しています。一昨年夏ぐらいにヨーロッパで発生した鳥インフルエンザのウイルスが、渡りの時に保有して我が国の方に来たのではないかというふうに言われてお

りまして、野鳥での高病原性鳥インフルエンザウイルス感染状況について、3月3日現在で18道県で57事例が確認されております。県内では、まだそういう事例はございません。

感染しているのが確認された場合は、その周辺の農場等に立入り検査等をして、異常がないことを確認しますし、環境省の方でも、周辺の地域を指定強化をして、死んだ野鳥だけではなくて糞便の調査などもしています。それから、環境の水にもウイルスがないかと集中して調べて、感染が広がっていないかを確認していくし、我々畜産サイドとしては、そういう情報を畜産農家に説明いたしまして、注意喚起を図っていくことで取り組んでおります。

【堤委員】説明ありがとうございました。

もう一回確認ですけれども、野鳥が病原菌を持っていたとしても、養鶏場の鳥が感染をしていなければ殺処分にはならないわけですか。

【山形畜産課長】あくまで養鶏場における家禽で発生した場合に殺処分の対象になるということでございます。

【堤委員】ありがとうございました。終わります。

【西川委員】私は2点についてお尋ねしたいと思います。

まず、有害鳥獣による農作物被害防止対策の病害虫防除対策費10億4,609万7,000円ですけど、ここ2～3年の農業被害額及び捕獲頭数、各市町別ではなくて県内合計でいいですか。

それと、各市町の要望に、国の対策費とか、対応できているのか、待たせたりカットしたりということになっていないのか、今年度はどのような計画か、お尋ねします。

【村木農山村対策室長】野生鳥獣による農作物の被害につきましては、先般12月に国から公表

されましたが、本県の全体の被害額については1億4,000万円となっております。平成30年度が約2億円となっておりますので、前年に比べて約6,000万円減少しております。このうちイノシシにつきましては、平成30年度が1億4,000万円に対しまして令和元年度が8,000万円ということで、約6000万円の減少になっております。近年の傾向を見ますと、ここ3年、被害額も徐々に減少している状況でございます。

施設整備、あるいは捕獲経費に国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して支援をしております。本年度につきましても、地元の要望どおりに事業ができるようにしております。昨年度も同様に、市町の要望に基づいた事業が実施できているところでございます。

【西川委員】ここ数年、現場からは不満の声とかがあったんです。

それで、捕獲手当、報奨金の推移は市町で違ったりするんですけど、県としては、その推移をどのように見ておられますか。

【村木農山村対策室長】捕獲経費の支援につきましては、平成30年度に県の報奨金の見直しをしたところでございますが、市町につきましては、特別交付税を最大限に活用していただきながら、現状の見直し前の報奨金の額を維持していただいております。

県としましては、報奨金を平成30年度に見直した際に、市町の真水の負担増分に対する支援をしてきておまして、来年度も引き続き支援させていただくこととしております。

【西川委員】初めから質問に入れておけばよかったんですけど、対馬とか長崎市のシカがちょっと心配なんです。特に対馬はですね。シカ対策は、主に猟師に限られるかもわかりませんが、その後どのような計画か、今年度の10億円の中

に入っているのか、また別なのか、また、環境省あたりとの話し合いなどがどうなっているのかも教えてください。

【村木農山村対策室長】シカ対策につきましても、来年度の10億4,600万円の中に捕獲経費、あるいは防護柵の整備という形で含まれております。

環境省におきましても、本県は環境省の事業を活用いたしまして対馬市において効果的な捕獲対策の実証に取り組んでおりますし、対馬市におきましては環境省が主体となって、県市と一緒にあって対馬二ホンジカ対策戦略会議といった体制整備をいたしまして、その中で捕獲対策の強化、あるいは人材育成等について、情報共有を図りながら一体となって進めているところでございます。

【西川委員】それで、担当が違うかも知れませんが、対馬山林のスギ、ヒノキなどの被害はどうでしょうか。

【永田森林整備室長】スギ、ヒノキでいいますと、角こすりをシカはやります。こすられたところはどうしても傷が入るので、そこについての被害を当初、十数年前までは算定をしておりましたが、近年の木材の利用の状況からしますと、その傷ついたところもチップで十分使えます。元玉の一番下のところをチップに回して、そこから上の二番玉、三番玉という形で木材をとっており、実際の木材の価格は本土と対馬で比べても全く遜色ございませんので、そういった面での被害は現在のところはないという状況でございます。

ただし、皆伐をした後に、そのまま再造林をするとシカに食われてしまいます。それについては防鹿ネットを必ずセットで実施をしていただいておりますので、再造林したところについて

の被害はないという状況でございます。

【西川委員】有害鳥獣に対しては大体わかりました。今後とも頑張ってくださいと思います。

さて、今年度、平戸市でも的山大島で、せっかくの松林が相当やられました。また、五島列島でも松くい虫の被害など、結構聞き及んでおります。

林業振興費の中の松くい虫防除費が2,557万円と、直接の防除じゃないと思いますが、造林費の森林環境保全整備事業費の中の環境林整備造林事業費6,481万円が、松くい虫被害地や台風被害跡地等における森林整備に要する経費ということで今年度計上されております。

長崎県は緊縮財政で1割カットとか前年と同額とかという中で、環境保全整備事業費が今年度は2億円増えておりますが、それは主に何の事業にしているのか、松くい虫対策と森林整備事業についてお尋ねいたします。

【永田森林整備室長】今お話がありました、当初予算の横長の説明資料76ページの森林病虫害等防除費は、主に薬剤散布。空中散布、地上散布及び樹幹注入といたしまして松の木に薬剤を注入することによって、松を枯らすマツノザイセンチュウの増殖を抑える事業がこの中に入っています。

これが減額になっていきますのは、薬剤注入は一旦注入すると7年間の薬効がございます。7年周期で薬剤を打つ中で、やはりどうしても波がございますして、今年はいっぱい打たないといけない、来年は少なくていいということで、若干ここが減っているのは、薬剤注入の分が減っているということでございます。

それと、77ページの森林環境保全整備事業費の環境林整備造林事業につきましては、松くい

虫にやられた木を伐採して焼却、もしくはチップとかで小さく砕いて発生源を断つという事業でございまして、これにつきましては、昨年度来、小値賀町等で多く発生していますので、その辺で予算をしっかりと、昨年度の補正予算でも確保していますので、今年度は若干減っているという状況でございます。

【西川委員】 いずれにいたしましても、せっかくの美林というか、風光明媚な感じを醸し出す松が枯れることは、島民の皆さんにとって大変寂しい、悲しいことだと思います。しかし、県北振興局の担当者とか五島振興局の担当者が一生懸命、精いっぱい頑張っておられて、島民の方たちも県の対応に感謝しております。

今後とも、そういうふうにご感謝される農林部林政課、森林整備室であっていただきたいと思っております。予算の確保、頑張ってください。終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

【坂本(智)委員】 ただいま西川委員から、私の地元、対馬のことが出ましたので、ちょっと関連してお尋ねをいたします。

シカでございますが、現在、対馬にどのくらいいると考えておられますか。

【村木農山村対策室長】 現在、4万1,700頭生息するとされております。

【坂本(智)委員】 対馬の人口が3万人ちょっとかないかわかりませんが、それよりも多いんですね。

どのくらいシカを獲っていらっしゃるんですか。あるいは、次年度にどのくらい獲ろうと考えていらっしゃるのか、この予算の中で。

【村木農山村対策室長】 令和元年度の実績が、対馬市で約8,400頭捕獲されております。平成30年度が6,400頭で、2,000頭余り増加しているということでございます。今年度につきまして

は8,600頭を目標に捕獲を進めているところでございます。

対馬市としまして、来年度は1万頭を目標に捕獲を強化していきたいと伺っておりまして、この分の捕獲経費につきまして、先ほどの10億円の中に計上しているところでございます。

【坂本(智)委員】 イノシシみたいに毎年毎年増えるという状況ではないと思います。しかし、どのくらいがベターというんですか、対馬のあの面積の中で、どのくらい駆除すればいいのかということはいかがですか。

【村木農山村対策室長】 適正頭数につきましては1平方キロメートル当たり5頭ということになっておりまして、対馬市の面積で換算いたしますと3,500頭ということになります。

目標としては3,500頭ではあるんですけども、シカは年に1産ということもありまして、どこまで捕獲圧をかけていけば増加に転じないのかというところで、8,500頭程度は毎年捕獲していく必要があるということで進めているところでございます。

【坂本(智)委員】 いずれにしましても、安心して防鹿ネットが張れるように、この前も質問したかと思いますが、この件についてはよろしくお願ひしたいと思います。ぜひひとつ、どうぞよろしくお願ひします。

【山本(由)委員】 当初予算の横長資料の54ページ、主な事業の概要版でいうと39ページですけども、長崎農産物商品力強化事業費の中で高品質農産物の販売実証ということで水産部と一緒に載っているんです。これは県内量販店での販売実証ということで、水産物はアカムツ等と昨日ごですから、3万人いる

説明があったんですが、それと併せてブランドみかんと一緒に販売をしていくというふうな取

組なんでしょうか。

【長門農産加工流通課長】委員お尋ねがありました高品質農産物の県内実証につきましては、水産物とは別にですね。流通の仕方が異なります。どちらかという農産物は市場流通がメインになります。

市場流通の中で高品質の農産物はどちらかという関西圏の方に行っているんですけども、コロナの影響で県内ニーズが、巣ごもり需要という形で少し高いものを買おうと消費者ニーズも変わってきている状況で、大阪等に流れている、例えば太物のアスパラとか、そういう高品質の農産物を実際に県内の量販店等に流してみようという実証事業となっております。

【山本(由)委員】私が理解できていないんですけど、長崎県高品質農水産物フェアというふうな形で、こっちに水産物があって、こっちに農産物があると、そういうイメージではないということなんですね。

それから、概要版の方に「コロナ禍にも対応した新たな販路」というふうな書き方がしてあるんです。水産物については、例えば宅配事業のカタログに掲載をしてということで、カタログ販売なのかなと思うんですけど、農産物については特にそういった記載がなかったものから、コロナ禍にも対応した販路の拡大というのはどういう内容でしょうか。

【長門農産加工流通課長】先ほどもご説明いたしましたけど、農産物については市場流通がメインになっております。長崎は大消費地に向けた関西以西が主な農産物の市場となっている状況で、コロナの影響によって巣ごもり需要ということで、県民の皆様も一定、ちょっと高いものを買ってみようかという話もございますし、そういうニーズが出てきている状況で、県内で

も少し、販売リスクというんですかね、販路を多角化していくと。大阪が難しい時には長崎に流してみるとか、そういう販路の多角化をしていくことの実証という意味も含めて、コロナの影響も踏まえて販売の多角化、販路の多角化の実証をしていくということを考えている状況でございます。

【山本(由)委員】これは、販売手法を変えるというよりも、販売先というんですか、今まで高品質のものは都会に出ていたけれども、県内でもちょっと高いものを買おうというニーズがあるから、販路を少し注力してみようかと、そういうことですね。わかりました。

それからもう1点、当初予算の横長資料でいうと33ページのながさき地産地消活性化支援事業費で、今年度はゼロで去年が559万8,000円ということなんです。私が、どこに振り替わったのかが探せなかったんです。今年度、地産地消に関してはどういうふうに取り組んでいこうとされているのか、お願いします。

【村木農山村対策室長】地産地消の事業につきましては、32ページの下段から2つ目、農山村地域力向上支援事業の中に統合しております。額につきましては今年度を約50万円程度上回る600万円程度を計上しております、引き続き地産地消の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【吉村委員】今、山本(由)委員からもあった、事業名の振替えとか目変えとか、いろんなものがあるみたいです。今のも、前年度ゼロで、今年度1億2,700万円ついている。逆に、最初のもは今年度ついておったのが来年度はゼロになると。そういうのがいっぱい出てくるものだから、そこら辺を総体的に説明してもらえんかな

と思うんだけど、一々聞きよってもあれだろうけん。

本当の新規と、事業名を変えてこっちに持っていっているのと、2つあるんだろうと思う。それぞれの課で、これとこれは事業名が変わって入っておりますと。そういうのが結構多い、農林部は。本年度はゼロと。事業はせんとねと思うたら、違うところに入れていると、事業はするんですよとなっているわけね。今の山本(由)委員の質問もそうたい。

だから、そういうのを取りまとめて、課ごとに説明してもらえんかなと思うんだけど、いかがですか。

【久保田分科会長】 しばらく休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

【久保田分科会長】 再開いたします。

【吉村委員】 今のはどうなったのかな。

【久保田分科会長】 今のは午後から。

【吉村委員】 よろしく願います。

そうしたら畜産。当初予算の横長資料で62ページ、畜産クラスター構築事業費が大きく減少している。

低コスト牛舎の導入というのを去年、聞いた記憶がある。県の補助率を下げるために、コストは安いけど機能は変わらない牛舎を進めていくという話があったと思うんだけど、その後の状況はどうですか。減額になった理由は、そういうところからきているのかなと思うけど、いかがですか。

【山形畜産課長】 減額の理由につきましては、大きく事業量が減ったと。要望を各市から上げていただきますが、今回、その件数が減った。特に令和2年度は養鶏の大きな事業があったん

ですけれども、そういうのもなくなったと、令和3年度は肉用牛だけで、その事業量が減ったことで事業費全体の予算額が減少したところでございます。

それから、牛舎の低コスト化を進めていくということで、県の方で低コストのポイントを示した低コスト牛舎仕様書をつくりまして、繁殖牛舎では平戸市田平町で、県のつくった仕様書に基づいて実際に建築をしまして、コストが大幅に下がった事例もあります。引き続き、低コスト化に向けて、この仕様書等を主体に推進をかけていきたいというふうに思っております。

【吉村委員】 田平で1か所。

減った理由は、造る人が減った。計画はあったけれども、造れなかったということなのか、そこら辺をもう少し詳しくよろしいですか。

【山形畜産課長】 年度ごとに需要額調査を行いまして、その年によって、大きい事業がある時はどんと事業費が増えますし、そういうのがなくなれば当然減るという結果でございます。ですから、造りたくても造れないというのは、今のところ予算上では反映しておりません。

【吉村委員】 そうしたら、要望がなかったと。

でも、減額をしていくことはやっぱりいかんことだから、造ってくださいと誘導をして、伸ばしていくためには造らんばいかんということもあるんだけど、そこら辺はもっと働きかけを強めて、JAなどと一緒になってやっていただきたいと思えます。

それと、何パーセントぐらい低コスト化できたのか、教えていただけますか。

【山形畜産課長】 低コスト牛舎の仕様書をつくっておりますが、付帯施設とかを除いた畜舎のこれまでの平均が平米当たり3万4,000円かかっておりまして、この仕様書を使うと、それが

2万8,000円くらいでできるということで、15%程度のコスト低減につながるものと考えております。

【吉村委員】15%といたら結構な低コスト化だなと個人的には思うんだけど、その低コスト化によって、補助額は減ったけど農家の手出しは増えなかったという結果が出ていますか。

【山形畜産課長】クラスター事業の補助率については、13.5%から段階的に引き下げをして、令和3年度からはもうゼロにすると。

ただし、新規就農者であるとか、キャトルステーションみたいな公共性の高いものについては、引き続き10%上乘せで来年度からも取り組んでまいります。

一般の規模拡大については上乘せはないですが、このコストの縮減がうまく図られれば、15%ですから、その補助率の低減分を十分吸収できるものというふうに思っております。

【吉村委員】「厳しい財政なので、補助率を下げざるを得ないんです。しかし、農家の手出しが増えないよう、低コストでも機能は劣らない牛舎を提供していきます」という言葉だったから、それが実現できていると、ちょっとは安心しておりますが、引き続き農家の関係者の声を聞きながら事業を進めていただきたいと思います。

それから、新規就農者確保対策費4,998万円とあるんです。この中で、新規就農希望者を呼び込み育成するために、オンラインの就農相談とか技術習得研修とかを当然やっていくわけですが、ここにもう一つ、空きハウスの斡旋等による初期投資の軽減と出てくるわけです。

使える空きハウスがあるのかなと思うんだけど、そこら辺の現状をどれくらい把握しておられるか、教えていただきたいと思います。

【村里農業経営課長】申し訳ございません。今、手元に数字がございません。確認させていただきたいと思います。

【吉村委員】なかなかこれはないんじゃないかなと。新しいハウスがあるけど離農したというところがあればいいんですけど、意欲のある人がハウスを建てていくわけですから、使えるハウスは、そうあるように感じらんとやけどなどというのが、私の実際の気持ちです。

これは牛でもあったですね、空き畜舎を活用すると。県内の空き畜舎の実績がありますか。

【山形畜産課長】例年、空き畜舎についても県の方で調査をして、ホームページ等で斡旋をしています。今、牛舎で掲載しているのは1か所のみで、その箇所についてはまだ決まっておりません。

ただ、実際に農業をやめるという時に、長崎西海農協で事例があるんですけども、もうそろそろ自分で飼えないという時に、近くの農家の後継者の方が、その施設をそのまま引き継いで、さらに規模拡大をしていくという取組が実際にあっています。空き牛舎になる前に、継承みたいな形で進めた事例はございます。

【村里農業経営課長】先ほどのご質問の遊休ハウスの数でございますが、平成30年に実態調査をした中で、県内で115件の遊休ハウスの数を確認しておりまして、実態があるということで今回の事業も計上したところでございます。

【吉村委員】そんなに使えるハウスがあるわけですね。事前に調査をされて、もう把握をしておられるわけですね。そういうことでいいですか。

【村里農業経営課長】ハウスの程度にはいろいろございます。すぐには使えない棟もございまして、それはハウスのリノベーション等の事業

も活用しながら、使えるハウスはしっかり使っていきたいということでございます。

【吉村委員】まずは、こういう事業を始める時、そういう対象の把握が一番大事です。今、畜産も一例を挙げて言われたんですけど、空いた牛舎はあちこちにあるんだけど、とても使えるような状況ではないよねと、だから、事業的にこれはうまく回らんやろうなと感じることがあったわけですね。

それで、ハウスもそういうふうになったらいいかなという思いがあったのでお尋ねしたんですが、そういうふうに把握されておって、多少手を入れればできるという話ですから、それは積極的に活用することで振興させるようお願いしたいと思います。

それからもう一つ最後に、農山村地域力向上支援事業費3,400万円、これは対前年比大きく伸びているんですが、集落自らが行う云々と、そして最後の方に直売所等の販売額向上や機能強化、地域資源を育むノウハウを用いとありますが、この直売所等の販売額向上や機能強化の中身について、詳しくお知らせいただけないでしょうか。

【村木農山村対策室長】今、有人の直売所が149店舗あるんですけども、今後は直売所は単なる売上向上だけではなくて、集落で高齢の方もいらっしゃいますので、高齢者の買い物支援、あるいは高齢者の方々が生産された農産物を集荷する、そういった社会貢献的な仕組みを直売所にも担っていただきたいということで、この中身については、そういった社会貢献に取り組まれる直売所を対象といたしまして、補助金を活用して取組をしていただくことと、まずは実際に取り組む前段の機能向上計画をつくっていただきますので、そのセミナーの開催費と

ということで計上させていただいているところでございます。

【吉村委員】直売所が今、県内に149か所あるという話で、我々の近くにもあるんですが、農家の方々の、特にお年寄りの活性化といいますが、グランドゴルフもいいですが、ちょっと畑でもものをつくって、市場には出せない量だけど、直売所なら持っていけると。そこで稼ぐと、やる気がまた出て、グランドゴルフよりは畑をするという、いいサイクルが生まれてきているような感じもするわけです。

ですから、直売所も普通の店舗と競合するとかと最初は言いよったんですが、普通の店舗もないような地域が出てきよるわけですよ。ですから、直売所あたりに力を少し入れて、いろんな物が販売できる拠点づくりをやる。

それから、私の住む町の直売所は、そこを集会所がわりにして集まって、「あの人が来ておらっさんとの」と、こうなったりするわけです。そういう意味で、もう少し力を入れていただければと思うので、今後この事業を続けていく中で、いろんなご意見が出てこようかと思うので、それを引き上げて事業に反映させることを考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】お尋ねします。県有林の関係です。

一昨年の予算決算委員会で、面積、地籍の関係でお尋ねしました。その修正の費目といいますが、予算といいますが、一般会計とか県営林の特別会計とか、あるいは林業の改善資金とか、ずっと見よるんですが、なかなかそれに該当する項目がないので、どういう状況になっているのか、お尋ねをします。

【内田林政課長】県営林の地籍のお尋ねですが、一昨年のご質問をいただいた時の内容は、登記簿の謄本と台帳面積に相当な乖離があると、地籍の修正はどうなっているのかというお尋ねでした。

実際、県営林は5年ごとに経営計画というものをつくっておりまして、経営計画は今、13次まで進んでいますが、令和元年度からの経営計画になっていまして、その経営計画を策定する前の年に登記簿謄本を取得して県営林の地籍を修正するという作業をしています。

その5か年間の中では作業をしませんので、その経費は5か年ごとに発生をするというところで、一般の管理費の中に含んでいます。

【山口(初)委員】県有林ですから、県がお金を出してちゃんとやらにやいかんのだろうと思うんですが、実態は各市町が運用上はやるのじゃないかと理解しているんですが、そこはどうなんですか。

【内田林政課長】国土調査は各市町の担当になっておりますので、地籍調査に基づいて登記簿謄本の原本が修正された段階で、それを取得して県営林も修正をしていくという作業になります。

【山口(初)委員】実態の面積地籍の関係でいいますと、異なる箇所数は、それが1枚、2枚の世界じゃなくて、もっと開いているわけです。だとすれば、測量をやるとなると、かなりの費用もかかるので、先ほどから話があっているドローンを飛ばせば1.5%程度の誤差できちっとできるので、1日もあれば測量作業はできると思うんですが、大々的に予算を組まないでもいけるんじゃないかと思いますが、その辺はどう判断されますか。

【内田林政課長】公有財産の台帳の面積は登記

簿謄本に基づいた面積になっていますけれども、我々が県有林、県営林として管理している面積は、過去に植栽をしていますので、全部実測図がございまして。だから、その台帳と県営林の実測が違っていると山口(初)委員からご指摘をいただいたところですが、我々の管理主体は実績に基づいて管理をしていますので、ドローンを飛ばしても同じような結果になると思います。

【山口(初)委員】ということは、面積・地籍を合わせるのには5年を待たなくても、ルール上、令和元年度からの経営計画があつて、5年に1度という話ですが、あまりこだわる必要がない世界じゃないかなと。要は、長崎県内の面積をきちっとするのは皆さんの仕事ですから、そこを先行してできる範囲でやるのは、務めとしては正しい方向じゃないかと思うんですが、いかがですか。

【内田林政課長】県内の森林が約24万ヘクタールございまして。そのうち、我々が対象としているのは民有林で、21万8,000ヘクタールが民有林でございまして。

我々は森林計画図を持っていまして、そこが全部実績、実測値になっていますので、管理上は全く問題がないと。ただ、山口(初)委員がご指摘のとおり、公有財産の台帳面積が実測図ではないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

【山口(初)委員】もしこれが民間の山林であったら税に絡んでくるものですから、今日でも明日でも直さないといかん世界になってくるんだと思うんですが、じゃあ、県有林はそれでいいのかというのは、少し違うんじゃないかなという気がするものですから、素人目にはね。そこはやれる範囲できっちりしておくべきじゃない

かと思うんですが、どうでしょう。

【内田林政課長】何度も繰り返しになりますけれども、あくまでも我々は実測の面積に基づいて管理をしているということは、ご理解いただきたい。ただ、台帳上乖離があるということで、今後、できる限り整理をしていきたいと考えております。

【山口(初)委員】要するに実態も帳面もぴしっと合うように、よろしく願います。以上です。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【溝口委員】当初予算の横長資料の30ページ、構造改善加速化支援事業費1億6,539万7,000円組んでいるんですけども、主な事業としてはどのようなことをしていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【小畑農政課長】ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業費は、平成28年から令和2年度まで、新構造改善加速化支援事業という同様の事業を行ってまいりました。今回、新活性化計画に基づきまして、事業の内容を少し見直しております。

具体的な内容といたしましては、次代につなぐ産地基盤応援事業ということで、所得1,000万円農家を応援するもの、もしくは認定農業者の規模拡大とかハウスの支援を行うもの、あとは後継者、もしくは認定、新たに就農される方への農業機械とか施設への支援といったものが大きな柱となっております。

もう一つ、これは活性化計画に基づきまして新たに設けたものでございますが、農業で稼ぐ農山村応援事業ということで、集落営農法人の応援型は従来どおり集落営農法人に対する支援でございますが、新たなものとして、稼ぐ農山村応援型ということで、農山村集落に

人を呼び込む、もしくは稼ぐ仕組みの構築に必要なハウスとか小規模なハウス、そういった施設に対する補助を行うもの、こういったものを大きな柱として新たに構築いたしております。

【溝口委員】そうしたら、これはハード的な支援の事業ということになってくるわけですか。1億6,539万7,000円で、大体どのくらいの農家の方々に、ハウスとかなんとかのハード的な支援をできる形になるんですか。

【小畑農政課長】3年度の事業はこれからでございますので、今は要望等を取りまして予定しておりますけれども、これまでの実績からいきますと、20から30、もしくは40地区の対象に、この予算で支援をしていこうと考えております。

【溝口委員】1,000万円農家をつくっていこうという事業だと思います。20から30農家ということで大変多くの方々にできると思うんですが、最高で費用が幾らまでという限度額があるんですか。

【小畑農政課長】補助の上限でございますが、1事業主体当たりの上限が2,500万円、受益戸数が1戸でも対象になりますけれども、この場合は1,000万円が上限ということで考えております。

【溝口委員】わかりました。2,500万円が最高限度ということでございますが、園芸とかなんとかのハウス関係は、まだそれより大分高いと思うんです。1戸の時に、これに上乘せの1,000万円ということですけど、例えば4,000万円かかったら4,000万円という形にはならないんですね。2,500万円と、あとは1戸だけでも1,000万円増えて3,500万円までということになるわけですか。

【小畑農政課長】委員ご指摘のとおりでございますが、上限額が2,500万円となっておりますので

で、そこが頭打ちということになると思います。

実際、先ほど申し上げました1,000万円農家の応援型とか、認定農業者等々につきましては、新規に就農する方については経営体力がございませんので補助率を2分の1以内とか、1,000万円を目指す方については一定、経営規模等ございますので補助率を3分の1とか、補助率もそれぞれのタイプによって分けておりますので、それに応じて補助額も変わってくることとなります。

【溝口委員】これは平成28年から続いていると、今まで大体20から30の農家に行ってきたということです。この事業は新規事業となっているんですけども、何年間ぐらい続けていこうとしているんですか。

【小畑農政課長】3か年の事業ということで予定しております。

【溝口委員】これをして1,000万円以上の所得のできる農家を育てていくことは大変すばらしいと思っております。ぜひ、この事業を続けて、そういう意欲のある農家を育てていただきたいと思っております。

ただ、年齢制限はないんですか。

【綾香農林部長】基本的に全体として年齢制限はございません。認定農業者とか、今後もしっかりやるとやる気がある農家については、何歳であっても補助対象になるということでございます。

一部、新規就農者とかで年齢要件を定めている分もありますけれども、それは若手の話であって、お年寄りであっても、ご年輩の方であっても、今後5年間、10年間、俺はこの事業を使ってしっかりやるぞということであれば、しっかり支援をしてまいりたいと考えております。

【溝口委員】私が年齢制限を言ったのは、例え

ば年取った人で、農業をやりたいと若い人たちがUターンして来ると、親子ですするという場合に、そういう方々には2,500万円とか言わないで、新しく自分から入ってやろうという意欲のある方だと思うので、そのような時にはもう少し、ハウスをまた増やしていきたいという時に、2,500万円とか3,000万円とかと言わないで。

結構、4,000万円も幾らもすると聞いたので、そういう方々に、ちょっと違った意味での施策をするのもいいんじゃないかと思うんですけども、そのことについてはどのように考えていますか。

【綾香農林部長】1億6,000万円は県の単独事業でございまして、国庫事業の対象にならないハウスを県の単独事業で拾うという形にしております。

来年度も国庫事業で、そういう大規模な高度なハウスについては、48ページに産地総合整備対策事業費で17億円ほど予算を要求させていただいておりますので、そちらを国の方からしっかりと予算を獲得した上で、まず国庫でやれる分は国庫でやる、どうしても国庫でやれないものを先ほどの1億6,000万円の県単独の事業で、できるだけ多くの方をしっかりと拾って、長崎に根差して農業を担っていただくということで、事業を使い分けて応えてまいりたいというふうに考えております。

【溝口委員】ありがとうございます。ぜひ、そういう意欲のある方々を育てていただきたいと思っております。

31ページで農業改良普及活動運営費とあるんです。ちょっと目にとまったので、今、女性の問題がかなり出てきておりますので。

予算は少ないんですけども、132万1,000円で次世代農業女子発見・育成事業費とあるんで

す。これについては、女性に向けてどのような発信をしているのか、お尋ねしたいと思います。

【小畑農政課長】先ほど、堤委員からのご質問にお答えしましたので、重複することもございますが、ご説明したいと思います。

普段、仕事として主に自営農業に従事している方の約4割は女性ということで、女性は農業の重要な担い手というふうを考えております。これまでどちらかといいますと、既に地域でリーダー的な役割の方の積極的な農業経営参画を推進して育成を図ってきたところでございますけれども、高齢化等が進みまして、女性の大多数が60歳を超えるような状況になっていきますので、今後の若手の女性の確保・育成が必要となっております。そういった意味で、今回新たに新規事業という形で設けております。地域で活躍する女性が高齢化する中で、若い年代の女性農業者を早期に確保、育成するということが今回の事業を組み立てております。

具体的には、現在、農業に従事しているけれども、経営に積極的に参加しているわけではないといった方を、地域ごとに振興局等を通じてリストアップしまして、そういった女性農業者に対して、まずはライフプランという形で、今後、自身が農業を経営する中でこういった形で携わっていく、もしくはこういった部分を担っていくというようなライフプランを作ってください。これは家族を含めた中でつくっていただきまして、そういった形で今後、具体的な農業経営について自身も認知しながら進めていただくということを支援をしようとするのが一つです。

併せまして、周囲にそういった参考になるといえますか、目標となる女性リーダーの方がなかなかいらっしゃらないといった状況の中で、

既にいらっしゃる方たちとの交流の場を企画したり開催したりといったものの支援をしていこうと。そういったものを通じて、いわゆる農業女子を発見いたしまして、今後育成していったうえで、最終的には地域の担い手になっていただくと、主体的なリーダーになっていただくことを目標に事業を構築いたしております。

【溝口委員】わかりました。

若手の女性ということで、年齢がどのくらいまでというのがあるかもわかりませんが、そういう人を発見というか把握して、今度は個別支援をやっていこうということですが、その支援をどのような形で。発見するのは今年1年の計画だと思うんですけども、何人ぐらいを目途に考えているのか。

それで、支援とはどういうことを若手の女性の方々に取り組もうとしているのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【小畑農政課長】現在の時点で既に、リストアップという形で各振興局を通じて候補を挙げていただいております。大体100を超える方をリストアップしておりまして、今後も年間に40名とかという形で、これは3年の事業ですが、リストアップを続けたいと思っております。

その中で、具体的にライフプランをつくっていただくと。ライフプランといいますのが、今後、経営参画に対してどういう形で携わっていくか。例えば、自分自身が農家のある作目の品目を担当するとか、家族の中で協定等を結んで勤務時間を決めたり、休みを決めたりとか、そういったものをつくると。あとは、子どもの成長に応じて、積極的に参加するのは子育てが終わってからとか、例えば何年後には認定農業者を目指すといったものをライフプランという形でつくって具現化したうえで、それを認知し

ていただくと。そういった支援を各振興局、普及指導員等を通じて積極的にしていこうと思っております。

併せまして、既にリーダーとして活躍している女性方との交流を広げて、アドバイスをもらったり、目標になる方に触れていただいて意欲を高めていただくといったことをやっていこうと考えております。

【溝口委員】農業に携わる女性の方々は、ほとんど既婚者かと思うんです。今のような形で考えて若手を育てるということになれば、農業をしたいという若い女性がたくさん出てくるのではないかと思うんですけれども、これはある程度の支援をしていただかないと、農家の女性だけではなくて、農業をしていないサラリーマンをしよった女性で農業をしたい方もいるかもわかりませんので、そういう人たちを発掘して、発見していただきたいと思っているんですよ。初めて農業をやる方々かもわかりませんが、そういう人たちに対して、リーダーになれるように指導していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお尋ねしたいと思っております。

当初予算の横長資料の68ページ、ため池等整備費です。前年度からしたら相当な額が減額になっているんですが、この減額になった理由をお尋ねしたいと思っております。

【土井農村整備課長】ご質問の68ページのため池整備事業でございますが、これの昨年度の予算額には3か年緊急対策臨時特別の措置の分が予算措置されております。それが約9億円確保していたわけですが、本年度については、国土強靱化の対策として先に先議いただきました補正予算の方についております。そういうことで、補正予算と合わせると昨年と同額ぐらいを確保しているところでございます。

【溝口委員】わかりました。補正予算と合わせて前年度並みにしたということです。

いろいろな市町からの陳情を見ると、ため池が相当古くなって、ため池を整備したいという陳情が多いと思うんです。県の方で把握している、修理をしなければいけないため池は大体何個ぐらいあるんですか。

【土井農村整備課長】平成25年から27年に一斉点検をしております。その結果、整備が必要な箇所が111か所、そのうち本年度までの5か年間で67か所の整備に着手をしております。

来年度の令和3年度から7年度の5か年間で32か所の整備に着手していきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。あと67か所残っているとされたんですか。反対ですか。

あと5年で全てをやっていくということでございますので、減額になったからちょっと心配したんですけれども、補正の方で補っているということで、これからも早めにこれが完成していくように努力をしていただきたいと思っております。もう一度、そのことについてお尋ねしたいと思っております。

【土井農村整備課長】ため池整備につきましては、農業用水の確保はもとより、下流域に人家があつたり公共施設があつたりというため池もございまして。そのため、危険なため池については早急に整備するように頑張っていきたいと思っております。

【山形畜産課長】先ほど、堤委員から、県内の養鶏の規模のお話がありまして、大規模というのをどこに見るかというのはあるんですが、10万羽以上を飼養している農家が、県全体で114戸のうち14戸で、一番多い経営体で28万羽が飼養されているという状況でございます。

【久保田分科会長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

【久保田分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、分科会の審査を行います。

ご意見はございませんか。

【村里農業経営課長】 午前中に、川崎委員からの質問に対する答弁について、一つ訂正をさせていただきたいと思います。

令和元年度の県外からの新規就農者数を11名とお答えいたしました。これは県外出身の就農者の数でございます。県内出身者で県外から戻られた、他産業から戻られた方が27名でございます。合わせて38名が県外からの新規就農者数ということになりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

【小畑農政課長】 私の方から、午前中に吉村委員からご指摘がございました予算の組み替えについて、非常にわかりづらいということございましたので、資料を作成しましてお手元に配付させていただきました。簡単に概要だけ説明させていただきます。

お手元の資料の左側、令和3年度が、分科会の説明資料の令和3年度の事業名と事業費、対しまして右側に、それに対応する令和2年度の事業名と事業費を挙げております。

具体的に説明いたしますと、例えば、お手元にある横長の分科会説明資料の45ページ、農産園芸課の事業で普及指導費といたしまして、本年度予算額が829万5,000円で、これに対する前年度の予算額はゼロとなっております。これが、

作成しました資料の左側の説明になります。

これに対しまして46ページ、農業改良普及費の中に農業改良普及活動費、コスト縮減対策技術確立事業費、農業改良普及運営費といったものがございます。こちらの事業は前年度の予算額が入ってしまして、この計上予算が、先ほど申し上げました45ページの普及指導費の中に計上されているといったつくりになっております。

以降、このお渡ししている資料は同じような形で作成しております。以上、簡単でございますけれども、よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【西川委員】 横長資料の58ページ、畜産振興費の中で、ながさきエリート種雄牛造成対策事業費の5,281万9,000円に関してです。

今まで長崎県産牛「平茂晴」を筆頭に種雄牛が、県の畜産センターのおかげで、「金太郎3」とか「弁慶3」とか、平戸大島出身の「勝乃幸」、そういう有名な、また人気のある種牛ができました。

系系、但馬系、気高系などの系統を考えながらの種牛をつくっていかねばならないだろうと思いますが、この5,200万円強の予算の中で、例えば種雄牛候補を買うのか、またはほかに何か費用があるのか、5,281万9,000円の詳細を教えてくださいたいと思います。

【山形畜産課長】 種雄牛の造成につきましては、県内の子牛市場の活性化にも貢献しますし、ひいては品質のよい長崎和牛にもつながるということで、非常に大事な取組の一つでございます。

これまで特に重点的に取り組んできたのが脂肪交雑という「さし」、それから枝肉重量、たくさん肉がとれると、そういったものを中心に

進めてきまして、受精卵移植であるとか、育種価のデータを使って、農家の牛から基礎雌牛を指定して、それが100頭おりまして、そこに指定交配をして、先ほどの3系統を配慮しながら、出てきた産子を検査して、それを今度は間接検定、その種牛の精液を交配した子牛を実際に肥育して、その成績がよかったか悪かったかというのをしっかり確認したうえで農家に使っただけという取組をした結果、先ほどありましたとおり、今年の1月までの状況で、一番たくさん精液が出ているのが「勝乃幸」で、2番目が「金太郎3」、3番目が「弁慶3」ということになっています。

この上位はいずれも気高系と但馬系の牛が占めておりまして、実は系系、「平茂晴」という非常に有名な牛がいたんですけれども、その牛の後継が育っていないのが現状でございます。

今、検定中の牛で「晴太郎」といったものがありますが、育種価は非常に高い牛です。この検定成績が来年度に出てきますので、その成績を期待しているところでございます。

今後は、先ほど言いました脂肪交雑、枝肉重量に加えて、おいしさであるとか、流通からニーズがあるのが歩留り、余分な脂がついていないとかロース芯が大きいとかという歩留まりが求められておりますので、こういったものと、ゲノミック評価というのを新たに来年から、雌牛側から取り組んでいきます。いい育種価をゲノム分析で持っている個体があれば、それをまた種牛の方にもっていくということで、3系統をきちっと確保できるように取り組んでまいりたいと思っております。

【西川委員】もうすぐ鹿児島全共がありますし、その5年後には北海道全共も決まっておりますので、すばらしい種雄牛をつくっていただき

いと思います。

そうしたら、この5,200万円は、ほぼ平均的な種牛候補を造成する雌牛とか、または畜産農家で生まれた種牛候補を毎年何頭かずつ買っていると思いますが、その購入費であって、特別に県外から有名な違う系統の種雄牛候補を買うという予算は入っていないんですか。

【山形畜産課長】過去は、兵庫県あたりから導入した経過もありますけれども、今はもう自県産でつくると。自県産の雌牛から自県産の種牛を使ってつくることを基本に、県外からの導入はしておりません。

【西川委員】3つの系統それぞれ特徴があると聞いております。平茂晴の後の人気がある種雄牛が、系系がまだ出ていないということです。これの跡継ぎというか、系系の候補種雄牛はもう育っているわけですね。

それと、種雄牛になったとして、種を採取して実際の種付けをする相手の系統も、相性がいろいろとあると思います。そのためのいろんなテストというか、子牛を産ませんばとですけど、そういう費用は、将来の長崎県の和牛振興に対して、これぐらいの予算でいいんですか。何か新たな事業をしたいとか、この事業の金額を増やしてもらいたいとか、そういう考え方はないんですか。

【山形畜産課長】種雄牛づくりについては、間接検定にかける頭数は予算的にも限られていますので、そこにかけるまでの中でどの牛を重点的に残していくとか、そこら辺は戦略的に進める必要があるということで、手法としては、先ほど言った基礎雌牛であるとか、農家の非常に優秀な遺伝子を持っているところを一本釣りしていくような取組もあります。そういう取組の中で、最終的に間接検定までもっていく流れ

については一緒です。ですから、予算的にはあまり変わらない、毎年同じような予算を組んでいます。

ただ、その中でゲノムを使っていくとか、受精卵移植を使っていくとか、そういう新しい技術を入れながら、確実にねらった成績を上げる種牛を確保できる精度を上げていくよう、この予算の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから糸系については、今検定中の牛が「晴太郎」と「晴久」という2頭があります。「晴太郎」が非常に遺伝的には能力が高いので、これの結果を待ちたいところであります。

【西川委員】私は、時間が合えば、田平の平戸口家畜市場に毎月21日か22日に行っているんです。前回は82～83万円の平均値だったと思いますが、いい時には90万円近くいくし、繁殖農家は大変恩恵を受けていると思うんです。12月だったですかね、日本一の価格じゃなからうかという平均値も出ています。長崎県農林部畜産課が中心に頑張ってくれているから、繁殖農家は潤っている。肥育農家は、購入金額が高くなって容易じゃないかもわからないですけど、そういう恩恵を受けているのは、やはり皆さんが頑張っていると、農家の方が大変感謝しております。

そういうことで、これがずっと続くようですね。宮崎、鹿児島など、近県でもライバル県が相当いろいろ研究しておりますし、島根県とか兵庫県、和歌山県、但馬系の産地なども一生懸命やっていると思いますので、どうか今度の鹿児島全共でいい成績を残すように頑張りたいと思います。

それと、午前中に吉村委員から低コスト牛舎の質問があっていましたが、牛舎の床のおがく

ずなどを、平戸の農家は伊万里あたりから搬入していると思います。

お聞きになっているかもわかりませんが、上五島などしまの床材搬入については、相当コストが高くなっているんじゃないか、つまり運送費がですね。壱岐は壱岐で福岡方面から持ってきているという話を聞いたんです。上五島などから、運搬費などに国か県の何かの補助がないのかとか、県内産のおがくず、木材チップが手に入らないのかというふうな要望もあると聞いておりますが、その辺は農林部としては、対策とか助言とか何かありますか。

【内田林政課長】森林環境税を活用した事業で、しまの間伐促進という事業がございます。これは森林環境税を創設した平成19年度から取り組んでいるものですが、まずは対馬を対象にしていたんです。対馬の製材所が幾つかあるんですが、その需要に応じた木材生産しかできずに、森林整備が伸びなかったという経緯がございまして、島内需要を上回る木材を内地に出荷すれば対馬全体の森林整備が進むという制度設計に基づいて、海上輸送費を1立方当たり2,000円支援をしてまいりました。

その後、離島活性化交付金が出てきまして、国の補助事業で、対馬市が木材及び製材品を重要品目に位置づけて、今は離島活性化交付金を使って輸送費を支援している状況になっております。

一方で五島は、いまだに離島活性化交付金の重要品目になっていないので、上五島から内地、下五島から内地という輸送費は、同じようにしまの間伐促進を利用して支援をしています。

恐らく上五島から下五島へというところが支援の対象になっていないというご要望だと思うんですが、そうした場合に、内地に持って行く

た方が高く売れば森林所有者の取り分が多くなりますので、それ以上に下五島に持って行った方が木材の販売価格が有利だという状況があれば、同じように支援ができると思いますので、地域づくりの方とも相談をしながら、どういう制度を使ったら一番効果的なのか、また検討してまいりたいと思っております。

【西川委員】畜産課長、新上五島町、または五島市で、低コスト牛舎は何棟ぐらいあるんですか。

それと、床は平均的に何か月、または1年とか、そういう入れ替えの定期的なことはどんなふうになっていますか。（「時間をいただけますか」と呼ぶ者あり）

【久保田分科会長】暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時45分 再開

【久保田分科会長】再開いたします。

【山形畜産課長】畜産クラスター事業の取組ということで答えさせていただきます。

平成27年から平成31年までの実績で、五島市で繁殖の牛舎が31件、新上五島町が1件です。

それと床の入れ替えのタイミングは、五島は主に繁殖農家が多くて、普及の方に確認したら、五島の繁殖農家は、おがくずはあまり使ってないというお話を聞いています。その分、わらとかを使っている。

それから、家畜市場に来る肥育農家さんにおがくずを運んでもらって、その分コストを安く抑えている実態があるとは聞いております。

通常、肥育の厚く敷いた場合だと、冬場だったら30日ぐらい、夏場だったら20日ぐらいで入れ替えをしていると思っております。

【西川委員】いずれにしましても、健康な優良

牛が育つように環境を整えてやらなければならないと思いますので、畜産課を中心に連携をとって、その方のお世話もしていただければと思います。終わります。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【川崎委員】農業支援体制総合推進事業費についてお尋ねいたします。その中でも農福連携推進事業費のことでございます。

障害者、引きこもり等の就労を促すとともに、周年雇用が難しい品目の労力確保に向け、体験会や研修会の開催、作業マニュアルの作成に取り組む事業と承知をいたしておりますが、ずっと長年取り組んで来られていると思っております。これまでどのような成果を生んだのか、お尋ねをいたします。

【村里農業経営課長】お尋ねの農福連携の取組でございますが、多様な人材の活用を図る観点から、これまで県内各地域で、農福連携に関心のある福祉事業所を対象に、作業体験会とか、その後の意見交換会等の開催を中心に行ってまいりました。

作業体験会では、障害者にみかんの収穫とか、にんじんの間引き作業などを行ってもらい、農業現場の就労環境を理解していただく、また農家の方には障害者が可能な作業がどの範囲なのかを見ていただくというようなことで、課題等も拾いながら取組をしております。

ここで出ました課題等を解決するために、市町、福祉事務所等の担当者での連携会議を開催して、実際に障害者の方に作業をしていただくに当たっての作業マニュアル等を作成し、そういった資料を配布しながら取組を進めているところでございます。

その結果、農福連携に取り組んだ農家数として把握している分では、平成30年度に29件で

ございましたが、令和元年度は39件と取組農家数が増えている状況でございます。

【川崎委員】着実に増えてきているということで、大変すばらしいことかと存じます。

その中で引きこもりの方だけクローズアップさせていただきます。8050問題という社会問題があって、80歳代の親が50歳代の子どもを面倒見ていると。

一旦引きこもってしまうと長引くことから、早く社会に接して出てきていただくことが大事な点なんだろうと思っておりますが、引きこもられる方はそれなりの理由があって引きこもっておられるわけで、無理に引っ張り出して逆効果ということがあってはならないわけで、そういった中で居場所をつくってあげることが今は大事なことだろうというふうに思っています。

そういった中において、これまでと違った環境で、また仕事ができるということで、農業の分野にマッチングしていただけることは非常にすばらしいことだろうと思っております。

引きこもりの方に特化して、どのような取組をなさっているのか、お尋ねいたします。

【村里農業経営課長】農福連携につきましては、先ほどご説明いたしましたように、これまでは福祉事業所と連携して、障害者の方を中心に取組を進めてまいりました。

今ご指摘がありましたように、引きこもりの方についても農作業が効果的であるというようなお話もございまして、今後は引きこもりの方につきましても対象を広げていきたいと考えているところでございます。

そのためにも、引きこもりの方々の情報とか、具体的な取組の内容の十分な検討が必要かと思っております。そういった意味で福祉保健部等々関係機関ともしっかり連携をしながら検討

してまいりたいと思います。

具体的に福祉保健部におきましても、次年度にNPO法人等の引きこもり支援機関等と、その支援内容について検討されると伺っておりますので、その中で農林部としても、農作業を通じた支援がどういう形でできるのか検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】先ほど、就農につながった数字をお示しいただきましたが、引きこもりの方が就農できたということはどうでしょうか。

【村里農業経営課長】先ほど実績として申し上げましたのは、福祉事務所を通じた障害者の方の連携の実績であります。引きこもりの方が含まれているとは認識しておりませんので、確認しておりません。

【川崎委員】少し細かく分析をしていただけませんか。

本当にこれは社会問題で、8050というところで、親御さんが亡くなった場合は社会的な孤立となっていくわけで、様々な別の社会保障でその後をサポートしていくことから、やはり仕事に就けるほどいいことはないわけで、ぜひそのところは分析をしてお取組をいただきたいと思っております。

次に、農地中間管理機構事業促進対策費についてお尋ねをいたします。事業は随分長いこと取り組まれて、大きく成果も出されていることは先般、説明でも伺ったところです。

実務的というか具体的な話ですけど、出し手が機構に申し出るケース、あるいは機構が働きかけるケース、いろんなケースがあると思っておりますが、大方どのような形でこの事業がうまく進んでいっているのでしょうか。

【溝口農地利活用推進室長】農地中間管理事業に関する出し手と働きかけのケースでございま

すが、事業の当初につきましては、当然制度の周知というのがありましたので、こちらの方から働きかけることが、担い手を含めてメインでございました。

その後、関係機関の指導、特に農業委員会等の農地等調査の中で農家の方への声かけということもございまして、近年では農家の方自らが農地等について申し出ていただいている結果、多くなっているところでございます。

【川崎委員】では、これで集約化をして効率がいい農地ができたとして、先ほど来、新規就農者獲得の取組は説明があっているわけですが、新規就農、即、貸付けを受けることができるものなのか。もしできるんだったら、どの程度の方が今利用されているのか、お尋ねをいたします。

【溝口農地利活用推進室長】市町から、認定新規就農者となっている方の報告はいただいております。6ヶ年の累計でございましてけれども、101経営体を取り組まれたと報告を受けており、これは全体の1.5%という数字でございまして。

【川崎委員】1.5%の方が新規で貸付けを受けて就農されているということであれば、こういったところを促すことによって魅力に思っ、新たにチャレンジしようという方も出てくるんでしょう。引き続き農地の整備をお願いしたいと思いますが、今後の集約化の目標、どういうふうな方針で進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

【溝口農地利活用推進室長】まず、集積・集約化という取組を中間管理事業で進めております。農地そのものを担い手等の方に集めるという行為を今、進めております。これにつきましては、先般も説明しましたとおり、年間800ヘクタールという目標を掲げて、農地中間管理事業に取

り組んでいるところでございます。

次に、農地を集めた後の集約化という取組になってまいります。集約化につきましては、農地の方は今まで地権者の方々の意向が様々ございましたので、まとまって集約化というのが難しいところもございましたけれども、今般、人・農地プランの推進ということで地域との話し合いを進めていただいております。このような事業の中で、関係機関と協力のもと、今後、集約化まで含めて取り組んでいくようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】目標をもって集約化まで、そして就農される方にうまくつないで、効率のいい事業になるようにお取り組みいただきたいと思っております。

次に、ため池の件です。先ほど来、ため池の取組は説明をいただいておりますが、繰越明許の資料を見ますと多数見受けられまして、大体理由はわかるものの、そうとう難しい事業なのか、どういった形で繰越明許になってしまうのか、それが進まない大きな理由があればご説明いただきたいと思っております。

【土井農村整備課長】国の経済対策補正と市町が主体となっていく災害復旧事業に伴う繰越を除いた、令和2年度の農村整備課の繰越事業費は約20億円となっております。

今回2月定例会で上程させていただいておりますのが10億円でございますが、このうち、ため池整備にかかるものが18件、3億1,000万円となっております。

その主な理由としましては、整備に必要となる刃金土という土がございまして、それが不足したことで、新たな土取場確保等に時間を要するなど、設計・工法の変更に時間を要したものが2件。

ため池のハザードマップ、避難をする時のハザードマップを作成するとしておりましたが、今般のコロナウィルスの影響によって地域における座談会の開催ができずに工期の遅延となるなど、地元との調整に時間を要したものが11件。

さらに、入札不調・不落を原因とするものが4件となっております。

【川崎委員】わかりました。資材の確保の分が2件と言われましたね。資材関係が2件と言われたんですかね。これは、着手する計画の段階ではわからないものなんですか。

【土井農村整備課長】刃金土は、通常、地面の中にありますので、掘削して、その下に岩盤が出てきた時に全体量が不足してしまうということで、また新たな土取場を探す必要が出てくる場合もございますので、そういったところで資材、土が不足したということになっております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山口(経)副会長】2～3点お尋ねしたいと思えます。

まず、当初予算の横長説明資料の31ページ、農業改良普及活動運営費です。普及員の数がだんだん減らされていって、農協でも、不採算部門という形でだんだん普及員が減らされていったわけです。全農においてもそうですけど。

そういった中で、県の農業改良普及員の数と年齢構成をお教えいただけませんか。

【小畑農政課長】普及指導員の数と年齢構成でございますが、令和2年4月1日現在で、地方機関等における普及指導員が166名、年齢構成を申し上げますと、20代が12%、30代が20%、40代が23%、50代以上が45%、平均年齢でいきますと45.2歳となっております。

【山口(経)副会長】示された数字によりますと、かなり高齢化が進んでいるという気がいたして

おります。

次の時代、新規の普及員の採用については、どうお考えですか。

【小畑農政課長】普及員の数についてのお話の中で、以前と比べて随分減ってきていると。確かにご指摘のとおり、かなり数は減ってきておりますが、ここ数年は横ばいの状況でございます。

農林部といたしましては、現地に赴いて普及指導員が直接指導することは大変必要なことであると考えておりますので、今後、高齢化する職員が定年退職等で当然抜けていきますので、そこは确实といえますか積極的に採用を確保していくことを考えております。

【山口(経)副会長】普及員を新規採用しても、すぐに即戦力という形にはなかなかならないと思うんです。やっぱりそこに経験が必要で、あと10年もしたら45%が退職してしまうわけですから、育成のために少しずつでも前倒して採用が必要になってこようかと思うんですけど、その辺に対しての考え方はいかがですか。

【小畑農政課長】ご指摘のところは当然のことと思っておりますが、一方で、県全体を見た時に厳しい財政状況、また行革の方向性の中で、人を増やすのは難しい現状であることは間違いないと思っております。

ただ、積極的に採用もしていきつつ、技術の承継も必要でございますので、予算の中にも研修用の費用をとっております。例えば、職場におけるトレーナー制度を設けて、そういった技術を伝承していくとか、年次に応じた必要な研修等を進めながら、若手職員の育成を図っていきたいと考えております。

【山口(経)副会長】先ほど申したように、JAもそういう普及員、技術員を減らしている中で、

県に頼る部分が結構あるわけです。

現場の声を吸い上げて農政に活かすのが一番の基本ですから、現場を回って農家と対話できる普及員に対しては、しっかり手立てをしていただきたいと思いますんですけど、部長、いかがですか。

【綾香農林部長】 県の中でも農林部は、166名の出先の農家と直接接する普及指導員がいることもありまして、施策がすぐに農家までしっかりと伝わるというメリット、利点を持っております。その関係で、コロナの関係の施策も農家に隅々まで行き届いて、しっかりご活用いただいて、被害も早期に復旧をして、単価も回復傾向にあるところでございます。そのように普及員が現場で農家と密接に関連して、連携をして指導をすることの効果というのは非常に大切でございまして。

今後、あと10年ぐらいで45%が退職を迎えるということで、若手はしっかり補充をしつつ、そのベテランの方も再任用制度でまたさらに5年程度延長していただいて、マンツーマンで技術継承をしっかりとやっていただきながら、普及員の資質がなるべく落ちないように、スマート農業等も含めまして、体系立てた研修でしっかり指導をしてまいりたいと思っております。

【山口(経)副会長】 スマート農業もこれから進展していくということです。機器の扱いとか、あるいはどういう機器をどう組み合わせたらいいのかと、そういうのは若い人の頭で考えていただくことも大事ですから、若手の普及員の育成も早く図っていただければと考えております。これはお願いをしておきます。

それから、当初予算説明資料の41ページ、先ほど出ました農地中間管理機構事業促進対策費についてお伺いいたします。

中間管理機構が、農地の集積のためにいろいろご努力いただいているのは感謝いたします。

出し手がそのまま受け手になるA to A、出し手と受け手が違うA to B、そういった比率はどうなっていますか。件数とかありますか。

【溝口農地利活用推進室長】 農地の借り手の方に対する担い手と非担い手の関係でございますが、担い手につきましては、A to Bが238ヘクタールにとどまっているということでございます。全体的な中に占める800ヘクタールですね、実際に貸付け実績はございますけれども、先ほど言いましたように、24%程度が担い手になっているというような状況、非担い手からのものが、担い手から非担い手が24%程度ということになっております。（発言する者あり）

5,497ヘクタールの実績がございまして、うち非担い手から担い手へ移った農地の面積が1,322ヘクタール、24%でございまして。残りは担い手から担い手への面積となっているということでございます。

【山口(経)副会長】 A to AとA to Bに分類して答弁していただければ、ありがたいんですけど。

【溝口農地利活用推進室長】 A to Bが、5,497ヘクタールのうちの1,322ヘクタール、24%で、残りがA to Aということでございます。

【山口(経)副会長】 この機構事業も基盤整備事業と関連してきますが、基盤整備事業で使われた機構事業はどれぐらいか、わかりますか。（「確認させてください」と呼ぶ者あり）

【久保田分科会長】 暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時10分 再開

【久保田分科会長】 再開します。

【溝口農地利活用推進室長】資料が手元にござ
いません。資料等を確認をしましてから、再度
ご報告をさせていただきたいと思ひます。

【土井農村整備課長】今年度基盤整備では、県
内で29地区実施をしております、農地中間管
理機構関連農地整備事業は、壱岐の1地区、木
田地区で実施をしているところでございます。

【山口(経)副会長】これから基盤整備をやる
うというところは、農地中間管理事業を組み入
れた方が有利に働くわけです。そういう普及とい
いますか、周知の段階でどういうふうにやって
おられますか。

【溝口農地利活用推進室長】基盤整備地区の推
進が、担い手の農地の集積にとっては非常に大
事なことでございます。

県下の市町で、中間管理事業の推進につつま
しては推進チーム会というものをつくりながら、
各圃場整備地区の要望地区と合わせましてリン
クし、共同、推進を図っております。

その中で基盤整備地区の予定地区を入れなが
ら検討して、どのような形でやればいいのかと
いうのを、その中では農村整備部局も入って議
論しながら、地元の方とも調整をして進めてい
るところでございます。

【山口(経)副会長】基盤整備事業も、農地の集
積という意味では、A to A、A to Bを活用
した方が、地域、集落としての優良な農地を残
すことになっていくわけです。ですから、そこ
をしっかりと今から進めていっていただきたい
と思ひます。

それから、当初予算説明資料の65ページから
67ページの土地改良費についてお伺ひいたし
ます。

毎年、補正予算と当初予算で必要予算額を賅
っていただいて、土地改良費自体につつまして

は昨年が106億円という形で、徐々に伸びてき
ております。

後ほどありますが、長崎県農業農村整備事業
推進協議会から陳情が出ているように、当初予
算でやっていただいた方が計画的に進むんじや
ないか。それからまた、既に改良された土地改
良区が、いろんな経費をそこだけで捻出しきれ
ないから、経年劣化もあるし、いろんな対策が
必要になってくるんじゃないかと、2点の要望
が出ております。

まず、補正予算だけじゃなくて、当初予算で
しっかりと予算を確保していただく必要がある
んじゃないかという点についてのお考えをお伺
ひいたします。

【土井農村整備課長】副会長ご指摘のとおり、
基盤整備を計画的に進めるには、作付計画の調
整等も必要なため、計画的な作付調整ができる
当初予算での確保が極めて重要と認識をしてお
ります。

このため、当初予算の確保に向けて、昨年6
月の政府施策要望において、十分な当初予算確
保を重点項目として要望するとともに、11月7
日には、長崎県農業農村整備事業推進協議会と
連携し予算獲得に向けた推進大会を開催したと
ころでございます。

今後とも事業の進捗が図られるよう、県議会
や土地改良区、市町、関係団体と連携し、予算
確保に努めてまいり、国に対して強く要望して
まいりたいと思っております。

【山口(経)副会長】当初の予算要求の際に、こ
れがなかなか上がっていないということがあり
まして、財政との関係も大いにあるんだろうと
思ひます。とにかく当初予算を増すためには要
求額も増さなければならないということであり
ますので、要求額に対しての考え方についてお

伺いいたします。

【土井農村整備課長】予算の要求につきましては、前提として各地域の必要額を積み上げて要求していくこととしておまして、その積み上げたものを国に対して要望しております。その必要な額を県で予算計上していくという形にしております。

【山口(経)副会長】言いにくそうなので、財政課に私からも、当初からそういうことをやっていただかないと、現場では計画ができないよということで申し伝えておきたいと思えます。

それから、老朽化した畑かんの施設に対して、なかなか手立てができないような土地改良区も出てきていると。それから事務関係にしても、効率的にやりたいけれども、なかなか一つの土地改良区ではできないと、そういったことも要望で出てきておりますけど、それについてのお考え方はいかがですか。

【土井農村整備課長】まず、畑地かんがい施設等の老朽化に対してどう対応していくかということですが、畑地かんがい施設を含む土地改良施設におきましては、適正に保全管理するため、施設の点検を行って施設保全計画を策定していくよう計画をしているところでございます。点検の結果、施設の更新等が必要な場合につきましては、国の補助事業等を活用して対応してまいりたいと考えております。

また、小規模の土地改良区が多いと認識をしております。小さな土地改良区では、土地改良施設の維持管理や、土地改良法の改正によって令和4年度から義務づけられる貸借対照表の作成に対応するため、専任の事務員の雇用等厳しい状況と認識をしております。

県といたしましては、厳しいですが、土地改良区の運営を改善し、土地改良施設を適正に維

持、管理するとともに、地域の農業を次世代へ健全に継承していくため、土地改良区の統合、これは合併とか連合とか合同事務所を設置するわけですが、土地改良区の統合を市町、土地改良区と連携して進めているところであります。今後とも、連携をして統合を進めてまいりたいと考えております。

【山口(経)副会長】土地改良が進んだところは、いろんな例を取り上げられますが、地域が活性化している形もございます。そういった意味では、農業基盤の整備が地域基盤の整備にもつながっていくということで、十分な農地改良が進むように期待いたしております。

これから長崎県の農業をどんどん発展させていくためにも、振興させていくためにも、土地改良は十分必要だと皆さんも認識のうえでございますので、ぜひ予算確保についてしっかりとやっていただくようお願いをして終わります。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【吉村委員】先ほど、聞くのを忘れておりました、1～2点。

第78号議案の株式会社エヌへの出資5,000万円です。株式会社エヌ、人材派遣系の会社だろうと思っております。今回の案件の5,000万円を増やす中身の事業自体は評価されるんですが、株式会社エヌというのをよく知らないの、そこら辺を少し詳しくお知らせいただきたいと思えます。

最初に株式会社エヌを設立した時点での出資者は何名で、金額は幾らだったのかというところを、まずお知らせいただきたいと思えます。

【村里農業経営課長】お尋ねの農業サービス事業体、株式会社エヌの設立時の出資者及び出資額ですが、3者で設立をいたしております。一つは公益財団法人の長崎県農林水産業担い手育

成基金が出資額として4,450万円、次に株式会社アソウヒューマニーセンターで出資額が3,400万円、長崎県農業協同組合中央会が1,100万円、合計8,950万円が当初の出資額となっております。

【吉村委員】今のご答弁で、出資者が3名、出資総額が8,950万円。

たしか資本金は5,000万円だったんじゃないかと思いますが、確認させてください。

【村里農業経営課長】ご指摘のとおり、資本金を5,000万円、残りを資本準備金ということで設立をされております。

【吉村委員】今回の出資については、去年、農閑期に長野県で実際にされたんですかね、通年で働いていただけると、農家もいいし働き手の方もいいということで、非常に合理性が高まったわけです。

県が出資をしている事業で県外へ派遣する考え方は、やはり差を少しつけないといかんのじゃなからうかと思いますが、対象となっている長野県あるいは北海道等に派遣する場合の働き手の単価といいますか、時給といいますか、これは時給制ですか。日当制なのか月給制なのか、違いがあるのかも含めてお知らせいただければと思います。

【村里農業経営課長】まず、給与につきましては時給でやっております。

県内の派遣の場合、また長野への派遣の場合の違いでございますが、昨年のテスト派遣の事例から申しますと、農家に負担いただく利用料は、県内は1,241円、長野県で1,499円と差がございます。

実際に働く外国人材への賃金は時給で、県内が828円、長野県の場合が900円と差がございます。

【吉村委員】長崎県が出資してできている会社であるので、多少は差をつけて、長野県の農家の方にはちょっと高い金額を出していただくということになるんだろうと思います。長野県の農家はちょっと高額負担をせんといかんわけですけど、そういうところについてのこれまでの話し合いとか、整理をされたんだろうと思います。農家にとってはちょっと負担になるわけですよね。そこら辺は、今後うまくいくと捉えていいんですか。

【村里農業経営課長】昨年度の長野県におきましても、人材を確保することになかなか苦労されている面もございますので、ここの賃金設定において農家から大きな不満があったということはお聞きしておりません。外国人材の評価も高く、来年度も同じ人材に来ていただきたいという声はお伺いしているところです。

【吉村委員】そうすると、この事業としてはうまく進んでいくということですが、エヌは株式会社ですから、民間の事業体ということですね。利益が出てこないと続かないというふうになるんですが、最初に8,950万円で出発をして、コロナの感染拡大等があったので、事業自体はうまくいっておらんのかなと思うんですが。

現在ここに登録されている特定技能外国人の方たちは、何名くらいおられるんですか。

【村里農業経営課長】現在、外国人材は34名が派遣済みでございます。もう入国済みで派遣準備中の者が13名、これは3月中には派遣される見込みになっておりまして、合わせて47名が年内に現場に派遣されます。

【吉村委員】まだ今後増えるんだろうと思いますが、株式会社エヌの採算ライン、何名くらい雇用しておけば事業が継続できると思うんですし

ようか。そこら辺を計算されていますか。

【村里農業経営課長】採算ベースといたしましては、130名を一つのラインとして、エヌが試算をされているところでございます。

【吉村委員】130人ですね。そうしたら、あと100人弱集まらないとうまくいかないということになるわけですね。そこまで増える見通しは立っていますか。

【村里農業経営課長】先ほど国内派遣が47名と申しましたが、それ以外に、今は入国が完全にストップしている状況ではございますが、採用面接なり入国の審査手続はエヌの方で進めております。

それで、各段階がございまして、採用内定済みの方が現在113名おられまして、先ほどの47名と合わせますと160名という数字になるかと思っております。

【吉村委員】今のご答弁を聞いて、ちょっと安心できます。

株式会社エヌへの出資者3名、アソウヒューマニーセンターが実質上の運営をされているのかなと思っております。

長崎県が約50%の出資額、資本金5,000万円ですから、帳簿上はこの5,000万円が残っておらんといかんのかなと思うわけですが、今回また5,000万円追加をして出さなければならなくなった理由としては、どういうことですか。

【村里農業経営課長】ご質問の、資本金を5,000万円とした中で、現在の状況でございます。

令和元年から派遣を開始しているところですが、平成31年4月1日から令和2年3月31日の令和元年度の決算で申しますと、当期純利益として3,300万円の赤字となっております。これにつきましては、コロナ等によって大幅に計画が遅れていることが大きな要因かと思っております。

ご指摘の試算、令和2年度見込みでございますが、資産から負債を引いた純資産が、現在1,800万円程度と見込んでいまして、今回の新たな事務所の設置に必要な要件の6,000万円に不足が出ますので、5,000万円を県として出資したいということで計上させていただいております。

【吉村委員】時期が時期だけに、赤字になったというのはわかるんですが。

今の6,000万円というのは、何から出てきているんですか。これは説明を受けたかな。

【村里農業経営課長】6,000万円の根拠といたしましては、厚生労働省の労働者派遣法に基づく事業取扱要領によりまして、事務所の設置の資産要件として1事業所当たり2,000万円というのが審査の基準になっております。今回、長野、北海道に1事業所ずつで、現在は平戸に本店を置いておりまして、本店の事務所も1か所とカウントされますので、2,000万円の3か所で6,000万円が必要となっております。

【吉村委員】説明を受けておったですね、すみません。1か所に2,000万円、労働者派遣法で決まっているということですね。それで、今、株式会社エヌは純資産が1,800万円ということですね。（発言する者あり）見込みですね。

それで、5,000万円出して3か所分の6,000万円を準備するということになるんでしょうが、最初の出資比率から見ると、県だけで出さんでもいいんじゃないかなと思ったりします。ほかのアソウヒューマニーセンターとJA中央会に、そういう話はされたんですか、されなかったんですか。どうですか。

【村里農業経営課長】今回、県のみ出資ということで予算を計上しております。

リレー派遣の推進につきまして、エヌと県と

一体的に、新たな現場のニーズに対応してリレー派遣という取組を進めていくということで、今回は資産要件のクリアという部分でございますので、県のみのお出資としております。

一応、内容については関係の株主に説明をしておりますが、今回出資は県のみで対応するというふうに考えております。

【吉村委員】わかりました。県がこういうことをやろうとするのに、これだけの費用がかかるのでということですね。

ちょっと思うんですけど、株式会社なので、順調に事業が進むと利益が上がっていくと。アソウヒューマニーセンターが事業者なので、幹旋をされていくんだろうと思いますけど、利益が出てきた場合はどのようにされるのか。要らぬことかもしれませんが、お聞きかせいただければ。

【村里農業経営課長】今後、事業がしっかり安定する中で利益を生み出していく形になると思いますが、剰余金の配分についてはエヌの方で判断される部分になるかと思います。配当等があれば当然それぞれに、株主総会等で決議される中で配当ということもあろうかと考えております。

【吉村委員】要らぬ心配をせんちゃよかという話になっとかもしれんですけど、話を聞くと、採算ベースが130人、内定とかいろいろ入れると160人、200人となった時に、これがうまく回れば、それは当然利益が出てくるんだろうと思うわけです。その時には、やはり利益の還元というのも考えていかなければならぬと思うんです。いたらんことですけど。

それを還元するのではなく、この事業の拡大に投資していくことも考えられるかもしれませんが、そこら辺は県も費用負担をしているわけ

ですから、無駄なことにならないように今後やっていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど西川委員から牛のことがあったので。私も、西川委員ほどは行ききらんですが、時々、平戸口市場に行きます。

この資料の一番上、次世代高能力雌牛群整備促進事業費3,900万円、これでゲノミック評価という技術を取り入れていくと。これは遺伝子情報を取り出していくということだろうと思うので、確実かなと思うんですが、そこら辺のもう少し詳しいことは説明を受けたのかな。

遺伝子情報ですよ。これは子牛の時からわかるというものですよね、ちょっと再確認させてください。

【山形畜産課長】今回、次世代高能力雌牛群整備促進事業の中でゲノミック評価というものに取り組みます。

ゲノミック評価は、今までの手法ですと、雌牛から生産された子牛を肥育して、成績が出て初めて育種価というのが出てくるんですけども、例えば脂肪交雑であるとか、うまみの成分が大体ここら辺に遺伝子があるというのがわかっています。それを家畜改良事業団で分析をしていただいて、肥育成績がない子牛の時代から、この子牛が優秀な遺伝子を持っているかどうかというのが検査でわかると。その仕組みを利用して、若い雌牛から生まれた子牛の遺伝子を分析して、それがよければ地域に保留してもらって、それを推進するという事業でございます。

【吉村委員】わかりました。そういうことですね。そうすると確実に子牛の時からわかるので、それも遺伝子情報ですから、確実なんだろうと期待をするところです。

それで、何年前だったか、私は農水経済委員会に一時おらんやったもんだけん、さしの入り

ぐあいをはかるものがあつたじゃないですか。何という機械だったですかね。（発言する者あり）それを教えてください。

【山形畜産課長】肥育している牛は、実際に屠畜をして肉になってしまわないと、さしが幾ら入っているかというのはわからないんですけども、人間でも画像診断とかに使います超音波で、生きている牛の表面から検査をして、ロース芯のところの脂肪の量がわかるという仕組みでございます。

【吉村委員】わかりました。霜降りマスターね。これもどうなんだろうと、期待できるかなと思ったけど、これの現在の稼働率はわかりますか。

【山形畜産課長】機械を普及の方にも使っただいて、今は現場指導とか、全共の候補牛の選抜にも使っております。ただ、霜降りマスターというシステムの方は、改良の余地もあるということで、使いながらデータの更新をしているという状況でございます。

【吉村委員】こういうことを言ったのは、今度、鹿児島で全共がありますね。鹿児島は、ハイグレード表示というのをやりよるそうです。市場に出荷する時に、上位8分の1ぐらいをハイグレードと表示して、購入者に対してアピールをすると、そういうことで牛の値段も高く安定しているようでございます。

だから、ゲノミックで遺伝子を評価する、それから霜降りマスターで検査する、そうすると確定的にいい牛がわかるわけですから、こういう表示をして市場に出荷するということも考えていただければと。後でまたゆっくり話します。以上です。

【久保田分科会長】ほかにございせんか。

【溝口委員】当初予算の横長資料の79ページ、山地治山費26億5,200万円です。ここで約1億円

減っているんです。

先ほどもらった資料で見たら、水土保持治山費3億9,564万円と水源地域整備費、約1億円減っているんですけども、両方を合わせたら大体6億円ぐらい減るような形になるんですけど、減額になった要因は何ですか。

【永田森林整備室長】先ほど農村整備課長からご答弁させていただきましたが、平成30年から令和2年までは国土強靱化の緊急3か年の特別枠がのっています。それがおよそ6億円で、それが令和3年度からはなくなりましたので、その分が減額になっていると。その分につきましては、先日先議していただきました補正予算でカバーをしている状況でございます。

【溝口委員】これも補正予算で補っているんですね。わかりました。

それから、先ほどもらった資料で、農産加工流通課で、市場対策費1億5,116万5,000円と載っているんです。施設の整備ということですが、どこの施設を整備するのか、お尋ねしたいと思います。

【長門農産加工流通課長】市場の施設整備のお尋ねですが、これにつきましては、長崎市の卸業者が、選果・保冷施設の整備に充てる補助金でございます。

【溝口委員】これは1年で終わってしまうんですか。

【長門農産加工流通課長】この事業は、国の事業を活用した1年間の事業となっております。

【久保田分科会長】質疑の途中ではありますが、本日3月11日は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年目となります。

犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙とうを捧げたいと思います。

皆様、ご起立願います。黙祷。

〔黙 禱〕

【久保田分科会長】黙禱を終わります。ありがとうございました。

質疑を再開します。

【溝口委員】この事業は、補助金とか何とかじゃなくて、全額公設として整備をするということですか。

【長門農産加工流通課長】これにつきましては卸業者が建てるものですので、補助金として支出するものでございます。

【溝口委員】何割補助になるんですか。

【長門農産加工流通課長】現時点で活用を検討している事業につきましては、2分の1の補助となっております。

【溝口委員】わかりました。そうしたら、3億円以上の事業になると理解していいわけですね。

【長門農産加工流通課長】事業費につきましては3億円程度とお聞きしております。

【溝口委員】わかりました。

それと園芸振興対策費、令和3年度は4,000万円としているんです。令和2年度を全て足すと8,600万円ぐらいになるんですが、半額になった原因を教えてください。

【川口農産園芸課長】園芸振興対策費の減額につきましては、横長資料50ページに記載がございます園芸作物生産転換促進事業が、令和3年度におきましては1,500万円程度に減額しております。その減額が園芸振興対策費の減額となっております。

その落ちた原因は、この事業につきましてはハウスのリース事業、水田を畑地化いたしましてハウスを建てることのできる事業、2分の1国庫事業で予定しておりました。その導入が可能ということで要求をさせていただきましたが、その後、生産者と実需者の契約でないと、この

事業が実施できないということが判明いたしまして、取組が少ないことがわかりましたので、令和3年度につきましては減額して要求をさせていただきました。

【溝口委員】わかりました。

48ページの価格安定対策費、野菜価格の著しい低落時の価格差補給ということですが、どのような事業内容になるのか、お尋ねしたいと思います。

【川口農産園芸課長】48ページ、価格安定対策費の野菜生産出荷安定対策費についてご説明いたします。

これは、市場に青果物を出荷して価格が下がった場合に、それを国、県、団体等で補填を行う事業でございます。指定野菜、契約等がございまして、あらかじめ決めた数量を市場に出荷いたします。その数量を守ることを前提に支援を行うという仕組みがございまして、国と県と生産者、3分の1ずつで基金を積み上げておりまして、価格が下落した時に、その基金から取り崩して生産者に補填を行うという事業でございます。

【溝口委員】今、基金と言いましたけれども、今、基金はどのくらいあるのか。

【川口農産園芸課長】これは国の野菜農畜産物価格安定基金で、県だけで運営している基金ではございませんので、総額を示すにはちょっとお時間をいただきたいと思います。

【溝口委員】わかりました。

国の基金ということですけど、一般財源から県単で出しているように見えるんです。その辺についてお尋ねしたいと思います。

【川口農産園芸課長】県が3分の1、県単予算で基金に支出をいたしまして、国は国で3分の1支出する、農家の方も支出して基金を積んでお

きまして、野菜の価格が下がった場合に、その基金の中から支出を行うという形になっております。

【溝口委員】わかりました。今年の場合は、県は3億1,156万5,000円、全額積み立てるんですか。

【川口農産園芸課長】この予算は、野菜の価格が下落した時に出すという事業になっておりますので、去年の予算要求時に、昨年度の9月までに支出したお金と、今後出るであろうお金を見込んで3億1,100万円を積み立てていただいております。毎年相殺しながら、ずっと制度は続いているので、毎年金額を入れ替えながら基金を積んでいると、出た分を基金造成させていただいている形になります。

【溝口委員】わかりました。

野菜でも魚でも一緒ですけど、価格が下がることは農家にとっても大変厳しい状況になると思いますので、いい制度だとは思っています。

ただ、今すぐではないですけど、後から算出の方法を教えていただければと思っております。一応、これで終わりたいと思います。

【久保田分科会長】ほかにありませんか。

【溝口農地利活用推進室長】先ほどの山口(経)副会長のご質問の中間管理地の件で、私どもの答弁でA to B、いわゆる非担い手から担い手への面積を1,322ヘクタールと答弁いたしましたが、正しくは1,332ヘクタールということでございます。比率は24%で変わりません、訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、第4号議案乃至第6号議案、第78議案のうち関係部分、第79号議案乃至第81号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。再開は3時10分からといたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時10分 再開

【久保田委員長】再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

農林部長より総括説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】それでは、農林部関係の議案等についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料、農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第41号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第41号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について

ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料並びに同資料追加1及び追加2をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、高病原性鳥インフルエンザ対策について、野生鳥獣による被害の状況について、農業分野における外国人材の活用について、令和2年度6次産業化アワードにおける農林水産大臣賞の受賞について、第50回日本農業賞特別賞の受賞について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、「ながさき森林環境税」について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について、令和3年度の組織改正について、長崎県産米「にこまる」「なつほのか」の特Aランク獲得についてでございます。

このうち、主な事項につきましてご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

野生鳥獣による被害の状況についてでございます。

昨年12月に国が令和元年度の野生鳥獣による農作物被害額を公表し、本県の農作物被害額は、1億4,200万円と前年度と比べ6,600万円減少し、ピーク時の平成16年度被害額の2割以下となっております。

このうちイノシシによる農作物の被害額については、8,200万円と前年度と比べ6,000万円の減少となっており、これまでで最も少ない被害額となっております。

県では、被害対策の知識や技術を習得し地域で指導する「イノシシ対策A級インストラクター」をこれまでに464名育成するとともに、「防護対策」として延べ1万4,000キロメートルを超

える侵入防護柵の設置、「すみ分け対策」として129地区の緩衝帯整備、「捕獲対策」として集落単位で捕獲隊を設置するなど、「防護・すみ分け・捕獲」の3対策を、猟友会の協力のものと市町と連携し総合的に展開してきたことで、農作物被害額の減少など一定の成果が見られているところです。

しかしながら、イノシシ対策は依然として地域の深刻な課題であることから、さらなる被害軽減を図るため、今年度新たに捕獲情報をリアルタイムでマップ化し、防護・捕獲対策を効果的・効率的に実施するためICTを活用した情報システムを構築したところであり、今後広く普及することとしております。

また、イノシシに次いで被害が大きいカモによる農作物被害額は2,100万円となっており、県では、カモによる農作物被害の軽減に向け、営農者代表、農業団体、市、農業振興公社等と連携し、営農者を対象とした研修会の開催、他県の被害対策事例の調査、吹流しによる防護対策の実証等を行うこととしており、さらなる被害防止対策の充実強化に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の3ページをお開きください。

農業分野における外国人材の活用についてでございます。

本県における農業分野での外国人材の活用については、令和元年12月より株式会社「エヌ」が派遣業務を開始し、2月9日現在、カンボジア国の34名が就労しているほか、新たに入国済みの13名、さらには面接済みで入国準備中の113名、合計126名が今後、県内の産地へ順次派遣される予定となっております。

「エヌ」では当初、年間を通じて県内産地へ外国人材を派遣する「通年派遣」を中心に計画

をしておりましたが、本県の多くの農業者より、現在のコロナ禍における経費削減のため、農繁期のみ外国人材を派遣する「期間派遣」を希望する声が多かったことから、本県で就業している外国人材を6月から11月の夏場が農繁期となる長野県へ派遣する「リレー派遣」を試験実施したところです。

その結果、農業者は農繁期の労働力確保と農閑期のコスト削減が可能となり、さらに外国人材は通年の所得確保につながったことから、令和3年度は、リレー派遣先を長野県に加え、新たに北海道に広げることとしております。

今後も、本県農業者の労力不足の解消に取り組み、さらなる農業所得の向上に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料追加2の1ページをお開きください。

長崎県産米「にこまる」「なつほのか」の特Aランク獲得についてでございます。

一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「令和2年産米の食味ランキング」の結果が3月4日に公表され、長崎県産米「にこまる」と「なつほのか」が、最高評価である特Aを獲得いたしました。

「にこまる」は昨年に引き続き通算8回目、「なつほのか」は通算2回目の特A獲得となります。

本県の令和2年産の水稻につきましては、7月の低温・日照不足や台風第9号、第10号の影響により、県全体の作況指数が86の「不良」という大変厳しい状況の中での今回の特A獲得は、県内の各産地が一丸となって各品種の栽培基準に沿った適切な管理に取り組んだ賜物であり、農業者、農業団体など関係皆様方のご努力に対し、心から敬意を表する次第であります。

県といたしましては、今回の高評価を受け、農業団体、米卸会社の皆様と連携した消費者へのPR活動に取り組むなど、長崎県産米「にこまる」「なつほのか」の更なる生産拡大とブランド確立に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第41号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、111番と6番でございます。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

質問通告に基づき進めさせていただきます。委員一人当たり20分以内、1回限りでよろしく願います。

事前通告された委員の方で、質問はございませんか。

【堤委員】2点通告をしておりました。

まず、耕作放棄地についてお聞きしたいと思います。現状はどうなっているのか、願います。

【溝口農地利活用推進室長】耕作放棄地の現状につきましては、農地の荒廃状況調査ということで、毎年、農業委員会の方で現地の調査等を行っております。

その結果、令和元年度におきましては1万7,490ヘクタールが報告され、内訳でございますが、3,633ヘクタールについては復旧可能な農地という報告を受けているところでございます。

【堤委員】1万7,490ヘクタールで、3,600ヘクタールが（発言する者あり）

【溝口農地利活用推進室長】3,633ヘクタールにつきましては、復旧が可能という報告を受けているところでございます。

【堤委員】年々、これは増えてきているのではないかと思います、どうでしょうか。

【溝口農地利活用推進室長】農地につきましては、年々、本県の耕地面積が減ってきております。したがって、この農地がそのまま荒廃していくかと思えます。

ただ、農地につきましては、農業委員会の調査で、荒廃農地の一部につきましては非農地化

という手続も進めながら、農地以外にもしますので、一概にそのままスライドしているというわけではございません。

【堤委員】非農地化をしている面積はわかりますか。

【溝口農地利活用推進室長】令和元年度の非農地化の面積につきましては、各農業委員会からの報告によりますと698ヘクタールとなっております。

【堤委員】698ヘクタールは、どういったことに転用というか、変わっていつているんでしょうか。

【溝口農地利活用推進室長】農地につきましては郡部等につきましては、例えば山に戻っていくというようなこと、都市部におきましては転用ということで、例えば公共施設であるとか住宅地に転用されていくかと思えますけれども、現状としては耕作放棄地ですので、ほとんど山に戻っていくような状況が多いんじゃないかというふうに思っております。

【堤委員】農地を耕作することをやめたら、土壌もどんどん悪くなりますし、雑草とか害虫とか有害鳥獣の害とか、見た目も景観を損ねるし、本当に大変な問題と思えます。

もう至るところでそういう耕作放棄地を目にするわけですが、荒廃農地という言葉も別にあるかと思えます。この耕作放棄地と荒廃農地は、区別した捉え方をされているんでしょうか。

【溝口農地利活用推進室長】耕作放棄地といえますのは、位置づけがございまして、農林業センサスで農家の方の意向を確認しながらのものが耕作放棄地でございます。

一方、荒廃農地というのは、現状を農業委員会等が調査いたしまして、その中で客観的に荒

廃農地であるという判断をさせていただいております。ただ、一般的には同じような趣旨で使われているのが実情ではないかと思っております。

【堤委員】ほぼ同じような意味で使われているという理解でいいのかと思います。

今、農業人口も少なくなってきていて、後を継ぐ人も少なくなってきている中ではありますけれども、食料自給率を高め、地域での農業生産力を高めていくためには、できるだけ農地として活用していくことが必要なのではないかと思います。これに対する国の支援とかはどうなっていますでしょうか。

【溝口農地利活用推進室長】農地が耕作放棄地となるには要因がございまして、農地そのものが非常に使い勝手がよくないということがあるかと思えます。それから、担い手がいない、つくる方がいないのが主な原因で耕作放棄地が発生していると認識いたしております。

このため、農地の改良が一部必要でございまして、国の事業で簡易な耕作条件を改善する事業とか基盤整備事業等、既存の農村整備事業等が行われています。

またさらにこれに合わせまして来年度から、新たに荒廃農地を含むエリアで、土地利用を最適化するような計画を地元の方で議論してつくっていただいて、その中で、例えば排水が悪いところには一部排水施設を入れる、狭地でちょっと土地条件が悪いところについては畦畔を除去するというような事業が、国の対策事業でありますので、そのような事業を活用しながら優良農地としてまずは復旧をさせていきたいと考えています。

それから担い手の方につきましては、従来どおり中間管理事業等を活用しまして、地域内外

の担い手に農地を斡旋、流動化をしていながら、耕作放棄地の解消に、国の制度を使いながら進めていきたいというふうに考えております。

【堤委員】改良の必要なところを農地改良、基盤整備などをして最適化して、農地として活用しやすい整備を新年度から進めていくということです。

森林になっていったりするところで、昨日か一昨日の新聞に、他県では耕作放棄地に広葉樹、センダンを植樹する例がありますと長崎新聞の記事でちらっと見たんです。森林になっていく上でも、積極的にそういったものを植樹して、新しい目的に変えていくような手立ては考えていらっしゃるのでしょうか。

【溝口農地利活用推進室長】確かに非農地化した後をどうするかということも非常に大きな課題であるかと思っております。

基本的には私どもは、農地としての復旧を、まず最優先でしていきたいと思っております。非農地化した後は、地域の地権者等から、どのような活用をしていくかということを含めて検討していただくことで活用方法が決まっていくというふうに考えております。

【堤委員】耕作放棄地の対策は本当に大変だし、これからますます増えていくと思うんですが、何とか農地として活用できるような様々な手立て、地域の人のご努力を支援していけるような体制をつくっていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

もう1点、組織再編で農山村対策室を課に改編するということがありました。それについて説明をお願いいたします。

【小畑農政課長】農山村対策室を農山村振興課に改組することについて、まずその意義についてご説明したいと思います。

まず現状ですが、本県の農山村を取り巻く情勢といたしまして、集落機能が低下するとされる10戸未満の集落が増加している、集落人口が高齢化している、それに伴いまして兼業農家、特に若い兼業農家の減少が著しい、このまま放置しますと農地等の保全活動が継続できないと。実際にアンケートを取りまして、10年後、このままでは取組の継続が困難とした集落協定が全体の7割ほどといった状況がございます。

こういった状況の中で、集落農地を守らなければ、条件が厳しい中山間地域から荒廃すると。そして、自然災害からの復旧が十分できないままに次の災害が発生し、川上だけではなくて川下の地域にも災害が拡大するといった懸念から、農林部といたしまして、農山村集落の人口減少対策の取組が急務ということで、平成25年度に、農政課から農山村対策と鳥獣対策を独立させまして、現在の農山村対策室を新設いたしました。これがこれまでの取組でございます。

集落対策につきましては、さらにその重要性が高まってきております。令和3年度からの第3期ながさき農林業・農山村活性化計画においては、この集落対策を産地対策とともに車の両輪として各種施策を進めることといたしております。

農山村対策室において取り組む従来の業務に加えまして、集落で稼ぐ仕組みづくりなど強力に進めるためと、従来農林部だけではなく県全体の施策にも関わる地域づくりとか、そういう大きな施策でございますので、体制を強化して強力にその業務を進めるということで、今回、農山村振興課へと改組したものでございます。

【堤委員】 ご説明ありがとうございました。

活性化計画の概要を見ましても、15ページに多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活

性化ということが示されていまして、そしてまた41ページの集落対策というところにも、新年度予算に計上された農山村地域力向上支援事業費の中に様々な施策が含まれているということで、中山間地域とか農山村を活性化するのは長崎県にとって本当に重要な問題だと思っておりますので、この施策をどういうふうに進めていかれるのか、しっかり見守りながら、私たちからもいろいろな意見を出させていただいて、本当にこれがスムーズに進んでいくように、私も頑張っているいろいろなことを学びながら、ご意見を出させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。以上で終わります。

【外間委員】 中山間地域におけるスマート農業の取組と推進について、お尋ねをいたします。

令和3年度の農林部の重点施策ということで、スマート農林技術の導入によつての生産性の向上を、米や野菜、果樹、畜産、木材、産地、品目ごとに、午前中に川崎委員から、スマート農業における取組について、具体的にどのような方法でそれに取り組んでいかれるのかとお尋ねがありまして、この取組による期待と、この導入に向けたさらなる、それぞれの品目や産地の生産性をどのように伸ばしていくかということの重点施策ということで理解をさせていただきました。

そこで、1億2,000万円近いスマート農業の重点施策の予算をもって、どの地域でどのような導入を行われるのか。私は、県北に住んでいる人間として、県北地域におけるそういう品目、産地を指定してスマート農業技術を取り入れるお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

【川口農産園芸課長】 県北地区におけますスマート農業の現状の取組と今後の方策等について、

委員からご質問をいただきました。

国のスマート農業実証プロジェクトを活用いたしまして、農業者、JA、企業、農研機構という国の機関と県で構成いたしますコンソーシアムをつくっております。

令和元年度から今年度までの2年間で、県北地区の例えば佐世保市の長崎西海みかん、長崎西海農業協同組合かんきつ部会の圃場におきまして、温州みかんの生産から出荷をデータ駆動でつなぐスマート農業技術一貫体系の実証に取り組んでいるところでございます。

これは、マルチドリップ栽培を中心とした指定園から、最終的には選果場でAI技術やロボットハンドを活用したプレ選果システムを導入いたしまして、農家の負担を非常に軽減して品質の高度化、高品質化を図るシステムでございます。

また、平成29年度から県の事業で、県北地域におきまして、いちごなどの施設園芸で環境制御技術、特に二酸化炭素ガスの施用を行って単収を飛躍的に上げるということを行っております。

加えまして、令和元年度から国の事業を活用して水稻でのスマート農業技術の実証に取り組んでおりまして、令和2年度には佐々町でドローンによる農薬散布、ラジコン草刈り機による実証に取り組んだところでございます。

【外間委員】県北地域においては、温州みかんをマルチドリップ、選果場にてロボットで選果する効率性を高めながら、より糖度の高いみかんをしっかりと選別して、民間企業と連携して、千疋屋で700円も800円もするような日本一高いみかんをつくるということ、そういうスマート農林技術の導入こそが、まさに収益性を高めることでの連携というふうに理解をいたしまし

た。

また、水稻ではドローン、ラジコンを使った内容をご説明いただき、なるほどスマート農業というものは、より効率よく生産性を高めていく、大いに期待すべき令和3年度の重点施策であるというふうに思います。

長崎県は、離島や中山間地域を多く抱えていること、県北振興局管内は県全体の面積の4分の1を有し、さらに中山間地域が特徴づいた地域でありますので、農作物の効率のいい収益を図るには、まさにこのスマート農林業技術の導入こそが、これからの農業のあり方として大いに期待できるものということで、西海の温州みかんと佐々の水稻をご紹介いただきました。

これからの産地の育成、品目の育成に、このスマート農業を大いに期待をして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【山本(由)委員】コロナによる経済損失とコロナ対策予算の効果についてということで、通告をさせていただいております。

昨年からのコロナウイルス感染症の影響は、どうしてもホテルとか飲食店とか、宴会場とか交通とか、そういったところの影響が大きいということで、業界で見た時には、農業とか水産業とかは比較的影響が少なかったというふうに言われてはいるんですけども、その中でも、高品質の農産物の販路を変える取組をされているということですから、それなりの影響を受けている部分もあるだろうと思うんです。

農林部の所管の中でどういうふうな影響があったのか、ちょっと総論的な話になるんですけども、ご説明をお願いします。

【小畑農政課長】コロナによる影響でございま

すが、委員ご案内のとおりといいますか、具体的な損失等の数値を把握するのは困難でございますが、市場等からの情報収集などにより具体的な影響の収集に努めておりますので、特に農林部の中でこういった影響があったかということをご説明したいと思います。

感染症の拡大で、農産物におきましては和牛枝肉と花卉の影響が最も大きく、和牛枝肉につきましては、緊急事態宣言による外食産業の営業自粛やインバウンド需要の落ち込みなどにより、佐世保食肉市場におけるA4等級の枝肉価格が、令和2年5月に1キロ当たり1,867円と、前年同月比で24%下落しております。

また、花卉につきましては、冠婚葬祭の延期や縮小による需要の落ち込みなどによりまして、長崎花市場における輪菊の価格が、令和2年4月に1本当たり39.4円と、前年同月比で約30%下落したところであります。

その後、昨年末にかけまして、和牛枝肉、花卉とも価格は一定回復しましたが、花卉につきましては、1月11日、都府県への緊急事態宣言や本県での特別警戒警報が発令されたことに伴いまして、1月の長崎花市場の輪菊の1本当たりの平均単価が59.3円と、前年同月比で25%下落したところでございます。

大きなところの影響はこういった状況でございます。

【山本(由)委員】 こういう影響に対して、例えば牛肉であったら学校給食に提供したりとか、花は公共施設等で展示をしたりというふうな取組がなされているんですけれども、その取組の効果というか、もう少しその辺のところを詳しく。どういう取組をして、数量であったり金額であったり、そういったものがわかればお願いします。

【小畑農政課長】 影響を受けた農業者等への支援ということで、県といたしましては、農業団体や市町と連携して、影響を受けている生産者へ、経営継続とか資金繰り対策、国事業や地方創生臨時交付金を活用しまして各種施策に取り組んできております。

特に生産者への支援対策としては、優良な肥育牛生産に向けた経営体質の強化や、野菜や花卉などの高収益作物を生産する農家の次期作への取組、経営を継続する農家の機械設備の導入等への支援を行っております。

また、消費拡大対策として、委員からもご案内がありましたが、県内の学校給食に対し、3月末現在で県産牛肉を延べ2,627校、県産地鶏を延べ850校に提供するほか、県庁や各市町、長崎駅等における県産花卉の装飾、旬の花を届けるための花卉の総合Webサイトの構築、県内量販店での長崎和牛等の県産食材の販売促進など、こういった各種対策に取り組んでまいっております。

結果としての効果ということでございますが、この事業だけの効果と言えるものではないかもしれませんが、和牛におきましては、2月には佐世保食肉市場におけるA4等級の枝肉価格が1キロ当たり2,400円と、前年同月比8.9%の増というところまで回復しております。

花卉につきましては、令和2年末には前年と同水準まで回復をしており、その後、緊急事態宣言等々ございまして、一旦前年同月比で25%減と1月は落ち込んだんですけれども、2月には、単価は前年同月比の17%減まで回復傾向にございます。

ちなみに、まだ速報値なので正確な数値ではございませんが、3月上旬には75.2円となりまして、コロナ発生直後の前年同時期比で29%の増、

コロナ発生前の一昨年と同時期比で12.6%増と回復に至っているような状況になっております。

【山本(由)委員】花でいうと、卒業式であったり入学式であったり送別会であったりが、3月21日以降にどうなるかということで、また影響が残るんだろうなというふうに思います。

また、スーパーとかの売上は、去年は実は上がっているんです。前年に比べて上がってきているんだけど、それ自体も少し落ち着いてきているというか、外食とかそういうものから振り替わったという部分もあるかもしれないんですけど、結局、コロナの前の段階が必ずしも景気が良かったわけではないと。どちらかというと価格が安くなってきている中でコロナがあって、がくんと下がったところが、結果的にちょっとプラスになっただけの問題だろうと思いますので、今後とも、コロナの影響ももちろんですけども、基本的な価格競争的な動きはまた、戻っても起こるんだろうなと思っておりますので、引き続きコロナ対策、それから低価格対策ということで、ご支援のほどよろしく願います。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【吉村委員】何点か。まず、大きく農林業振興についてと書いておったんですが、先ほど聞ききれんやったもので、ここでお聞きしたいと思うんです。

農水経済委員会提出資料の補助金内示一覧で、長崎県産農水産物販売促進事業費補助金というのが6行目まであるんですが、この事業内容についてお知らせをいただければと思います。

【長門農産加工流通課長】長崎県農水産物販売促進事業の内容についてのお尋ねでございます。

この事業につきましては、実は国の農林水産省が実施しております新型コロナ対策事業であ

ります地域の総意による販売促進事業という事業がございまして、それに上乘せするような形で事業を構築したものでございます。

具体的に国の地域の総意による販売促進事業といいますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴うインバウンドや外食需要の減少によって影響が生じている品目について、キャンペーン等を行う際の食材費、広告費それぞれ2分の1を、国が直接その事業者等に支援する事業でございます。

県の事業といたしましては、国の事業を一定活用していただきます事業者に対して、その影響がある品目が国から示されているんですけども、その中で長崎和牛を必須とさせていただきまして、それ以外にいちごやお茶、まぐろやふぐ、そういったものの中から1品目以上の合計2品目、長崎和牛とお茶とか、長崎和牛とまぐろとか、そういうふうに2品目以上使って県内の量販店、直売所等が実施するキャンペーン等の広告費分だけです。食材費は国だけしかないんです。広告費の部分を2分の1上乘せして補助金として支援したものでございます。

【吉村委員】今の話を聞いて、大体アウトラインはわかったんですが、県内示額が結構大きいものだから、販売促進キャンペーンの広告費で県が2分の1を補助するとしたら、これの倍と考えていいんですかね。広告費だけでそれだけかかりましたと。

費用の内訳が、ざっくりでいいですけど、何かわかりますか。

【長門農産加工流通課長】国のキャンペーン事業は、約3億1,000万円の総事業費になっております。全ての事業、食材費と広告費を込みで3億円ほどの事業になっています。そのうちの2億5,000万円ほどを国の事業で活用されていま

して、キャンペーンの経費としてそれぞれの事業者が積み上げたものが5,000万円ほどございましたので、5,000万円のうちの2分の1を国が補助して、残りの2,500万円を県が補助しているということでございます。

【吉村委員】何かおかしかね、俺が間違うとるとかな。このジョイフルサンアルファというのには、県内示額は36億7,800万円と読めるんだけど。

【久保田委員長】 暫時休憩します。

午後 3時50分 休憩

午後 3時50分 再開

【久保田委員長】 再開いたします。

【長門農産加工流通課長】大変申し訳ございません。補助金内示一覧につきましては、1,000円単位のところを円単位で記載してしまして、実際はこれは367万8,000円ということでございます、すみません、下の3桁のゼロを消していただければと思っております。大変申し訳ございませんでした。

【吉村委員】わかりました。販売促進は頑張っでやらないといかん。コロナ関連で国からの直接補助金も出たのでということですが、こういう単純なことは間違わんごととしてくださいよ。聞いた俺の方が何かばかみたいな。

次に有害鳥獣対策です。いろんな議論がこの場でも交わされておったんですが、やっぱりこれは継続して農家の人たちの苦しみがあるわけですね。本年度の予算的にはちょっと増額されておったんですけれども、現場の農家の皆さんの悩みは、最初の頃にワイヤーメッシュを設置された方は、メッキをしていないメッシュでさびやすい。それで、もうそれがだめになっていると。そこを付け替えたいけど、国の耐用年

数が決まっているから、できんとですよ。それから、地域の中でまとまってやったところも、全体でしか、自分のところだけちょっとというのはできないということがあって、耐用年数は14年だったですかね、ここを待たずして付け替えられないかという願いなんです。

そういうことを国に要望してくださいというお願いを以前にして、県から国に要望の時には必ず載せてあることを拝見したんですけど、何か文章が、もうちょっと強く言えんのかなと思うんです。そこら辺、農家の声は耳に入っておられるだろうと思いますが、考え方をお聞きしたいと思います。

【村木農山村対策室長】今、吉村委員からご指摘がございましたように、ワイヤーメッシュの耐用年数につきましては14年となっておりますけれども、耐用年数に満たないのに腐食の事例が見られると、農家の方が困っていらっしゃるというふうなことは承知しております。

そういった背景がございましたので、国の方には耐用年数の見直しについて要望したところではございますが、国からは、長期的かつ全国的な調査が必要であるということで、現在では困難というふうな回答があったところですが、県としても引き続き、国に対して要望はしているところではございます。

来年度から、国の交付金事業を活用してワイヤーメッシュ柵を整備する場合には、亜鉛メッキなどの防錆仕様と同等以上の機能を有するものを補助対象とすると、国から情報はあっているんですけれども、現時点では詳細が明確に示されておりませんので、取扱い等について確認がとれた段階で、必要があれば、先ほどの要望の中身についても検討してまいりたいというふうに考えております。

【吉村委員】 お願いします。もう少し強く働きかけをして。

何年前だったか、去年か一昨年か、捕獲報獎金を国が特交で見ますというのが出てきて、市町の負担が500円増えるところを県が助成することで落ち着いたことがあるわけです。国も特交で措置をすると、2,000円が4,000円になったわけですよ。

そういうことも考えると、14年という耐用年数を多少短くすることができんのかなと思うわけです。働きかけをお願いしたいと思います。

それからもう一つ。先ほど対馬の件で話が出りましたが、県北の方にもシカがだんだん増えてきて、結局、ワイヤーメッシュ1枚は飛び越えてくると。だから、その上にもう1枚つぎたいんだけど、補助対象にはならないという声を聞くわけです。その点について何らかの措置があるのか、お尋ねをしたいと思います。

【村木農山村対策室長】 既存のイノシシ用防護柵を活用して、新たにシカ用の防護柵を設置することにつきましては、防護柵の機能向上となることから補助の対象となりますが、この場合、増設した部分で費用対効果が出ること、また、増設した防護柵の耐用年数の間は、既存の柵についても継続的に維持管理が必要となっておりますので、こういう事業をうまく活用しながら、シカの方にも対応していただければというふうに考えております。

【吉村委員】 今の室長の答弁で、できる道があるというふうに理解をしたんですが、せっかく使えるものがあるのであれば、そういうことを農家の皆さん方に、私たちも当然やりますが、周知を広くやっていただくようお願いをしたいと思います。

それから水稻対策ですが、県産米が特Aを獲

得したと、長崎はよかったというんですけど、作況指数が86と非常に悪かったので、これは全国的にも悪いんじゃないかなと思ったら、全国は平年並みですね。ですから、米余り現象が引き続きやってくると。国も、減産のお願いか命令か知らんですけど、それをが47都道府県に向けてまた来るんだろうと思います。

ですから、減産しなければならぬところにどうするかと、農家の所得の減るところに手を入れんといかんと思うんですが、それについて今年すぐ始まるんでしょうけど、どのような計画を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

【川口農産園芸課長】 委員ご指摘のとおり、農林水産省は、令和3年産の米の需給均衡を図るため、国全体で令和3年産米の作付を、令和2年産より6万7,000ヘクタール減産が必要としております。特に米の主産県、いわゆる東北とか北海道を中心に、米の作付の一層の減産を働きかけているところでございます。

ただ、本県は、米の生産量よりも消費量が多い県でございます。いわゆる米の輸入県と言われる。加えまして県民の方々は、県産米を非常に食べておられます。需要が非常に高い。米の集荷業者からも、県産米をもっとつくってくれという要望が県の方には届いております。

県、国が公表しております2月1日時点の相対価格を見ましても前年の99%、本県産の米の価格は落ちておりません。本県民の方々の県産米に対する需要は高いと考えておりまして、全国的な米余りの影響は受けていないと考えております。

しかし、県産米の生産量が少ない状況が続きまして、安い県外産米が県内へ流入した場合、県産米の価格が安くなるおそれもございます。

令和3年以降に向けましては、今後も県内の需要に応じた生産数ということを考えておりまして、生産面積の目安に応じた生産を行われるよう、生産者に作付を薦めているところでございます。

【吉村委員】今のような話で対策を打っていくと、長崎県は消費の方が多いということですが、国が号令をかけると一定の生産調整はかかってくるんだろうと思うわけです。ですから、後であららとなったらいかなので、早めに手を打っておかないと。

今、課長が言ったように6万7,000ヘクタール、36万トン振り分けんばいかなことになるんだろうと思いますから、水田を使った高収益農産品の開発に向けて、さらに取り組んでいただきたいとお願いします。

それから、ながさき森林環境税の成果についてです。この森林環境税の期間が、もう満了するんじゃないかと思うんですが、これまでの成果はどうだったのか、お尋ねします。

【内田林政課長】委員お尋ねの森林環境税を活用した事業の成果ということで、お答えをしたいと存じます。

平成19年に創設をいたしまして、今年末までの切捨て間伐の実績が7,200ヘクタールほど整備を終える予定です。この間、国の補助事業を活用した搬出間伐も同時に進行しておりまして、令和2年度までの14年間累計で1万7,000ヘクタールの荒廃した森林が間伐を実施されておりまして、森林内に太陽光が届いて下層植生が豊かになった状態で、森林の機能を回復しております。いつでも木材が生産できる山に仕上がっています。

それから、搬出間伐の基盤整備となる作業道が、14年間で2,400キロメートル実施しており

まして、国庫補助の残の個人負担分に森林環境税を充てておりまして、導入前の2.3倍となる年間1,650ヘクタールを実施しております。それによる木材生産量は、導入前の3.3倍となる年間16万8,000立方メートルまで木材生産が伸びております。

もう一つ、県民参加の森づくりということで県民の皆様方に参加いただいて森づくりをやっているんですが、森林ボランティアは14年間の延べ人数で16万6,000人の方々に参加をいただいておりまして、その間、ボランティア団体の登録団体は43団体、平成18年度の3倍となるなど、県民参加の森づくりも大変効果があったというふうに思っております。

【吉村委員】なかなか成果が上がっているということで、次は第何期目になるか、パッと出ませんけど、その策定についてどのように、また継続していくべきであろうと考えているのか否かというところをお知らせいただきたい。

【内田林政課長】今後、いろんな方々のご意見を伺いながら判断していくことと考えておりますが、平成16年に高知県が最初に導入をしてから、これまでに37府県がこの独自課税を実施しておりまして、全ての県が継続中でございますので、その辺の情報も整理しながら長崎県の方針を固めていこうというふうに考えております。

【吉村委員】時間もきよりますけど、最後に長崎県民の森の運営についてです。

県北の世知原に世知原少年自然の家があるわけです。これは教育委員会が所管しているんですが、去年か一昨年か急に、あまり打ち合わせもなく一方的に、統合にもっていくというような話で、地元の方々は大変びっくりされて、そういうことはまかりならんというような話になるわけです。

あそこは利用率も非常にすばらしいですし、それと自然なんです。佐世保青少年の天地とは色合いが全然違う。ここは川の源流があり、森ばかりですから、そして集落がありということ。

県有施設一覧をもらったんですが、県民の森は林政課が所管しておるとやなと、そうしたら、この森ばかりの世知原少年自然の家は林政課で所管した方が合うとるんじゃないかと思うたわけですが、どうですか。

【内田林政課長】吉村委員から事前に質問通告をいただいていたので、担当の教育庁生涯学習課に確認をさせていただきました。

長崎県行財政改革推進プランがございまして、その中で公の施設の総点検において、教育庁が施設の廃止を含めた見直しを行った結果、県北の佐世保青少年の天地に世知原少年自然の家を集約するという方向が、もう既に決定しているということでございました。

その理由を尋ねたところ、これから大規模改修が控えているということで、現状の非常に厳しい財政状況、あるいは限られた予算で効果的、効率的に施設を運営するためには廃止もやむを得ないという方向が決まったということですので、そうであれば、やはり我々が引き継いでも同じ状況かなということで、引き継ぐことは大変困難な状況であるご説明をしたいと思います。

【久保田委員長】吉村委員、残り1分です。

【吉村委員】今の課長の話はわかるんですが、教育委員会の考え方、それから行財政改革の考え方は、それなりにその部署の考え方なんですよね。ですから、教育委員会の考え方は、教育委員会の考え方に沿った同じ施設という捉え方になる。

これが県北にある県民の森のような施設となると、今度は林政、農林で考えるという話になるんじゃないと思うんですけど、そこら辺、もうちょっと検討を進めてみる価値はあると思うんですが、どうですかね、農林部長。

【綾香農林部長】先ほど林政課長からお答えしたのが現在の県の基本的な方針でございますけれども、農林部内にはこれまで県民の森を運営してきたノウハウ等もございますので、世知原なのか佐世保なのか、そういう機能をしっかり残して、県民の方に上手に活用していただけるかという点では、農林部もお役に立てる面があるかと思っておりますので、教育庁の方とも今後も状況の確認、それからご協力できるところがあれば、ご提案等も含めてお話を進めていきたいというふうに考えております。

【吉村委員】先ほどちょっとお尋ねした長崎県森林環境税を県民の皆さんからいただいて、そういう事業をいろいろやって森もよくなる。森に親しむという観点から見ると、子どもたちが山とか森とか、そういう自然になじむ生活が一般的になると考えると、農林部で考えることもあるんじゃないかと思うので、前向きに検討をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

【久保田委員長】ほかにございせんか。

【山口(初)委員】通告しておりましたので、野生鳥獣被害対策について質問をさせていただきます。議案外報告でも述べられております農作物の被害の関係です。特にイノシシに関して、ちょっと質問します。

全体で1億4,200万円の被害が出ていると、そのうちイノシシが8,200万円と。ただ、被害総額全体で6,600万円が減っていると、その中でイノシシが6,000万円減っているという状況にあり

ます。

今日午前中にシカの個体数について質問がありました。イノシシの今の長崎県の個体数は、これを数えるわけにいかんのですが、推計されているのか、お聞きをします。

【村木農山村対策室長】委員ご質問の生息数については、生息数の手法そのものがないということで、実は国の政府施策要望にも、生息数の手法の確立ということで要望をさせていただいているところでございます。

【山口(初)委員】ということは、何らかの条件を入れることによって、イノシシの個体数が出てくるという仕組みをつくらうとされているんですか。

【村木農山村対策室長】今、国が公表しています全国的な生息頭数につきましては、60万頭から120万頭と非常に幅があると。今はベイズ法という手法によるものですが、これをさらに正確に予測できるような手法を確立してくれという要望をしているところでございます。

【山口(初)委員】そういうことで、県内としてはきちっと推定が今はできていないようです。

ただ、年間の捕獲した数は、それぞれきちっと報告がぁっていますので、おわかりだと思えますのでお尋ねします。

【村木農山村対策室長】過去、3万頭から4万頭ぐらい捕獲されているんです。具体的には、平成30年度が約3万5,000頭、令和元年度が3万7,000頭、本年度は見込みですけれども4万4,000円頭ということで、過去最大の捕獲頭数になる見込みとなっております。

【山口(初)委員】現実としてイノシシは、私たちの地域でも実態として減っていないんです。要は個体数を減らすことと、農作物の被害を減らすためにきちっとした防御をすること、2つ

がうまく組み合わされて被害が減っていくことになるんです。

捕獲という意味からは狩猟免許の関係、いわゆる狩りをしてもらえる人です。今、県内で免許取得者はどれくらいいらっしゃるんですか。

【村木農山村対策室長】令和元年度末の免許所持者は3,583名いらっしゃいます。平成26年度からの5か年で約250名増加しておりますが、一方で60歳以上の方が6割以上ということで、今後、人材の確保、あるいは技術の向上といったところが課題として挙げられますので、それに対応した事業なりを今後も進めていきたいと考えております。

【山口(初)委員】免許取得者の高齢化の課題はどこの地域からも出ている状況です。これは、一定若い皆さんに狩猟免許を取っていただいて、しっかりと対応できる状況をつくっておかんと、本当にこれは増えてしまうというのが地域の実情です。

イノシシ対策のA級インストラクターが484名県内にいらっしゃるに記載されていますが、どういう仕事をされているのか、これがどういう編成で、市町単位でやられているのか、具体的な活動内容等々について教えていただけますか。

【村木農山村対策室長】令和元年度末で464名を認定しております。実は、この制度につきましては県の独自の制度で、県が認定しております。

地域によって、地域に合った防護対策、この圃場にどういった形でワイヤーメッシュを張ればいいのかというふうなところを現地で指導するんですが、A級インストラクターになっている方は市町の職員、あるいは県職員、共済組合の職員といった方々で、現地の指導に当たって

いただいています。

【山口(初)委員】 農林水産省の農村振興局が出している資料に、鳥獣被害対策実施隊というのがあるんです。捕獲隊とも言われているようです。それとの関係はどうなっているんですか。

【村木農山村対策室長】 市町には、鳥獣被害防止の特別措置法に基づきまして、市町長が任命する実施隊を置くことができるとなっております。県内各市町に実施隊がおられます。この方々は、例えば住宅にイノシシ等が出没した時に、現地に赴いて対策を講じるような役割を担っています。

【山口(初)委員】 イノシシ対策A級インストラクターと全く同じではないということですか。（発言する者あり）わかりました。

もう一つお尋ねしますが、いわゆる防護の関係からいくと、前は電気柵が主流だったんですが、今はもうワイヤーメッシュにかわっていると思います。前年度までに1万4,000キロメートル実施されているんですが、これは継続してやっていただかないと、県内の各市町、十分に防護ができていないと思うんです。

令和3年度は、何キロメートルぐらいを実施する見込みでしょうか。

【村木農山村対策室長】 今年度の見込みは439キロメートルになっておりますが、来年度につきましては541キロメートルを予定しております。

【山口(初)委員】 わかりました。まだまだ継続してやっていただけるといことですね。

それぞれの地域が、この防護柵、ワイヤーメッシュには期待しているところがあります。それぞれの地域が、共同作業で自分の地域を守らねば、これはもうどうしようもないというような状況まで今はきているものですから、それぞ

れ手分けして地域を守っている実態です。

うちの地域は230年の歴史のあるみかん農家ですが、それぞれの集落で、それぞれグループに分けて今、実態やっています。ここには十分期待していますので、しっかりと支援をやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

もう一点お尋ねしますが、県内で運用されているのかどうかよくわかりませんが、捕獲から搬送、処理までを、ジビエカーというんですか、そういうものがあると農林水産省の報告にあるんですけど、県内はこの運用はどうなっているんですか。まだないのか。

【村木農山村対策室長】 ジビエカーについては、県内ではまだ実際に導入はされていないということでございます。

それと、平成30年度から令和2年度におきまして、ジビエの活用のために、国なり県、あるいは民間が入りまして、山からイノシシとかを搬出する、そういった開発も進めていて、開発のめどが立っているというふうな情報は入っております。

【山口(初)委員】 イノシシの捕獲は、狩猟者の高齢化と運び出し、処理の問題があるわけですか。そこについては、今後イノシシ等を増やさないためにも、しっかりと手を打っていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。

【久保田委員長】 ほかにございませんか。

【山口(経)副委員長】 通告に従いまして、農業大学校及び研究機関の運営体制の見直しについて、お尋ねをいたします。

長崎県の行財政運営プラン2025で、概要版の4ページ、項目2の8、9で、そういうことが示されております。その内容を「長崎県行財政運営

プラン2025（案）」の13ページに記されているわけですが。

まず、農業大学校、試験研究機関、それぞれの役割というものをお示しいただきたいと思えます。

【村里農業経営課長】まず、農業大学校の役割という部分でございますが、本県農業の次代を担う担い手、経営者を育成していくことを目的に学生を受け入れております。具体的に、農業高校、一般の高校等ともしっかり連携をしながら就農希望者を受け入れて、スマート農業等の学習等も入れながら、高度な栽培技術を習得していただいて、しっかり県内各地に入って営農、地域をリードする農業者になっていただくという役割を持って、研究、教育事業に取り組んでいると考えております。

【小畑農政課長】農林技術開発センターの使命でございますが、将来にわたって持続可能な農林業を実現するための生産技術の開発及び普及といったものを基本的な方向性といたしまして、最先端技術を活用した農業技術の確立とか、喫緊の課題でいきますと農山村集落の維持活性化のための、本県独自の中山間とか離島とか、そういった地域に適した営農体系の確立を図るための技術を研究していくと、そういった目的、使命をもって業務を行っていくという形で続けております。

【山口(経)副委員長】農業大学校の役割の中には、農業改良普及員、あるいは営農指導員、技術者、そういった方々の育成という大きな役割があります。そしてまた民間の農産加工とか農業関係の職種にも就いていただいている、そういったいろんな機能を持っております。

どうしても行財政改革となれば、今までも農業のそういう教育機関、あるいは試験機関、研

究機関が改革の対象になったことがありました。またかという思いで私はおるとです。

一般質問でもやらせていただきましたけれども、育種とか、そういったものについては非常に期間もかかる、そしていろんな母本も持っておかばいかんというふうなことで、不採算と言われれば不採算なんですけれども、種苗法ができてから、長崎県で育種した品物を早く農家に届けることが大事な使命になってきておりますので、研究機関の充実は、かえって望まれているんじゃないかと思うんです。

このたびの行財政改革の中でどういうふうなことが起こってくるのか、お示しいただけませんか。

【小畑農政課長】行財政運営プランの中で、農技センター、農大に対する見直しという項目を挙げております。もともとの立てつけといたしましては、調整に向けた政策形成機能の強化と組織の基盤づくりといったものが必要となることから、そういった取組を進めることも一つ考えております。

行財政改革でいろんな見直しを図る中で、今おっしゃったように農林技術開発センター及び農業大学校の必要性は当然高く、農林部としても重要な機関だというふうに認識しておりますので、そういった観点から今後取り組んでいこうと思っています。

具体的に申し上げますと、いずれの機関も現在は老朽化が著しく、スマート農業などの先端の技術開発や実践教育に対応できなくなっているのが現状でございます。そうしたことから施設整備の必要性が生じていると。

今回、農林技術開発センターと農業大学校を一体的に整備することで、施設の共同利用という行財政の観点もございますけれども、一方で、

両者が連携することで技術普及や人材育成の加速化を図っていくことが可能となるというふうに考えています。

そうしたことで、施設、組織の一体化、共同利用などの運営の効率化、そういった取組の改善に取り組んでいこうということで上げさせていただいております。

【山口(経)副委員長】改革の名のもとに機能の縮小までされては、これからの農業の振興を図る上で非常にマイナスになるわけです。

農業大学校と農林技術開発センターを統合といたしますか、同じ圃場を使いながらいろんな研究、あるいは教育をやっていくことについては、隣接しているからいいと思うんですけども、いろんな機能の縮小とならないように配慮していただきたいんです。

部長、その辺はいかがでしょうか。

【綾香農林部長】農業大学校には農業者の育成、農業技術者の育成、それから試験場には育種等も含めた技術の開発が求められております。スマート農業なども含めて、求められる機能はさらに高まってまいりますので、それぞれ求められる機能をしっかり果たしつつ、効率化できる部分は効率化できるように、農林部としても案をまとめて、財政部局等としっかり調整をした上で、この委員会でもご相談をしながら、あり方の検討を進めていきたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】それから、先ほど議論いたしました普及員の関係で、そういう技術、あるいは品種ができた際に、現場でいろんな活動をしている普及員にそういったことを早くお知らせして、そして技術なり何なり研修を受け、それを早く現場におろしていくことが大事になってこようかと思うんです。農技センター、あ

るいは農大との連携が非常に大事になってくるわけです。その点についてはいかがお考えですか。

【綾香農林部長】農林技術開発センター、農業大学校は、学生とか研究員だけのものではなくて、現場の営農指導員とか普及指導員、さらには先進農家が直接そこを訪れて、開かれた農大、開かれた農技センターとして、技術をそこで習得をして現地に持ち帰れるような即効性のある、地元への普及ができるような機能も今後は持たせなければならないと思っておりますので、その辺も含めてしっかり検討してまいりたいと思います。

【山口(経)副委員長】それからもう1点です。民間との共同研究、あるいはアイデアを持った農家との共同研究も必要になってこようかと思っております。そういった部分についてもご配慮いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

【綾香農林部長】現在も、スマート農業の現地の実証、開発を進める段階では、民間企業で開発された直後のものとか、開発されて現場におろせる直前の技術とかを、その民間企業も含めたコンソーシアムを組むことで試験研究と一緒に取り組むことができっておりますので、その辺は民間の力を、民間の技術を一緒に取り入れて、効果的な技術の開発、実証、普及が効率的に行えるように、民間の力もしっかり取り入れて進めてまいりたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】この行財政改革が、マイナスにならんようにやっていただきたい。

その体系について、農家サイドでは、どうなっているのかとよく見えない点があると聞きますので、その辺が皆さんによくわかるように、どういう改革をやってどうしましたよと、役割については、機能については充実しましたよと、

そういった改革につなげていていただきたいんです。もう一度、そういった点についてご見解をお示してください。

【綾香農林部長】今回の農技センター、農大の見直しは、行財政改革を進めつつも、その機能をさらに強化して、そして農家の皆さん、それから関係団体の皆さんが実感できるように、しっかり説明を事前に、こういう形で今は進みつつあるとできる限りお話をしながら、その検討を進めてまいりたいと。

そして、農家の方に喜んでいただけるような農技センター、農大を、できる限り早く建て替えることができるように、財政当局ともしっかり協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】十分農業振興につながるように、そういう改革の際にはしっかりとやっていただきたいという思いを伝えておきます。

まだちょっと時間があるようですので、大村にあります果樹研究部門ですか、あそこも今回の改革に伴いどうなるのかをお聞きしたいと思います。

【渋谷農林部次長】今回の行財政改革で、13ページに書いてありますように、今の体制の中で連携を強化するとか、共同研究の構築、あるいは研究の資質向上を図っていくということで、育種をやっていくとか、あるいは栽培技術を高めていくことについては、果樹の部門で特に今の方向を変えるということはありません。

ただ、地球温暖化に伴って、温暖化に対応する品種をつくっていくとか、品目を探索するとか、そういう研究の視点あるいは機能性を出すとか、そういったものについては今後またさらに機能を高めていくという方向で検討しております。

【山口(経)副委員長】農林技術センターにも果樹の部門がありましたけれども、前回統合の際に果樹部門を全部大村の方にとり形になったと思うんですが、まだ農林技術センターに残っていますか、果樹の方は。

【渋谷農林部次長】今のところ、果樹研究部門の体制を変える予定はありません。

【山口(経)副委員長】野菜関係、ばれいしょの試験場とか、いろんな試験場等もありますけれども、農林技術センターが中核となって、出先の研究機関等と十分連携をしていかれるんだと思います。出先について、どういうふうなお考えでおられますか。

【渋谷農林部次長】今回の機構の改正によりまして、ばれいしょ研究室と干拓の研究室を一緒にして畑作の研究部門という形で、干拓の研究を露地野菜でのスマート農業の進展等に合わせ対応できるように、新たに畑作の研究部門をつくるように計画をしているところです。

【山口(経)副委員長】そういう系統立った改革をしていただければ、皆さんにもよくわかりやすいし、またその役割が十分発揮できるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時37分 休憩

午後 4時37分 再開

【久保田委員長】再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、閉会中の委員会活動などの委員間

討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

午後 4時38分 休憩

午後 4時40分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 4時41分 休憩

午後 4時45分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時46分 閉会

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年3月11日

農水経済委員会委員長 久保田 将誠

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 37 号 議 案	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 38 号 議 案	長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例	原案可決
第 39 号 議 案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例	原案可決
第 40 号 議 案	長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 41 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 63 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 65 号 議 案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について	原案可決
第 71 号 議 案	ながさき産業振興プラン2025について	原案可決
第 72 号 議 案	長崎県水産業振興基本計画について	原案可決

計 9 件 (原案可決 9 件)

委員長（分科会長） 久保田 将 誠

副委員長（副会長） 山 口 経 正

署 名 委 員 山 本 由 夫

署 名 委 員 堤 典 子

書 記 馬 場 雄 志

書 記 川 野 義 治

速 記 (有)長崎速記センター